蘭等を生産する。併し印度支那に於ては棉花を第一とする。印度支那は棉花の生育狀件頗る良好で、殊に柬埔寨に於けるメコン河畔のシヤムカルと普通呼ばれてゐる河岸は棉花の栽培に好適してゐる樣である。卽ち同地方は柬埔寨棉として相當著名なる棉の生産地であるが、河水の汎濫等に因り產額は一定してゐない。パストウール研究所等に於ても種々本作物に就ての栽培試驗が行はれたが、大體の條件は良好の樣である。が要之、印度支那の棉花栽培は今の處試驗的時代と見るを至當とす。一九二七年交趾支那の土人栽培面積は四二〇エクタールを示す。

第八五表　佛領印度支那棉花輸出高連年比較表

出所ハ同前表

年次	繰棉			實棉			棉花總計
	佛國及同植民地	外國	計	佛國及同植民地	外國	計	
	噸	噸	噸	噸	噸	噸	噸
一九二二年	—	一、五〇八	一、五〇八	五五三	一、五五六	二、一〇九	三、六一七
一九二三年	—	一、四一〇	一、四一〇	一八七	一、七九四	一、九八一	三、三九一
一九二四年	—	一、四九二	一、四九二	四〇八	一、二五九	一、六六七	三、一五九
一九二五年	—	一、二七七	一、二七七	一八三	一、二六三	一、四四六	二、七二三
一九二六年	—	四四七	四四七	一	七五四	七五五	一、二〇二
右平均	—	一、二三七	一、二三七		一、三五六	一、五九二	二、八二〇
一九二七年	—	一、五一七	一、五一七		一、七一六	二、〇八四	三、五八一

第八六表　佛領印度支那實棉月別平均市價表

四貫市場に於ける實棉市價

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一九二六年	二一五	二一五	一九〇	一八五	一八五	一八五	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一七五	一七六	一九五
一九二五年	二三五	二三〇	二八五	二四七	二二〇	二一五	二一五	二一五	二一五	二一五	二一五	二四六	二一五

一九二六年の總輸出高中柬埔寨より輸出せる高一四、一四五、東京三、三五六、安南二、二四四、交趾支那七頭である。

家禽類

第八八表　佛領印度支那家禽類輸出高連年比較表　出所ハ同前表

年次	佛國及同植民地	外國	計
	キンタル	キンタル	キンタル
一九二二年	二七	二、九二〇	二、九四七
一九二三年	四二	六、〇四六	六、〇八八
一九二四年	九	一一、二九〇	一一、二九九
一九二五年	四	一〇、三八七	一〇、三九一
一九二六年	一	一五、七〇四	一五、七〇五
右平均	一七	九、二六八	九、二八五
一九二七年	一	六、四五六	六、四五七

鳥卵

第八九表　佛領印度支那鳥卵輸出高連年比較表　出所ハ同前表

年次	佛國及同植民地	外國	計
	キンタル	キンタル	キンタル
一九二二年	一二三	九、一六八	九、二七九
一九二三年	一二三	一八、六〇八	一八、七二一

牧畜業

概說　印度支那には牧畜業に好適する土地が數多存してゐるが、尙未開の地が少くないので、十分なる發達は遂げてゐない。牧畜業として最も盛んなのは柬埔寨である。特に印度支那に於ける耕用及食料牛畜類の供給國として冠絕してゐる。又輸出高の大部分も柬埔寨產のものが占むるが、乳牛の飼養は未だ試驗的時期にある。柬埔寨の氣候は畜產に最適するものなりと言はる。

養豚は東京が最も盛んである。

馬・羊・山羊等の飼養は極めて少ない。殊に羊・山羊の飼養は一九二五年に於て東京一四、二七〇頭、安南一九、九〇〇頭を數ふるに過ぎなかつた。

家禽は印度支那全國を通じて最も盛んに飼養されてゐる。統計に於ては不明である。印度支那山中には野生の雞多きことも注目に價する。

輸出　左に各種畜產物の輸出統計を掲ぐ。前述せる通り輸出牛類の大部は柬埔寨產のものである。何れも西貢港より輸出せられるが、（老撾產のものも同樣）生畜の事とてその移出は快速的な施設により行はれてゐる。

黃牛及水牛（全部外國行佛國行はない）

第八七表　佛領印度支那黃牛及水牛輸出高連年比較表　出所ハ印度支那經濟時報

年次	黃牛	水牛	計
	頭	頭	頭
一九二二年	一八四六七	一〇九八	一九五六五
一九二三年	一〇五一六	五、八七	一八三九三
一九二四年	八四四〇	四三七五	一二八一五
一九二五年	五二二八	二八九一	八一一九
一九二六年	一四二九	五四三	一九七二

一九二四年	七六	一八、三五三	一八、四二一八
一九二五年	二一四	一八、七一六	一八、九三〇
一九二六年	三八	二九、〇八三	二九、一〇一
右平均	一二	一八、七八一	一八、八九二
一九二七年	二八	三八、五八一	一八、八九二

未加工獸皮

第九〇表 佛領印度支那未加工獸皮輸出高連年比較表 出所ⅱ圓前表

年次	佛國及同植民地	外國	計
一九二二年	噸 四八	噸 一三三四	噸 一八二二
一九二三年	七四二	二、二二九	二、八七一
一九二四年	七六	二、二〇八	二、二八四
一九二五年	六二八	一、七三二	一、八九〇
一九二六年	四四四	一、七四二	二、一八六
右平均	五四四	一、七〇三	二、二五七
一九二七年	三三五	一、五八五	一、八九〇

加工獸皮（鞣皮其他）

第九一表 佛領印度支那加工獸皮輸出高連年比較表 出所ⅱ圓前表

年次	佛國及同植民地	外國	計
一九二二年	噸 七	噸 七八〇	噸 七八七

第九二表 佛領印度支那生絲輸出高連年比較表 出所ⅱ圓前表

年次	佛國及同植民地	外國	計
一九二二年	瓩 一、三二二	瓩 四六二三	瓩 一七九四三
一九二三年	四二三七三	二一九八七	六四三六〇
一九二四年	四四三〇七	一一九九二	五六二一九九

第九三表 佛領印度支那生絲月別平均市價表

西貢市場に於ける生絲市價

年度	交趾支那産（一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年）	安南産（一九二六年	一九二五年	一九二六年	一九二五年）
一月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
二月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
三月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
四月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
五月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
六月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
七月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
八月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
九月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
十月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
十一月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
十二月	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇
年平均	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇	一五〇〇	一四七五	一四〇〇	一三五〇

林業

概說 印度支那の林業は又頗る多望な財源を爲してゐる。佛領となる以前に於ては、この莫大なる面積を以て覆はれてゐる高地々方の大森林地帶は、何等顧みられることなくそのまゝ放棄されて居た。佛領となつて以來組織的にその管理方法が講ぜられ、約二百萬エクタール餘の森林地方を保護林となし濫伐及火災等を防禦して居る。森林行政は各國に於ける森林部に於て統轄

	總面積	森林面積
	千平方基米突	千平方基米突
安南	約一五〇	約 公〇

してゐる。

印度支那の森林面積はその總面積七十四萬平方基米突の中、約三十一萬平方基米突と評定されてゐる。これを今國別に分類すれば次の通りである。

畜産奬勵に關する施設其他 各地に農事試驗場あり。又西貢には種馬飼養所がある。一九二二年より牛の飼養も行つてゐる。東埔寨には一九二四年以後畜産市を開いて奬勵に努めてゐる（二六九頁ニヤ・トラン パストウール研究所參照）。

交趾支那に於て獸疫は毎年定期的に流行するが、各地に檢疫所が設置されてより牛ペスト炭疽病等は著しく減少を見た。

養蠶 印度支那に於て最も興味ある産業の一に養蠶業がある。これは本領土に於ける地方的財源であり、且佛本國を利する産業の一である。桑樹は全國到る處に存し、最も貧弱なる土壤に於てすら生育するを見ると共に、養蠶・絹絲紡績及絹布織業は土民の性格に頗る適合し、從つて養蠶は本領土五箇國を通じての普遍的産業である。殊に安南、東埔寨、東京に於て盛んである。又産額も絕えず實量共に增加しつゝある。政府も公設蠶卵檢査所等を設け奬勵してゐる。一九二五年に於ける生絲の生産高は二二五噸と稱せられてゐるが、其後の詳細は未詳である。

一九二三年	七	五七二	四五八
一九三四年	一	四九七	三七九
一九二五年	八	三七二	五一七
一九二六年	—	三八六	三八六
右平均	五	五二二	五一七
一九二七年	—	三五八	三五九

林産物

東　老　挝　寨

計　　支　　埔

京　過　那　寨

約　約　約　約

二　三　四　元

六　六　四　元

約　約　約　約

三　三　二　四

一　六　二　四

木、それに家具製造には最も好まれて居るものユーカリアルゲナ、ユーカリロバスタ等の樹木は、其の種類が數も推し量られる土名カ（Ca）及トラック（Trac）等森林より産出せらるゝ産物は、その種類が數から言つても七百乃至八百種を包含するさいはれてゐるから、その中その獨得の性質から見て裝飾用家具材として最も格好なる

第九七表　佛領印度支那ステイック・ラック輸出高連年比較表

出所ハ同前表

一九二七年平均	右平均	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	年次	佛國及地同	外國	合計
四、四九六	六、七五九	四、九七〇	六、〇八六	七、八五四	四、四八五	二、七五二	キンタル		二、七五二キンタル	
四、二五二	四、二五二	三、七七二	四、三八二	四、三五二	三、八〇二	二、八五二	圓		二、八五二圓	

第九八表　佛領印度支那漆輸出高連年比較表

出所ハ同前表

一九二七年平均	右平均	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	年次	佛國及地同	外國	合計
二、五〇一	三、七五七	一、七二九	二、四八一	二、四九〇	二、四〇一	二、三〇一	キンタル		二、三〇一キンタル	
八、八三九	七、五七一	六、〇四八	八、一五六	八、一〇二	八、〇〇八	七、四七八	圓		七、四七八圓	

第九九表　佛領印度支那麻輸出高連年比較表

出所ハ同前表

一九二七年平均	右平均	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	年次	佛國及地同	外國	合計
一、六	一、九四四	三	一、元六	一、九九二	一、九三三	一、九三三	キンタル		一、九三三キンタル	
九、三四	九、三四	五、四二三	八、九九	九、三三	九、三三	八、九三	圓		八、九三圓	

第一〇〇表　佛領印度支那肉桂輸出高連年比較表

出所ハ同前表

一九二七年平均	右平均	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	年次	佛國及地同	外國	合計
四、三五四	四、〇三五	三、七六四	四、六四八	五、九六八	四、八五五	四、〇八五	キンタル		四、〇八五キンタル	
六、八六六	五、八六六	四、九〇五	四、九〇五	三、七七二	四、四六六	四、〇八五	圓		四、〇八五圓	

第一〇一表　佛領印度支那キュナオ・白蠟及沙仁輸出高連年比較表

出所ハ同前表

一九二七年平均	右平均	一九一九年	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	年次	キュナオ	外國	白蠟及沙仁	外國
六、〇四八	六、九八二	七、〇四七	六、八六六	六、六、九八八	五、三、二九七	八、六、五七七	キンタル				
四、四八六	六、〇四八	六、八六六	六、〇八六	四、九、三八二	五、八、七七〇	六、七、一〇〇	圓				

市價　突趾支那に於ける各種林産物の市價は次の通りである。

建築材に使用する Bang-lang 樹、一立方米二・五〇比弗

樹より採集される樹脂（塗料材料）、産地價格一トン二比弗

木薪　一立方米　二・二〇一二・八〇比弗

炭　材　百瓩　三比弗

鑛業

鑛業は、農業に次ぐ産業で實に印度支那の大宗たるを示す。されば、これ佛國の印度支那侵略史上の重要なる一役をなし、無煙炭礦の如き世界有數の真質礦で、礦區面積もまた廣大な數字を形成してゐる。

印度支那に於ける鑛業は、

第一〇二表　佛領印度支那國別鑛區調査許可數比較表

出所ハ印度支那統計報告

國別	一九二一年	一九二二年	一九二三年
東京	三三	四五	六二
老安	四	二〇	六
南圻	二三	七二	二四	三五	二七
柬埔寨	九	三	二四	二	一元
交趾支那	四	一	二	一	二
計	四三	五〇	八六	四〇	二八元

第一〇三表　佛領印度支那國別鑛區調査許可數比較表

出所ハ印度支那統計報告

國別	一九二一年	一九二二年	一九二三年
東京	三一	四一	五一
老安	一	一	一
南圻	一	一	一
柬埔寨	一	一	一
交趾支那	一	一	一
計	三一	四一	五一

鑛區調査許可數一

鑛區調査申請數一

第一〇四表　佛領印度支那國別鑛區調査申請數比較表

出所ハ印度支那統計報告

國別	一九二一年	一九二二年	一九二三年
東京	三一	四一	五一
老安	一	一	一
南圻	一	一	一
柬埔寨	一	一	一
交趾支那	一	一	一
計	三一	四一	五一

鑛區調査申請數一

第一〇五表　佛領印度支那鑛區調査申請數比較表

出所ハ印度支那統計報告

國別	一九二一年	一九二二年	一九二三年
東京	三一	四一	五一
老安	一	一	一
南圻	一	一	一
柬埔寨	一	一	一
交趾支那	一	一	一
計	三一	四一	五一

鑛區調査許可數一

第一〇六表　佛領印度支那國別鑛區調査許可數比較表

出所ハ同前表

國別	一九二一年	一九二二年	一九二三年
東京	三一	四一	五一
老安	一	一	一
南圻	一	一	一
柬埔寨	一	一	一
交趾支那	一	一	一
計	三一	四一	五一

鑛區調査許可數一

鑛業の將來は益々多望なりと言はなければならない。

共にその將來が尚本領土の鑛業は、今尚未開地多き故、今後探鑛事業の進展さ

の三五・七四%（一九二七年）に當り、その中の五・九三%は、この鑛業の占むる

所である。

佛領印度支那の輸出貿易上の地位は、總輸出貿易額

別格として、他の輸出品全部の印度支那輸出貿易上の地位は、總輸出貿易額

ざる重要輸出品である（産業一般の部三一三頁參照）。既に述べた通り米は之を

二六年及一九二七年の輸出額に於ても、その位置は米及鑛產に次ぐ

は來に次ぎ、一九二七年產額一六、五一三、〇〇〇比弗と評價された。今一九

停止すべき所なきが如き感がある。その印度支那に於ける產業上の地位

ず增加し、其後年々著しく、生產額、鑛區調查申請數等は年と共に愈々增加し、

遂年益々著しく、生產額、鑛區調查申請數等は年と共に愈々增加し、其

後世に一揷話々々した程であるが、歷史の部二〇三頁參照）。佛領後その發

鑛區數及鑛區面積（一）

國別	計	英領印度				佛領印度支那				國別	計	英領印度				佛領印度支那			
		孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨			孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨
一九一三年	一四									一九一三年	三四								
一九一四年	三四									一九一四年	三四								
一九一五年	一七									一九一五年	二六								
一九一六年	四四									一九一六年	四四								
一九一七年	八四									一九一七年	四四								

鑛區數及鑛區面積（二）

國別	計	英領印度				佛領印度支那				國別	計	英領印度				佛領印度支那			
		孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨			孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨
一九一三年	二六									一九一三年	五〇								
一九一四年	三四									一九一四年	五〇								
一九一五年	二一									一九一五年	四二								
一九一六年	四四									一九一六年	八四								
一九一七年	四四									一九一七年	八四								

鑛區調査許可數に於て東京及老撾の近年著しく增加したるごときは注目に値す。

鑛區數及鑛區面積（一）

國別	計	英領印度				佛領印度支那				國別	計	英領印度				佛領印度支那			
		孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨			孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨
一九一二年	一四									一九一二年	三四								
一九一三年	三四									一九一三年	三四								
一九一四年	二七									一九一四年	五一								
一九一五年	四四									一九一五年	四二								
一九一六年	八四									一九一六年	六一								

鑛區數及鑛區面積（二）

國別	計	英領印度				佛領印度支那				國別	計	英領印度				佛領印度支那			
		孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨			孟加拉	比哈爾及烏利薩	馬德拉斯	緬甸	交趾支那	東京	安南	柬埔寨
一九一二年	二六									一九一二年	五〇								
一九一三年	五〇									一九一三年	五〇								
一九一四年	五〇									一九一四年	八四								
一九一五年	四二									一九一五年	八四								
一九一六年	八四									一九一六年	八四								

アロン灣沿岸の Dong Triêu である。本礦區は一邊約一八〇米突の三角形を形造り、位置は赤平線と同等の高度を保ち、採掘法は最も簡單な露天掘りを爲し得る。本產炭は煉瓦及何等の殘溜物なも殘さゞる良質燃料で、褐炭と雖も發熱量は

第一〇八表　佛領印度支那燃料用礦物種別生產額連年比較表

單位 Ⅱ 同比前表

年次	無煙炭	半瀝青炭及瀝青炭	褐炭	石炭計	煉炭	燃料用礦物總計
一九一一年	五三〇、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
一九一二年	五八〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	八八〇、〇〇〇
一九一三年	六一〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	八八〇、〇〇〇
一九一四年	六二〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	八九〇、〇〇〇
一九一五年	六二〇、〇〇〇	五二〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	八九〇、〇〇〇

第一〇九表　印度支那無煙・瀝青・褐炭生產及輸出入高連年比較表

單位 Ⅱ 同比前表

年次	生產高	輸出高	輸入高
一九一一年	一、〇六〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
一九一二年	一、一三五、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
一九一三年	一、二三五、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
一九一四年	一、二八〇、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
一九一五年	一、四八〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇

無煙炭　印度支那無煙炭は總數の六〇%を占め、本領產物中最も重要なる位置に在る。

一九一七年に於て印度支那無煙炭は總數の六〇%を占むもので、生產價額は

第一一〇表　佛領印度支那無煙炭品種別生產高連年比較表

單位 Ⅱ 同比前表

年次	生產高		
	塊炭（大・小）	粉炭及切込炭	計
一九一一年	三六〇、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	九八〇、〇〇〇
一九一二年	四八〇、〇〇〇	七四二、〇〇〇	一、二二二、〇〇〇
一九一三年	四七〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇
一九一四年	四九二、〇〇〇	七五八、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
一九一五年	五一〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、三一〇、〇〇〇

生產高一

要なる位置に在る。

して著名である。印度支那の斯業は遠く佛領さなに先だち、紅河沿岸に數箇所の礦山が、支那人によつて採掘されて居たのに端を發して、今日の隆盛を見るに至つたもので、東京に於ける有力なる炭礦會社は何れも前記アロン灣沿岸附近に集中されてゐる。

第一一一表　佛領印度支那炭礦會社別無煙炭生產高連年比較表

單位 Ⅱ 同比前表

會社別	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
Sté. Charbonnages du Tonkin (Hongay)	七九〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇
Sté. Charbonnages de Dong Triêu	五八、六六	一一三、五六	一四四、六九	一四三、四七	一六九、〇〇
Sté. Anthracites du Tonkin	五四、一〇五	八二、三七	一〇九、四六	一三八、六八	一四八、三一
Sté. Kébao	二六、八三	四四、七七	五三、二七	三二、八一	四七、五六
Pannier et Cie	二六、七八	二六、七三五	三〇、〇三五	二九、三五五	二七、七三
Sté. Along et Dong Dang	一一、七五	一一、六九	一八、五〇	一四、二九	一五、一八
Clairette (Darrieux)	—	九〇	二六、一	八、六五	一五、〇〇
Jean Fabien, Alexandre (Bach-Thai-Buoi)	四、〇一〇	一五、〇三	一一、七一	一四、〇	七、五〇
Sté Yên-lap	一一、〇〇	一四、〇〇	一三、五八	一五、七	—
Vinh Phouc (Annam)	三、三五	—	一、八六	三、〇〇	一、三五
其他（東京）	五、三一	九、四六	一一、四六	七、六〇	—
其他（安南）	—	—	三、一〇〇	九〇〇	—
計	一、〇四一、三五	一、一〇五、五七	一、二六八、三一	一、一四〇、七六	一、四〇五、七六

第一一二表　佛領印度支那對外諸國別無煙炭輸出高連年比較表

出區所在 Ⅱ 同比前表

輸出高一

國別	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
支那	三四九、〇九五	四〇七、〇五〇	四〇五、〇四〇	四〇七、〇九〇	四七〇、〇九〇
日本	二七四、六九五	二九〇、六九五	三一〇、四九五	三四三、〇五六	四四三、〇五六
香港	二七、五五	一六八、六五	一三八、六五	一三六、四五	一三六、四五
比律賓	四二、七五	四二、七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇
佛國及同植民地	二五、〇	三二、七五	一七、五〇	一七、五〇	一七、五〇
其他	一六、五〇	一七、一四〇	一三、五三	八、五〇	九、〇五〇
計	六七、三六五	六九、〇四〇	七一、三四五	七一、三四五	七一、三四五

第一一三表　佛領印度支那無煙炭地方消費高連年比較表

出區所在 Ⅱ 同比前表

年次	實際消費高	但し地方消費額を除く外現在人口に對する高
一九一一年	三四一、七三	四九、〇七五
一九一二年	四二、八五六	九、〇三一
一九一三年	四四、〇四五	一〇、四九五
一九一四年	四三、〇六〇	一〇、一一〇
一九一五年	五一四、二七	一三、四六二

價格一

註　邁羅四、四四五噸、英領印度三、三〇〇噸、新嘉坡八三一噸

地方消費高一

第一一四表　佛領印度支那無煙炭地方消費高連年比較表

第二四表　佛領印度支那無煙炭品種別價格連年比較表

出所仏印回報鑛業部

品種	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年
大塊炭板 (Criblé)	10·00	10·00	11·00	11·00	11·00
小塊炭 (Noisette)	10·00	11·00	10·00	10·00	11·00
粉炭（混合）	八·00	八·00	八·00	—	—
切粉	五·八〇	五·八〇	五·八〇	五·八〇	四·五〇

第二五表　佛領印度支那瀝靑炭生産・輸入・消費・價格連年比較表

出所仏印回報鑛業部

年次	生産高 Phan Mé 炭礦	生産高 Phu Nho Quan 炭礦	生産高 計	輸入高	消費高	十二月三十日現在ストック高	燒炭混入用消費高	價格	
								噸當比率	
一九一一年	二九八三	一〇三三	五〇四	三〇四六	七一〇五	五〇〇	九八三	註二	一二·00
一九一二年	三七三〇	一〇八九	四五〇	四〇五六	七五〇五	五〇〇	五四一	註二	一二·00
一九一三年	二九二〇	八三六	三七五六	三〇六六	八三〇六	一四〇〇	一二七五	註一	一四·00
一九一四年	三六〇五	一一七〇	四七七五	四七三六	九〇八四	一四〇〇	一二七五	註一	一四·00
一九一五年	二八九四	八〇九	二九五三	四七三六	七三〇五	一四〇〇	一二七五	註一	一四·00

備考　一九二七年生産高中は Briquettes 一一四、一七〇噸、Boulets は五、五八五噸である。輸出向は支那始んど過半を占め、佛國、香港の順となる。

註　一は商船用 Briquettes 二は軍艦用 Briquettes 値段、但し一九二五年以降双方同價となつてゐる。

第二六表　佛領印度支那褐炭生産・消費・價格・連年比較表

出所仏印回報鑛業部

年次	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
生産高	五四四	五四六	五四六	五七五	五七八	五七九	五七八
消費高	五四四	五四六	五四六	五七五	五七八	五七九	五七八
十二月三十日現在ストック高	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
價格	一·五〇	一·五〇	一·五〇	一·五〇	一·五〇	一·五〇	一·五〇

註　Phan Mé 地方各礦區產炭、本礦區は東京 Thai-nguyên 縣に所在し、Phu Nho Quan 鑛區產炭で、本區は東京 Ninh-binh 縣に在る。

第二七表　佛領印度支那燃炭生産・輸出・消費・價格連年比較表

出所仏印回報鑛業部

年次	生産高 Charbonnages du Tonkin 會社	生産高 Usine Briffaud 工場	生産高 Along et Dong Dang 會社	生産高 計	輸出高	消費高	十二月三十一日現在ストック高	價格 Boulets	價格 Briquettes
								噸當比率	噸當比率
一九一一年	四八四六	—	—	四八四六	三一〇三	四七一〇六	九五五	註二 一六·00	註二 一七·00
一九一二年	五二一一	一〇〇〇	—	六二一一	三四九九	四五一五	九六六	註一 一四·0	註一 一六·00
一九一三年	五九三一	九八六	—	六八三七	三四〇五	五六四三	一〇九八〇	一六·00	一六·00
一九一四年	六七五六	一八〇〇	—	八七五六	三四〇五	五四四〇	一一三六〇	一六·00	一六·00
一九一五年	八一五〇	三一〇〇	五五	一一八五五	四八〇三	九二九三	—	一六·00	一六·00

備考　一九二七年生産高中は Briquettes 一一四、一七〇噸、Boulets は五、五八五噸である。輸出向は支那始んど過半を占め、佛國、香港の順となる。

註　一は商船用 Briquettes 二は軍艦用 Briquettes 値段、但し一九二五年以降双方同價となつてゐる。

二　金屬鑛物

亞鉛鑛　印度支那の鑛物資源に於て石炭に次ぐものは亞鉛である。主要亞鉛鑛山は、紅河と河内—老開鐵路の中間に所在するシヨデ（Chodiên）、トランダ（Tranda）、ランヒット（Langhit）、エン・リン（Yên-linh）の四山である。一九〇三年迄の産額は始んど問題にはならなかつたが、一九〇四年より一九〇八年にかけて平均年五、一〇〇噸を産出し、一九一三—一九一七年には年平均四八、五三六噸に增加し、年と共に增加し、一九一七年に於ては無燻炭、亞鉛に亞ぐ産額を擧げてゐる。

第二七表　佛領印度支那燃炭生産・輸出・消費・價格連年比較表

出所仏印回報鑛業部

年次	生産高 Charbonnages du Tonkin 會社	生産高 Usine Briffaud 工場	生産高 Along et Dong Dang 會社	生産高 計	輸出高	消費高	十二月三十一日現在ストック高	價格 Boulets	價格 Briquettes
								噸當比率	噸當比率
一九一一年	四八四六	—	—	四八四六	三一〇三	四七一〇六	九五五	註二 一六·00	註二 一七·00
一九一二年	五二一一	一〇〇〇	—	六二一一	三四九九	四五一五	九六六	註一 一四·0	註一 一六·00
一九一三年	五九三一	九八六	—	六八三七	三四〇五	五六四三	一〇九八〇	一六·00	一六·00
一九一四年	六七五六	一八〇〇	—	八七五六	三四〇五	五四四〇	一一三六〇	一六·00	一六·00
一九一五年	八一五〇	三一〇〇	五五	一一八五五	四八〇三	九二九三	—	一六·00	一六·00

備考　一九二七年生産高中は Briquettes 一一四、一七〇噸、Boulets は五、五八五噸である。輸出向は支那始んど過半を占め、佛國、香港の順となる。

註　一は商船用 Briquettes 二は軍艦用 Briquettes 値段、但し一九二五年以降双方同價となつてゐる。

第二八表　佛領印度支那亞鉛鑛石別生産高連年比較表

出所仏印回報鑛業部

年次	異極鑛	方鉛鑛	亞鉛合鑛 混鑛	計	上鑛に同金屬有價成分を含む中の計
一九一一年	二九三五	一一五	—	三〇四〇	一〇三四
一九一二年	四二一〇	二三〇	—	四四一	一六七五
一九一三年	四六六六	三三三	—	五三九九	二〇七三
一九一四年	五九八四	三一八九	一〇〇	六二一三	二五四五
一九一五年	五六八九	九四	四〇	五七三三	二一六七

三　燃料

燃炭　印度支那の燃炭業は著しき進歩を示し、同領鑛業上の主要生産物としての位置は動かすべからざるものとなつた。即ち一九二七年に於ては無煙炭、亞鉛に亞ぐ産額を擧げてゐる。

第二九表　佛領印度支那燃炭生産・輸出・消費・價格連年比較表

出所仏印回報鑛業部

年次	生産高 Charbonnages du Tonkin 會社	生産高 Usine Briffaud 工場	生産高 Along et Dong Dang 會社	生産高 計	輸出高	消費高	十二月三十一日現在ストック高	價格 Boulets	價格 Briquettes
								噸當比率	噸當比率
一九一一年	四八四六	—	—	四八四六	三一〇三	四七一〇六	九五五	註二 一六·00	註二 一七·00
一九一二年	五二一一	一〇〇〇	—	六二一一	三四九九	四五一五	九六六	註一 一四·0	註一 一六·00
一九一三年	五九三一	九八六	—	六八三七	三四〇五	五六四三	一〇九八〇	一六·00	一六·00
一九一四年	六七五六	一八〇〇	—	八七五六	三四〇五	五四四〇	一一三六〇	一六·00	一六·00
一九一五年	八一五〇	三一〇〇	五五	一一八五五	四八〇三	九二九三	—	一六·00	一六·00

備考　一九二七年生産高中は Briquettes 一一四、一七〇噸、Boulets は五、五八五噸である。輸出向は支那始んど過半を占め、佛國、香港の順となる。

註　一は商船用 Briquettes 二は軍艦用 Briquettes 値段、但し一九二五年以降双方同價となつてゐる。

第一二九表　佛領印度支那鑛山別亞鉛鑛生產高進年比較表

出所仔甘國統計表

鑛山名	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
Chodièn	六六四八	10六七五	一三五六八	一七五五九	一六五七七
Trangda	三七七0	四六六三	五七四10	五四三六	四三五九
Yên-linh	五四六	五二	一四八	一三三四	註
Langhit	八五0	九二	一二八三	九六	八七七
Chodon		八0	一六六	四七七	
Nganson			一0	九	
計	一0一四	一六七五	二0九三	二五二四	二三二四

註　一九二七年上半期生產高

金屬亞鉛の生產高ー印度支那に於ける亞鉛粕金業は、東京Quang-yên に在る Compagnie Minière et Métallurgique de l'Indochine 社の工場に於て行はれてゐる。本社は一九一九年百六十萬法の資本にて設定され、一九二二年千六百萬法に增資され今日に至つてゐる。生產高は一九二三年無し、一九二四年七二噸、一九二五年一、一五八噸、一九二六年一、八五八噸、一九二七年一、一二六七噸であゐる。

輸出入ー

第一三〇表　佛領印度支那金屬亞鉛・粗鑛輸出入高進年比較表

出所仔甘國統計表

	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
粗鑛（鑛石）	三五五	五四一	四九五	五四七	五三0
歐洲 亞鉛鑛四五%	四一七五	四六五0	五四七五	五六四0	五六0五
港防 亞鉛鑛四五%	四一七五	四六五0	五四七五	五六四0	五六0五
歐洲 異極鑛四0%	四七五	五三五	六四八0	八0·00	七三·0
港防 異極鑛四0%	三六00	四八一0	五四八0	六七·00	六0·00

第一三一表　佛領印度支那亞鉛鑛價格進年比較表

出所仔甘國統計表

市場	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
鑛石					
歐洲 異極鑛四0%	四七五	五三五	六四八0	八0·00	七三·0
歐洲 亞鉛鑛四五%	五二10	四八一0	六四八0	七三·五0	六三·五
港防 異極鑛四0%	三六00	四八一0	五四八0	六七·00	六0·00
港防 亞鉛鑛四五%	四一七五	五三五	六四八0	八0·00	七三·0

註　前進せる印度支那カシ・エン工場產の金屬亞鉛

第一三二表　佛領印度支那亞鉛鑛對外諸國別輸出高進年比較表

出所仔甘國統計表

國別	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
獨逸	二五00	四二00	三四五五	五六三一	三六九一
日本	一	一	一	一	一
佛國及同植民地	三二八	七0九一	一三五九	一一七0八	一六七九0
白耳義	一四八七0	一七六七一	二三五七	二三七七	二三二八
他邊	二六六	七五九五	三九六五	四九五七	五九0四
計	三一七01	四九六四一	四九三七	五九0四	五九0四

第一三三表　佛領印度支那亞鉛鑛生產・輸出高進年比較表

出所仔甘國統計表

年次	生產 鑛石	輸出 鑛石	金屬鑛（Tasa工場產）生產・輸出は 生產高	輸出高	輸入高
一九一三年	二六	一噸	一噸	一六噸	七噸
一九二四年	八	三五	一0	一二五	九五
一九二五年	一五七	一四	一三	一九·00	一0·00
一九二六年	一二六	一四三	一四	一九·00	一0·00
一九二七年	一三五	一六	一五	九·00	七·00

第一三四表　佛領印度支那金屬錫・錫鑛價格進年比較表

出所仔甘國統計表

年次	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
錫鑛右同					
老入東京產錫鑛右六%遏產錫鑛右六	一三五	一四五	一五五	一七五	一七五
金屬錫	一七00	一七0四	一七五七	一七五五	一七五0
印度支那錫鑛輸出高	一七六0	一七六四	一七六六	一七六五	一七六五
倫敦市價	一七00	一七0四	一七五七	一七五五	一七五0

註一　東京產のものは海防、老撾產のものは西貢、註二　Saint-Adèle 鑛山產、註三　Saint-Alexandre 鑛山產

鉛　印度支那にて採掘される鉛鑛は方鉛鑛及白鉛鑛で、尙此外亞鉛及鉛

產高は約一千八百萬比弗を示し、印度支那鑛產總額の約一一%に當つてゐる。

主要生產地は東京の Pia quac(Cao-bang縣)、中部老撾の Nam Patène 低地(Thakhet縣)が二大中心地を成してゐる。金屬製鍊工場は Tasa 工場唯一のみである。

生產・輸出入高ー

第一三五表　佛領印度支那鉛生產・輸出高及價格進年比較表

當局同前表

年次	生產 鑛石	輸出 鑛石	方鉛鑛五0% 歐洲價格	方鉛鑛五0% 海防價格
	鉛を含む鑛石	鉛を含む鑛石		
一九一三年	二六	一噸	一噸 佛貨比弗 一六五	七噸 佛貨比弗 一五0
一九二四年	八	三五	一二五·00	一0五·00
一九二五年	一五七	一四	一二九·00	一0五·00
一九二六年	一二六	一四三	一二九·00	一0五·00
一九二七年	一三五	一六	九·00	七·00

其他の鑛物　本領に於て生産さるゝ其他の鑛物としては、銀、ヌンヅス、テン、燐酸鹽、黒鉛、寶石、金、鐵等がある。以下その主なるものゝ統計を擧ぐ。

銀　一前記鉛鑛中に含有する銀の含有率は可成り高い。生産高として統計に現れたのは極く最近で一九二五年以降の事に屬す。

第二六表　佛領印度支那銀生産輸出高・價格進年比較表

年次	生産 數量	生産 價額	輸出高	價格
一九一一年				
一九一二年				
一九一三年		一、〇〇〇弗	一、〇〇〇弗	三弗
一九一四年		一〇、〇〇〇弗	一〇、〇〇〇弗	三弗五〇仙
一九一五年		三〇、〇〇〇弗	三〇、〇〇〇弗	三弗五〇仙
一九一六年		四〇、〇〇〇弗	四〇、〇〇〇弗	三弗五〇仙
一九一七年		四五、〇〇〇弗	四五、〇〇〇弗	三弗五〇仙

出所＝同前表

錫　本領に於て發見せられ又は採掘せられた鑛脈は何れも甚範圍が狹少であるが、甚數多き故印度支那農業上重大なる關係を有つ。今日迄に發見せられた總ての鑛脈は、何れも石灰山の裂目又は洞穴中に燐酸鹽・黒鉛・寶石一本領に於て發見せられ又は採掘せられた燐酸鹽鑛脈は、何れも甚範圍が狹少であるが、甚數多き故印度支那農業上重大なる關係を有つ。今日迄に發見せられた總ての鑛脈は、何れも石灰山の裂目又は洞穴中に燐酸化したるもので、形態は同一である。粉末天然燐酸鹽は肥料として農業に用ひられてゐる。米作に對する效果に就ては最近研究中であるが、稻田に就ては數年間に亙る試驗の結果燐酸カルシュムは含有する石灰に依りて作用するのみならず、又燐酸に依りても作用するものにして、燐酸を施したる稻田はエクタール當りの收穫は單に若干量の石灰を施したる稻田に比し、遙に多く且其收穫の多寡は燐酸鹽鑛中に含まるゝ燐酸の量に比例することが立證せられてゐる。現在主要產地は東京の Thanh-moi (Lang-son縣)安南の Thanh-hoa (Thanh-hoa縣)である。

黒鉛は東京老開附近に生產され、寶石は家埔寨の Pailin に產出するもので、石は青玉（サファイア）である。以前は赤玉（ルビー）も採取されたが、近年は產出されない。左に生產及輸出統計を掲ぐ。

第二七表　佛領印度支那燐酸鹽・黒鉛・寶石生產高進年比較表

出所＝同前表

年次	燐酸鹽生產高 安南 粗燐酸鹽	燐酸鹽生產高 東京 粉末燐酸鹽（P_2O_5 30%以上）	燐酸鹽生產高 總生產高	黒鉛 生產高	黒鉛 輸出高	寶石生產高 數量	寶石生產高 價額
一九一三年	三七、〇〇〇噸		三七、〇〇〇噸	七〇噸	七〇噸	四カラット	五〇〇弗
一九一四年	四五、〇〇〇噸		四五、〇〇〇噸	一〇〇噸	一〇〇噸	四カラット	五〇〇弗
一九一五年	四〇、〇〇〇噸		四〇、〇〇〇噸	一〇〇噸	一〇〇噸	四カラット	五〇〇弗
一九一六年	四〇、〇〇〇噸		四〇、〇〇〇噸	一〇〇噸	一〇〇噸	四カラット	五〇〇弗
一九一七年	四〇、〇〇〇噸		四〇、〇〇〇噸	一〇〇噸	一〇〇噸	四カラット	五〇〇弗

第二八表　佛領印度支那燐酸鹽・黒鉛・寶石生產高進年比較表

出所＝同前表

燐酸鹽　本領に於ける燐酸鹽は、一九一三年に於ける生產高僅に三七、〇〇〇噸に過ぎざりしが、其後逐年增加し、一九一四年には四五、〇〇〇噸に達したるも、一九一五年以降は四〇、〇〇〇噸に減じ、一九一六年以降は同一數量を維持してゐる。

第二九表　佛領印度支那鑛山使用人・勞働者人數及作業別總勞働日數進年比較表

出所＝同前表

年次	歐人使用人總數	亞細亞人勞働者總數	作業別總勞働日數（單位＝千日） 燃料用及坑內露天掘	鑛山 坑外設備	金屬 採掘	金屬 坑外設備	鑛山 採掘	鑛山 坑外設備	其他の鑛山 採掘	其他の鑛山 坑外設備	總計
一九一一年											
一九一二年											
一九一三年		二、二五〇	四一	一、〇六五	八五	八六	三	七	一、〇四	一、〇四	二、二四七
一九一四年		二、〇四〇	四一	一、〇五四	八五	八六	三	七	一、〇〇	一、〇〇	二、二〇三
一九一五年		一、九〇〇	四一	一、〇四〇	八五	八六	三	七	九二	九二	二、〇五八
一九一六年		二、一〇〇	四一	一、〇四〇	八五	八六	三	七	一、〇四	一、〇四	二、二四七
一九一七年		二、二〇〇	四一	一、〇四〇	八五	八六	三	七	一、〇四	一、〇四	二、二四七

勞働狀態　歐人使用人數及土人坑夫數一は次の通りである。

第三〇表　佛領印度支那鑛山勞働者能率一日當り生產量進年比較表

出所＝同前表

年次	全勞働者 坑內及露天掘勞働者
一九一二年	
一九一三年	三、〇 三、五
一九一四年	二、七 二、七
一九一五年	二、五 二、五
一九一六年	二、五 二、五
一九一七年	二、五 二、五

勞働能率　一鑛山に於ける勞働者の能率（一日當り生產量）は印度支那殊に東京に於ける鑛山は大部分は露天掘であるから、他國のものゝ如き深部採掘作業が無く、或場合には露天掘は極めて有利なるも、又他の場合即ち若し被覆物の厚さが大きい場合等は地下掘の方有利である。依つて露天掘の採掘量及勞働能率は、無論な被覆物の厚さに依つて、變動の著しいものがあるここは注意すべきである。

寶銀　一鑛山に使用せらるゝ勞働者の大部は、ソン・コイ河（Song Koi-Fleuve Rouge）のデルタ產れの安南人なる故、石地より遠隔の地に在る鑛山、例之 Pia-quac 錫山、Chodiên 亞鉛山等に於ける寶銀は其他の鑛山よりも高く、之を鴻基（ホンゲー）地方の鑛山に比較すれば、二割乃至三割方高い。左に寶銀騰貴の狀況を示さん。但し本表は鴻基及 Dong Triêu 地方の平均寶銀である。

第一三一表　佛領印度支那鑛山勞働者賃銀一九一四—二六年騰貴狀況比較表

出所ハ印度支那經濟時報第一九〇號

種別	一九一四年	一九二〇年	一九二六年	一九一四—二六年騰貴率
雜役夫（男）	比弗 〇・二八	比弗 〇・三一	比弗 〇・三六	% 二八・四
雜役夫（女）	〇・二〇	〇・二三	〇・二八	四〇・〇
坑夫及坑內工夫	〇・三三	〇・三五	〇・四五	三六・〇
鍛冶工	〇・七〇	〇・七八	〇・九二	三一・〇
大工	〇・四〇	〇・四八	〇・六五	三七・〇
機械修理工	一・二五	一・三四	一・五〇	二〇・〇

事故（死傷）一次表は一九二七年に於ける鑛山勞働者の死傷數と其原因とを示す。

第一三二表　佛領印度支那一九二七年鑛山勞働者鑛山別事故發生數及死傷者數表

出所ハ印度支那經濟時報第一九二號

鑛山別	勞働者數	事故發生數	死傷者數	內訳 坑內	內訳 坑外	計	死者	傷者
燃料用礦山	二九、九二三	一五	一五	一二	三	一五	一	一四
亞鉛鑛山	五、九九八	一	二四	三	一	二	一	一
錫及タングステン山		三	三	一	二	三	一	二
燐酸鹽山		三	三	一	二	三	一	二
黑鉛山		三	三	一	二	三	一	二
寶石山		一	一	一	一	二	一	一
計	四〇、六七〇	一八	五八	一八	三七	二三	五	一八

第一三三表　佛領印度支那一九二七年鑛山事故發生原因別死傷者率表

單位ハ一萬人ニ對スル率　出所ハ同前表

事故發生原因別	燃料用礦山 事故發生	燃料用礦山 死傷者	其他の鑛山 事故發生	其他の鑛山 死傷者
鐵道運轉（坑外）	六・三	四六	五六	二八
鐵道運轉（坑內）	〇・三	〇・三	—	—
墜落	二・三	二・〇	五六	三七
岩石其他の墜落	一・〇	一・〇	九三	四六
崩壞	一・〇	一・〇	一八	二八
工場作業	一四	〇・三	—	—
感電	〇・七	〇・七	一八	一九
窒息	〇・七	一・〇	—	—
石炭其他產物の取扱上	〇・七	〇・七	—	—
爆發物	〇・三	〇・三	—	—
其他	〇・七	〇・七	—	—
計	一五・四	一二・六	三六	二五九

水產業

印度支那の漁業は相當盛であり、又多望なる將來を有してゐるが、その漁法は在來の儘の頗る幼稚なるものである。にも拘らず水產物の輸出は品目中第三位に在るを以て、その漁獵法の改革と、組織的漁業の發達を見る暁には本領漁業も亦著しき發展が期待し得る（產業一般の部三一三頁參照）。

殊に南洋各地の土人は、宗教的關係から魚類を食料とするを以て、乾鹽魚の需要は多大である。依つて輸出方面より見ても、本業の將來は益々多望なりと言はなければならない。以下各地に於ける漁業に就き略記すべし。

東京及安南に於ける漁業　河川漁業は河川又は湖水のある所にて、簡單な定置漁具又は漁網を以て行はれ、沿岸土人は多くこれに依り生活してゐる。漁獲物は多く乾魚又は燻製魚として土人間に販賣せられる。近海漁業は東京灣、安南沿岸、特に Quang-ngai 及 Varella 岬附近、交趾支那方面に於て行はれる。其中特に東京のアロン灣沿岸は、魚族豐富で毎年九月より翌年の六月に至る期間には北海（支那廣東省）及海口（海南島）の支那漁船（五十噸—百噸）約六七百海防附近の Cat-ba 島を根據として漁獲に從事す。此等支那漁船の輸出する乾魚其他の製品數量毎年二萬乃至二萬五千噸、價格四百萬比弗と稱せられる。沿岸に於ける安南人の漁獲方法は右に比し、更に幼稚なるを免れないが、天候の許す限り一年を通じ漁業に從事してゐる。

右漁獲物は一部鮮魚として當領及南支那に供給せられるが、主として乾魚・鹽魚・乾蝦等として香港、新嘉坡の市場に送られる。

海產物の內地消費の數量は統計の徵すべきものがない。

現に存在する水產業關係佛人會社としては La Société des Pêcheries et Nuoc Mam du Tonkin（一九二五年四月創立、公稱資本金二五〇、〇〇〇比弗）「四分の一拂込」魚醬油製造を主眼とする）を擧げ得る。

水產業に關する調査研究機關としては南部安南ニヤ・トランに在る印度支那漁業海洋部がある。一九二四年以後所屬船 De Lanessen（七五〇噸）により近海漁業の科學的研究を爲してゐる。

交趾支那に於ける水產業　交趾支那に於ける漁業も河川及沿海共に相當の盛況を示してゐる。がその漁獲法には近代式漁業の設備を見ない。從つて遠洋漁業の如きも未だ問題にはならず、右は暑氣の爲め收穫物の貯藏困難なる事も關係する樣である。又交趾支那住民は漁夫の荒き生活より寧ろ平和な農業生活を好む傾向がある。爲めに漁業に從事するものは殆んど支那人又は安南人に限られつゝある狀況である。

暹羅灣岸に於ける漁業は南西貿易風の期間即ち五月から九月に亙る間は全く不可能にして十二月から三月に亙る農繁期後に之を行ふを最適とする。

フ・コク（Phu-quoc）島は特に Mam Ruot（蝦のペースト）及ニヨク・マムの名產地で、產額は年に依り著しく增減するが爲め見積り困難であるが、平均乾魚及鹽魚千三百噸、ニヨク・マム千噸、乾蝦百五十噸、Mam Ruot 五十噸に達してゐる。が此等の魚類は直接新嘉坡及香港に輸出せられ又ニヨク・マムは暹羅に仕向けられ、交趾支那人は寧ろ柬埔寨の大湖產の魚類を嗜好する。又同地方は鼈甲の產地で毎年支那に向け四、五萬瓩を輸出してゐる。

支那海沿岸に於ける漁業は北東貿易風の期間に行はれ南西貿易風の期間は漁獲極めて少なく、主としてメコン河口以北安南との境迄の沿岸に盛んであつて、外海に直面する南部海岸は漁業に適しない。

輸出は直接行はれない。乾・鹽魚、乾蝦等は一旦隣接各郡殊に堤岸の倉庫に輸送せらる。その平均搬出量は乾・鹽魚九百噸、乾蝦千噸、ニヨク・マム二百噸である。河川漁業は乾季の候に盛んで、主なる産地はメコン河三角洲及サデク以北ソアイ・リエン(Soai-rieng)至る地方である。

水産業に關する調査研究施設としては特記するものがない。が漁業製品として特記すべきは前述した魚醬油である。これは魚を醱酵せしめて造るもので香氣強く、之に慣れない時は寧ろ嫌惡の感を抱かしむるが、安南人は極めて多く之を使用し、需要又極めて大である。印度支那にて最も優秀なニヨク・マムは前記フ・コク島産のもので價格も亦從つて高く、普通日ヂヤル四十比弗に對し、フ・コク産のものは一五〇比弗である。

柬埔寨に於ける漁業　柬埔寨は有數の魚産國で四貫港經由輸出魚類及魚油は殆んど全部同地方の産である。同領内水上總面積は約四十四萬六千エクタールにして大湖(Grand Lagie 土語 Tonlé Sap)は實に天然の魚族貯藏場とも稱し得る。漁業法は極めて簡單である。用具としては底の扁平なる艀、竹の堰、簡網及其他之に類似の網を使用す。捕獲魚類は鮮魚、乾・鹽・燻製魚及魚油として市場に搬出す。

一九二五年に於ける輸出高は生魚一、二二四噸、乾魚二、七四三噸、燻魚四〇四噸、魚油三、〇九七噸、計二六、四六八噸に達した。

同地方は内水のみならず、暹羅灣岸には魚類多く棲息し、十一月から三月に至る乾期に之を漁獲の上、乾・鹽魚に製し海路盤谷に輸出せられ、同所より更に新嘉坡及支那各港へ再輸出せらるゝものが相當の額に達してゐる。

第一一四表　佛領印度支那水産物輸出高連年比較表　出所=印度支那經濟年鑑

年次	乾・鹽・燻製魚	乾蝦	鱶鰭海鹿海草	鼈甲其他ベース、魚油、其他	數量	價額
	キンタル	キンタル	キンタル	キンタル	千弗	
一九二一年	二八、〇〇七	一八、七六〇	二五八	七、四二三	二、八六	二、五七〇
一九二三年	二七、三二四	一八、三九	二三三	六、五八七	四八七	八、四〇九
一九二四年	四〇、〇三八	一四、八八〇	二八七	五、一一〇	三九二	七、〇四七
一九二五年	三三、八九〇	一五、九〇二	二四〇	五、六二九	二九七	五、三五〇
一九二六年	三五、三七四	一〇、七九四	一八四	五、三〇七	三七〇	一二、三〇八
右平均	三五、〇二七	一五、二九	二三八	六、〇七一	三六三	八、九三七
一九二七年	三一、四〇〇	一二、六〇八	二四〇	六、五四一	三三七	一〇、三二七

工業

印度支那は未だ所謂原資生産植民地の域を脫しない。併し重要産物に附隨する工業即ち脫殼、酒精製米、製油業等は相當見るべきものがあるが、他の工業としては、地方的需要に應ずる爲めの工場が設けられてゐるに過ぎなくて、殆んど問題にならない。東京に於ては海防、河内及南定等を工業の中心地と見ることが出來る。交趾支那に於ては堤岸の製米工業を除き、他には見るべきものがない。殊に海防は重要炭坑に近接せることと、水運の便とに依り重要工業を集中してゐる。

左に各地別に主要工業會社を表示して參考に資せん。

第一一五表　佛領印度支那工業主要會社資本生産高其他一覽表　出所=一九二六—二七年經濟年鑑

會社名	營業種目	資本金	創立年度	生産高其他	工場所在地
東京					
La Sté Ciments Portland Artificiels de l'Indochine	セメント	八百萬法	一九二四年十二萬四千噸	使用人(一歐人三十名一土人四千餘名	海防
La Sté Industrielle de Chimie d'Extrême-Orient	化學工業	二千萬法全額拂込	一九二七年	苛性曹達九十噸晒粉(百五十噸)鹽酸(百噸)	同
La Sté Constructions Mécaniques	鐵工	五十萬比弗	一九一九年	汽罐、蒸氣機械、農業機械、器具、小船舶	同
Les Ateliers Maritimes					
La Sté des Phosphates du Tonkin	燐酸鹽	五百五十萬法	一九二四年	造船鐵橋タンク等	同
La Sté Cotonnière du Tonkin	紡績	(南定本社の項參照)	一九二四年	約年産一萬噸	同
La Sté des Rizeries Indochinoises	精米	四百萬法	一九一〇年	一晝夜精米力百五十噸	同
La Sté Française des Verreries l'Indochine	硝子	五百萬法(四分三拂込)	一九二三年	年産硝子罎三百萬個	同
La Sté des Verreries d'Extrême-Orient	同	千萬法	一九二三年		同
La Sté Française des Distilleries de l'Indochine	土人用アルコール	三千三百萬法(全額拂込)	一九〇一年	年産各工場合計十五萬ヘクトリートル、精米計年十萬噸	河内
La Sté des Tabacs de l'Indochine	煙草	百五十萬法(全額拂込)	一九二三年	東京に三工場交趾支那に一工場あり、又各工場には精米所を有す又窒素、澱粉、葡萄糖等の製造工場をも有す	同
La Sté des Tanneries d'Indochine	鞣皮	百五十萬法	一九二三年	使用人七百人(紙巻、葉巻共に製造す)	同
La Sté Indochinoise d'Électricité	電氣	八百十七萬五千法(全額拂込)	一九〇二年	製品は主として東京に於て使用される	同
La Sté de la Brasserie Hommel	麥酒	百萬法(全額拂込)	一九一三年	河内及海防二市に電力を供給す大部分は當領内消費	同

Manufacture d'Alumettess A-Chi & Co.									
La Sté Franco-Annamite Textile et d'Exportation	同	同	同	燐寸	製	瓦斯紡織絹物製造	パルプ	燐寸	五萬瓲
La Sté Colonnière du Tonkin									
La Sté Francaise des Distilleries de l'Indochine									
La Sté des Papeteries de l'Indochine									
安南									
La Sté Industrielle et Forestière de l'Indochine	同	同	同	燐寸	製	寸材	練糸	絹寸	四百萬瓲
La Sté Indochinoise Forestière et des Allumettes									
La Sté des Scieries et fabriques d'Allumettes du Than-hoa									
La Sté des Chaux Hydrauligues									
老撾									
La Sté de l'Est-Asiatique	チ			瓦石灰、瓦、煉					
	イ								
	ル								
	ク								
寮甫寨									
Compagnie Générale des Soies de France et d'Indochine	絹								
	絲								
交趾支那									
Rizerie d'Extrême-Orient	精	同	同	米					
高爺源 (Ban Joo Guan)									
南隆 (Nam Laong)									
源豐盛 (GuanHony Seng)									
萬金源 (Ban Aik Guan)									
怡昌 (Yee Cheong)									

| | | | | | | | | |

概況如何を見やう。

國內貿易　左に外國貿易及國內貿易に關するものを掲げ參考に資す。

第一三七表　佛領印度支那外國國內貿易額連年比較表

出單位 百「ピアストル」 但印度支那商業會議所第一九年報

年次	外國貿易	國內貿易	計
一九二七年	三、三四四、七三一	一、〇〇二、三五九	四、三四七、〇九〇
一九二六年	三、五四四、七六二	一、〇一〇、八四一	四、五五五、六〇三
一九二五年	三、四一七、九二六	一、〇一〇、八四一	四、四二八、七六七
一九二四年	三、一四五、三六八	一、〇一〇、八四一	四、一五六、二〇九
一九二三年	二、八一五、九二九	一、〇一〇、八四一	三、八二六、七七〇
一九二二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九二一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九二〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九一〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一九〇〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八九〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八八〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八七〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八六〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八五〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八四〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八三〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八二〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八一〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一八〇〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七九〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七八〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七七〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七六〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七五〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七四〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七三〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七二〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七一〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一七〇〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六九〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六八〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六七〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六六〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六五〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六四〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六三〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二八年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二七年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二六年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二五年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二四年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二三年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二二年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二一年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六二〇年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六一九年	二、五一〇、〇五五	一、〇一〇、八四一	三、五二〇、八九六
一六一八年	二、五一

第一四二表　佛領印度支那主要輸・移出品別二九一六年及一九一七年對比數量・價額表

主要輸・移出品	一九一七年		一九一八年	
	數量	價額	數量	價額
米及之に屬するもの	一、六五五、三四四噸	千法	一、二九五、七三五噸	千法
砂糖	三、三〇二、七三八	一〇九、三五五	三、四二五、七三五	一一三、〇七八
綿絲	二、一八六、三四〇	一一、二九二、〇〇〇	八、三五七、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
煙草	二、一九二、三四〇	一一、二九二、〇〇〇	八、三五七、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
絹織物	一、四〇九、五六〇	一一、二九二、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
麻袋	五、六四三、三六〇	一一、二九二、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
錫塊	八、三五七、一四二	四、一七八、五七一	四、一七八、五七一	四、一七八、五七一
石油及エッサンス	四、六六五、三三三	三、三三三、三三三	二、一四二、八五七	一、六六六、六六六
綿織物	二、三八五、七一四	一、六六六、六六六	一、一九二、八五七	八三三、三三三

第一四三表　佛領印度支那主要輸・移出品別一九一六年及一九一七年對比數量・價額表

出所ハ前表ニ同ジ

主要輸・移入品	一九一七年		一九一八年	
	數量	價額	數量	價額
砂糖	三、三〇二、七三八	一〇九、三五五	三、四二五、七三五	一一三、〇七八
綿絲	二、一八六、三四〇	一一、二九二、〇〇〇	八、三五七、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
煙草	二、一九二、三四〇	一一、二九二、〇〇〇	八、三五七、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
絹織物	一、四〇九、五六〇	一一、二九二、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
麻袋	五、六四三、三六〇	一一、二九二、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
錫塊	八、三五七、一四二	四、一七八、五七一	四、一七八、五七一	四、一七八、五七一
石油及エッサンス	四、六六五、三三三	三、三三三、三三三	二、一四二、八五七	一、六六六、六六六
綿織物	二、三八五、七一四	一、六六六、六六六	一、一九二、八五七	八三三、三三三

出所ハ前表ニ同ジ

第一四四表　佛領印度支那主要輸・移入品別二九一八年及一九一七年對比數量・價額表

出所ハ前表ニ同ジ

主要輸・移入品	一九一七年		一九一八年	
	數量	價額	數量	價額
米	一、六五五、三四四噸	千法	一、二九五、七三五噸	千法
砂糖	三、三〇二、七三八	一〇九、三五五	三、四二五、七三五	一一三、〇七八
綿絲	二、一八六、三四〇	一一、二九二、〇〇〇	八、三五七、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
煙草	二、一九二、三四〇	一一、二九二、〇〇〇	八、三五七、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
絹織物	一、四〇九、五六〇	一一、二九二、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
麻袋	五、六四三、三六〇	一一、二九二、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	四、一七八、五〇〇
錫塊	八、三五七、一四二	四、一七八、五七一	四、一七八、五七一	四、一七八、五七一
石油及エッサンス	四、六六五、三三三	三、三三三、三三三	二、一四二、八五七	一、六六六、六六六
綿織物	二、三八五、七一四	一、六六六、六六六	一、一九二、八五七	八三三、三三三

出所ハ前表ニ同ジ

主要商品の荷動き　要商品に就きその荷動き狀況を見んため、十年前のそれと比較すれば、次に印度支那各地に於ける外國貿易及沿岸貿易の主なもの。

	外國向輸出		佛國向輸出		沿岸貿易	
	一九一七年	一九〇七年	一九一七年	一九〇七年	一九一七年	一九〇七年
Ilôt Cône	九、三四〇					
Réam	六、六五〇		二、七〇〇			
Kep	六、四〇〇		四、三五〇			
Chéko	七、三〇〇		九、六〇〇		四〇〇	
	七、三〇〇				三一〇	

商品の取引方法　輸入貨物の過半を占むる佛國品に就て見るに、其主要商品は大部分見越輸入に依るもので賣先は支那人問屋が大半である。印度商に對する賣上も亦相當額に達してゐる。其御賣は凡て此荷建値に依る賣掛で約三箇月の期間を與ふるのが普通である。從て輸入荷爲替も三箇月期間のものが多く、各銀行は凡て自己の危險を以て無條件にて荷物の貸渡しを爲す。

輸入商は支那人問屋に無條件にて荷物を交附し其間手形荷權證等を徵求しない。斯く印度支那一般に於て輸入方面の取引は信用制度に基く慣習がある。

輸出貨物に就てはその大宗たる米に就てこれを見るに、佛本國が主として本支店間の見込積出でゝあるゝ、サイゴン、香港向の支那人取引が委託販賣制度なる外、他向は殆んど全部注文賣買である。其取引の方法を見るに海外買手は輸出者に對し Firm offer を電報にて求め、輸出商は支那商より來相場を參照し銀行より冷靜相場の Firm offer を求め、實價を探査して買手に送電するを普通とす。其期間大體二十四時間乃至三十六時間である。共に前記の Firm offer は賣買確約及爲替確約となる。商談の成立さゝ大概左の Sight に依つてゐる。

	日向	本向	倫敦向	米國向	外に佛國向入日拂、香港向此島向十五日拂、新嘉坡向三十日拂のものがない。
	上海向三十日拂		六十日拂	六十日拂	
	歐洲向九十日拂		九十日拂	八十日拂	
	爪哇向三十日拂				

確約相場は稀々あるが

商慣習　佛人其他外國人主に歐人間には特に商習慣と認むるものがない。唯地方的取引には掛賣をせずに現金取引を原則として居る。又同地貿易商が對外商との取引は契約書を取換して確約取引をするが、商品積出と共に其代金を回收する從外商より信用狀を發行せしむる普通とする。一般小賣の場合は代金掛賣の習慣がある。

買辨　他の南洋諸都市に於けると同樣銀行商社等に於ては買辨 (Comprador) が多く、又信用狀附のものは殆んど無い。

商慣習　玉蜀黍、胡椒、棉花・護謨等の輸出の場合も大體同じである。

倉庫設備　倉庫會社は存せず。輸出入商及問屋は商品を自己の店舖内に保管する。海防港には稅關所管倉庫二棟、商業會議所管倉庫五棟及支那人所屬バラック式倉庫の設備がある。西貢港には稅關所屬倉庫六棟がある。

信用調査機關　取引所の設備なく、日常取引に就ては買辨及支那人仲人をして調査せしめ居る狀況である。尚注意すべきは株式會社と雖も決して公表する義務を有しないことで、銀行も亦遠先に貸照參の提出を求むるを得ざるところである。

商業會議所及其他之に類する機關　東京には河内及海防に商業會議所があり、河内商業會議所は一九二二年以來年々河内見本市を主催する。海防商業會議所は稅務局に代り稅關附屬陸揚倉庫の經營に當る外別に所有陸揚倉庫

備考　一九一八年輸移出入品の空欄は、同年に全然輸・移出が無かつたさいふ意味ではない。

を利用し海防港の發展に貢献してゐる。尚右の外に東京には東京及北部安南農業會議所、安南ヴイン市には北部安南農商業混成會議所、安南トウラヌ市には安南農商業混成會議所がある。

西貢には西貢商業會議所があり、一九二六年以降西貢見本市を主催す。東埔寨プノム・ペン市には農商業混成會議所がある。左に主要條項を表示する。

第一四三表　佛領印度支那各地商・農會議所一覽表

出所＝一九二六―二七年領事年鑑及一九二八年印度支那行政年鑑

會議所名	會議員數（會頭副會頭を除く）	會頭名	所在地
河内商業會議所	佛人十四名	Perrout	河内
東京農業會議所	佛人八名 土人二名	Borel	同
海防商業會議所	佛人十一名	Porciel	海防
北部安南農業混成會議所	佛人四名 土人一四名	Codin	ヴイン
安南農商業混成會議所	南工業部（佛人一五名 土人一一名）農業部（佛人四名 土人七名）	Chénin	トウラヌ
東埔寨農商業混成會議所	佛人二名 土人二名 亞細亞系外國人二名	Cousin	プノム・ペン
西貢商業會議所	佛人十二名 土人四名	Darles	西貢
交趾支那農業會議所	佛人九名 土人三名	Reo Alphonse	同

勞働

總說及法規　印度支那に於ける勞働者は其大部分安南人である。他に農園體こ、東京珈琲栽培業者組合（河内）、印度支那護謨栽培業者組合（西貢）、コントユム栽培業者組合（西貢）、西貢米輸出業者組合（西貢）、西貢米佛人輸出業者協會（西貢）、綿布輸入業者協會（西貢）等がある。

輸出重要商品價格

第一四四表　佛領印度支那輸出重要商品別西貢市場年平均價格連年比較表

出所＝財計年鑑第二卷附録第二部第一位＝百磅當り比弗

商品名	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
白米第一號	八・一〇	九・二六	一〇・〇四	一〇・〇四	一〇・九五
同第二號（日本向）	七・六三	八・八一	一〇・一八	九・六〇	一〇・二七
支米（五%碎米）	六・五三	七・六一	八・二九	八・二五	九・〇五
粉米	三・〇九	三・四五	三・九八	三・一四	二・八五
粟	四・三九	五・五二	六・四二	五・九〇	六・五五
赤玉蜀黍	五・三六	五・七〇	六・二〇	六・三六	四・九七
コプラ	一五・四五	一七・六〇	一八・七〇	一七・九〇	一八・三〇
實綿	一七・九三	四一・七〇	三四・三〇	二四・六〇	二四・六〇
古々椰子油	三四・四二	三六・二〇	四〇・〇〇	三九・〇〇	四三・七〇
白胡椒	六〇・三〇	六一・二〇	六二・〇〇	九四・六〇	一四八・二〇
證明附黑胡椒	三四・四六	三八・五〇	四四・九〇	六五・六〇	九九・五〇
無證明附黑胡椒	三〇・七一	三〇・八〇	三五・四〇	五六・九〇	九五・四〇
スティック・ラック	一三六・一〇	一三七・〇〇	一二八・〇〇	一二二・〇〇	一二〇・〇〇

園方面に於ては開拓當初伐木燒拂等の荒仕事には、主としてモイ族（未開種族）を契約苦力として使用してゐる。尚爪哇の契約苦力も多少使役されてゐる。又概して印度支那の現行法制に於ては勞働に關する法規が缺くが、現狀より見て勞働問題或は勞資問題等の發生は猶遠き將來の事に屬すべしと見られてゐるから、法規方面の不充分なることも現在ではさのみ不都合を感じない樣である。要之勞働者の知識程度が幼稚であるといふことになる。併し最近東京には勞働監督官が新設され、公私勞働者の勞働狀況を巡察することゝなつた。勞働者種別は農園及鑛山に働く二種が大部を占めてゐる。前者は殊に其大部分交趾支那及東埔寨護謨園に働く者、後者は東京の各種鑛山に働く者である。

農園勞働者農傭狀況及賃銀　概して安南人はその生地を離るゝ事が嫌ひの樣であるが、殊に山地方面への勞働者として行く事を好まない故、是等は平地よりも可成り割高の賃銀を要する。東京方面の山地鑛山業者が勞働者雇傭に於て常に此點に苦しめられてゐる（其他鑛業方面勞働に就ては鑛業の部勞働參照）。南部地方に於ける農業勞働者即ち大部分護謨園勞働者は、その農園に依り募集に難不難がある。即ち來作地方である灰色土質地方は人口稠密なる爲め勞働者を誘致するにさのみ困難を感じない。又彼等は主として附近の村落に住居する故宿舍に收容する必要も無く、從つて夫等の費用を不必要とするが、赤土質地方の農園に於てはその大多數は使役勞働者の一部或は全部を安南人、モイ族等の契約勞働に賴らなければならない。勞働者の募集は農園の代辨人又は職業的募集人によつて行はれるのが普通である。各園の募集費には非常な差異があつて、一三―五〇比弗に達し、回收し得べき前貸を別にした平均費用は三〇―三五比弗である。契約は三箇年を以て期限とするが、日限を切つての計算ではないから、若し勞働者が事故の爲めに一月以上職務を離れた場合には、三箇年の終りに其日數丈填補せればならぬのである。契約は一般的雇傭條件、就役期間、毎日十時間勞働、一日の賃銀四十仙の最低賃銀額及大祭日竝に一箇月二回の休息日に付契約し、勞働せざるときは賃銀は支給されない。前貸金は毎月支給中より四分の一宛を引去り償還に充てられるものである。又契約期間の終りに本國への歸還費として約一〇比弗を給せられる。支配人の一部には所要勞働者を募集することが出來うに苦しむものもないではないが、現今に到る迄、全般に亙り絶對的勞働不足の爲めに事業の經營に不足を來したることも聞かない。さりて勞働者が過剩であるとも考へられない。男女を通じて募集されてゐる。

爪哇契約苦力は、爪哇に於けると同樣普通の契約勞働形式により交趾支那でも使役せられて居る。スラバヤ引渡で七〇比弗護謨園到著の場合八五比弗を要す。是はスマトラ行より低廉である。爪哇人を雇傭する護謨園は、時に和蘭領事によつて檢査せられることがある。支配人は唯九時間の就役を求め多くの場合には契約以上の賃銀を支拂ふ。

賃銀は地方によつて高低の差がある。灰色土質地の護謨園では切付人夫は一日約四〇仙の賃銀を得て居るが其他の雜役者は三三仙を得るのみである。飯米は給與されないのが普通である。自由勞働者を使役する園では四〇―六〇仙の賃銀を與へ、一日一〇仙の飯米料を給與するのが普通である。東京・安南人の契約勞働者は、飯米なしの一日四〇仙が普通である。賃銀はこの數字を中心として上下すべきものなることは一般の感想である。又護謨園の勞働者は毎年五日間の勞役を政府に提供し、且尚その上に一比弗二〇仙の登錄稅を支拂つてゐるから、勞働賃銀を合せて結局三比弗二〇仙の稅金を支拂ふに

貿　易

總說　印度支那の外國貿易は逐年增加の一途を辿つてゐる。一九二六年の知きは總額六十七億餘萬法いふ莫大なる數字を示すに至り、前年に比して十億餘萬法、輸入に於て十三億餘萬法、輸出に於て十四億餘萬法といふ激增を示してゐる。この著しい增加は同年中に於ける法貨の下落に依る貨物價格の必然的膨脹に基因するこさが大であるが、又一方印度支那產業の發達にもよる處が少くはない。卽ち法貨の下落を加算せずに、實際價格から見れば一八%の增加さなるのを見ても分る。又最近五箇年間の平均總貿易額に比較すれば、矢張り一九二六年に比し五・七%方增加してゐる。左表に兩年に於ける關係數字を掲げその關係を明らかにせん。

第一四六表　佛領印度支那一九二六—二七年外國貿易數量及價額表

出所＝印度支那經濟會議一九二七年

年次	輸入 數量	輸入 價額	輸出 數量	輸出 價額	計 數量	計 價額
一九二六年	五、九二四、七四四噸	二、八五八、八二三法	三、〇五九、九六七噸	二、九八二、三四四法	五、八八四、〇〇六噸	五、八四〇、一六七法
一九二七年	五、〇二七、〇四〇噸	二、八八五、六三二法	三、〇二九、八二七噸	二、九二五、三二七法	五、八五六、八六七噸	五、八一〇、九五九法
增減	一八七、七〇四噸	二六、七八九法	一〇、一四〇噸	五七、〇一七法	二七、一三九噸	二九、二〇八法

註　卽佛國及佛植民地貿易は外國貿易に含まず。

第一四七表　佛領印度支那外國貿易額連年比較表

出所＝同上

年次	輸入 額	輸出 額	合計
一九一一年	二、四三六、〇〇〇法	二、一三〇、〇〇〇法	四、五六六、〇〇〇法
一九一二年	二、六〇〇、〇〇〇法	二、三〇〇、〇〇〇法	四、九〇〇、〇〇〇法
一九一三年	二、七六〇、〇〇〇法	二、四一〇、〇〇〇法	五、一七〇、〇〇〇法
一九一四年	二、三〇〇、〇〇〇法	二、一〇〇、〇〇〇法	四、四〇〇、〇〇〇法
一九一五年	二、〇〇〇、〇〇〇法	二、〇〇〇、〇〇〇法	四、〇〇〇、〇〇〇法
一九一六年	二、一〇〇、〇〇〇法	二、一〇〇、〇〇〇法	四、二〇〇、〇〇〇法
一九一七年	二、二〇〇、〇〇〇法	二、二〇〇、〇〇〇法	四、四〇〇、〇〇〇法
一九一八年	二、三〇〇、〇〇〇法	二、三〇〇、〇〇〇法	四、六〇〇、〇〇〇法
一九一九年	二、四〇〇、〇〇〇法	二、四〇〇、〇〇〇法	四、八〇〇、〇〇〇法
一九二〇年	三、〇〇〇、〇〇〇法	三、〇〇〇、〇〇〇法	六、〇〇〇、〇〇〇法
一九二一年	三、二〇〇、〇〇〇法	三、二〇〇、〇〇〇法	六、四〇〇、〇〇〇法
一九二二年	三、四〇〇、〇〇〇法	三、四〇〇、〇〇〇法	六、八〇〇、〇〇〇法
一九二三年	三、六〇〇、〇〇〇法	三、六〇〇、〇〇〇法	七、二〇〇、〇〇〇法
一九二四年	三、八〇〇、〇〇〇法	三、八〇〇、〇〇〇法	七、六〇〇、〇〇〇法
一九二五年	四、〇〇〇、〇〇〇法	四、〇〇〇、〇〇〇法	八、〇〇〇、〇〇〇法
一九二六年	五、九二四、七四四噸	二、八五八、八二三法	五、八八四、〇〇六噸

等しい。

移民　國內移民さしては主さして東京、安南地方主人が南部地方へ入國する外、海外移民さしては南方支那人の年々甲板客さして入國する人數頗る多數である。

勞力　印度支那各種族中、安南人は體格劣るも動勉で最良の農業者である。東京紅河の平原は人口稠密で平方里米突に付約三百人を有する地があるに拘らず、その人口は可成り多いさ言はなければならない。然るに突壁支那は殖耕地さなるべき未開地多く人口の密度は可成り小である。從つて東京地方は勞力過剩の傾向を有し、南方及西方へ人口は移動する趨勢にある。

勞働者保護　以上けしも可し等さ雖かしたるを以て、園主の間に惡慨を來したる事實あるを以て、勞働者保護に關する法規は何れも設定されるものさ思考せらる。

生活費　各年勞働者生活費に就ては後載緒の部參照。

賃銀　南部突壁支那方面の農園勞働者の賃銀に就ては既に述べた通りであるが、彼等は主さして自由勞働者であるこ人口の部移民參照）。

第一四五表　佛領印度支那各勞働者賃銀表

出所＝印度支那經濟會議一九二七年

種別	給日・料月	東京及安南	突壁支那及柬埔寨
土人自動車運轉手	同	五・〇〇—六・〇〇	四・〇〇以上
土人運記	同	五・〇〇—六・〇〇	三・〇〇—四・〇〇
土人官吏	同	一〇・〇〇—一五・〇〇	六・〇〇—八・〇〇
土人料理人僕	月	二五・〇〇	一五・〇〇
土人自動車運轉手	同	二五・〇〇—三五・〇〇	一五・〇〇
土人運記	同	三五・〇〇	二五・〇〇
土人官吏	同	一〇〇・〇〇—一五〇・〇〇	四〇・〇〇—六〇・〇〇
土人大工	日	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人石工	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人鍛冶工	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人木工	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人左官	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人鍛冶工	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人指物師	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人石工	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人畫工	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人左官	同	〇・五〇—一・〇〇	〇・三〇—〇・五〇（支那人〇・二五）
土人指物師

年次	佛國及同植民地 輸出入別	數量	價額	外國 輸出入別	數量	價額	計 輸出入別	數量	價額
一九二七年	輸入	五八、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸入	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸入	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓
	輸出	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸出	五八、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸出	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓
	計	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	計	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	計	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓
一九二六年	輸入	五八、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸入	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸入	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓
	輸出	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸出	五八、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	輸出	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓
	計	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	計	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓	計	一、一四〇、〇〇〇噸	一、一四〇、〇〇〇圓
差額	輸入	(甲) 四〇、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓	輸入	(乙) 一、一四〇、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓	輸入	(甲) 四〇、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓
	輸出	(甲) 二八、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓	輸出	(乙) 一、一四〇、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓	輸出	(甲) 二八、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓
	計	(甲) 六八、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓	計	(乙) 一、一四〇、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓	計	(甲) 六八、〇〇〇噸	(乙) 一、一四〇、〇〇〇圓

佛領印度支那…貿易

三六三

第一五〇表　佛領印度支那一九二六—一九二七年佛國及同植民地外國貿易數量價額表

出所同表

佛領印度支那貿易

三六二

年次	輸入	輸出	計
一九二六年	一、一四〇、〇〇〇圓	一、一四〇、〇〇〇圓	一、一四〇、〇〇〇圓
一九二七年	一、一四〇、〇〇〇圓	一、一四〇、〇〇〇圓	一、一四〇、〇〇〇圓
右平均	一、一四〇、〇〇〇圓	一、一四〇、〇〇〇圓	一、一四〇、〇〇〇圓

佛國及同植民地貿易ヲ對他ノ外國貿易ニ就キ見ルニ次ノ表ニ依リ明カナルベシ

第一五一表　佛領印度支那一九二六—一九二七年佛國及同植民地外國貿易數量價額表

出所同表

三六一

第一四八表　佛領印度支那一九二七年五箇年間外國貿易平均比較表

出所同表

年次	佛國及同植民地 輸入	輸出	計	外國 輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
一九二七年	二、六五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、六一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、六一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、五三二、〇〇〇圓
一九二六年	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
右平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓

佛領印度支那…貿易

三六〇

第一四九表　佛領印度支那佛國及同植民地外國貿易連年比較表

出所同表

年次	佛國及同植民地 輸入	輸出	計	外國 輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
一九二七年	二、六五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、六一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、六一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、五三二、〇〇〇圓
一九二六年	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
一九二五—二七年平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
一九二四—二六年平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
一九二三—二五年平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
一九二二—二四年平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
一九二一—二三年平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓
一九〇八—一七年平均	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	二、九五八、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	五、九一六、〇〇〇圓	一一、八三二、〇〇〇圓

佛領印度支那…貿易

三五九

即ち最近年一九二七年の輸入は總計五二九、二四八噸で前年に比し二六、五六噸（二・二%）の減少を示した。

輸出に於ては二六、七四三噸（五・八%）を增加したが、佛本國及同植民地貿易に於て二八、七五七噸（〇・〇八%）、外國貿易に於て一三八、六七六噸（〇・〇五%）の增加である。今之を同領の主產物米及其他に分ち前年と比較すれば次の通りである。

佛領印度支那各國別貿易一九二六―二七年貿易數量及價額表				
備考 佛國及同植民地貿易の沿革に就ては第一四八表參照				
一九二六年	米及之に屬するもの	一、三七〇、五八四噸	一、二五九、七三一、〇〇〇弗	
	其他の產物	一、二七一、一九五噸	一、四一〇、四一〇、〇〇〇弗	
一九二七年	米及之に屬するもの	一、三六六、三五四噸	一、二七一、一九五噸	
	其他の產物	一、三七〇、五八四噸	一、二五九、七三一、〇〇〇弗	

第一五二表　佛領印度支那主要輸入品別輸入額連年比較表

（出量所位＝噸、價額＝弗）

品目＼年次	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
金及金製品	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
銀塊及銀貨	四五、二五〇	四五、八四五	三四、〇八四	三四、三三九	三四、三四八
自轉車	三六、四二五	四五、〇六三	五六、四二一	六一、八四三	七一、三五八
鐵及鐵製品	三六、四二五	四五、〇六三	五六、四二一	六一、八四三	七一、三五八
砂糖	二九、三四六	二九、三三五	三〇、六六〇	一〇、六四一	八、三四〇
金屬類	四八、九二五	七〇、九九三	八、五三五	一三、九九四	一三、四四九
油類	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
礦物油	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
精石油	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
機械及車輛	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
絹織物	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
綿織物	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八

輸入貿易　第一五二表　佛領印度支那主要輸入品別輸入額連年比較表

（出量所位＝噸、價額＝弗）

品目＼年次	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
綿布	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
絹織物	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
石油	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
機械及車輛	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
絹織物	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
綿織物	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
金及金製品	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
銀塊及銀貨	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
自轉車	三六、四二五	四五、〇六三	五六、四二一	六一、八四三	七一、三五八
鐵及鐵製品	三六、四二五	四五、〇六三	五六、四二一	六一、八四三	七一、三五八
砂糖	二九、三四六	二九、三三五	三〇、六六〇	一〇、六四一	八、三四〇
金屬類	四八、九二五	七〇、九九三	八、五三五	一三、九九四	一三、四四九
油類	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
礦物油	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
精石油	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
機械及車輛	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
絹織物	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
綿織物	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八

品目＼年次	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
化學品	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
食料品	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
卓用品	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
製菓	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
品物	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
綿各種	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
麻	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
野菜	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
絲	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
酒	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
花	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
物	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
小麥粉	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
紙	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
煙草	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
參	八三、四〇	一一、二四五	一三、四四五	一四、一八四	一四、三四五
藥	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五
煙	一七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
火藥、彈丸	二七、六三八	一九、三二九	二四、五二五	四四、四二八	三二、四九八
兵器	四五、二五〇	四六、四六三	六四、〇八四	一四、一八四	一四、三四五

各種麻・大麻・亞麻・苧麻・黄麻布炭	石鍋	鰯加工品	名刺石宗教上ノ用ニ供スル	亞麻・大麻・苧麻・黄麻絲類	魚漬	蒸乾きろ乾用ノ製罐	茨椰子	樸及紙	砂糖	支那及日本産	麻製品	書加工ノ	自轉車	支那絲織物	毛織物
数量	一二七六三〇	四一三〇	一二七九五〇	一二七〇八五	二一〇八五	五六九五	二一四五	一〇七四七	二一四五	一〇七四七	七四七	一四七	七四七	一四七	八三四
價額	六三一〇	一〇	六四七五	五六九四	一〇	一四〇	一〇	五三七〇	一〇	五三七〇	三五〇	七〇	三五〇	七〇	四一七
數量	四一二五〇八	五三〇	四一二五〇八	三九八五	一〇四六	一四〇	一〇四六	五三七〇	一〇四六	五三七〇	三五〇	七〇	三五〇	七〇	四一七
價額	六三一〇	一〇	六四七五	五六九四	一〇	一四〇	一〇	五三七〇	一〇	五三七〇	三五〇	七〇	三五〇	七〇	四一七
數量	一二七六三〇	四一三〇	一二七九五〇	一二七〇八五	二一〇八五	五六九五	二一四五	一〇七四七	二一四五	一〇七四七	七四七	一四七	七四七	一四七	八三四
價額	六三一〇	一〇	六四七五	五六九四	一〇	一四〇	一〇	五三七〇	一〇	五三七〇	三五〇	七〇	三五〇	七〇	四一七

年次	佛本國 數量	佛本國 價額	佛領印度支那 數量	佛領印度支那 價額	計 數量	計 價額
一九一一年	一二七六三〇斤	六三一〇圓	一二七九五〇斤	六四七五圓	二五七二八〇斤	一二七五七圓
一九一二年	一〇七四七斤	五三七〇圓	一〇七四七斤	五三七〇圓	二一四九四斤	一〇七四〇圓
一九一三年	七四七斤	三五〇圓	七四七斤	三五〇圓	一四九四斤	七〇〇圓
一九一四年	一四七斤	七〇圓	一四七斤	七〇圓	二九四斤	一四〇圓
一九一五年	八三四斤	四一七圓	八三四斤	四一七圓	一六六八斤	八三四圓

年次	佛本國 數量	佛本國 價額	佛領印度支那 數量	佛領印度支那 價額	計 數量	計 價額
一九一一年	一二七六三〇斤	六三一〇圓	一二七九五〇斤	六四七五圓	二五七二八〇斤	一二七五七圓
一九一二年	一〇七四七斤	五三七〇圓	一〇七四七斤	五三七〇圓	二一四九四斤	一〇七四〇圓
一九一三年	七四七斤	三五〇圓	七四七斤	三五〇圓	一四九四斤	七〇〇圓
一九一四年	一四七斤	七〇圓	一四七斤	七〇圓	二九四斤	一四〇圓
一九一五年	八三四斤	四一七圓	八三四斤	四一七圓	一六六八斤	八三四圓

國別	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
香港	三一七四二	二一五四八	二一四四一	四一七四八
那港	四一七三五	二一五九六二	一四三一四五	一四五〇三五
印度	四一七三五	二一五九六二	一四三一四五	一四五〇三五
支那	三一九二	四一九二	五一九二	六一九二
領印度支那	四一七三五	二一五九六二	一四三一四五	一四五〇三五
英領北婆羅洲	三一七四二	二一五四八	二一四四一	四一七四八
日本	一四七	一四七	一四七	一四七
合衆國	一四七	一四七	一四七	一四七
西班牙領馬尼剌	一四七	一四七	一四七	一四七
英領新嘉坡	一四七	一四七	一四七	一四七
英領北婆羅洲	一四七	一四七	一四七	一四七

第十四表　佛領印度支那ノ貿易額

年次	輸入額	輸出額	合計	指數
一九一三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九一四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九一五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九一六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九一七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九一八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九一九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九二九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九三九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九四九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九五九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九六九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九七九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九八九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九一年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九二年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九三年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九四年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九五年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九六年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九七年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九八年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
一九九九年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇
二〇〇〇年	二四、三二七、〇〇〇	二四、三二七、〇〇〇	四八、六五四、〇〇〇	一〇〇

第十五表　佛領印度支那貿易額ノ國別

國別	輸入	輸出	合計
亞細亞			
佛國	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	二、四六九、一三四
英國	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	二、四六九、一三四
支那	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	二、四六九、一三四
日本	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	二、四六九、一三四
其他	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	二、四六九、一三四
計	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	二、四六九、一三四

第十六表　佛領印度支那貿易ノ主要品目及其ノ數量價額

品目	數量	價額	備考
米	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	
玉蜀黍	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	
木材	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	
石炭	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	
鑛物	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	
織物	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	
其他	一、二三四、五六七	一、二三四、五六七	

輸出貿易　主要品別輸出貿易一

第一五八表　佛領印度支那主要輸出品別輸出額連年比較表

出席ニ同價參千九百圓

品名＼年次	三一九二年	四一九二年	五一九二年	六一九二年	七一九二年
米	六三五千七六	一一〇五三千七	一七二五三千七	二六〇八五四	一七〇〇三五四
穀及製粉	六二四〇	七五二一五	一四一五	二〇〇八五	一九二四九六
炭	四二五千七	七〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
魚類	二六四〇	一九一五千七	一四一五	二〇〇八五	一九二四九六
燐鑛	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
乾燻製魚類	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
石鹸	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
蠟燭	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
木	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
建築用材	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
家具	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
油	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
具	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
眼鏡	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
玩具	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
時計	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
自轉車（部分品を含む）	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
小麥粉	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
綿糸	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
綿布	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
莨	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
陶磁器	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
硝子	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
琺瑯鐵器	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
鋼鐵	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
銅	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
鉛	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
錫	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
亞鉛	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
生糸	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
絹織物	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
蜀黍	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
玉蜀黍	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
落花生	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
胡椒	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
加工ゴム	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四
獸皮	一八二千七	一〇〇一五千七	一一〇五三千七	一七二五三千七	一七〇〇三五四

對佛國及同植民地輸出貿易一

第一五九表　佛領印度對佛國及同植民地別輸出貿易額連年比較表

出席ニ同價參

年次	佛本國	佛植民地	合計
一九二一年	二九七千七五三錢		
一九二二年	七〇六千七六〇	一〇一千七〇一一	一三〇六千七一三一錢
一九二三年	一〇一千七〇一一	一〇一千七〇一一	二〇二千七〇二二
一九二四年	一〇一千七〇一一	一〇一千七〇一一	二〇二千七〇二二
一九二五年	一〇一千七〇一一	一〇一千七〇一一	二〇二千七〇二二
一九二六年	一〇一千七〇一一	一〇一千七〇一一	二〇二千七〇二二
一九二七年	一〇一千七〇一一	一〇一千七〇一一	二〇二千七〇二二

第一六〇表　佛領印度支那對諸外國及佛國本土、佛領印度支那間貿易額一九二一六年輸出額

國別	一九二一年	一九二六年	差額
英國	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
香港	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
支那	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
米國	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
和蘭領印度	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
其他諸國	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
計	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓

第一六一表　佛領印度支那對諸外國輸出貿易額比較表

國別	一九二一年	一九二六年	差額
英國	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
香港	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
支那	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
米國	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
和蘭領印度	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
其他諸國	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓
計	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓

第一六二表　佛領印度支那對諸外國及佛國本土間貿易額一九二一六年輸出額比較表

國別	一九二一年		一九二六年		差額	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
香港	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
支那	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
米國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
和蘭領印度	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
其他諸國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
計	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓

第一六三表　佛領印度支那對諸外國及佛國本土間貿易額一九二一六年輸出額比較表

國別	一九二一年		一九二六年		差額	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
香港	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
支那	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
米國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
和蘭領印度	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
其他諸國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
計	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓

第一六四表　佛領印度支那對諸外國及佛國本土間貿易額一九二一六年輸出額比較表

國別	一九二一年		一九二六年		差額	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
香港	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
新嘉坡	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
支那	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
米國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
和蘭領印度	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
其他諸國	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓
計	一、〇〇〇、〇〇〇キンタル	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、一〇〇、〇〇〇キンタル	一、一〇〇、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇キンタル	一〇〇、〇〇〇圓

品別＼國別	英國	白耳義	亞米利加合衆國	比律賓	關領印度	新嘉坡	日本	香港	那支
桂皮									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
チーク材									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
メンハト									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
未加工或は加工獸皮									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
黃牛及水牛									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									

品別＼國別	英國	白耳義	亞米利加合衆國	比律賓	關領印度	新嘉坡	日本	香港	那支
玉蜀黍									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
漆									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
ヨプラ									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
胡椒									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
樹花									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									

品別＼國別	英國	白耳義	亞米利加合衆國	比律賓	關領印度	新嘉坡	日本	香港	那支
鑛石									
乾・鹽・燻製魚類									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
炭									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
亞鉛									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
鑛鐵									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
鉛及ヌオルム合ルフ鑛ラ									
一九一二年									

品別＼國別	總輸出額	佛國及同植民地
桂皮		
一九一二年	五六八四四	五七〇
一九一三年	六一八五五	五九〇〇〇噸
一九一四年	六一六五九	五九〇〇〇噸
一九一五年	四六七五二	四五七〇噸
一九一六年	五六八六二	五四七〇噸
一九一七年	五〇〇四四	四八〇〇噸
チーク材		
一九一二年	四六八四四	四五〇〇〇噸
一九一三年	四八〇四四	四六一〇〇噸
一九一四年	四一〇四四	三九四〇〇噸
一九一五年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一六年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一七年	三四〇四四	三二六〇〇噸
メンハト		
一九一二年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一三年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一四年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一五年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一六年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一七年	三四〇四四	三二六〇〇噸
未加工或は加工獸皮		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸
黃牛及水牛		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸

品別＼國別	總輸出額	佛國及同植民地
玉蜀黍		
一九一二年	五六八四四	五七〇
一九一三年	六一八五五	五九〇〇〇噸
一九一四年	六一六五九	五九〇〇〇噸
一九一五年	四六七五二	四五七〇噸
一九一六年	五六八六二	五四七〇噸
一九一七年	五〇〇四四	四八〇〇噸
漆		
一九一二年	四六八四四	四五〇〇〇噸
一九一三年	四八〇四四	四六一〇〇噸
一九一四年	四一〇四四	三九四〇〇噸
一九一五年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一六年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一七年	三四〇四四	三二六〇〇噸
ヨプラ		
一九一二年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一三年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一四年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一五年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一六年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一七年	三四〇四四	三二六〇〇噸
胡椒		
一九一二年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一三年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一四年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一五年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一六年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一七年	三四〇四四	三二六〇〇噸
樹花		
一九一二年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一三年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一四年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一五年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一六年	三四〇四四	三二六〇〇噸
一九一七年	三四〇四四	三二六〇〇噸

品別＼國別	總輸出額	佛國及同植民地
鑛石		
乾・鹽・燻製魚類		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸
炭		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸
亞鉛		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸
鑛鐵		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸
鉛及ヌオルム合ルフ鑛ラ		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸

第一六三表　佛領印度支那仕向地及品別輸出高連年比較表

但し米及之に屬するものに就ては前農業の部參照ありたし。

品別＼國別	總輸出額	佛國及同植民地
計		
一九一二年	二四七五〇四四	二三七〇〇噸
一九一三年	二五七五〇四四	二四七〇〇噸
一九一四年	二三七五〇四四	二二七〇〇噸
一九一五年	一九七五〇四四	一八九〇〇噸
一九一六年	二二七五〇四四	二一七〇〇噸
一九一七年	二二五〇〇四四	二一六〇〇噸

品別＼國別	總輸出額	佛國及同植民地
錫		
一九一二年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一三年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一四年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一五年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一六年	四五〇四四	四三二〇〇噸
一九一七年	四五〇四四	四三二〇〇噸
比律賓關領印度支那仕向地別輸出高連年比較表		
一九一二年	二四七五〇四四	二三七〇〇噸
一九一三年	二五七五〇四四	二四七〇〇噸
一九一四年	二三七五〇四四	二二七〇〇噸
一九一五年	一九七五〇四四	一八九〇〇噸
一九一六年	二二七五〇四四	二一七〇〇噸
一九一七年	二二五〇〇四四	二一六〇〇噸

對日本貿易　輸入品及價額

第二六四表　佛領印度支那品別對日本輸入貿易進年比較表

輸入品目	一九一五年 数量	一九一五年 價額	一九二六年 数量	一九二六年 價額	一九二七年 数量	一九二七年 價額
乾・鹽・燻魚類	一八七七	五六三	六七一	七七三	八六八	一〇五
食卓用野菜及果實	一一	一一	一一	一一	一一	一一

米突を算し、一九二二年當時に比し、約三倍の發達を見るに至つた。

種類　印度支那道路は一九二八年六月十八日總督令に依り、國道（Route Coloniale）及地方國道（Route Locale）に類別し、爾後印度支那の分は別に縣道（Route Provinciale）及里道（Route Communale）に區分されてゐたが、一九二三年以降、人口稀薄なる僻地に通ずる驛路が設定されるに至つた。而して國道は總督府直轄道路、他は地方政府管轄道路である。

出典　所管官廳調査

第一六六表　佛領印度支那國別及種別道路延長數表

國別	國道						地方道					
	全長	完成（砂利道路）	半完成道路	未完成道路			全長	完成（砂利道路）	半完成道路	未完成道路		
東京	二、四一四・〇	一、九〇一・〇	五七五・〇	四三八・〇			四、七六六・〇	一、七一二・〇	二、〇〇〇・〇	一、〇五四・〇		
安南	一、〇二三・〇	三〇五・〇	六七二・〇	三六・〇			五四二・〇	二六八・〇	一、〇〇〇・〇	二七四・〇		
柬埔寨	一、四九二・〇	一、〇八五・〇	五七五・〇	三四・〇			三、四二〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、四二〇・〇		
交趾支那	一、〇四〇・〇	六三二・〇	三八・〇	三六・〇			一、〇四〇・〇	六三二・〇	三八・〇	三六・〇		
寮國	一、八〇四・〇	五三二・〇	四七五・〇	八四・〇			三、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇	一、〇〇〇・〇		
計	九、四九八	五、七〇三・六	一、八〇二・六	一、九四四・〇			三、六五三	七、五〇〇・八	一、八〇〇・五	一、三五二・〇		

註　イは縣道、ロは里道

路幅　一各種道路を通じ、路面の幅員は普通五乃至六米であるが、山岳地方は一般に狹く、四米五〇若くは場合に依り四米に減縮す。橋梁は一般に永久式を採用すべく、一米に對し活荷重五噸乃至七噸である。

勾配方法　一道路の縱勾配は普通のマカダム式、側渠石を使用すべく、一米に對し約八十分の一を壓起せしむ。但し突趾支那の如き石材の缺乏する地方にあつては、側渠石の代用として煉瓦又は瓦の破片を以て之に代へてゐる。

國道　國道は印度支那の一般的利益即ち經濟、軍事、政治及行政上の必要なる主眼として設定した幹線道路で、高工費は印度支那一般慣例支辨の原則に從ひ、地方的利益に關係ある地方團體、里道等を各方面に分岐する關係上大體に於て國道に於ては工費節約のため四米に減縮す。橋梁は一米に對し四百乃至五百立方米の割合を以て三乃至四米の幅に鋪石し、中央車馬道は七五糎で中央の車馬道の幅二米五〇乃至三米、左右歩道の幅各々五〇糎乃至七五糎である。

事を終つたもので、少くとも一年の內六箇月は自動車を通ずる道路（土砂利道）約一萬三千餘基、內砂利道完成道路）約一萬基米、半完成道路（土砂利道）約一萬二千餘基米、未完成道路約一萬一千餘基米である。

驚異　一九二六年末に於て道路全延長約二、〇〇〇基米は工事中若くは工事發注中であり、殘餘の約二、〇〇〇基米は工事中若くは工事發注中である。而して右に要した既出經費は約四千萬比弗である。

國道維持費　國道維持費は年額二百萬弗で、砂利道每一基米に對する平均年額は交通機關の便否及勞働賃金の高低に依つて各國夫々差等があるが大體に於て安南及東京方面の二一三百比弗、柬埔寨及交趾支那方面の四一五百比弗が標準である。

印度支那國道には第一號乃至第二十二號の番號を冠し夫々國內の各重要地點を連絡す。

第一號國道　第一號國道は、特に之を官道と稱し、印度支那全國に於ける最主要道路で、北は支那國境より南は暹羅の國境に及び、東京、安南、交趾支那及柬埔寨を連絡する全延長二、五六六基米の內砂利工事を施したる完成國道五、七〇三基米、半完成國道一、八〇三基米で、殘餘の約二、〇〇〇基米は工事中若くは工事發注中である。而して右に要したる既出經費は約四千萬比弗である。

第二號國道　第二號國道は全體を通じ幅員六米以上、屈曲半徑十五米以上、傾斜角度一米突に付六糎以下である。一九二六年末現在に於ける工費總額約千六百萬比弗に達す。

其他の國道　第一號國道を除き、國道は尙二十一道ある。第二號一二號國道の全延長は六、八四基米で、內完成三、二九六、半完成一、六六八、未完成一、九七二基米である。右國道の連絡は次の如くである（第二號國道を含まず）。

第一六七表　佛領印度支那各種國道別連絡箇所並延長數表

出典　同前表

國道番號	連絡箇所	註二延長	國道番號	連絡箇所	註二延長	國道番號	連絡箇所	註二延長
二	Hanoi—Ha-giang	三六・〇	九	Vientiane—Hué	三五九・〇	一六	Saigon—Camau	二五五・〇
三	Hanoi—Cao-bang	二三五・〇	一〇	Pakse—Oubône	二五九・〇	一七	Phnom Penh—Ha-tiên	二四二・〇
四	Mong-cay—Vientiane	二四四・〇	一一	Tourcham—Finnom	一〇一・〇	一八	Hanoi—Tien-yen	一〇三・〇
五	Hanoi—Haiphong	一〇〇・〇	一二	Phan-thiet—Dalat	一七六・〇	一九	Qui-nhon—Pleiku	一三〇・〇
六	Hanoi—上老國	五一四・〇	一三	Saigon—Vientiane	五三五・〇	二〇	Biên-hoa—Djiring	四六・〇
七	Vientiane—Vinh	二五六・〇	一四	Saigon—安南滿邊	一五六・〇	二一	Saigon—Banméthuod	註三
八	Luang Prabang—Vinh	二三四・〇	一五	Saigon—Cap Saint-Jacques	九七・〇	二二	Saigon—Kompong-cham	六一・〇

註一　未完成道路を含む總延長距離　二　距離未定、研究中。

地方國道其他　前述の如く、國道以外には地方國道及交趾支那のみに在る縣道、里道があり、更に僻遠地方の交通路驛路がある（第一六六表參照）。

道路費は原則として**地方豫算**及縣・町村豫算より支辨するが地方國道の一部は特に總豫算から支辨してゐる。印度支那全體を通じ、國道以外の道路新設費は毎年三百萬比弗、維持費は平均年額百五十萬比弗である。地方國道一基米突當りの平均新設費は平均六十比弗、平均維持費は約二百比弗である。

驛路―は一定の道路に依る交通の便なき地方間の交通と乾季中同一縣内に於ける僻遠の各部落間に於ける自動車交通に便する徑路であつて、印度支那全國を通じ延長七千五百四十基米に達す。

驛路は自然の地形をその儘に幅員約三米内外を標準として假工事を施した道路で、將來道路沿線地方の發達に伴ひ漸次成規の道路に改修せらるゝ運命を有する謂はゞ開發の前驅を爲すものである。

二　鐵　道

總説　印度支那に於ける既説鐵道として現に運轉中に屬する線路延長は二、三二八三基米で、内官營線一、五二四基米、私營線八五九基米突を算す。而して又以上は、印度支那内數設線延長一、九一八基米、支那領土内への數設線延長（雲南鐵道）四六五基米突の二に分別さる。之を系統別に分類すれば次表の如くである。

系統	線路	延長
北部鐵道	本線 河内―ナチヤム線	一七九
	支線 ドン・ダン―南關線	五
	河内―ナチヤム線計	一八四
	河内―ヴイン線	三二五
	ヴイン―ベン・トユイ線	四七
中部安南鐵道	ヴイン―トウラヌ線	四七四
	本線 西貢―ニヤ・トラン線	四〇九
	支線 ミユオン・マン―フアン・テイエト線	二三
	支線 トユウル・チヤム―クロンフア線	四五
南部鐵道	ニヤ・バ―バ・ニヨイ線	四
	西貢―ニヤ・トラン本支線計	四七〇
	西貢―ミト線	七〇
雲南鐵道（私設會社）	海防―老開線	三九四
	老開―雲南府線（支那領土）	四六五
計		二、三八三

以下順次各鐵道線に就きその概要を説明する。

河内―ナチヤム線　本線は支那廣西國境との連絡線にて、國境警備の軍用線として一八九〇年起工、幾多の迂餘曲折を經て一九〇二年漸く運轉を開始するに至つた。河内―Zachang間一七九基米、所要時間七―八時間である。ナチヤム驛より約一六基米手前のDong-dang驛より支那廣西省國境の南關に達する五基米許りの支線は、廣西省貫通線の先驅として計畫せられたるものであるが、爾後その計畫を放棄したものである。本線の敷設費は、本線のみにて四千五百三十萬法にて、一基米當り二十四萬六千法を要してゐる。

河内―ヴイン線　本線は印度支那縱貫線河内―西貢間の第一鐵道區間を爲す主要線である。一九〇五年三月全線の開通を見、工費四千三百萬法、一基米當り十三萬二千法を要したがヴイン―ベン・トユイ線四基米を含むも、所要時間急行七時間半、普通九時間半である。

ヴイン―トウラヌ線　は極く最近全線の開通を見たもので、縱貫線の第二區間を爲すもので、舊安南首都順化及安南の主要港トウラヌに連絡する主要線である。ヴイン―ドン・ハ間は極く最近開通したもので、同上間を除く延長一七五基米に對し三千百八十萬法で、一基米當り十八萬一千五百法を要してゐる。ヴイン―トウラヌ間、所要時間は急行約十二時間半、普通十五時間である。縱貫旅行者はトウラヌより連絡する自動車にてニヤ・トランに著きニヤ・トランより南部鐵道に依り西貢に達する（後説旅行案内の部參照ありたし）。

西貢―ニヤ・トラン線及支線　西貢―ニヤ・トラン本線は、縱貫線の第四區間（第三區間はトウラヌ―ニヤ・トラン間自動車連絡）に當り、延長四〇九基米建設費六千九百萬法、一基米當り約十四萬八千法である。所要時間は急行にて約十時間半、普通十三時間を要する。支線中Nga-be―Ba-ngoi間線はカムラン灣行の線、Tour-cham―Krongpla はダラ登山鐵道未完成線、Muong-Man―Phan-thiet はファン・テイエト港行線である。

西貢―ミト線　本線は交趾支那に於ける主要支那人街、堤岸を介して西貢―ミトの二市間を連絡する延長七〇基米の主要線で、一基米當りの營業成績は、印度支那に於ける他の各線を著しく凌駕してゐる。

雲南鐵道線　本線は海防より國境老開を經て支那雲南府に至るもので、一特許會社（La Compagnie franҫaise de Chemins de fer de l'Indochine et du Yunnan）の營業線である。

海防―老開間―は延長三九四基米、東京三角州地方、紅河溪谷の地味豐饒人口稠密なる農業地帶を通過して、支那國境老開驛に達するもので、一九〇六年全線開通し、敷設費七千八百萬法を要してゐる。

老開―雲南府間―は一九〇一年清佛條約に依り敷設權を獲得し、一九〇八年竣工、一九一〇年運轉を開始するに至つたもので、沿線は、溪谷、隘岸多く、如何にその難工事なりしかを物語つてゐる。建設費豫算九千五百萬法が決算額に於ては一億六千五百五十萬法に達し、印度支那政府は既定補助金千二百五十萬法の外に、公債を發行し五千三百萬法の追加補助を爲してゐる。

海防―雲南府旅行は三日間を必要とする（旅行案内の部參照）。

起工線及豫定線　印度支那に於ける豫定線としては、現在起工中の線、近き將來起工さるべき線、設計中の線、純然たる計畫線の四に分別し得る。左に之を略記すれば、

現在起工中の線―Krongpla―Darak線

近き將來起工さるべき線―1、Tourane―Nya-trang線　1、Tanap―Thakkhet線　1、Phnom Penh―Battambang線

設計中の線―1、Saigon―Phnom Penh 線　1、Mytho―Bac-lieu線　1、Battambang―暹羅國境を經て盤谷に通ずる線

計畫中の線―1、Tay-ninh―Thakkhet線　1、Tay-ninh―Kg. tacheske線　1、Skoun―Kg. thom線　四、Saigon―Loc-ninh線　五、Bac-lieu―Cuman線。六、Sung-cau―Pleiku線。

營業成績　印度支那既説鐵道の四系統中、會社線たる雲南鐵道を除く他の三系統、即ち北部、中部安南、南部鐵道は總て官營である。官營鐵道は、工務檢閲總監の總轄する所であるが、全線を通じその收入を**財源**とする**自獨**の豫算を編成し、別に運轉資金、事業特別基金及歳入不足塡補豫備金等の豫算外基金法を設けてゐる。

會社線たる雲南鐵道のその營業法は、一九〇一年六月十五日の特許契約に準據してゐる。

一九二六年に於ける各系統營業成績は左表の如くである。

第一六八表　佛領印度支那一九二六年各鐵道系統別營業成績表

出所＝一九二七年佛領印度支那統計摘要

系統		雲南鐵道	計	營業監督費	南部鐵道	中部安南鐵道	北部鐵道	
收入	營業線路（註一）	公哩	一三六	—	哩	哩	哩	
		公哩	四五九五	—	二四九八	二五二五	二〇四三	比弗
		公哩	三七三三	—	二四九八	二五二五	二〇四三	比弗
支出		註二		—	五三〇	一四九〇	一六〇四	比弗
損益			四五二四八	(中)	五三二五	四一〇〇	四一〇二	比弗
			四五二四八	(中)	五三二五	四一〇〇	四一〇二	比弗

註一　幕道開通の分換言すれば一九二七年以降開通の線路を含まざる故、本項常掲初掲出のものと相違す。

註二　一九二六年の支出高は不明なり。

註三　三参考の爲め一九二五年を見るに收入四、八〇四、二四三比弗、支出三、三六八、一六四比弗、利益一、四七九、〇七九比弗を示してゐる。

三　自働車

本領土に於ける自働車は、道路の完備と共に頗る顯著なる發達を爲し、本領内最も重要なる交通機關を成してゐる。即ち現在に於ては、他の交通機關の割合に未發達なるに比し、啥んど未開地地方に於ですらも自働車にて旅行し得ざる所は殆き迄に、著しき發達を遂げてゐる。一九二六年自動車數七〇六臺、乘合自動車數一、〇五五臺、貨物自動車數九二八臺を示す。

第一六九表　佛領印度支那船舶入港隻數及噸數比較表

出所＝同上印度支那統計摘要

國籍	一九二七年 隻數	一九二七年 噸數	一九二六年 隻數	一九二六年 噸數
佛蘭西	三三四	一、四六六、八六八	三三四	一、四六六、八六八
英國	三三二	八六五、四七七	三五二	八六八、二七一
獨逸	三二	五三、三〇〇	一九	八〇、〇二四
和蘭	一九九	三四四、九七五	一八〇	三三八、四一〇
米國	一六	一〇、〇二四	一五	一〇、〇二四
日本	一六	一一、四三四	一〇	一一、四三四
其他諸國	五六	一八、一四一	五六	一八、一四一
計	六四〇	二、四〇六、四〇四	六四〇	二、四〇六、四〇四

第一七〇表　佛領印度支那一九二六—一七年國籍別船舶入港隻數及噸數表

出所＝同前表

國籍	一九二七年 隻數	一九二七年 噸數	一九二六年 隻數	一九二六年 噸數
佛蘭西	一、三三六	一、四六六、八六八	一、三三六	一、四六六、八六八
英國	八六二	八六八、二七一	八六五	八六五、四七七
獨逸	一九	八〇、〇二四	三二	五三、三〇〇
和蘭	三三八	三三八、四一〇	一九九	三四四、九七五
米國	一五	一〇、〇二四	一六	一〇、〇二四
日本	一〇	一一、四三四	一六	一一、四三四
其他諸國	五六	一八、一四一	五六	一八、一四一
計	六四〇	二、四〇六、四〇四	六四〇	二、四〇六、四〇四

第一七一表　佛領印度支那一九二六年仕發地別入港船舶隻數噸數表

出所＝同前表

仕發地別	一九二七年 隻數	一九二七年 噸數	一九二六年 隻數	一九二六年 噸數
佛蘭西	八	七五、三〇九	八	七五、一二四
英國	八四	一〇、一三四	八四	一〇、一三四
獨逸	一	一、七二四	一	一、七二四
和蘭	一	一、七二四	一	一、七二四
米國	一	一、七二四	一	一、七二四
日本	一	一、七二四	一	一、七二四
其他諸國	一	一、七二四	一	一、七二四
計	一〇一	一〇一、一三四	一〇一	一〇一、一三四

第一七二表　佛領印度支那一九二七年對外貿易國別表

出所＝同前表

國別	輸入	輸出	再輸出	合計
佛蘭西	一、三三六、八六八	一、三三六、八六八	一、三三六、八六八	一、三三六、八六八
英國	八六五、四七七	八六五、四七七	八六五、四七七	八六五、四七七
獨逸	三二、三〇〇	三二、三〇〇	三二、三〇〇	三二、三〇〇
和蘭	三四四、九七五	三四四、九七五	三四四、九七五	三四四、九七五
米國	一〇、〇二四	一〇、〇二四	一〇、〇二四	一〇、〇二四
日本	一一、四三四	一一、四三四	一一、四三四	一一、四三四
其他諸國	一八、一四一	一八、一四一	一八、一四一	一八、一四一
計	二、四〇六、四〇四	二、四〇六、四〇四	二、四〇六、四〇四	二、四〇六、四〇四

第一七三表　佛領印度支那一九二六—一七年仕發地別入港船舶隻數噸數表

出所＝同前表

仕發地別	一九二七年 隻數	一九二七年 噸數	一九二六年 隻數	一九二六年 噸數
佛蘭西	八	七五、三〇九	八	七五、一二四
英國	八四	一〇、一三四	八四	一〇、一三四
獨逸	一	一、七二四	一	一、七二四
和蘭	一	一、七二四	一	一、七二四
米國	一	一、七二四	一	一、七二四
日本	一	一、七二四	一	一、七二四
其他諸國	一	一、七二四	一	一、七二四
計	一〇一	一〇一、一三四	一〇一	一〇一、一三四

第一七四表　佛領印度支那一九二七年對外貿易國別表

出所＝同前表

國別	輸入	輸出	再輸出	合計
佛蘭西	一、三三六、八六八	一、三三六、八六八	一、三三六、八六八	一、三三六、八六八
英國	八六五、四七七	八六五、四七七	八六五、四七七	八六五、四七七
獨逸	三二、三〇〇	三二、三〇〇	三二、三〇〇	三二、三〇〇
和蘭	三四四、九七五	三四四、九七五	三四四、九七五	三四四、九七五
米國	一〇、〇二四	一〇、〇二四	一〇、〇二四	一〇、〇二四
日本	一一、四三四	一一、四三四	一一、四三四	一一、四三四
其他諸國	一八、一四一	一八、一四一	一八、一四一	一八、一四一
計	二、四〇六、四〇四	二、四〇六、四〇四	二、四〇六、四〇四	二、四〇六、四〇四

四　數一、〇五五臺を示す。

第一六九表　佛領印度支那船舶入港隻數及噸數比較表

出所＝同上印度支那統計摘要

第一六八表　佛領印度支那一九二六年各鐵道系統別營業成績表

出所＝一九二七年佛領印度支那統計摘要

系統		雲南鐵道	計	營業監督費	南部鐵道	中部安南鐵道	北部鐵道	
收入	營業線路（註一）	公哩	一三六	—	哩	哩	哩	
		公哩	四五九五	—	二四九八	二五二五	二〇四三	比弗
		公哩	三七三三	—	二四九八	二五二五	二〇四三	比弗
支出		註二		—	五三〇	一四九〇	一六〇四	比弗
損益			四五二四八	(中)	五三二五	四一〇〇	四一〇二	比弗
			四五二四八	(中)	五三二五	四一〇〇	四一〇二	比弗

註一　幕道開通の分換言すれば一九二七年以降開通の線路を含まざる故、本項常掲初掲出のものと相違す。

註二　一九二六年の支出高は不明なり。

註三　三参考の爲め一九二五年を見るに收入四、八〇四、二四三比弗、支出三、三六八、一六四比弗、利益一、四七九、〇七九比弗を示してゐる。

三　自働車

本領土に於ける自働車は、道路の完備と共に頗る顯著なる發達を爲し、本領内最も重要なる交通機關を成してゐる。即ち現在に於ては、他の交通機關の割合に未發達なるに比し、啥んど未開地地方に於ですらも自働車にて旅行し得ざる所は殆き迄に、著しき發達を遂げてゐる。一九二六年自動車數七〇六臺、乘合自動車數一、〇五五臺、貨物自動車數九二八臺を示す。

第一六九表　佛領印度支那船舶入港隻數及噸數比較表

出所＝同上印度支那統計摘要

第一七〇表　佛領印度支那一九二六—一七年國籍別船舶入港隻數及噸數表

出所＝同前表

國籍	一九二七年 隻數	一九二七年 噸數	一九二六年 隻數	一九二六年 噸數
佛蘭西	一、三三六	一、四六六、八六八	一、三三六	一、四六六、八六八
英國	八六二	八六八、二七一	八六五	八六五、四七七
獨逸	一九	八〇、〇二四	三二	五三、三〇〇
和蘭	三三八	三三八、四一〇	一九九	三四四、九七五
米國	一五	一〇、〇二四	一六	一〇、〇二四
日本	一〇	一一、四三四	一六	一一、四三四
其他諸國	五六	一八、一四一	五六	一八、一四一
計	六四〇	二、四〇六、四〇四	六四〇	二、四〇六、四〇四

五　内國水運

概說　印度支那は多くの河川を有するが、その大部分は流域短少である。それは半島の北部より南部に走る安南山脈に依つて、流域を制限せらるゝ關係に基くからである。紅河と湄江河とは印度支那に於ける二大重要河川であるが、この二つの河は共に水源を印度支那に有しないが、前者は東京を北西より南東に貫き、後者は老撾、柬埔寨、交趾支那の三國に亙り北より南に印度支那を縦斷し、夫々重要なる水路を成してゐる。

紅河　東京に於ける水路は紅河と太平江（ヴイ・ヒン或はヴイ・ヒンの二流域に分る。紅河は水源を支那に發し、老開開近に於て東京に入り P. Claire（清辻）、P. Noire（緊辻）の二大支流を合せ度大なる三角洲を形成して東京灣に流入す。太平江は Song Cau, Song-thuong, Lue-nam の合流で、河口の廣く且多岐なるに反し流域は比較的短少である。紅河及太平江の二大主流は Bambous 及 Rapides の二運河を以て接續し、兩河の河口に於ける三角洲は分岐縦横以て東京に於ける可航水路を形成す。その主なるものは次の如くである。

一、Kinh-thay 河　太平江の分流で下流は Cua-cam と稱す。

二、Lach-tray 河　太平江の他の分流で海防と太平江とを連絡す。

三、Le Day（黎辻）　紅河の分流で紅河と海とを連絡す。

右の内 Lach-tray と Bambous 運河とは海防、河内及南定を連絡する我國船の航行極めて頻繁である。

紅河とその支流の可航區域は增水季と乾水季とに依つて、多大の相違がある。增水季は七月中旬より十月中旬までゝこの季節中は、紅河の東京に於ける流域の殆ど全部に沿ふ約七〇〇基米の區間は汽船の航行が可能である。反之乾水季に於ける紅河の汽船航行區域は四五〇基米に短縮する。

安南　安南に於ける可航水路の延長は運河六〇〇基米、自然河川二、四〇〇基米、合計三、〇〇〇基米である。小舟は四季を通じ全延長に亙つて航行可能であるが、小蒸汽船は增水季の五箇月間（自九月至二月）は一、〇〇〇基米に、而して乾水季に於ける汽船の航行區域は約三〇〇基米に限られる。

安南の河川は概してその流域が狹少で分水嶺は主さして海岸に沿つて走つてゐる。而して河川の流域は主山脈より分出する多くの支流に依つて截斷せられつゝ、北より南に境を限られてそのまゝ海に流入する。

北部安南は特々趣を異にし分水嶺が海岸を遠ざかる關係上河川流域は比較的廣大である。ニエ・アン縣を通過する Song-ca（阿江）、ヴン・ホア縣の Song ma（馬江）はその代表的のものである。中部安南に於ては河川は概して短く且流水部は幅が狹い。その代表的のものは Cam-lo 河、順化河、Faifoo 河がそれである。

交趾支那　西貢の北部及東部諸地方を包含する高燥地帶を除き、交趾支那の土地は滿潮時の海面と略々同高である。卽ちその低地は湄江及ドナイ三角洲で、ドナイ、西貢河、東西兩ヴアイコ河及湄江の各支流を包含する大河川地帶を形成す。湄江河（四、二〇〇基米）は、印度支那に於ては勿論世界大河川の一で、源を西藏に發し老撾、柬埔寨、交趾支那を貫流して南海に注ぐ。支流の主なるものは Cua-tieu, Ham luong, Cochien 及 Bassac 等である。

以上の支流中キュア・チャの分が（河口より柬埔寨の首府プノン・ペン市に至るまで）外航汽船の通航可能である。爾餘の支流はいづれも内航に利用せられ汽船の通航は增水季に於て一、二〇〇基米、乾水季に於て六〇〇基米である。

柬埔寨・老撾　湄江河は柬埔寨及老撾の唯一の水路で左岸は安南山脈の高原に源を發する幾多の支流を合せ右岸は東部連羅を瀦溜する總ての河川を抱合す。是等の支流はいづれも各所に急湍ありて一年中の大部分は航行困難

第一七二表　佛領印度支那一九二六—二七年仕向地別出港船舶隻數噸數表

出所＝同前書

仕向地別	船舶 新運支	船舶 蒸 英領印度	船舶 蒸 英國植民地	船舶 蒸 日本	船舶 蒸 支那	船舶 蒸 其他	船舶 帆	船舶 計	噸數 蒸 英領印度	噸數 蒸 英國植民地	噸數 蒸 日本	噸數 蒸 支那	噸數 蒸 其他	噸數 帆	噸數 計
一九二六—二七年															
佛國		一一	一四	一四	一九	一二	一	七二	一〇五	一〇〇	一二四	一三六	一二九	一	六〇五
佛領印度支那		一〇五	一四	一四	一九	一二	一	七二	一〇五	一〇〇	一二四	一三六	一二九	一	六〇五
英領印度		四〇	一	一	一	一	一	四五	四〇	一	一	一	一	一	四五
英國植民地		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
英國領印度		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
英國植民地		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
日本		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
支那		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
其他		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
帆		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
計		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
合計		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
一九二七—二八年															
佛國		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
佛領印度支那		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
英領印度		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
英國植民地		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
日本		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
支那		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
其他		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
帆		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
計		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六
合計		一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	六

第一七三表　佛領印度支那西貢港出入船舶隻數及噸數連年比較表

出所＝一九二七年海關報告書

年次	出入船舶隻數	總噸數	一隻平均噸數
一九一一年	一、五二一	三、一四八、八四〇	二、〇七五
一九一二年	一、五〇一	三、一〇七、六四〇	二、〇七五
一九一三年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九一四年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九一五年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九一六年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九一七年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九一八年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九一九年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二〇年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二一年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二二年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二三年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二四年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二五年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五
一九二六年	一、六四〇	三、四〇七、〇〇〇	二、〇七五

備考　一九二六年に於て出入船舶中八九一隻、三、八九三、五三二噸は港の部西貢參照。一九二七年の數字は未だ入手してゐない。尙重要都市の連絡である。

第一七四表　佛領印度支那港別出入船舶隻數及噸數連年比較表

出所＝一九二七年海關報告書

年次	出入船舶隻數	總噸數	一隻平均噸數
一九一一年	一、四〇八	一、六三六、九〇〇	一、一五四
一九一二年	一、四〇二	一、六一四、五七七	一、一四四
一九一三年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九一四年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九一五年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九一六年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九一七年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九一八年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九一九年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二〇年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二一年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二二年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二三年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二四年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二五年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四
一九二六年	一、四五七	一、六七三、八四三	一、一五四

第一七五表　佛領印度支那主要港別滯選狀況

次に印度支那主要港別より見たる滯選狀況を表示すれば次の通りである。

である。湄江河は東埔寨に沿ける主たる通商航路で、吃水尺米の汽船は四季を通じ海を距ること二一〇基米の位置にある首府プノン・ペンまで遡航するここが出來る。

プノン・ペン―クラチエ間の遡航は甚だしき困難はないが、クラチエより上流は砂洲急湍のため航行至難にして四貫も起點さし老撾のゲイエンチアンまで十六日乃至二十日、首府リェアン・プラバンまで三十二日乃至四十四日さ（後說旅行案內の部參照）。

第一七五表　佛領印度支那寄港外國航路一覽表

國別	會社名	航路別（航路名）	噸數	船數	同	寄港地（寄港港を含む）	摘要
		歐洲航路					
佛	La Compagnie des Messageries Maritimes.	Marseille-Yokohama (Ligne de China et du Japon)	10	二	週一回	Marseille, Port Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, Kōbe, Yokohama.	定期、客、貨
同	同	Dunkerque-Japan, China (Ligne d'Extrême-Orient)		廿六日	一回	Dunkerque, Anverse, Middlesbrough, London, Port Said, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, Kōbe, Yokohama.	定期、貨
同	同	Marseille-Haiphong (Ligne l'Indochine)	六	四	週一回	Marseille, Port Said, Suez, Djibouti, Colombo, Penang, Singapore, Saigon, Tourane, Haiphong,	定期、客、貨
同	同	Dunkerque-Haiphong（ 〃 ）				Dunkerque, Anverse, Le Havre, La Pallice, Alexandria, Port Said, Singapore, Saigon, Tourane, Haiphong.	不定期、貨
同	La Compagnie des Chargeurs Reunis.	Anverse-Haiphong（ 〃 ）	六	四	週一回	Anverse, Dunkerque, Le Havre, Bordeux, Marseille, Port Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Tourane, Haiphong.	定期、客、貨
日	日本郵船會社	Yokohama-Liverpool（ 〃 ）	四	一	月三回	Yokohama, Kōbe, Dairen, Tsingtao, Shanghai, Hongkong, Saigon, Singapore, Port Swettenham, Penang, Colombo, Port Said, Genoa, Marseille, Liverpool. (Saigon寄港は往航のみ)	定期、貨
		南米航路					
日	大阪商船會社	Yokohama Buenos Aires (Japan South American Line)	五	月	一回	Yokohama, Kōbe, Nagasaki, Hongkong, Saigon, Singapore, Colombo, Durban, Cape Town, Santos, Rio-de-Janeiro, Buenos Aires. (Saigon寄港は往航のみ)	定期、客、貨
		爪哇航路					
蘭	Java China Japan Lijn	Saigon-Batavia	一	詳細未詳		Saigon, Batavia.	
		盤谷航路					
日	大阪商船會社	Nagoya-Bangkok (Japan Bangkok Line)	二	月	一回	Nagoya, Osaka, Kōbe, Hongkong, Saigon, Bangkok.	不定期、貨
佛	La Société des Affréteurs Indochinois	Saigon-Bangkok (Ligne Saion-Bangkok)	一	二	週一回	Saigon, Réam, Phu-quoc, Pulo Condore, Bangkok.	定期、客、貨
暹	Siam Steam Navigation Co., Ltd.	Réam-Bangkok (Ligne Réam-Bangkok)	一	（往）（復）週二回		Réam, Chantabun, Bangkok.	定期、客、貨
		南支南洋航路					
日	大阪商船會社	Keelung-Haiphong (Keelung Haiphong Line)	二	二	週一回	Keelung, Amoy, Swatow, Hongkong, Canton, Hoi-hao, Pak-hoi, Haiphong.	定期、客、貨
佛	La Compagnie Indochinoise de Navigation.	Haiphong-Hongkong (Ligne Haiphong-Hongkong)	三	十三	五日		不定期、客、貨
同	La Maison J. Pannier et Cie.	〃	二	二	週約一回		同
同	La Compagnie de Commerce et de Navigation d'Extrême-Orient	〃	五	同			同
英	China Navigation Co., Ltd.	〃	一	二	週一回	Haiphong, Pak-hoi, Hoi-hao, Hongkong.	定期、客、貨
同	〃	〃	二	二	週約一回		不定期、客、貨
佛	La Maison J. Pannier et Cie.	Haiphong-Canton (Ligne Haiphong-Canton)	五一六	年十三	回	Haiphong, Hoi-hao, Hongkong, Canton.	同
蘭	Java China Japan Lijn	Java Southern China (Java China Japan Lijn.)	一	二	週約一回	Java沿岸, Hongkong, Saigon.	定期、客、貨
佛	La Société des Affréteurs Indochinois.	Saigon-Singapore (Ligne Saigon-Singapore)	一	二	週約一回	Direct.	同

第一七六表　佛領印度支那內國航路一覽表

國別	會社名	航路別	數配船	回數	寄港地（發着地を含む）	摘要
佛	La Société des Affréteurs Indochinois La Compagnie des	(Ligne Saigon-Haiphong)	1	十一日一回	支那海沿岸各港	定期、客、貨
同	Messageries Maritimes	(„)	1	十一週一回	Saigon, Qui-nhong, Tourane, Haiphong	同
同	La Compagnie des Chargeurs Réunis	(„)	1	月一回	支那海沿岸各港	同
同	Nguyên-Huu-Thu	(Ligne Haiphong—Cam-pha)	1	日一回	Direct.	同
同	„	(Ligne Haiphong—Hongay)	1	同	„	同
同	Service Maritimes et Fluviaux	(Ligne Hanoi—Cho-bo)	1	月三回	„	同
同	„	(Ligne Hanoi—Tuyên-quang)	1	同	„	同
同	„	(Ligne Haiphong—Nam-dinh)	1	週三回	„	同
同	„	(Ligne Haiphong—Bên-thuy)	1	月三回	„	同
同	La Société anonyme de Chalandage et remorquage de l'Indochine	(Ligne Haiphong—Mui-ngoc)		週三回	Haiphong, Quang-yên, Hongay, Cam-pha Port-wallut, Point-pagods, Mui-ngoc.	同
同	„	(Ligne Haiphong-Phu-lang-thuong et Dap-cau.)		同	Haiphong, Yên-têou, Dong Triêu, Sept-pagodes, Phu-lang-thuong, Dap-cau.	同
同	„	(Ligne Hai-duong—Hongay)		週四回	Haiphong, Quang-yên, Hongay.	同
同	„	(Ligne Haiphong—Nam-dinh)		十一週一回	Haiphong, Phu-ninh-giang, Nam-dinh.	同
同	Serrice Fluvial subventionné de Tonkin	(Ligne Hanoi—Tuyên-quang)		週三回	Hanoi, Son-tay, Shum, Phan-luong, Lémy, Kim-xuyên, Phu-doan, Dia, Tuyên-quang.	同
同	„	(Ligne Hanoi—Cho-bo)		週一回	Hanoi, Son-tay, Viétri, Trung-ha, La-phu, Tu-vu, Da-chong, Hoa-binh, Cho-bo.	同

同	„	(Ligne Tuyên-quang—Chiên-hoa)		同	Tuyên-quang, Song-cham, Ngon-cham, Pho-trinh, Chiên-hoa.	同
同	„	(Ligne Haiphong—Hanoi)		日十一回	Direct.	定期、貨
同	Messageries fluviales de Cochinchine	(Ligne Saigon—Phnom Penh)		十六日一回 同月三回 週三回	Saigon, Mytho, Vinh-long, Sadec, Rach-cao-lanh, Vinh-loi, Banam, Phnom Penh.	定期、客、貨
同	„	(Ligne Phnom Penh—Battambang)		週十一回	Phnom Penh, Kompong-chhnang, Siem-Reap, Pac-préah, Battambang.	同
同	„	(Ligne Phnom Penh—Khône-sud)		同	Phnom Penh, Peam-chilang, Kranchmar, Kratié, Drek-kakotte, Sambor, Stung Treng, Khône-sud.	同
同	„	(Ligne Khône nord—Savannaket)		週一回	Khône-nord, Bassac, pakse, Makeua, Na-phong, Savannaket.	同
同	„	(Ligne Savannaket—Vientiane)		同	Savannaket, Takhet, Ban-sot, Nong-keo, Vientiane.	同
同	„	(Ligne Vientiane—Luang-Prabang)		同	Vientiane, Sampana, Xieng-khan, Pak-lai, Pak-neun, Ta-dua, Luang Prabang.	同
同	„	(Ligne Saigon—Dai-ngai)		週十一回	Saigon, Mytho, Vinh-long, Sadec, Châu-dôc, Long-xuyên, Dai-ngai.	同
同	„	(Ligne Saigon—Cap Saint-Jacques et Baria)		週五回	Direct.	同
同	„	(Ligne Saigon—Tay-ninh)		月十一回	„	同
同	„	(Ligne Mytho—Soc-trang)		週三回	Mytho, Cho-lac, Mang-thit, Cân-tho, Phung-hiêp, Soc-trang.	同
同	„	(Ligne Mytho—Long-xuyên et Rach-gia)		日一回	Direct.	同
同	„	(Ligne Mytho—Tra-vinh)		週六回	Mytho, Bêntré, Makeh, Tra vinh.	同
同	„	(Ligne Soc-trang—Bac-liêu)		日一回	Direct.	同
同	„	(Ligne Soc-trang—Tu quang)		同	„	同
同	„	(Ligne Phnom Penh—Kompong-chhnang)		週一回	„	同

通信

郵便　概説―從來印度支那の郵便輸送は、主として海運及内地水運に依つたが、最近鐵道便に依る輸送が可成り發達して來た。他に自動車便を併用し、老撾及支那國境方面に於ては猶河舟車馬等を利用してゐる。郵便局總數は五百に近く、事務は絶えず擴張されつゝあるが未だ充分なる發達を遂げてゐるとは言ひ得ない(交通の部參照)。

輸送狀況―海運、内地水運、鐵道、自動車に依る輸送狀況の大體を左に記す。海運に依る輸送は、馬耳塞―横濱線(二週一回)、馬耳塞―海防線(四週一回)、西貢―新嘉坡線(二週一回)、西貢―トウラヌ―海防線(二週一回)、海防―香港―廣東線(屢々)、西貢―盤谷線(月二回)、西貢―バタビヤ線(週一回)其他新嘉坡及香港に於て、數多の外國船に接續或は聯絡をしてゐる。

内地水運に依る輸送は、メコン河はその流域地方殊に老撾への唯一の通路を成し、又下流區域は柬埔寨、交趾支那の水路網を成す。東京紅河も同じく東京デルタ地方の水路網を爲す(交通の部内國水運參照)。

鐵道運送に就ては交通の部鐵道を參照ありたし。

自動車輸送は印度支那縱貫鐵道の未完成區間トウラヌ―ニヤ・トラン間(二日一往復)を始めとし、交趾支那、柬埔寨及東京に於ける地方便漸次發達し、殊に西貢―プノム・ペン間は近來著しき發達を遂げてゐる。

飛行機輸送は西貢―グラチエーサヴアナケト間一週一回の郵便飛行あるも、結果はあまり良好でない。

郵便日數―内國郵便日數は區々で、確然たる決定はつけ難いが、河内―西貢間は毎週土曜日相互に出發する急行列車に依り、自動車便との連絡にて二日半を要してゐる。外國郵便も亦確然と決め難ひが、大體次の日數に見て差支へない。卽ち日本十五日、香港五日、倫敦四十五日、巴里四十日、新嘉坡五日、爪哇十日、馬尼剌十日、上海十日といふのが先づ大體の見當である。

郵便爲替―内・外國郵便爲替取組數及價額は左の通りである。

第一七七表　佛領印度支那一九二五―二六年郵便爲替取組數及取組高表

出所＝一九二七年關税關係報告書

	一九二六年		一九二五年	
	取組件數	同金高	取組件數	同金數
領内郵便爲替	五三九九九	二八七九二四		
佛本國及同植民地間郵便爲替	三八四二一〇一	比弗 五六〇九九四	四一〇三八八〇〇	比弗 五六三一三六
國際爲替	—	二六一〇三	三三四〇〇六	九七四八

郵便料金―左表中、内國郵便は一九二六年二月一日改正、外國郵便は同四月一日より施行の新郵便料金である。

第一七八表　佛領印度支那内・外國郵便料金表　出所＝一九二六年印度支那公報

内國郵便

一、普通郵便

書狀	二〇瓦迄	五仙
封緘書狀	二〇―五〇瓦迄	一〇仙
商業取引文	五〇―一〇〇瓦迄	一五仙
	以上一〇〇瓦若しくはその端數を增す毎に	四仙を加ふ

二、葉書

葉書	五仙
往復葉書	一〇仙

寸法　縱一〇―一四糎　横七―九糎

三、商品見本　一〇〇瓦迄若しくはその端數を增す毎に　四仙　三仙

四、定期刊行物以外の印刷物

五〇瓦迄	二仙
一〇〇瓦迄	三仙
以上一〇〇瓦若しくはその端數を增す毎に	三仙

四、定期刊行物

普通印刷物 五〇瓦迄	一仙
普通印刷物 以上一〇〇瓦若しくはその端數を增す毎に	一仙
特種郵便	二〇瓦

五、新聞及定期刊行物及文書

地方別に纏め提出したるもの　發行所近接區域　一仙　發行所以外の區域　二仙

然らざるもの　發行所近接區域　二仙　發行所以外の區域　四仙

	發行所近接區域	發行所以外の區域
六〇―　五瓦迄	一仙	二仙
六〇―　七五瓦迄	二仙	四仙
七五―一〇〇瓦迄	三仙	六仙
一〇〇―一二五瓦迄	四仙	八仙
一二五―一五〇瓦迄	五仙	一〇仙
以上二五瓦若しくはその端數を增す毎に	一仙	二仙

六、書留　一五仙

特種郵便(料金を割引したるもの)　一〇仙

價格表記の書狀及小包　一、普通郵便料金率に依る料金　二、書留料金　三、保險料金〇五%　一五仙を加へたもの

書留或は價格表記の配達證明　一五仙

集金郵便　一、普通郵便料金率に依る料金　二、書留料金として　一〇仙を加へたもの　但し集金額五百比弗を最高限度とす

代金引換郵便　その性質により、書留料定率、價格表記定率を適用す　但し金額二百比弗を最高限度とす

七、小包　小包料金は頗る複雑を極め、老撾を除く各地は發送地及目的地を夫々四種に區分し、更に小包の重量により、三瓩迄、三瓩以上―五瓩迄、五瓩以上一〇瓩の三種に分ち料金を制定す。老撾は特別に複雑し各地一樣ならず、複雑な料金表を制定してゐる。

外國郵便

一、書狀　以上二〇瓦若しくはその端數毎に　二〇瓦迄　一〇仙

二、葉書　往復葉書　六仙

三、取引文　以上五〇瓦若しくはその端數毎に　五〇瓦迄　一二仙

四、印刷物　以上五〇瓦若しくはその端數毎に　五〇瓦迄　一〇仙

五、商品見本　五〇瓦迄　四仙
（以上五〇瓦若しくはその端數毎に）　二仙
六、點字文　一、〇〇〇瓦迄　二仙
（以上一、〇〇〇瓦若しくはその端數毎に）　一五仙
七、書留料
八、小包（一九二六年九月二十二日發布の總督令に據る）

外國行小包は發送地に依り料金の高い所がある。がこれは何れも印度支那内に於ける交通の極く不便なる所にて、官報には四十餘箇所を擧げて特別の取扱料金（通常よりも〇、五〇金貨法高い）を徴收する旨を記載してゐる。廣州灣も特別區域で廣州灣より發送せられる小包料金は左記表のものよりも少し高い即ち次の通りである。

一瓩迄　〇・二五金貨法
一瓩—五瓩迄　〇・四〇金貨法
五瓩—一〇瓩迄　〇・七五金貨法

又保險料は價格表記額三百金貨法に對して〇・一〇金貨法を左記表のものより多く徴收す。

左は主要各國行小包料金表である。

國別	輸送系統	重量	料金	一、二〇〇法に對する保險料率
佛蘭西本國	佛國船	一瓩	二、六二五金貨法	〇・一〇
		五瓩	四、〇二五	
		一〇	六、八二五	
支那雲南省	雲南鐵道	一瓩	一、九五〇金貨法	〇・一〇
		五瓩	二、五〇〇	
		一〇	三、二五〇	
支那北海及海口	東京より郵便船にて直航	一瓩	二、一五〇	〇・一〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
支那廣東省瓊越及廣西省龍州	瓊越は東京のモン・カイを經て龍州は東京のラン・リンを經て	一瓩	二、一五〇	〇・一〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
支那廣東及廣西福建各省	海防—香港線を經て西貢—香港線を經て（佛國船）	一瓩	二、三〇〇	〇・四五
		五瓩	三、七五〇	
		一〇	六、三五〇	
其他の支那各地	海防—香港線を經て西貢—上海線（佛國船）を經て	一瓩	二、四〇〇	〇・一〇
		五瓩	三、八五〇	
		一〇	六、五〇〇	
英本國	佛國を經て（佛國船）	一瓩	二、三五〇	〇・三五
		五瓩	三、六五〇	
		一〇	六、一五〇	
錫蘭	佛國船にて	一瓩	二、一五〇	〇・一〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
香港	西貢—香港	一瓩	一、九五〇	〇・一〇
		五瓩	三、一五〇	
		一〇	五、二五〇	
	海防—香港	一瓩	二、一〇〇	〇・一〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
英領印度	佛國船	一瓩	二、一五〇	〇・一〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
	新嘉坡にて接續	一瓩	二、三〇〇	〇・三五
		五瓩	三、七五〇	
		一〇	六、三五〇	
西貢—古倫母		一瓩	二、一五〇	〇・一〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	

加奈陀	佛國より加奈陀船にて	一瓩	二、三五〇	〇・六五
		五瓩	三、二五〇	
		一〇	五、二五〇	
海峽植民地（ラブアン・マラツカ・彼南・ウエルズリー・新嘉坡其他）	佛國、英國經由佛國船により、或は接續	一瓩	二、三五〇	〇・一〇
		五瓩	四、〇〇〇	
		一〇	六、九〇〇	
英領北ボルネオ及ブルネイ、サラワク	新嘉坡を經て接續	一瓩	二、三五〇	〇・三五
		五瓩	四、〇〇〇	
		一〇	六、九〇〇	
馬來聯邦州及非聯邦州	新嘉坡にて接續	一瓩	二、三〇〇	〇・二五
		五瓩	三、六五〇	
		一〇	五、七五〇	
伊太利	佛國經由	一瓩	二、一五〇	〇・二五
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
日本（臺灣樺太を含む）	海防より香港經由	一瓩	二、三五〇	〇・四〇
		五瓩	三、九五〇	
		一〇	六、九〇〇	
	西貢より香港經由	一瓩	二、三五〇	〇・四〇
		五瓩	三、九五〇	
		一〇	六、九〇〇	
日本租借地、關東州	西貢より郵便船にて	一瓩	二、三〇〇	〇・三〇
		五瓩	三、四五〇	
		一〇	五、七五〇	
朝鮮	西貢—日本（佛國船）	一瓩	二、四〇〇	〇・三五
		五瓩	三、六〇〇	
		一〇	六、三五〇	
	海防—香港—日本	一瓩	二、四〇〇	〇・四五
		五瓩	三、六〇〇	
		一〇	六、三五〇	
他の日本屬領（裏南洋諸島）	西貢より佛國船にて海防より香港經由	一瓩	二、三〇〇	〇・四〇
		五瓩	四、一〇〇	
		一〇	五、四五〇	
		一瓩	二、三〇〇	〇・四〇
		五瓩	四、一〇〇	
		一〇	五、四五〇	
和蘭	佛國—白耳義經由	一瓩	二、三五〇	〇・三〇
		五瓩	三、九五〇	
		一〇	六、九〇〇	
	佛國—獨逸經由	一瓩	二、三五〇	〇・三〇
		五瓩	三、九五〇	
		一〇	六、九〇〇	
蘭領印度	佛國—英國經由（英國船にて）	一瓩	二、三五〇	〇・五〇
		五瓩	四、六〇〇	
		一〇	七、四〇〇	
	佛國船にて新嘉坡にて接續	一瓩	二、三五〇	〇・三五
		五瓩	四、一〇〇	
		一〇	六、五〇〇	
羅	メコン河經由	一瓩	二、一〇〇	〇・一〇
		五瓩	三、四〇〇	
		一〇	五、四〇〇	
	西貢—盤谷線	一瓩	二、三〇〇	〇・一〇
		五瓩	三、六五〇	
		一〇	五、七〇〇	
濠洲	西貢—古倫母—シドニイ（佛國船）	一瓩	二、四〇〇	〇・三〇
		五瓩	四、〇五〇	
		一〇	六、二五〇	
瑞典	佛國、獨逸經由	一瓩	二、三五〇	〇・三〇
		五瓩	三、九五〇	
		一〇	六、五〇〇	
	佛國、白耳義經由	一瓩	二、三五〇	〇・三〇
		五瓩	四、一五〇	
		一〇	六、八〇〇	
瑞西	佛國經由	一瓩	二、三五〇	〇・一五
		五瓩	四、〇五〇	
		一〇	六、八五〇	
獨逸	佛國經由	一瓩	二、四〇〇	〇・一五
		五瓩	四、二五〇	
		一〇	七、〇五〇	
墺利	佛國或は瑞西經由或は佛國獨逸經由	一瓩	二、三五〇	〇・三〇
		五瓩	三、九五〇	
		一〇	六、八五〇	
白耳義	佛國經由	一瓩	二、三五〇	〇・一五
		五瓩	四、〇五〇	
		一〇	七、〇五〇	

北米合衆國	佛國より佛國船にて	一五	三、〇〇〇
	西貢―サンフランシスコ	一〇	一〇、〇〇〇
		一〇	三、〇〇〇
	セアトル線	一〇	三、五〇〇
		一〇	三、五〇〇

電信　概說―一九二六年末に於ける印度支那電信距離延長は一七、三三八基米突にて、線延長は三六、二四七基米突に達してゐる。又同年電信取扱高は、二、三一一、一六九通で、其語數は三五、九八一、九五八語を示す。（一九二五年二、四四三、六三五通、三五、七〇一、七五九語）。右の内領内電信取扱高は一、九九一、五八五（一九二五年二、一四九、七五一）、語數三二、四三六、三二七語（一九二五年三二、一三九、四七三語）、國際電信取扱高三一九、五八六（一九二五年二九三、八八四）、同語數三、五四五、六三一（一九二五年三、五六二、二八六語）である。而してこの國際電信は、發信數一一〇、八五六、受信數一〇一、七四四、通過信數一〇六、九八六、之に區分せられる。

又一方電信收入は領内電信取扱高に於て四五八、二八一比弗（一九二五年三七三、〇六五比弗）、國際電信取扱高に於て一、一六五、二一七比弗（一九二五年九八六、五二二比弗）である。

第一七九表　佛領印度支那内・外國電信料金表

出所ヒ同前表

内國電信

普通電信料	五語以上一語に付き	〇・一五仙
信號電信料	五語以上一語に付き	〇・〇三仙
新聞電信料	五語以上一語に付き	〇・三〇仙
		〇・〇六仙
		〇・一五仙
		〇・〇一仙

外國電信（東京及安南より）

受信地別	經由線	一語當り料金
廈門	香港線	二・〇五 金法
廣東	同	二・〇五
福州	同	二・〇五
漢口	同	二・〇五
北京	同	二・〇五
上海	同	二・〇五
汕頭	同	二・〇五
天津	同	二・〇五
其他の支那各地	同	二・〇五
高雄	同	二・〇五
北海、海口		〇・八〇
錫蘭諸島	新嘉坡線	一・九九
英領印度	同	一・九九
佛領印度	同	一・八九
蘭領印度	同	二・〇〇
ボルネオ	同	二・〇〇
日本及朝鮮	香港、日本線	三・一一
香港	香港線	二・〇五
濠洲	新嘉坡、孟買線	三・二五
ジブーテイ	同	四・八五
マドラス、蘇土線		三・二〇

佛國	同	南	三七
アルジエリー	彼	南	一五
チユニス	ボートセッド	新嘉坡、蘇土線	三八五
	露西亞（亞細亞）	ウラヂオストック線	三五
	サンフランシスコ	孟買東方線	五八五
	運羅	陸	〇・五〇
	新嘉坡	新嘉坡線	二五
	馬尼剌	新嘉坡線	二・五〇
	蒙	自陸	〇・五〇
	雲南府	同	〇・五〇
	紐育	新嘉坡、孟買、アトラン、ティック線	五・〇〇

無線電信　從來無線電信事務は經濟局の管轄にあつたが、一九二七年二月七日の總督令に由り、遞信局の所管となつた。無電事務は La Compagnie Générale de T. S. F. 會社經營の二十箇所の無電局により領内、船舶及外國へと各連絡してゐる。この無電事務は近年特に著しき發達を示してゐる。正規線は河内―雲南府間、香港、澳門間及西貢を經て比律賓群島及蘭領東印度諸島に延ぶ。西貢の中央無線電信局は佛本國、マダガスカル、布哇、米國及タヒテイの各佛領地及ニユー・カレドニアに直通してゐる。

最近の各無電料收入は次表の通りである。

	一九二六年	一九二五年
船舶接續	比弗 六、六三六	比弗 六、三七二
印度支那内國	六、七七八	四、一四

第一八〇表　佛領印度支那無線電信料金表

出所ヒ同前表

受信地別		一語當り料金 普通	後廻し電信	公用	新聞用
佛國		二・六二 金法			
アルジエリー、チユニス					
蘭領印度		一・九六	〇・九八	一・〇五	〇・八三
香港		一・四〇		一・〇	
雲南		一・一五		〇・五二五	〇・五二五
馬尼剌		二・〇〇	一・〇〇		
其他の比律賓諸島		二・二五	一・一二五		
ホノルル		二・八五	一・四二五	一・三五	一・三五
布哇		三・四〇	一・七〇	一・七〇	一・七〇
第一區		三・九五	一・九七五	一・九七五	一・九七五
第二區		四・一八	二・〇八	二・〇八	一・八三五
第三區		四・二八	二・一三	二・一三	一・八三五
第四區		四・四二	二・二一	二・二一	一・七三五
第五區		四・五七	二・二八五	二・二八五	一・七八五
北米合衆國（直通）		一・〇一			

印度支那T. S. F. 無線電信局圈内航行中の各國佛商船及印度支那商船へ

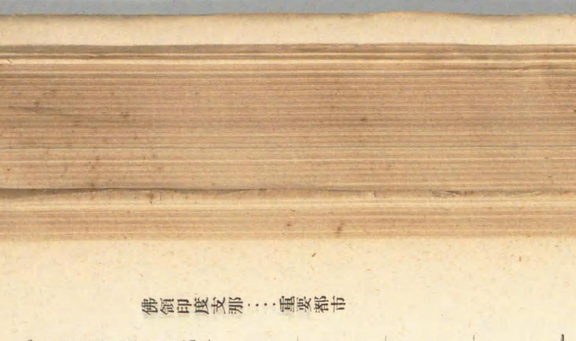

比弗（二種、年に六五比弗である。）

電話料金一瀉眄、河内、西貢、堤岸に於ける電話線一、七三七基米突七〇〇　都市以外の電話線一、七三六基米突八五〇

比弗ですである。都市に於ける電話線は三六二、四六〇を數へ、通話加入者數は四、二一二を數へ、其料金收入は三六年十二月三十一日現在に於て五、一八二、一九二五年に於ける電話線一、七三六基米突七〇〇　都市以外の電話線一、七三七基米突八五〇

一の商港で、二萬噸級の巨船を入れうるに足る泉留個所三十六箇所を有す。一九二六年に於ける本港の主要輸出入品及價額を國別に表記すれば次の通りである。

第一八二表　佛領印度支那西貢港對外諸國別及重要商品別輸出入額一覽表

輸入						輸出					
佛國及佛領印度支那	同國植民地	英國	香港	日本	其他諸國	佛國及佛領印度支那	同國植民地	英國	香港	日本	其他諸國
綿製品及陶磁器	石油、精油及蠟其他	絹織物、陶磁器及紙類	石油、精油及蠟其他	小麥粉、絹織物、寒天	乾椰子、棗、麻糸及砂糖	米	米及乾・鹽魚	米及乾・鹽魚及乾海老	他	米、乾・鹽魚、護謨及豚	約千七百萬比弗
約四千三百萬比弗	約三千五百萬	約千五百萬	約二千三百萬	約四千三百萬	約七千百萬	約千七百萬比弗	約千五千百萬	約千九百萬	約千六百萬	約千三百萬	約四千三百萬

出所＝一九二六—二七年印度支那經濟年鑑及各種調査報告

重要都市

現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、西貢、河內、海防、シヨロン、プノムペン及トウラネの六である。以下順次此等の都市の概略を記すことゝする。

西貢　西貢は交趾支那の首府で人口十四萬三千餘を有し能く區劃され美しい都會である。總督及植民地長官官邸、教會堂、郵便電信局、劇場、市廳、裁判所等の宏壯な建築物がある。街路は美しい並木に圍まれてゐる。又種物園、動物園等も所在す。本市は西貢河口より六十五粁の處に在る印度支那第

第一八二表　佛領印度支那西貢重要商店會社一覽表

會社或は商店名	所在地	營業種目	所在地
東亞銀行	香港	同銀行	4 Rue George Guynemer
佛支商工銀行	巴里	同同	2 Quai de Belgique
印度支那銀行	巴里	同同	
印度支那不動產銀行	巴里	同同	32 Boulevard de la Somme
盛打銀行	倫敦	同同	Rue George Guynemer
佛國及植民地金融會社	巴里	同同	32 Boulevard de la Somme
匯豐銀行（香港上海銀行）	香港	同同	4 Rue George Guynemer
申法實業管理公司	巴里	同同	〃
西貢銀行	西貢	同同	26 à 32, Rue Lefèbre
橫濱正金銀行支店	橫濱	同同	Angle des rue Chaigneau et Lefèbre
Cie. de Commerce et de Navigaton d'Extrême-Orient	巴里	一般貿易、商業、汽船及保險業	
Charriere, Dufong, Garriguence & Cie.	西貢	一般商業、貿易、保險業	
Cie. Sino-Française de Commerce	西貢	貿易及西貢米實買	2 Rue Lefèbre
Sté. Anonyme des Riz d'Indochine Denis Frères	西貢	貿易及輸出業	4 Rue Catinat
The Export and Import Co., Ltd	西貢	貿易、汽船及保險業	
Louis Ogliastro & Cie.	西貢	貿易、汽船及保險業	
三井物產會社出張員	東京	貿易、汽船及保險業	
I. Ronzet	米國	仲買人	P. O. Box 109

出所＝一九二六—二七年印度支那經濟年鑑及各種調査報告

又本港の船舶出入港數は前者三、九四九、八八九噸後者三、九二六、二六〇噸である。船舶數は、一、九二五年一、七六四隻で、一九二六年一、七五九隻、一、九二七年一、八二〇隻で、一、九二八年一、九二〇隻、一、九二九年一、九二〇隻、一、九三〇年一、九二〇隻、一、九三一年一、九二〇隻、一、九三二年一、九二〇隻、一、九三三年一、九二〇隻、一、九三四年一、九二〇隻、一、九三五年一、九二〇隻、一、九三六年一、九二〇隻、一、九三七年一、九二〇隻、一、九三八年一、九二〇隻、一、九三九年一、九二〇隻、一、九四〇年一、九二〇隻、一、九四一年一、九二〇隻、一、九四二年一、九二〇隻、一、九四三年一、九二〇隻、一、九四四年一、九二〇隻、一、九四五年一、九二〇隻、一、九四六年一、九二〇隻、一、九四七年一、九二〇隻、一、九四八年一、九二〇隻、一、九四九年一、九二〇隻、一、九五〇年一、九二〇隻、一、九五一年一、九二〇隻、一、九五二年一、九二〇隻、一、九五三年一、九二〇隻、一、九五四年一、九二〇隻、一、九五五年一、九二〇隻、一、九五六年一、九二〇隻、一、九五七年一、九二〇隻、一、九五八年一、九二〇隻、一、九五九年一、九二〇隻、一、九六〇年一、九二〇隻、一、九六一年一、九二〇隻、一、九六二年一、九二〇隻、一、九六三年一、九二〇隻、一、九六四年一、九二〇隻、一、九六五年一、九二〇隻、一、九六六年一、九二〇隻、一、九六七年一、九二〇隻、一、九六八年一、九二〇隻、一、九六九年一、九二〇隻、一、九七〇年一、九二〇隻、一、九七一年一、九二〇隻、一、九七二年一、九二〇隻、一、九七三年一、九二〇隻、一、九七四年一、九二〇隻、一、九七五年一、九二〇隻、一、九七六年一、九二〇隻、一、九七七年一、九二〇隻、一、九七八年一、九二〇隻、一、九七九年一、九二〇隻、一、九八〇年一、九二〇隻、一、九八一年一、九二〇隻、一、九八二年一、九二〇隻、一、九八三年一、九二〇隻、一、九八四年一、九二〇隻、一、九八五年一、九二〇隻、一、九八六年一、九二〇隻、一、九八七年一、九二〇隻、一、九八八年一、九二〇隻、一、九八九年一、九二〇隻、一、九九〇年一、九二〇隻、一、九九一年一、九二〇隻、一、九九二年一、九二〇隻、一、九九三年一、九二〇隻、一、九九四年一、九二〇隻、一、九九五年一、九二〇隻、一、九九六年一、九二〇隻、一、九九七年一、九二〇隻、一、九九八年一、九二〇隻、一、九九九年一、九二〇隻、二、〇〇〇年一、九二〇隻、二、〇〇一年一、九二〇隻、二、〇〇二年一、九二〇隻、二、〇〇三年一、九二〇隻、二、〇〇四年一、九二〇隻、二、〇〇五年一、九二〇隻、二、〇〇六年一、九二〇隻、二、〇〇七年一、九二〇隻、二、〇〇八年一、九二〇隻、二、〇〇九年一、九二〇隻、二、〇一〇年一、九二〇隻、二、〇一一年一、九二〇隻、二、〇一二年一、九二〇隻、二、〇一三年一、九二〇隻、二、〇一四年一、九二〇隻、二、〇一五年一、九二〇隻、二、〇一六年一、九二〇隻、二、〇一七年一、九二〇隻、二、〇一八年一、九二〇隻、二、〇一九年一、九二〇隻、二、〇二〇年一、九二〇隻、二、〇二一年一、九二〇隻、二、〇二二年一、九二〇隻、二、〇二三年一、九二〇隻、二、〇二四年一、九二〇隻、二、〇二五年一、九二〇隻、二、〇二六年一、九二〇隻、二、〇二七年一、九二〇隻、二、〇二八年一、九二〇隻、二、〇二九年一、九二〇隻、二、〇三〇年一、九二〇隻、二、〇三一年一、九二〇隻、二、〇三二年一、九二〇隻、二、〇三三年一、九二〇隻、二、〇三四年一、九二〇隻、二、〇三五年一、九二〇隻、二、〇三六年一、九二〇隻、二、〇三七年一、九二〇隻、二、〇三八年一、九二〇隻、二、〇三九年一、九二〇隻、二、〇四〇年一、九二〇隻、二、〇四一年一、九二〇隻、二、〇四二年一、九二〇隻、二、〇四三年一、九二〇隻、二、〇四四年一、九二〇隻、二、〇四五年一、九二〇隻、二、〇四六年一、九二〇隻、二、〇四七年一、九二〇隻、二、〇四八年一、九二〇隻、二、〇四九年一、九二〇隻、二、〇五〇年一、九二〇隻、二、〇五一年一、九二〇隻、二、〇五二年一、九二〇隻、二、〇五三年一、九二〇隻、二、〇五四年一、九二〇隻、二、〇五五年一、九二〇隻、二、〇五六年一、九二〇隻、二、〇五七年一、九二〇隻、二、〇五八年一、九二〇隻、二、〇五九年一、九二〇隻、二、〇六〇年一、九二〇隻、二、〇六一年一、九二〇隻、二、〇六二年一、九二〇隻、二、〇六三年一、九二〇隻、二、〇六四年一、九二〇隻、二、〇六五年一、九二〇隻、二、〇六六年一、九二〇隻、二、〇六七年一、九二〇隻、二、〇六八年一、九二〇隻、二、〇六九年一、九二〇隻、二、〇七〇年一、九二〇隻、二、〇七一年一、九二〇隻、二、〇七二年一、九二〇隻、二、〇七三年一、九二〇隻、二、〇七四年一、九二〇隻、二、〇七五年一、九二〇隻、二、〇七六年一、九二〇隻、二、〇七七年一、九二〇隻、二、〇七八年一、九二〇隻、二、〇七九年一、九二〇隻、二、〇八〇年一、九二〇隻、二、〇八一年一、九二〇隻、二、〇八二年一、九二〇隻、二、〇八三年一、九二〇隻、二、〇八四年一、九二〇隻、二、〇八五年一、九二〇隻、二、〇八六年一、九二〇隻、二、〇八七年一、九二〇隻、二、〇八八年一、九二〇隻、二、〇八九年一、九二〇隻、二、〇九〇年一、九二〇隻、二、〇九一年一、九二〇隻、二、〇九二年一、九二〇隻、二、〇九三年一、九二〇隻、二、〇九四年一、九二〇隻、二、〇九五年一、九二〇隻、二、〇九六年一、九二〇隻、二、〇九七年一、九二〇隻、二、〇九八年一、九二〇隻、二、〇九九年一、九二〇隻、二、一〇〇年一、九二〇隻、二、一〇一年一、九二〇隻、二、一〇二年一、九二〇隻、二、一〇三年一、九二〇隻、二、一〇四年一、九二〇隻、二、一〇五年一、九二〇隻、二、一〇六年一、九二〇隻、二、一〇七年一、九二〇隻、二、一〇八年一、九二〇隻、二、一〇九年一、九二〇隻、二、一一〇年一、九二〇隻、二、一一一年一、九二〇隻、二、一一二年一、九二〇隻、二、一一三年一、九二〇隻、二、一一四年一、九二〇隻、二、一一五年一、九二〇隻、二、一一六年一、九二〇隻、二、一一七年一、九二〇隻、二、一一八年一、九二〇隻、二、一一九年一、九二〇隻、二、一二〇年一、九二〇隻、二、一二一年一、九二〇隻、二、一二二年一、九二〇隻、二、一二三年一、九二〇隻、二、一二四年一、九二〇隻、二、一二五年一、九二〇隻、二、一二六年一、九二〇隻、二、一二七年一、九二〇隻、二、一二八年一、九二〇隻、二、一二九年一、九二〇隻、二、一三〇年一、九二〇隻、二、一三一年一、九二〇隻、二、一三二年一、九二〇隻、二、一三三年一、九二〇隻、二、一三四年一、九二〇隻、二、一三五年一、九二〇隻、二、一三六年一、九二〇隻、二、一三七年一、九二〇隻、二、一三八年一、九二〇隻、二、一三九年一、九二〇隻、二、一四〇年一、九二〇隻、二、一四一年一、九二〇隻、二、一四二年一、九二〇隻、二、一四三年一、九二〇隻、二、一四四年一、九二〇隻、二、一四五年一、九二〇隻、二、一四六年一、九二〇隻、二、一四七年一、九二〇隻、二、一四八年一、九二〇隻、二、一四九年一、九二〇隻、二、一五〇年一、九二〇隻、二、一五一年一、九二〇隻、二、一五二年一、九二〇隻、二、一五三年一、九二〇隻、二、一五四年一、九二〇隻、二、一五五年一、九二〇隻、二、一五六年一、九二〇隻、二、一五七年一、九二〇隻、二、一五八年一、九二〇隻、二、一五九年一、九二〇隻、二、一六〇年一、九二〇隻、二、一六一年一、九二〇隻、二、一六二年一、九二〇隻、二、一六三年一、九二〇隻、二、一六四年一、九二〇隻、二、一六五年一、九二〇隻、二、一六六年一、九二〇隻、二、一六七年一、九二〇隻、二、一六八年一、九二〇隻、二、一六九年一、九二〇隻、二、一七〇年一、九二〇隻、二、一七一年一、九二〇隻、二、一七二年一、九二〇隻、二、一七三年一、九二〇隻、二、一七四年一、九二〇隻、二、一七五年一、九二〇隻、二、一七六年一、九二〇隻、二、一七七年一、九二〇隻、二、一七八年一、九二〇隻、二、一七九年一、九二〇隻、二、一八〇年一、九二〇隻、二、一八一年一、九二〇隻、二、一八二年一、九二〇隻、二、一八三年一、九二〇隻、二、一八四年一、九二〇隻、二、一八五年一、九二〇隻、二、一八六年一、九二〇隻、二、一八七年一、九二〇隻、二、一八八年一、九二〇隻、二、一八九年一、九二〇隻、二、一九〇年一、九二〇隻、二、一九一年一、九二〇隻、二、一九二年一、九二〇隻、二、一九三年一、九二〇隻、二、一九四年一、九二〇隻、二、一九五年一、九二〇隻、二、一九六年一、九二〇隻、二、一九七年一、九二〇隻、二、一九八年一、九二〇隻、二、一九九年一、九二〇隻、二、二〇〇年一、九二〇隻、二、二〇一年一、九二〇隻、二、二〇二年一、九二〇隻、二、二〇三年一、九二〇隻、二、二〇四年一、九二〇隻、二、二〇五年一、九二〇隻、二、二〇六年一、九二〇隻、二、二〇七年一、九二〇隻、二、二〇八年一、九二〇隻、二、二〇九年一、九二〇隻、二、二一〇年一、九二〇隻、二、二一一年一、九二〇隻、二、二一二年一、九二〇隻、二、二一三年一、九二〇隻、二、二一四年一、九二〇隻、二、二一五年一、九二〇隻、二、二一六年一、九二〇隻、二、二一七年一、九二〇隻、二、二一八年一、九二〇隻、二、二一九年一、九二〇隻、二、二二〇年一、九二〇隻、二、二二一年一、九二〇隻、二、二二二年一、九二〇隻、二、二二三年一、九二〇隻、二、二二四年一、九二〇隻、二、二二五年一、九二〇隻、二、二二六年一、九二〇隻、二、二二七年一、九二〇隻、二、二二八年一、九二〇隻、二、二二九年一、九二〇隻、二、二三〇年一、九二〇隻、二、二三一年一、九二〇隻、二、二三二年一、九二〇隻、二、二三三年一、九二〇隻、二、二三四年一、九二〇隻、二、二三五年一、九二〇隻、二、二三六年一、九二〇隻、二、二三七年一、九二〇隻、二、二三八年一、九二〇隻、二、二三九年一、九二〇隻、二、二四〇年一、九二〇隻、二、二四一年一、九二〇隻、二、二四二年一、九二〇隻、二、二四三年一、九二〇隻、二、二四四年一、九二〇隻、二、二四五年一、九二〇隻、二、二四六年一、九二〇隻、二、二四七年一、九二〇隻、二、二四八年一、九二〇隻、二、二四九年一、九二〇隻、二、二五〇年一、九二〇隻、二、二五一年一、九二〇隻、二、二五二年一、九二〇隻、二、二五三年一、九二〇隻、二、二五四年一、九二〇隻、二、二五五年一、九二〇隻、二、二五六年一、九二〇隻、二、二五七年一、九二〇隻、二、二五八年一、九二〇隻、二、二五九年一、九二〇隻、二、二六〇年一、九二〇隻、二、二六一年一、九二〇隻、二、二六二年一、九二〇隻、二、二六三年一、九二〇隻、二、二六四年一、九二〇隻、二、二六五年一、九二〇隻、二、二六六年一、九二〇隻、二、二六七年一、九二〇隻、二、二六八年一、九二〇隻、二、二六九年一、九二〇隻、二、二七〇年一、九二〇隻、二、二七一年一、九二〇隻、二、二七二年一、九二〇隻、二、二七三年一、九二〇隻、二、二七四年一、九二〇隻、二、二七五年一、九二〇隻、二、二七六年一、九二〇隻、二、二七七年一、九二〇隻、二、二七八年一、九二〇隻、二、二七九年一、九二〇隻、二、二八〇年一、九二〇隻、二、二八一年一、九二〇隻、二、二八二年一、九二〇隻、二、二八三年一、九二〇隻、二、二八四年一、九二〇隻、二、二八五年一、九二〇隻、二、二八六年一、九二〇隻、二、二八七年一、九二〇隻、二、二八八年一、九二〇隻、二、二八九年一、九二〇隻、二、二九〇年一、九二〇隻、二、二九一年一、九二〇隻、二、二九二年一、九二〇隻、二、二九三年一、九二〇隻、二、二九四年一、九二〇隻、二、二九五年一、九二〇隻、二、二九六年一、九二〇隻、二、二九七年一、九二〇隻、二、二九八年一、九二〇隻、二、二九九年一、九二〇隻、二、三〇〇年一、九二〇隻、二、三〇一年一、九二〇隻、二、三〇二年一、九二〇隻、二、三〇三年一、九二〇隻、二、三〇四年一、九二〇隻、二、三〇五年一、九二〇隻、二、三〇六年一、九二〇隻、二、三〇七年一、九二〇隻、二、三〇八年一、九二〇隻、二、三〇九年一、九二〇隻、二、三一〇年一、九二〇隻、二、三一一年一、九二〇隻、二、三一二年一、九二〇隻、二、三一三年一、九二〇隻、二、三一四年一、九二〇隻、二、三一五年一、九二〇隻、二、三一六年一、九二〇隻、二、三一七年一、九二〇隻、二、三一八年一、九二〇隻、二、三一九年一、九二〇隻、二、三二〇年一、九二〇隻、二、三二一年一、九二〇隻、二、三二二年一、九二〇隻、二、三二三年一、九二〇隻、二、三二四年一、九二〇隻、二、三二五年一、九二〇隻、二、三二六年一、九二〇隻、二、三二七年一、九二〇隻、二、三二八年一、九二〇隻、二、三二九年一、九二〇隻、二、三三〇年一、九二〇隻、二、三三一年一、九二〇隻、二、三三二年一、九二〇隻、二、三三三年一、九二〇隻、二、三三四年一、九二〇隻、二、三三五年一、九二〇隻、二、三三六年一、九二〇隻、二、三三七年一、九二〇隻、二、三三八年一、九二〇隻、二、三三九年一、九二〇隻、二、三四〇年一、九二〇隻、二、三四一年一、九二〇隻、二、三四二年一、九二〇隻、二、三四三年一、九二〇隻、二、三四四年一、九二〇隻、二、三四五年一、九二〇隻、二、三四六年一、九二〇隻、二、三四七年一、九二〇隻、二、三四八年一、九二〇隻、二、三四九年一、九二〇隻、二、三五〇年一、九二〇隻、二、三五一年一、九二〇隻、二、三五二年一、九二〇隻、二、三五三年一、九二〇隻、二、三五四年一、九二〇隻、二、三五五年一、九二〇隻、二、三五六年一、九二〇隻、二、三五七年一、九二〇隻、二、三五八年一、九二〇隻、二、三五九年一、九二〇隻、二、三六〇年一、九二〇隻、二、三六一年一、九二〇隻、二、三六二年一、九二〇隻、二、三六三年一、九二〇隻、二、三六四年一、九二〇隻、二、三六五年一、九二〇隻、二、三六六年一、九二〇隻、二、三六七年一、九二〇隻、二、三六八年一、九二〇隻、二、三六九年一、九二〇隻、二、三七〇年一、九二〇隻、二、三七一年一、九二〇隻、二、三七二年一、九二〇隻、二、三七三年一、九二〇隻、二、三七四年一、九二〇隻、二、三七五年一、九二〇隻、二、三七六年一、九二〇隻、二、三七七年一、九二〇隻、二、三七八年一、九二〇隻、二、三七九年一、九二〇隻、二、三八〇年一、九二〇隻、二、三八一年一、九二〇隻、二、三八二年一、九二〇隻、二、三八三年一、九二〇隻、二、三八四年一、九二〇隻、二、三八五年一、九二〇隻、二、三八六年一、九二〇隻、二、三八七年一、九二〇隻、二、三八八年一、九二〇隻、二、三八九年一、九二〇隻、二、三九〇年一、九二〇隻、二、三九一年一、九二〇隻、二、三九二年一、九二〇隻、二、三九三年一、九二〇隻、二、三九四年一、九二〇隻、二、三九五年一、九二〇隻、二、三九六年一、九二〇隻、二、三九七年一、九二〇隻、二、三九八年一、九二〇隻、二、三九九年一、九二〇隻、二、四〇〇年一、九二〇隻、二、四〇一年一、九二〇隻、二、四〇二年一、九二〇隻、二、四〇三年一、九二〇隻、二、四〇四年一、九二〇隻、二、四〇五年一、九二〇隻、二、四〇六年一、九二〇隻、二、四〇七年一、九二〇隻、二、四〇八年一、九二〇隻、二、四〇九年一、九二〇隻、二、四一〇年一、九二〇隻、二、四一一年一、九二〇隻、二、四一二年一、九二〇隻、二、四一三年一、九二〇隻、二、四一四年一、九二〇隻、二、四一五年一、九二〇隻、二、四一六年一、九二〇隻、二、四一七年一、九二〇隻、二、四一八年一、九二〇隻、二、四一九年一、九二〇隻、二、四二〇年一、九二〇隻、二、四二一年一、九二〇隻、二、四二二年一、九二〇隻、二、四二三年一、九二〇隻、二、四二四年一、九二〇隻、二、四二五年一、九二〇隻、二、四二六年一、九二〇隻、二、四二七年一、九二〇隻、二、四二八年一、九二〇隻、二、四二九年一、九二〇隻、二、四三〇年一、九二〇隻、二、四三一年一、九二〇隻、二、四三二年一、九二〇隻、二、四三三年一、九二〇隻、二、四三四年一、九二〇隻、二、四三五年一、九二〇隻、二、四三六年一、九二〇隻、二、四三七年一、九二〇隻、二、四三八年一、九二〇隻、二、四三九年一、九二〇隻、二、四四〇年一、九二〇隻、二、四四一年一、九二〇隻、二、四四二年一、九二〇隻、二、四四三年一、九二〇隻、二、四四四年一、九二〇隻、二、四四五年一、九二〇隻、二、四四六年一、九二〇隻、二、四四七年一、九二〇隻、二、四四八年一、九二〇隻、二、四四九年一、九二〇隻、二、四五〇年一、九二〇隻、二、四五一年一、九二〇隻、二、四五二年一、九二〇隻、二、四五三年一、九二〇隻、二、四五四年一、九二〇隻、二、四五五年一、九二〇隻、二、四五六年一、九二〇隻、二、四五七年一、九二〇隻、二、四五八年一、九二〇隻、二、四五九年一、九二〇隻、二、四六〇年一、九二〇隻、二、四六一年一、九二〇隻、二、四六二年一、九二〇隻、二、四六三年一、九二〇隻、二、四六四年一、九二〇隻、二、四六五年一、九二〇隻、二、四六六年一、九二〇隻、二、四六七年一、九二〇隻、二、四六八年一、九二〇隻、二、四六九年一、九二〇隻、二、四七〇年一、九二〇隻、二、四七一年一、九二〇隻、二、四七二年一、九二〇隻、二、四七三年一、九二〇隻、二、四七四年一、九二〇隻、二、四七五年一、九二〇隻、二、四七六年一、九二〇隻、二、四七七年一、九二〇隻、二、四七八年一、九二〇隻、二、四七九年一、九二〇隻、二、四八〇年一、九二〇隻、二、四八一年一、九二〇隻、二、四八二年一、九二〇隻、二、四八三年一、九二〇隻、二、四八四年一、九二〇隻、二、四八五年一、九二〇隻、二、四八六年一、九二〇隻、二、四八七年一、九二〇隻、二、四八八年一、九二〇隻、二、四八九年一、九二〇隻、二、四九〇年一、九二〇隻、二、四九一年一、九二〇隻、二、四九二年一、九二〇隻、二、四九三年一、九二〇隻、二、四九四年一、九二〇隻、二、四九五年一、九二〇隻、二、四九六年一、九二〇隻、二、四九七年一、九二〇隻、二、四九八年一、九二〇隻、二、四九九年一、九二〇隻、二、五〇〇年一、九二〇隻、二、五〇一年一、九二〇隻、二、五〇二年一、九二〇隻、二、五〇三年一、九二〇隻、二、五〇四年一、九二〇隻、二、五〇五年一、九二〇隻、二、五〇六年一、九二〇隻、二、五〇七年一、九二〇隻、二、五〇八年一、九二〇隻、二、五〇九年一、九二〇隻、二、五一〇年一、九二〇隻、二、五一一年一、九二〇隻、二、五一二年一、九二〇隻、二、五一三年一、九二〇隻、二、五一四年一、九二〇隻、二、五一五年一、九二〇隻、二、五一六年一、九二〇隻、二、五一七年一、九二〇隻、二、五一八年一、九二〇隻、二、五一九年一、九二〇隻、二、五二〇年一、九二〇隻、二、五二一年一、九二〇隻、二、五二二年一、九二〇隻、二、五二三年一、九二〇隻、二、五二四年一、九二〇隻、二、五二五年一、九二〇隻、二、五二六年一、九二〇隻、二、五二七年一、九二〇隻、二、五二八年一、九二〇隻、二、五二九年一、九二〇隻、二、五三〇年一、九二〇隻、二、五三一年一、九二〇隻、二、五三二年一、九二〇隻、二、五三三年一、九二〇隻、二、五三四年一、九二〇隻、二、五三五年一、九二〇隻、二、五三六年一、九二〇隻、二、五三七年一、九二〇隻、二、五三八年一、九二〇隻、二、五三九年一、九二〇隻、二、五四〇年一、九二〇隻、二、五四一年一、九二〇隻、二、五四二年一、九二〇隻、二、五四三年一、九二〇隻、二、五四四年一、九二〇隻、二、五四五年一、九二〇隻、二、五四六年一、九二〇隻、二、五四七年一、九二〇隻、二、五四八年一、九二〇隻、二、五四九年一、九二〇隻、二、五五〇年一、九二〇隻、二、五五一年一、九二〇隻、二、五五二年一、九二〇隻、二、五五三年一、九二〇隻、二、五五四年一、九二〇隻、二、五五五年一、九二〇隻、二、五五六年一、九二〇隻、二、五五七年一、九二〇隻、二、五五八年一、九二〇隻、二、五五九年一、九二〇隻、二、五六〇年一、九二〇隻、二、五六一年一、九二〇隻、二、五六二年一、九二〇隻、二、五六三年一、九二〇隻、二、五六四年一、九二〇隻、二、五六五年一、九二〇隻、二、五六六年一、九二〇隻、二、五六七年一、九二〇隻、二、五六八年一、九二〇隻、二、五六九年一、九二〇隻、二、五七〇年一、九二〇隻、二、五七一年一、九二〇隻、二、五七二年一、九二〇隻、二、五七三年一、九二〇隻、二、五七四年一、九二〇隻、二、五七五年一、九二〇隻、二、五七六年一、九二〇隻、二、五七七年一、九二〇隻、二、五七八年一、九二〇隻、二、五七九年一、九二〇隻、二、五八〇年一、九二〇隻、二、五八一年一、九二〇隻、二、五八二年一、九二〇隻、二、五八三年一、九二〇隻、二、五八四年一、九二〇隻、二、五八五年一、九二〇隻、二、五八六年一、九二〇隻、二、五八七年一、九二〇隻、二、五八八年一、九二〇隻、二、五八九年一、九二〇隻、二、五九〇年一、九二〇隻、二、五九一年一、九二〇隻、二、五九二年一、九二〇隻、二、五九三年一、九二〇隻、二、五九四年一、九二〇隻、二、五九五年一、九二〇隻、二、五九六年一、九二〇隻、二、五九七年一、九二〇隻、二、五九八年一、九二〇隻、二、五九九年一、九二〇隻、二、六〇〇年一、九二〇隻、二、六〇一年一、九二〇隻、二、六〇二年一、九二〇隻、二、六〇三年一、九二〇隻、二、六〇四年一、九二〇隻、二、六〇五年一、九二〇隻、二、六〇六年一、九二〇隻、二、六〇七年一、九二〇隻、二、六〇八年一、九二〇隻、二、六〇九年一、九二〇隻、二、六一〇年一、九二〇隻、二、六一一年一、九二〇隻、二、六一二年一、九二〇隻、二、六一三年一、九二〇隻、二、六一四年一、九二〇隻、二、六一五年一、九二〇隻、二、六一六年一、九二〇隻、二、六一七年一、九二〇隻、二、六一八年一、九二〇隻、二、六一九年一、九二〇隻、二、六二〇年一、九二〇隻、二、六二一年一、九二〇隻、二、六二二年一、九二〇隻、二、六二三年一、九二〇隻、二、六二四年一、九二〇隻、二、六二五年一、九二〇隻、二、六二六年一、九二〇隻、二、六二七年一、九二〇隻、二、六二八年一、九二〇隻、二、六二九年一、九二〇隻、二、六三〇年一、九二〇隻、二、六三一年一、九二〇隻、二、六三二年一、九二〇隻、二、六三三年一、九二〇隻、二、六三四年一、九二〇隻、二、六三五年一、九二〇隻、二、六三六年一、九二〇隻、二、六三七年一、九二〇隻、二、六三八年一、九二〇隻、二、六三九年一、九二〇隻、二、六四〇年一、九二〇隻、二、六四一年一、九二〇隻、二、六四二年一、九二〇隻、二、六四三年一、九二〇隻、二、六四四年一、九二〇隻、二、六四五年一、九二〇隻、二、六四六年一、九二〇隻、二、六四七年一、九二〇隻、二、六四八年一、九二〇隻、二、六四九年一、九二〇隻、二、六五〇年一、九二〇隻、二、六五一年一、九二〇隻、二、六五二年一、九二〇隻、二、六五三年一、九二〇隻、二、六五四年一、九二〇隻、二、六五五年一、九二〇隻、二、六五六年一、九二〇隻、二、六五七年一、九二〇隻、二、六五八年一、九二〇隻、二、六五九年一、九二〇隻、二、六六〇年一、九二〇隻、二、六六一年一、九二〇隻、二、六六二年一、九二〇隻、二、六六三年一、九二〇隻、二、六六四年一、九二〇隻、二、六六五年一、九二〇隻、二、六六六年一、九二〇隻、二、六六七年一、九二〇隻、二、六六八年一、九二〇隻、二、六六九年一、九二〇隻、二、六七〇年一、九二〇隻、二、六七一年一、九二〇隻、二、六七二年一、九二〇隻、二、六七三年一、九二〇隻、二、六七四年一、九二〇隻、二、六七五年一、九二〇隻、二、六七六年一、九二〇隻、二、六七七年一、九二〇隻、二、六七八年一、九二〇隻、二、六七九年一、九二〇隻、二、六八〇年一、九二〇隻、二、六八一年一、九二〇隻、二、六八二年一、九二〇隻、二、六八三年一、九二〇隻、二、六八四年一、九二〇隻、二、六八五年一、九二〇隻、二、六八六年一、九二〇隻、二、六八七年一、九二〇隻、二、六八八年一、九二〇隻、二、六八九年一、九二〇隻、二、六九〇年一、九二〇隻、二、六九一年一、九二〇隻、二、六九二年一、九二〇隻、二、六九三年一、九二〇隻、二、六九四年一、九二〇隻、二、六九五年一、九二〇隻、二、六九六年一、九二〇隻、二、六九七年一、九二〇隻、二、六九八年一、九二〇隻、二、六九九年一、九二〇隻、二、七〇〇年一、九二〇隻、二、七〇一年一、九二〇隻、二、七〇二年一、九二〇隻、二、七〇三年一、九二〇隻、二、七〇四年一、九二〇隻、二、七〇五年一、九二〇隻、二、七〇六年一、九二〇隻、二、七〇七年一、九二〇隻、二、七〇八年一、九二〇隻、二、七〇九年一、九二〇隻、二、七一〇年一、九二〇隻、二、七一一年一、九二〇隻、二、七一二年一、九二〇隻、二、七一三年一、九二〇隻、二、七一四年一、九二〇隻、二、七一五年一、九二〇隻、二、七一六年一、九二〇隻、二、七一七年一、九二〇隻、二、七一八年一、九二〇隻、二、七一九年一、九二〇隻、二、七二〇年一、九二〇隻、二、七二一年一、九二〇隻、二、七二二年一、九二〇隻、二、七二三年一、九二〇隻、二、七二四年一、九二〇隻、二、七二五年一、九二〇隻、二、七二六年一、九二〇隻、二、七二七年一、九二〇隻、二、七二八年一、九二〇隻、二、七二九年一、九二〇隻、二、七三〇年一、九二〇隻、二、七三一年一、九二〇隻、二、七三二年一、九二〇隻、二、七三三年一、九二〇隻、二、七三四年一、九二〇隻、二、七三五年一、九二〇隻、二、七三六年一、九二〇隻、二、七三七年一、九二〇隻、二、七三八年一、九二〇隻、二、七三九年一、九二〇隻、二、七四〇年一、九二〇隻、二、七四一年一、九二〇隻、二、七四二年一、九二〇隻、二、七四三年一、九二〇隻、二、七四四年一、九二〇隻、二、七四五年一、九二〇隻、二、七四六年一、九二〇隻、二、七四七年一、九二〇隻、二、七四八年一、九二〇隻、二、七四九年一、九二〇隻、二、七五〇年一、九二〇隻、二、七五一年一、九二〇隻、二、七五二年一、九二〇隻、二、七五三年一、九二〇隻、二、七五四年一、九二〇隻、二、七五五年一、九二〇隻、二、七五六年一、九二〇隻、二、七五七年一、九二〇隻、二、七五八年一、九二〇隻、二、七五九年一、九二〇隻、二、七六〇年一、九二〇隻、二、七六一年一、九二〇隻、二、七六二年一、九二〇隻、二、七六三年一、九二〇隻、二、七六四年一、九二〇隻、二、七六五年一、九二〇隻、二、七六六年一、九二〇隻、二、七六七年一、九二〇隻、二、七六八年一、九二〇隻、二、七六九年一、九二〇隻、二、七七〇年一、九二〇隻、二、七七一年一、九二〇隻、二、七七二年一、九二〇隻、二、七七三年一、九二〇隻、二、七七四年一、九二〇隻、二、七七五年一、九二〇隻、二、七七六年一、九二〇隻、二、七七七年一、九二〇隻、二、七七八年一、九二〇隻、二、七七九年一、九二〇隻、二、七八〇年一、九二〇隻、二、七八一年一、九二〇隻、二、七八二年一、九二〇隻、二、七八三年一、九二〇隻、二、七八四年一、九二〇隻、二、七八五年一、九二〇隻、二、七八六年一、九二〇隻、二、七八七年一、九二〇隻、二、七八八年一、九二〇隻、二、七八九年一、九二〇隻、二、七九〇年一、九二〇隻、二、七九一年一、九二〇隻、二、七九二年一、九二〇隻、二、七九三年一、九二〇隻、二、七九四年一、九二〇隻、二、七九五年一、九二〇隻、二、七九六年一、九二〇隻、二、七九七年一、九二〇隻、二、七九八年一、九二〇隻、二、七九九年一、九二〇隻、二、八〇〇年一、九二〇隻、二、八〇一年一、九二〇隻、二、八〇二年一、九二〇隻、二、八〇三年一、九二〇隻、二、八〇四年一、九二〇隻、二、八〇五年一、九二〇隻、二、八〇六年一、九二〇隻、二、八〇七年一、九二〇隻、二、八〇八年一、九二〇隻、二、八〇九年一、九二〇隻、二、八一〇年一、九二〇隻、二、八一一年一、九二〇隻、二、八一二年一、九二〇隻、二、八一三年一、九二〇隻、二、八一四年一、九二〇隻、二、八一五年一、九二〇隻、二、八一六年一、九二〇隻、二、八一七年一、九二〇隻、二、八一八年一、九二〇隻、二、八一九年一、九二〇隻、二、八二〇年一、九二〇隻、二、八二一年一、九二〇隻、二、八二二年一、九二〇隻、二、八二三年一、九二〇隻、二、八二四年一、九二〇隻、二、八二五年一、九二〇隻、二、八二六年一、九二〇隻、二、八二七年一、九二〇隻、二、八二八年一、九二〇隻、二、八二九年一、九二〇隻、二、八三〇年一、九二〇隻、二、八三一年一、九二〇隻、二、八三二年一、九二〇隻、二、八三三年一、九二〇隻、二、八三四

Donis Frères d'Indochine	西貢	百貨店	
Standard Oil Co. of New York	西貢	石油業	
Wm. G. Hale & Co., Ltd.	西貢	貿易、汽船、保險業	
Continental Hotel	西貢	ホテル業	
Hôtel Rotond	西貢	同	
Sté. Indochinoise de Commerce d'Agriculture et de Finance	西貢	貿易業	
Sté. Indochinoise de Transports	巴里	船舶業	
Chargeurs Reunis	巴里	船舶業	
Sté. Francaise des Distilleries de Indochine	巴里	釀造業	
Pharmacie Principale L. Solirene	西貢	薬局	
Messageries Maritimes	巴里	船舶業	
Sté. des Affreteurs Indochinois	巴里	船舶業	
The Siam Steam Navigation Co., Ltd	盤谷	貨物船業	
Grand Magasins Charner	西貢	百貨店	

68 Boulevard Charner	
Rue Cotina	
〃	
93 Boulvard de la Somme	
4 Rue Filippini	
15-16 Quai le Myre de Villers	
19 Place du Théatre	
Place du Théatre	
40-42 Rue Lefèbre	
15 Quai de Belgique	

堤岸（ショロン）　は西貢の西方約一里の所に在る支那人町で精米地として著名である。又集散地行物資の集散地である。目下精米所約四十箇所所在し一日の精米能力六千噸を数へてゐる。人口は總計一九〇、一九九人にて内支那人は九〇、〇二六人を占め、人種別より見て最多数を占めてゐる。

プノム・ペン　は人口八五、九八一人、柬埔寨の首都である。プノム・ペンは柬埔寨王シソットの住居地であり又理事長官の所在地である。彼方此方に聳立する寺院の勝景と壮麗なる柬埔寨王宮、博物館、古代劇場等は夙に巡禮する人々の準備地たる位置にあるら後記旅行案内の部參照。

本市はメコン河の四通八達の要衝に在りて水運上好位置を占めてゐる。即ち老撾及大湖及其附近縣の出口であつて頗る殷盛な商港を成してゐる。現在はメコン河下流に淺瀬があり千五百噸以上の汽船の出入は困難であるが、港内に汽船だけでも約四十二噸を入れることが出來る。主として牛水牛等を輸出し一九二六年の貿易に於ては一九七五二頭の中柬埔寨の輸出した品は一四、一四五頭に及んでゐる。

順化　は人口約八萬、安南帝國の首都で昔ながらの風俗そのまゝ残してゐる。香河に面して港を距ること十二基米突の所に在るが、其香河を挟んで對岸には佛人街が建設されてゐる。安南帝室及安南總理事關の所在地で、同名の灣に對する安南第一の港である。

トウラヌ（Song-hang）河に面し、人口は六、四二五人である。

河内　は紅河に面し東京の首都であり、又印度支那總督府及總ての地方行政中心機關の所在地である。其他各種學校、博物館があり、市街は街衢整備して美觀を呈してゐる。人口は一二六、一三七人、河内に於ける主要商館を列記すれば左表の通りである。

第一八三表　佛領印度支那在河内市重要商店會社一覽表

出典ー同前表

會社或は商店名	本店所在地	營業種目	所在地
印度支那銀行	巴里	同銀行	49 Bd. Anural Courbet
佛支商工銀行	同	同	25-27 Rue Paul Bert
中法實業管理公司	同	同	
印度支那不動産銀行	同	同	5 Boulevard Bobillot
Compagnie d' Importation d'Extrême-Orient	同	鑛山業及冶金業輸出入雜貨、貿易業	14-16 Rue de la Chaux
Compagnie Minière & Métallurgique de l'Indochine	同		5 Boulevard Henri Riviere
Société Anonyme Poinsard & Veyret		機械業	3 Rue Paul Bert
Ste Franco-Annamite Textile et d' Exportation		絹絲製品製造業、貿易業	P. O. Box 26
Sté. Indochinoise d'Électricite		電機及水力電機業	69 Bd. Francis Garnier
下村洋行	河内	漆輸出業貿易業	54 Rue de Tientsin
菊地商店	同	漆輸出業	30 Bd. Henri d'Orléans
Brasserie Hotel du Coq d, Or.	同	ホテル業	
Hôtel Metropole	同	ホテル業	

海防　は海を距ること五十五粁の地點にあり、東京第一の港であり、印度支那に於ては西貢に亞ぐ港である。雲南行通過貨物は當港を經由する。人口二〇二、二二八人で、本市は商工業の中心地であつて、貿易の發達に伴ひ斷えず擴張せられつゝある。一九二六年に於ける本港の主要輸出品及價額を國別に表記すれば次の通りである。

第一八四表　佛領印度支那海防對外諸國別及重要商品別輸出入額一覽表

出所ー一九二六ー二七年印度支那經濟年鑑

佛英閥米香港支那本國及領印度植民地	輸入		輸出	
錫、亞鉛、鐵物、生糸、珈琲	綿絹織物、糸、小麥、麥粉、紙類	約三百萬弗	米、石炭、亞鉛及亞鉛鑛等	約四百萬弗
	約千二百萬弗		米、石炭、セメント	約千八百萬弗
			石油及エッサンス	約千九百萬弗
			石油及エッサンス其他	約二百萬弗
	約六百萬弗		化學製品、絹製品、綿糸、自動車、燐寸、金箔、酒精機械其他雑貨	約四百萬弗
				約千七百萬弗

隻、支那本港の船舶出入隻數は、一九二五年一、〇四九隻、一九二六年一、一六一噸、一九二五、一九二六年一、一六一噸、後者一、六七六、九三噸である。尚詳細に就ては交通の部第一七四表參照ありたし。

第一八五表　佛領印度支那在港防主要會社商店一覽表

海防に於ける主要な商館を列記すれば左表の通りである。

出所＝一九二六年印度支那經濟年鑑

會社又は商店名	所在地	營業種目	所在地
東洋滙業銀行	香港	銀行	
亞細亞銀行	同	同	
豐銀行（香港上海銀行）	同	同	
佛國及植民地金融會社	巴里	同	
印度支那銀行	同	同	
佛印度支那工商銀行	同	同	
印度支那不動産銀行	同	同	
宮濱銀行	雫石	同	
佛印度支那銀行	巴里	同	
滙兌銀行	同	同	
中法實業會社	同	同	
打鐵管理公司	同	同	
倫敦巴里造船會社	同	同	Rue Paul Bert
	同	同	7 Rue Brière de l'Isle
	同	同	20 Boulevard Paul Bert
	同	同	No. 12 Rue Brière de Isle
	同	同	
	同	同	
	同	同

南定　は河内の東南方（河内より約八七粁）に位する米の大市場である。人口は四二、七八九人である。本市は土人技藝美術の中心地であつて、又有名なる鵁貝家具の製造地である。

旅行案内

佛領印度支那旅行者に對する注意としては、他の南洋地方旅行者に對する注意以外にはさしたる注意事項がない。が殊に注意すべき點は概して激暑の地（特に南部地方）であるから、熱帶衛生上に周到なる注意を要する。殊に睡眠は十分取り、何事にも無理をしない樣にしなければならない。使用語は全部佛語である。他國語は殆んど通用しない。又入國に際して、入國料又は見せ金等は不必要である（後說雜の部外國人入國手續參照）。

遊覽主要地　東京―河内市、海防市、南定市、アロン灣景勝
安南―順化市、トウラヌ市、フエイフー往時邦人發展の遺跡、ダラ避暑地
交趾支那―西貢市、堤岸市、キヤブ・サン・ジヤツク岬
柬埔寨―プノム・ペン市、アンコール廢址

右の內各都市に就ては、簡略ではあつたが、前に述べたので、玆には省略し、其他の個所に新き簡單に附け加へて置きたい。

アロン灣―アロン灣（ベイ・ダロン）は鴻基の前面に在る灣內幅五十基米餘の灣で灣內に在る無數の奇岩怪石に依つて著名である。恰も本邦松島の規模を一層大にしたるものゝ如く、岩間の水路を漕ぎ行く興趣はその極まる所を知らない。海防滯留中一度は訪問すべき地である。每日海防―鴻基の汽船便に依り鴻基着、ホテル投宿後、翌朝、アロン灣見物の意を通じ置くべきである。

フエイフー（Faifoo）は、安南海邊に沿ひトウラヌの東南極く近くに所在す。往時は安南に於ける最も盛なる貿易港であり、商業市であつた。此地には今より數百年前邦人の數百餘人在住し、日本橋といふ橋を境にし、支那人と商權を爭ひ、彼等より優勢なりしとの記錄が殘つてゐる。が現在にては一人の邦人の在住する者なく、唯苔蒸したる邦人の墓石に依り、その跡を偲ぶよすがとするのみである。日本橋も未だにポーン・ジヤポネーの名にて殘つて居る。多恨の遊士の一度は訪れて往昔遙々雄圖を懷いて渡航して居た邦人の遺跡を葬ふべきである。

ダラ避暑地―は南部安南に在るラン・ビアン高原（Lang-bian）中の最高所現在開鑿中の西貢―ニヤ・トラン鐵路支線トユル・チヤムより分るゝダラ登山鐵道に依り達せんとするもので、本工事が出來上れば願る殷賑なる避暑地となるべき所である。標高一、五〇〇米突にて秩冷、氣澄み渡る、恰も爪哇に於けるトサリの如き避暑地である。現在は自動車にして達す（後述第一表自動車賃銀表參照）。

キヤブ・サン・ジヤツク岬―交趾支那バリア縣に在り、著名なる避暑地、海水浴場である。夏季避暑客にて賑ふ。

アンコール廢址遊覽　東洋に於ける二大佛蹟として爪哇ブルブドウルと比せられてゐるが、その規模結構の壯大なること、とてもブルブドウルの比に非ず。クメール王朝全盛期時代首府の遺物である。從來は交通不便のため、河川航行船に依り訪れるの外なかつたが、近年は自動車の發達に依り、西貢より三日間にて往復し得る。西貢より同所迄五五〇基米、自動車借切三二〇比弗が規定であるが、事實は交涉の仕樣に依りては約一割見當の心附を込め、二五〇比弗程度にて借切り得らる。數人にて借りるとせば頭割はそれだけ勘くなる譯である。自動車にての所要日程は西貢―コンポン・トム（Kompong-thom）を第一日として同地に宿泊、コンポン・トム―アンコール間往復約三百基米を第二日とし、コンポン・トム―西貢を第三日とする。コンポン・トムにホテル・コンポン・トム、アンコールにホテル・ダンコールがある。宿泊料は食事附一泊六比弗五十仙乃至十二比弗である。

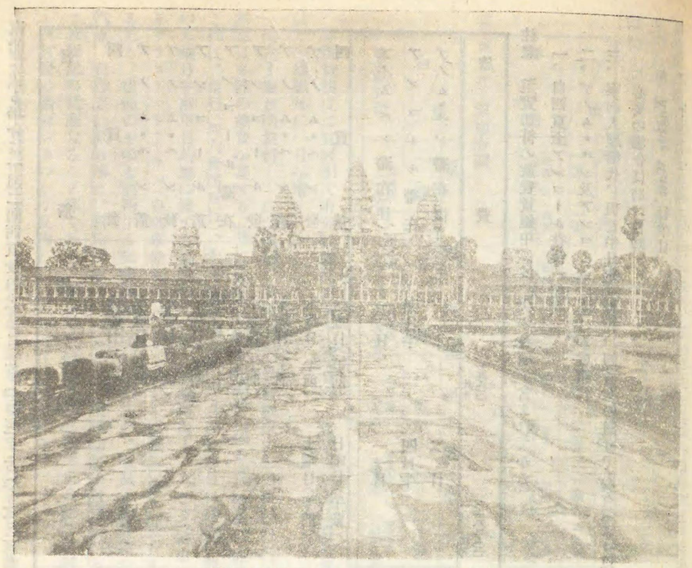

柬埔寨アンコール・ワツトの廢址全景

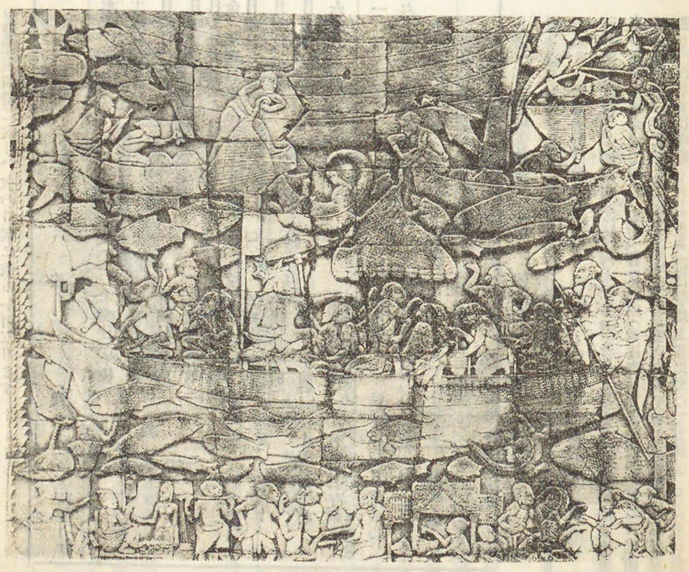

同上バヨンの南外廓壁畫彫刻の一部

汽船に依る場合は一週二回西貢發の Messageries fluviales de Cochinchine の遊覧定期船に依り、次の日程に依るを可なりとす。

發	旅程	着
プノンペン滞在（往） プノンペン滞在（復）	A.	プノンペン プノンペン
一日半 一日	西貢發 金曜日（午前） 木曜日（午前）	土曜日（午前） 日曜日（午前）
一日半 一日	西貢發 土曜日（午前） 日曜日（午前）	日曜日（午前） 月曜日（午前）
一日半 一日	西貢發 木曜日（午前） 金曜日（午前）	土曜日（午前） 日曜日（午前）
一日半 一日	西貢發 日曜日（午前） 月曜日（午前）	月曜日（午前） 火曜日（午前）
一日半 一日	西貢發 月曜日（午前） 火曜日（午前）	火曜日（午後） 水曜日（午後）
一日半 一日	西貢發 火曜日（午前） 水曜日（午前）	水曜日（午後） 木曜日（午後）
一日半 一日	西貢發 水曜日（午前） 木曜日（午前）	木曜日（午後） 金曜日（午後）
一日半 一日	西貢發 木曜日（午前） 金曜日（午前）	金曜日（午後） 土曜日（午後）
一日半 一日	西貢發 金曜日（午前） 土曜日（午前）	土曜日（午後） 日曜日（午後）
一日半 一日	西貢發 土曜日（午前） 日曜日（午前）	日曜日（午後） 月曜日（午後）
一日半 一日	西貢發 日曜日（午前） 月曜日（午前）	月曜日（午後） 火曜日（午後

河内―ナ・チャム間（自河内至主要各驛間距離）

単位＝粁

Yên-viên	一一	Bac-ninh	二九	Phu-lang-thuong	四九	Lang-son	一四八	Na-cham	一九七

河内―トウラン間（自河内至主要各驛間、但しヴィン・トュイ支線間を含む）

Phu-ly	五六	Thanh-hoa	一七五	Bênh-thuy	二三六	Dong-hoi	三三五	Hué	六六
Nam-dinh	七〇	Hoang-mai	二四六	Phuc-trach	二五八	Dong-ha	六三10	Tourane (Central)	七五三
Ninh-binh	一一四	Vinh	三一一	Tân-ap	四一一	Quang-tri	六三四	Tourane (Marche)	七八

西貢―ニャ・トラン間（自西貢至主要各驛間、但し支線を含む）

Thu-duc	一六	Song-phan	一四七	Phan-thiêt	一七0	Krong-pha	二六七	Ba-nghoi	三七0
Biên-hoa	三一	Muong-man	一七八	Tour-cham	三三一	Nga-ha	三六六	Nha-trang	四0九

西貢―ミト間（自西貢至主要各驛間）

Cho-lon	五	An-lac	一一	Ta-an	四六	Mytho	七0		

二　自動車　主要地間自動車賃及主要都市内自動車賃に區別して示す。

河内―Son-tây		片道 一·00	Cao-bang—Nacham		片道 一二·00	Tourane—Qui-nhon	一等等 片道 二五·七六
Phu-tho –Tuyên-quang		一二·七0	Vinh—Thakhek	一等 二等	三0·00 一二·00	Tourane—Faifoo	一等等 往復 一六·10 一五·六
Qui-nhon—Nya-trang	一等 二等	一八·四六 一一·五六	Krong-pha—Darat		一一·00	Hanoi—Haiphong	往復 四0—六0

第一八六表　佛領印度支那自西貢至各地自動車賃銀表

単位＝西洋里程粁程及佛貨

行先地	距離往復	賃銀往復	行先地	距離往復	賃銀往復	行先地	距離往復	賃銀往復
BIÊN-HOA 地方	粁	佛		粁	佛	Hat-iên	六六	三10
Thu-duc	一六	八	Hué	一六六	八五	Kép	八一一	一一0
Biên hoa	八0	一八	Dong-hoi	一六0六	八六0	Réam	九四0	一四0
Biên-hoa par Thu-dau-mot	100	一五	Vinh	三100	一六0	Battambang	一·100	一六0
Xuân-loc	一五五	四五	Hanoi	三六00	一000	Kompong-thom	一八四	一五0
BARIA 地方			TAY-NINH 地方			Siem Reap	一·0六	三00
Baria(Route Chesne)	一五一	六0	Tay-ninh	一00	五0	Angkor	一·一一0	三一0
Baria(Route Cap)	一0一	五0	THU-DAU-MOT 地方			MYTHO 地方		
Cap St-Jacques(Baria)	一五0	六0	Lai-thiâu	四五	一一	Cho-lon	10	五
Cap St-Jacques(Chesne)	三一0	七0	Thu-dau-mot	六一	一八	Mytho	一四一	四0
GO-CÔNG 地方			Thu-dau-mot par Biên-hoa	八0	一五	Bêntré	一七0	五0
Go-công(Route Cho-lon)	一一四	五0	Xatrach(Hon-quan)	一一10	六0	Vinh-long	一二五	七0
Go-công(Route Mytho)	一0五	五0	Loc-ninh	一六一	七0	Sadec	一七三	八0
NHA-TRANG, HANOI 地方			Kratié	五10	一三0	Tra-vinh	二五0	100
Dalat	七五八	三五0	PHNOM PENH 地方			Cân-tho	二三10	九五
Phan-rang	八七五	三三10	Phnom Penh	四八0	一10	Soc-trang	四三一	一一0
Ba-nghoi	一·四0六	四一五	Kompong-chhnang	六六0	一八五	Bac-liêu	五五0	一六0
Nha-trang	一·六一六	四五0	Kompong-speu	五六六	一六五	Giarai	六00	一七0
Tuy-hoa	一·七五一	四五0	Kompong-cham	七四一	一100	Camau	六七五	一八五
Qui-nhon	一·三00	五00	Takeo	六四八	一八五	Rach-gia	五八0	一六0
Quan-ngai	一·三五0	五五0	Kompong-trach	七四一	一七0	Long-xuyên	五六0	100
Tourane	一·五六八	五六0	Kampot	七四五	一100	Châu-dôc	四六0	一三0
			Bockor	八四一	一三0	Tinhbien	五五	一五0

三 汽船賃

St6. Anonyme de chalandage et remorquage de l'Indochine 社線

線名		賃	銀
			片銀
Haiphong—Mui-ngoc（1週3回往復）			
自	Quang-yên	1等	1·50
同		1等	0·80
同	Hongay	1等	1·50
同		1等	0·80
同	Port-Wallut	1等	0·70
同		1等	0·40
同	Pointe-pagode	1等	0·80
同		1等	0·50
同	Mui-ngoc	1等	1·10
同		1等	0·60
Haiphong—Nam-dinh（1週3回往復）			
自	Phu-ninh-giang	1等	0·60
同		1等	0·40
同	Nam-dinh	1等	0·70
同		1等	0·40
Haiphong—Phu-lang-thuong（1週3回往復）			
自	Dong-triêu	1等	1·10
同		1等	0·60
同	Sept-pagodes	1等	0·90
同		1等	0·50
同	Dap-cau	1等	0·70
同		1等	0·40

Service fluvial subventionné du Tonkin 線

線名		賃	銀
			片銀
Hanoi—Chiêm-hoa（1週3回往復）			
自	Song-tay	1等	0·50
同		1等	0·30
同	Viêtri	1等	0·60
同		1等	0·40
同	Lémy	1等	0·60
同		1等	0·40
同	Kim-xuyên 及 Phu-doan	1等	0·70
同		1等	0·50
同	Dia	1等	0·80
同		1等	0·50
同	Tuyên-quang	1等	1·00
同		1等	0·60
同	Chiêm-hoa	1等	1·50
同		1等	1
Hanoi—Cho-bo（1週3回往復）			
自	Song-tay	1等	0·50
同		1等	0·30
同	Viêtri	1等	0·60
同		1等	0·40
同	La-phu	1等	0·60
同		1等	0·40
同	Tu-vu 及 Da-chong	1等	0·70
同		1等	0·40
同	Hoa-binh	1等	0·80
同		1等	0·50
同	Cho-bo	1等	1·00
同		1等	0·60

Messageries fluviales de Cochinchine 社線

線名		賃	銀
			片銀
Saigon—Phnom Penh（1週3回往復）			
自	Mytho	1等	0·60
同		1等	0·40
同	Vinh-long	1等	0·50
同		1等	0·30
同	Sadec	1等	0·40
同		1等	0·30
同	Banam	1等	0·50
同		1等	0·30
同	Phnom Penh	1等	0·50
同		1等	0·30
Phnom Penh—Battambang（1週1回往復）			
自	Kompong-chhnang	1等	0·50
同		1等	0·30
同	Pursat	1等	0·40
同		1等	0·30
同	Siem Reap	1等	0·80
同		1等	0·50
同	Péam-sema	1等	0·40
同		1等	0·30
同	Bac-préah	1等	0·40
同		1等	0·30
同	Battambang	1等	0·50
同		1等	0·30
Phnom Penh—Khône-sud（1週1回往復）			
自	Kratié	1等	0·90
同		1等	0·50
同	Stung Treng	1等	0·70
同		1等	0·40
同	Khône-sud	1等	0·90
同		1等	0·50
Khône-nord—Savannaket（1週1回往復）			
自	Bassac	1等	0·80
同		1等	0·50
同	Pakse	1等	1·10
同		1等	0·70
同	Savannaket	1等	1·30
同		1等	0·80
Savannaket—Vientiane（1週1回往復）			
自	Taket	1等	0·70
同		1等	0·50
同	Vientiane	1等	1·00
同		1等	0·60
Vientiane—Luang Pravang（1週1回往復）			
自	Xieng-khan	1等	0·80
同		1等	0·50
同	Luang Pravang	1等	1·30
同		1等	0·80

四 市内交通機關 実記は西貢市内のものであるが、河内市もこれと略ゞ同一である。依つて大體之に依つて計畫準備して先づ差支へない。

自動車及馬車（二頭立て）は劇場前（市内目抜の場所）又は中央マーケット前廣場等に常時集合し顧客を待つ。人力車は市内到る處に辻待してゐる。

自動車賃（西貢市役所規定）—

一日備入（但し西貢市内）午前七時より午後七時迄		二五片銀·〇〇
一日備入（但し走程二〇〇基米迄を限ります）		四〇·〇〇
基米間	以上二基米を増す毎に	〇·三〇
時間	備入（但し西貢市内）一時間走程二二	五·〇〇
	以後一時間を増す毎に	三·〇〇

（但し、一時間に充たざる場合も一時間と見做す）

馬車賃一市内　一時間	二・〇〇
人力車賃(銀)西貢市内)一	
十分以内或は二基米突程度ごし	〇・一〇
同右往復(但し十五分間の停車時間を含む)	〇・二〇
時間定め、一時間當り	〇・三〇
西貢市内一堤岸市中心(市役所)迄	〇・四〇
同右往復(但し三十分間の停車時間を含む)	〇・八〇
右掲以上停車せしむる場合、三十分或はその端數毎に	〇・一〇

旅舘　歐風ホテル、支那人ホテル、日本人旅舘等あるも、歐風ホテルは西貢其他主要都市に於て、食事附一泊當通六―一二比弗である。支那人ホテルは不明である。日本人ホテルは、現在、河内、海防に所在するのみである

宿料は一泊食事附五比弗見當である。

第二八七表　佛領印度支那各地ホテル一覽表　出所日數屋數食事等及其他

Saigon	
Continental Palace Hôtel	
Hôtel de l'Univers	
Hôtel des Nations	
Hôtel Victoria	
Hôtel de la Rotonde	
Hôtel de France	
Hôtel du Casino	
Hôtel du Grand Balcon	
Hôtel de la Terrasse	
Saïgon Palace	
Cap Saint-Jacques	
Grand Hôtel du Cap St-Jaques	
Cho-lon	
Maingault	
Phnom Penh	
Grand Hôtel de Phnom-Penh	
Excelsior-Hôtel	
Angkor	
Hôtel d'Angkor	
Kompong-thom	
Hôtel Kompong-thom	
Thanh-hoa	
Fortin	
Nghe-han	
Grand-Hôtel	
Hôtel du Commerce	
Hué	
Morin Frères	
Tourane	
Grand Hôtel de Tourane	
Phu-phong	
Anziani	
Hanoi	
Hano-iHôtel	
Hôtel des Colonies	
Hôtel de la Gare	
Hôtel de la Paix	
Hôtel Terminus	
Hôtel Mètropole	
*Hôtel Matsushita	
Haiphong	
Hôtel du Commerce	
Hôtel de la Poste	
Hôtel de l'Europe	
Hôtel des Colonies	
Hôtel de l'Univers	
Hôtel de la Gare	
*Hôtel Ishiyama	
*Hôtel Kouroshe	
Nam-dinh	
Grand Hôtel	
Son-tay	
Lautard	
Thai-nguyên	
Gauthier	
Hai-duong	
Poineuf á Sept-pagodes	
Bac-giang	
Darnaud (veuve)	
Lang-son	
Hôtel de la Poste, Descoins, Gérant	

*印は邦人旅舘

雜

度量衡　佛領印度支那に使用されてゐる一般的のものは、佛米國同樣米突制である。が地方には今尚舊時の種の土人制を使用してゐる。左に土人制の主なるものを揭げ、之を米突制と比較せん。

第二八八表　佛領印度支那度量衡表

	土人の名稱	佛人の名稱	土人の命位	米突制に換算
重量	Ta	Picul	10 yên	六〇・四五瓩
	Yên	Dix livres	10 cân	六・〇四瓩
	Cân	Livre	16 lang	六〇四・五瓦
	Lang	Once	10 đông	三七・七八瓦
	Đông, tiên	Sapèque	10 phân	三・七八瓦
	Phân	Grain	10 ly	〇・三七瓦
	Ly	1/10 de grain	10 hào	〇・〇三七瓦
	Hào	1/100 „	10 ti	〇・〇〇三七瓦
	Ti	1/1,000 „	10 hôt	〇・〇〇〇三七瓦
	Hôt	1/10,000 „	10 vi	〇・〇〇〇〇三七瓦
	Vi	1/100,000 „	10 tiêm	〇・〇〇〇〇〇三七瓦
長度	Truong	Perche	10 thuóc	四米
	Ngü	Toise	5 thuóc	一一・四米
	Thuóc(xich)	Pied	10 tâc	〇・三四四米
	Tâc	Pouce	10 phân	〇・〇三四四米
	Phân	Ligne	10 ly	〇・〇〇三四四米
	Ly	Point	10 hào	〇・〇〇〇三四四米
	Hào	1/10 de point	10 ti	〇・〇〇〇〇三四四米
	Ti	1/100 „	10 hôt	〇・〇〇〇〇〇三四四米
	Hôt	1/1,000 „	10 vi	〇・〇〇〇〇〇〇三四四米

積(用使に的俗通のもいふごさ) 面	Mâu	Arpent	10 sào	三六アール(三六〇〇平米)
	Sào	Perche	10 miêng	三六〇アール(三六〇平米)
	Miêng	Bouchée	9 than	〇・三六アール(三六平米)
	Than	Toise carrée	25 ghê	〇・〇四アール(四平米)
	Chê ô hhâu	Pied carré	1 thuóc vuóng ou 4 gang carrés	〇・一平米
	Gang	Empan carré		〇・〇四平米
積(のもの定公) 面	Mâu	Arpent	10 sào	三六〇〇平米
	Cao (sào)	Perche	15 thuóc	三六〇平米
	Xich(thuóc)	Pied agraire	10 tâc	一四平米
	Thôn (tâc)	Pouce agraire	10 phân	一平米
	Phân	Ligne agraire	6 ly	〇・一四平米
	Ly	Point agraire	1 gany carré	〇・〇四平米
積 體	Hôc	大 10 ngu de long sur 1 de large et 1 thuóc de haut. 2m×2×0.40	1o le	一米 立方米
積	Le	才 1 ngu de côté sur 1 thuóc de hauteur = 2m²×0.40	25 lai	一・六〇〇平米
	Lai	1 thuóc d'arête = 0.40³	1 thuóc cube	〇・〇六四平米

元旦　祭（一月一日）　越年　祭（十二月三十日）　氏神　祭（十二月廿三日）　降誕　祭（十二月廿五日）

二、安南人及支那人關係（舊曆）

降誕　祭（十二月廿五日）　死人　祭（十一月二日）　聖節　祭（十一月一日）　昇天祭（八月十五日）　聖母昇天祭（八月十五日）

國祭祝日（七月十四日）　寺詣（一月十五日）　春季祭（自三月廿五日至四月五日）

釋迦生誕祭（四月八日）　端午節（五月五日）　盂蘭盆祭（七月十五日）　燈籠祭（八月十五日）　秋季祭（自九月廿二日至十月七日）

穀祭（十月一日）　新嘗祭（毎月一十日）　年越祭（十二月三十日）　元旦祭（一月一日）

仕事始め（一月七日）

復活祭（五十日後）

動章及記章　佛領印度支那に於ける動章制度は原則として本國の例に則るも、安南皇室及柬埔寨王室の褒衆の制度なも併用す。

本國動章は千八百二年執政令に依り制定したもので、文武官の勳功ある者に對し先つ一位より五位に至る位階に叙し、同時にこれに相當する一等乃至五等勳章を併授する規定で、我國の如く位階と勳等を別種のものでない。爵位は帝政時代の遺物として間々之を濫授する者なきにあらざるも現制度では之を認めない。

安南帝國の勳章は千八百八十六年制定、柬埔寨王國の勳章は千八百六十四年制定、執れも一等乃至五等に分れてゐる。本國勳章及記事の名稱及等級左の如し。

一、柬埔寨の勳章の名稱及等級

一、本國勳章及記章

一、Le Grand-croix de l'ordre national de la Légion d'honneur　一等勳章

二、Grand officier de l'ordre national　二等勳章

三、Commandeur de l'ordre national　三等勳章

四、Officier de l'ordre national　四等勳章

五、Chevalier de l'ordre national　五等勳章

六、Officier de l'Instruction publique　教育功勞勳章

七、Officier d'Académie　翰林院勳章

八、Médaille militaire　武功章

九、Croix de Guerre　戰功十字章

一〇、Médaille Commémorative du Tonkin　東京戰役記念章

一一、Médaille Coloniale　植民地記念章

一二、Chevaliier du Mérite agricole　農事勳功勞章

一三、Officier du Mérite agricole　農事勳功勞章

一四、Médaille d'honneur des Douanes et Regiés de l'Indochine　稅務名譽章

一五、Médaille d'honneur de la Police de l'Indochine　印度支那警察名譽章

一六、Médaille d'honneur de l'Administration penitentiaire de l'Indochine　印度支那刑務名譽章

一七、Médaille de Sauvetage　救難記章

二、安南帝國勳章一

一、Grand-croix de l'ordre du Dragon　一等勳章

二、Grand officier de l'ordre du Dragon　二等勳章

三、Commandeur de l'ordre du Dragon　三等勳章

四、Officier de l'ordre du Dragon　四等勳章

五、Chevalier de l'ordre du Dragon　五等勳章

三、柬埔寨王國勳章一

一、Grand-croix de l'ordre royal du Cambodge　一等勳章

二、Grand officier de l'drroe roval du Cambodge　二等勳章

三、Commandeur de l'ordre royal du Cambodge　三等勳章

四、Officier de l'ordre royal du Cambopge　四等勳章

五、Chevalier de l'ordre royal du Cambodge　五等勳章

各國領事及所在地

國名及所在地	領事名
SAIGON	
États-Unis d'Amérique	Cookingham (C.)
Sa Majesté Britannique	Grosvenor Gorton (C. G.)
Italie	Frédéric Pellas (C.) Franceschini Renzo (V. C.)
Belgique	Van Assche (C.)
Pays-Bas	E. F. Meyeringh (C.)
Suède	C. Frey (C.)
Norvège	Rousseau (C.)
Danemark	Rousseau (C.)
Finlande	Lacaze (C.)
Portugal	Maurice Brodeur (Géarnt)
Japon	佐島忠夫 (C.)

休日及祭日

一、佛國人關係

一月一日　元旦
一月一日　嘘

昇天祭（復活祭後四十日目のに當る）

復活祭（三月廿二日の次の日曜日から數へて三日目）

量容（用穀米）

Phuong	Sétier	30 uyên	約三〇リットル
Uyên	Ecuelle	1 dâu	同　一合

量容（のもの定公）量

Hộc 2	Sétier	26 thang	約六〇リットル
Thang	Boisseau	10 cáp	同　一斗
Cáp	Poignée	10 thuốc	
Thuốc	Cuillerée	10 sào	
Sào	1/10 de cuill	10 toát	
Toát	Pincée	10 quê	
Quê	6 grains	6 túc	
Túc	1 grain		

量容（用俗通）（のもさざ）

Phuong, vuông	Setier	30 dau	約三〇リットル
Thùng	Panier	20 dau	同二〇合
Dâu	Boisseau	2 bát ou 10 le	同　一合
Bát	Tasse	5 le	同　一/二合
Le	Décilitre	1/10 de dau	一デシリットル

Siam	Henry Rousseau (C.)
Suisse	A. Glinz (C.)
HANOI	
Japon	黑澤一郎 (C. G.)
Portugal	Sinibaldo Francisco Winceslas Gracias (C.)
	Jaspar (C.)
HAIPHONG	
Sa Majesté Britannique	Aumont (V. C.)
Norvège	Aumont (C.)
Siam	Aumont (C.)

註　C. G. は總領事　C. は領事　V. C. は副領事

歷代總督

總督名	任命期日
Constans	一八八七年十二月十六日
Richand	一八八八年九月八日
Piquet	一八八九年五月十日
De Lanessan	一八九二年四月二十一日
Rousseau (Armand)	一八九四年十二月二十九日
Doumer	一八九七年二月十三日
Beau	一九〇二年十月十五日
A. Klobukowski	一九〇八年六月二十六日
Sarraut (Albert)	一九一一年六月十一日
Van Vollenhoven	一九一四年八月五日
Roume	一九一五年一月二十六日
Sarraut (Albert)	一九一六年十一月七日
Long (Maurice)	一九一九年十二月十日
Long (Maurice)	一九二一年四月一日
Merlin (Martial)	一九二三年二月二十日
Varenne (Alexandre)	一九二五年八月二十六日
Pasquier (Pierre)	一九二六年八月二十三日

新聞・雜誌及定期刊行物

一、新　聞

名稱	創設年度	發行部數	種別	發行所在或は經營者、印刷所
東京（河內）				
L'Avenir du Tonkin	一八八四年	約千二百	佛字日刊	114, rue Jules-Ferry, Hanoi
France-Indochine	一九一九年	約一千	同同	53. rue Paul-Bert, Hanoi
Indochine Républicaine	一九二四年	約六百	同同	Imp. speciale de l'Indochine
Indépendance Tonkinoise	一八八九年		同同	Imp. Indépendance Tonkinoise Hanoi
Volonté Indochinoise	一九二六年		同同	
Argus Indochinois			同同	41 Boulevard Dondart de Lagrée, Hanoi
L'éclaireur			同同	68 „ „ „ „
Le Petites annonces du Tonkin			同同	Imp. Macdinh Tu, Hanoi
Les Sports de l'Indochine			同同	Imp. des Sports des l'Indochine, Hanoi
Union republicaine			同同	Boulevard Rollandes, Hanoi
Trung-Bac Tan Van （中北新聞）	一九二三年	約六千	土語日刊	Imp. Tung Bac Tanvan, Hanoi
Thuc-Nghiep Dan-Bao （實業民報）	一九二〇年	約三千五百	同同	43 rue du Lac, Hanoi
Khai-Hoa Nhat-Bao （開化日報）	一九二一年	約二千	同同	82 rue Chaune, Hanoi
Ha-Thanh-Hgo-Bao （河城午報）	一九二七年	約五千	同同	
Trung-Hoa Nhat-Bao （中和東報）	一九二三年	約五千	同同	15 rue de la Mission, Hanoi
Bao Dong Phap （報東報）	一九二五年	約二千	同同	53 rue Paul-Bert, Hanoi
東京（海防）				
Le Courrier d'Haiphong	一八八七年	約一千	佛字日刊	49 rue Paul-Bert, Haiphong
Colon Indochinois	一九二六年		佛字週三回	
交趾支那（西貢及其他）				
L'Impartial	一九一七年	約二千五百	佛字日刊	Imp. de l'Impartail, Saigon
L'Opinion	一八九五年	約千五百	同同	Imp. Moderne, Saigon
Le Courrier Saigonnais	一八六三年	約一千	同同	Imp. le Courrier Saigonnais, Saigon
Le Reveil Saigonnais	一九〇六年	約八百	同同	Imp. reveil Saigonnais, Saigon
Saigon Republicaine	一九二四年	約八百	同同	Imp. Commerciale, Saigon
L'écho Annamite	一九一一年	約二千	同同	Imp. de l'écho Annamite, Saigon
Le Temps d'Asie			同週刊	Imp. du Centre, Saigon

L'Appel			佛字日刊	〃　〃
L'écho des Sports Indochinois			同土語同日刊	〃　〃
Tlambeau			同土語同同刊	Imp. Moderne, Saigon
Libre Cochinchine			佛字週刊	〃　〃
Progrès Annanite			佛字週二回	〃　〃
L'Essor Indochinois			佛字日刊	Imp. de l'Impartial, Saigon
Voix Annamite			佛字週刊	Imp. Reveil Saigonnais, Saigon
Voix Libre			佛字週二回	Imp. de la Voix Libre, Saign
Annales Judiciaires de l'Indochine			佛字日刊	Imp. Moderne, Saigon
Saigon Sportif			同同同同	Imp. Commerciale, Saigon
La Press Indochinoise			佛字週刊	
Camly			佛字日刊	Imp. Moderne, Saigon
Fruny-Lap-Bao	一九二四年	約一千五百	土語同日刊	Imp. l'Impartial, Saigon
Lac-Tinh-Tan-Bao （六省新聞）	一九〇八年	約六千	同同同同	Imp. de l'Union, Saigon
Tan-Dah-Bao （新民報）	一九二四年	約一千	同同同同	Imp. du Centre, Saigon
Nông-Cû-Minh-Dan （農工日報）		約三百	同同同同	
Van-Minh-Bao	一九二六年		同同同同	
An-Ha-Bao			同同同同	Imp. de l'Ouet, Cân-tho
Cong-Luan-Bao （公論報）			土語週二回	Imp. Moderne, Saigon
Dang Phap Thai-Bao （東法時報）			同同同同	Imp. Dong Phap, Saigon
Nam-Ky-Hue Kien Nhat Bao			土語日刊	Imp. Jounal chinois de Cochinchine, Saigon
Nhut Tan Bao （日新報）			土語週刊	Imp. Moderne, Saigon
南圻華僑日報	一九一八年	約五千	漢字日刊	Imp. l'Impartial, Saigon
安南（キ・ノム） Bulletin Administratif de l'Annam			佛字日刊	Imp. Daclep, Qui-nhon
Aux Fils de France			同土語日刊	Imp. de Qui-nhon, Qui-nhon
Loi Tham Cac Thay Giang			同同同同	〃　〃
柬埔寨（クメール・ペン）				
Bulletin Administratif du Cambodge			土語日刊	Imp. Protectorat, Phnom Penh
Bulletin de l'Association mutuelle des employés de Commerce et de la Cochinchine			同同同同	Imp. S. E. K. Phnom Penh
L'écho du Cambodge			同同同同	Imp. S. E. K. Phnom Penh
Bulletin Quotidien du Cambodge			同同同同	
老撾				
Bulletin Administratif du Laos				
Chat Mai het Laos			（土語）老撾語	Imp. Gouvernement Laos

二、定期刊行物

名稱	種別	發行所、經營者又は印刷所
東京（河內・海防）		
Journal Officiel de l'Indochine	佛字週二回	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin Economique de l'Indochine	佛字月刊	Service Economique de Gouvernement Général, Hanoi
L'Eveil Economique de l'Indochine	佛字週刊	51 rue Paul Bert, Hanoi
Moniteur d'Indochine	佛字	86 Boulevard Carreau, Hanoi
Pages Indochinoises	同同	14 Boulevard Bobillot, Hanoi
Bulletin de l'Ecole d'Extrême-Orient	同同	Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin de la Société Médico-Chirurgicale	同同	Société Médico-Chirurgicale de l'Indochine, Hanoi
Bluletin du Service Géologiique de l'Indochine	同同	Service Géologique, Hanoi
Annales des Douanes et Régies de l'Indochine	同	Gironce, controlêur des Douanes, Haiphoug

Bulletin Administratif du Tonkin	佛	字	Govuernement Général, Hanoi
Journal Judiciaire de l'Indochine	同		28 rue Paul-Bert, Hanoi
Bulletin de la Chambre de Commerce de Hanoi	同		Chambre de Commerce, Hanoi
Bulletin de la Chambre d'Agriculture du Tonkin et du Nord-Annam	同		Chambre d'Agriculture du Tonkin et du Nord-Annam, Hanoi
Bulletin Quotidien de Haiphong	同		Chambre de Commerce, Haiphong
Bulletin Quotidien de Hanoi	同		„ „ Hanoi
Bulletin de la Chambre de Commerce de Haiphong	同		„ „ Haiphong
Bulletin Général de l'Instruction Publique	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin Municipal de da ville de Hanoi	同		Hanoi
Bulletin de l'Association professionnelle du Personnel du Servise Sédentaire des Douanes et Régies de l'Indochine	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin de l'Amicale des Anciens Légionnaires en Indochine	同		Imp. Ngô Tu, Hanoi
Bulletin de l'Amicale des Médecins Auxiliaires de l'Indochine	同		Imp. Mac-Dinh-Tu, Hanoi
Bulletin de l'Amicale Tonkinoise des Anciens Combattants de la Grande guerre	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin de l'Association Amicale des fonctionnaires des Services Agricoles et Commerciaux de l'Indochine	同		„ „ „
Bulletin de l'Association Amicale du Personnel des Posts, Télégraphes et téléphones de l'Indochine	同		Imp. Mac-Dinh-Tu, Hanoi
Bulletin de l'Association Amicale du Personnel indigène des Residence du Tonkin	同		Imp. Tonkinoise, Hanoi
Bulletin de l'Association Amicale des agents indigènes des Douanes et Régies	同		Imp. Nghien-Bain, Hanoi
Bulletm Général périodique des Actes Legislatif et Reglementaires applicables en Indochine	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bullein de la société d'Enseignement Mutuel du Tonkin	同		Imp. Kim-duc-Giang, Hanoi
Bulletin de la société de Patronage des écoles publiques de Nam-dinh, Hanoi	同		
Bulletin des Vetérinaires auxiliaires de l'Indochine	同		Imp. Kim-duc-Ginang, Haoi
Cahiers de la société de Géographie de Hanoi	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi

Le Courrier Automobile	佛	字	Imp. Spacial du Courrier Automobile, 4 Impasse Verdun, Hanoi
Le Gabelou	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Ligne républicaine Nationale	同		Imp. de l'Avenir du Tonkin, Hanoi
Photo-Commerce	同		Imp, Ngô tu Ha, Hanoi
The call of French Indochina	同		Gospel Press, Hanoi
Topo	同		Imp. d'Extrême-Orient, Hanoi
Bulletin des amis du vieux Hué	同		„ „ „ „
Procés-Verbal de la Béunion du Comité d'Administration de l'Association amicale du Personnel indigène du Gouverenmeut Général	同		Imp. Mac-din Tu, Hanoi
Bulletin Officiel en Cangue Indigène	土語(安南)		Imp. Ngô-tu Ha, Hanoi
Bao-Dong-Phap	同		Tri hobd., Hanoi
Hoc-Bao	同		Imp. du Trung-tân-van, Hanoi
Hn, U-Thanh	同		Imp. Chan Phu-o-ng, Hanoi
Moniteur de Hai-duong	同		Imp. Van-Minh, Hanoi
Nam-phong	同		Imp. Tonkinoise, Hanoi
Ve-Nong-Bao	同		„ „ „

交趾支那（四頁）

Bulletin Administratif de le Cochinchine	佛	字	Imp. Commrciale, Saigon
Bulletiu de l'Amicale Cochinchinoise des Anciens Combattants de la Grande Guerre	同		„ „ „
Bulletin de l'Association Amicale du Personnel indigène des Postes et Télégraphes de l'Association Amicale des Anciens éléves du collège Chasseloup Laubat	同		Imp. du Centre, Saigon
Echo des Amicales	同		Imp. Tau-linh, Saigon
Extrême Asie	佛	字月刊	Imp. H. Ardin, Saigon
L'Opuscule de l'institut scientifique de l'Indochine	佛	字	Imp. Commerciale, Saigon

Bulletin de l'Amicale professionnelle de police de Cochinchine	佛	佛字週回	Imp. J. Viet, Saigon
Bulletin Chambre de Commerce de Saigon	佛	佛字年刊	Chambre de Commerce, Saigon
Chambre de Commerce de Saigon	同	同	〃　〃　〃
Procés-Verbaux de la chambre de Commerce de Saigon	同	同	〃　〃　〃
Khao Tap Chi	土	佛字語	Imp. de l'Union, Saigon
Nam Ky Dia Phan	佛	佛字	Imp. de le Mission, Saigon
Su Pham Hoc Kloa	同	同	157 rue Catinat, Saigon
Thoi Su Cam Nang The Thu At Su-u-men	同	同	Imp. de l'Union, Saigon

生活費　河内及西貢に於ける、歐人及土人の生活費支出額は次表の如くである。

生活費別	歐人		土人	
	河内	西貢	中流階級	勞働階級者
食料	三五	三六	四七	一五
家屋及家具料	二四	二七	一九	三六
家政費及洗濯料	一六	一五	一	一
衣服料	一〇	一五	一三	一九
雜	一五	一五	二一	三六
計	100·0	100·0	100·0	100·0

佛領印度支那主要各都市人及營業種目

所在地	商店名	種業目	所在地
東京	Ikeda Yoko	雜貨	Rue de Commerce, Haiphong
同 海防	Nagashima Yoko	同	40-42 Boulevard Paul Bert, 〃
同	Yasuda Yoko	同	4 Bulevard Paul Bert, 〃
同 河内	Kikuchi Yoko	同	Rue Davillier, Hanoi
同	Minagawa Yoko	同	10 Rue de Coton, 〃
同	Shimomura Yoko	同	54 Rue de Tien-tsin, 〃
同	Yamada Yoko	同	96 Rue Jules Ferry, 〃
同 南定	Kuroshima Yoko	同	Nam-dinh
同 順化	Nakayama Yoko	同	Hué
那突西貢	Murakami Yoko	同	Saigon

尚此外海防及西貢には三井物産會社及三菱商事株式會社の出張員が駐在して居る。

外國人入國手續　外國人の入國手續は支那人を除き至極簡易である。入國は、幾千かの金を收めてゐる。上陸すれば直ちに其地の警察へ出頭し入國の旨を屆け、併せて入國の目的、居住地等を屆出でなければならない。邦人さしては其地に所在する日本領事へ其旨を屆け、其指圖を受けた方が無難であらう。

要之外國人は入國に際し警察へ出頭して前記の通り屆出を濟せば入國し得るのである。

各種企業に對する外國人の參加是否

佛領印度支那　佛領印度支那は何方かと言へば從來領國主義を採り、外國人の企業參加を好まない傾向が見受けられた。故に、同じ南洋に在つても英領土を目指す外國人が少なかつたといふ方が當かも知れない。が兎に角支那人を除き、外國人の本領土に於て企業に參加してゐる者は極く稀有である。

以下外國人が本領土に於て企業せんとするに際し必要なりと考へらるる事項に就て簡單に附加して置きたい。

外國人の土地所有權問題　一般に外國人の企業參加といふが、要之一番之に就き主要なる問題さなるべき事は、外國人の土地所有權如何といふ問題であらう。が本問題に就ては支那を除き、法律上遥かに之を言ひ表し得ないのが遺憾である。以下稍く本問題に對し筆を進めて見よう。

支那は廣大なる領土を所有してゐる事實があるが、之は概して土人の私有地を買收したものか、或は彼等への貸金の返當流れとなつたものかの何れかであるが、之を登記して立派に自分のものさしてゐるのである。

支那に於ける本問題に對しての解決は右の通り區區である。

支那以外の所謂安南・東京等の保護國或は保護領に於ては如何さいふに、自治制を布いてゐる河内、海防、トウラン、ヌイ、ブノム・ペン諸市は各條約の結果佛國の領土さなつてゐるので問題には成らないが、其他の地方に於ては、何れも本問題が複雜して來る。何故なれば其國の法律に基く言へば何方かさ言へば有名無實のものであり、又土地の登記等に於ても不完全なのである。之を登記するこさが出來ない。されば之を言つて確定的な所有權を得るには之を登記する必要がある。

即ち保護國は佛國の統治を委任されてゐる附屬國では無いから佛國法が適用し得られないにも拘はらず、又一方原則さして當該保護國の法律に據つて之を濟さなければならないのにも拘はらず、佛國法に據つて之を濟さなければならないさいふことに成つて居るさのデリケートな關係が存し、外國人の土地所有權に就て從來法律上疑義の存してゐた所である。邦人の例さしては東京の老開に於て以前此一例があつた。當邦人は佛國官廳に登記を濟まし、自分のものさしてゐたさの事である。佛閘西人も法律上適確なる判斷は之を下し得ないもの樣である。或佛人辯護士は外國人に土地所有權を認めるさ盲ひ、他の辯護士は認め得ぬさ言つて居るさの事である。

官有地拂下　官有地拂下げの問題一本問題に就ては、外國人に對しても成りの制限が加へられてゐる。本區に就ては最近一九二六年九月十九日附の總督令第二條に依り、個人の場合は佛國人、佛國籍民及佛國保護國民以外の者は官有地の拂

個人なれば大規模なる企業を爲し得るものであるが、此が爲には、佛國會社法に依る前記の條件を備へた會社を設け、佛人或は同籍民若しくは保護國民を協同して參加するの外に途は無い譯である。

同上の條件に適ふものゝ土地拂下げは、一千エクタール以下は突盤支那人、一千エクタール以上二千エクタール以上は植民地土地拂下委員會の決議に依り總督、二千エクタール以上は植民地長官或は各國理事長官、一千エクタール以上二千エクタール以上は總督の許可を受けた上、其結果、植民大臣の報告に據り大統領が夫々許可するものである。

農業ー外國人の土地に關する問題に就ては前述した通りであるが、此土地を基本さゝなければならない農業企業に外國人が參加せんとするには、前述の條件下に於て先づ最も無難なのは適當なる私有地を買收することである。此私有地の買收は前にも記した通り、突盤支那等に於ては支那人、邦人にも例があるこゝ等が實行して農業企業其他を營んでゐる所であり、個人、會社の別なく、又其會社が何處の國の法律に依つて設立されてゐようが問題でなく一樣に之を爲し得るものである。が玆に唯一つ實際上の問題ともなるべき事は、新しく官有地を拓くといふ樣な場合に、夫だけの大きな私有地も佛下げを受け得ざる旨を規定してゐる。會社の場合は、當該會社が佛本國法に依り設立されてゐるこゝ、資本も過半が佛國の資本なるこゝ、且本社が母國人、佛國籍民、若しくは佛國保護國民たるこゝを要すされてゐる。從つて外國人は官有地を拂下げて實の企業せんとするには、個人的には全然不可能なり、會社組織としては參加することは出來るが、それには前記の條件を必要とするこゝとなつてゐる。從つて外國人が新しく土地の拂下げを受け企業を爲さんとするも出來ない。それは拂下げ規定に禁ぢられてゐるからである。從つて外國人が新しく土地の拂下げを受けた土地を買ふこゝも出來ない。それは拂下げ規定に禁ぢられてゐるからである。從つて外國人が新しく土地の拂下げを受け企業を爲さんとするには、個人的には全然不可能なり、會社組織としては參加することは出來るが、それには前記の條件を必要とするこゝとなつてゐる。從つて外國人が新しく土地の拂下げを受け企業を爲さんとするも出來ない。それは拂下げ規定に禁ぢられてゐるからである。從つて外國人が新しく土地の拂下げを受けた土地を買ふこゝも出來ない。それは拂下げ規定に禁ぢられてゐるからである。從つて外國人が新しく土地の拂下げを受け企業を爲さんとするには、個人的には全然不可能なり、會社組織としては參加することは出來るが、それには前記の條件を必要とするこゝとなつてゐる

G. G. I:— Rapports au Gouverneur general (Commission monétaire Indochinoise), 1920

G. G. I.:— Rapports au Conseil de Gouvenement

Mossy, Leon:— Principes d'Administration generale de l'Indochine, 1919

法　　制

Balencie, J. D. C. & J. B.Burdin, A.:— Recueil des passages et Transport, le Reg-ime Douanier des Colonies Françaises, 1918

Briffaut, Camille:— Principes de la loi pénale Annamite, 1918

Briffaut, Camille:— La loi Civile selon le Droit de Gia-Long, 1919

Deseille, H.:— Le Nouveau regime minier de l'Indochine, 1912

G. G. I.:— Codes Laotiens, 1908

G. G. I.:— Journal Officiel de l'Indochine

L'Instruction publique, Direction de:— Code de l'instruction publipue, 1921

L'Instruction publique, Direction de:— Regulation générale de l'ensignement professionnel, 1921

L'Instruction publique, Direction de:— Regulation générale l'ensignement superieur, 1921

L'Instruction publique, Direction de:— Décret et Arrête de ministre de l'Instruction publique et des Beaux-Arts relatifs aux haraires aux programmes de l'enseignement secondaire, 1925

Michel, Gabriel:— Des principales Ordonances royales Annamites, 1905

Michel, Gabriel:— Code judiciaire de l'Indochine, 1904

Philastre, P.-L.-F.:— Le Code Annamite, 1909

Silvestre, J.:— Considerations sur l'étude de Droit Annamite, 1922

經濟商業貿易

Etienne, M. Eugene:— L'Indochine et son avenir economique, 1902

Douanes, Direction Générale des:— Notes explicatives du tableau des Droits, 1921

G. G. I.:— Bulletin Economique de l'Indochine

Chambre de Commerce de Haiphong:—Statistiques Commerciales (Haiphong)

Chambre de Commerce de Saigon:— Situation Commerciale (Saigon)

產　　業

Syndicat des Planteurs de Caoutchouc de l'Indochine:— Annuaire du Syndicat de Planteurs de Caoutchouc de l'Indochine, 1926

Crevost, Ch. & Lemarié, Ch.:— L'Agriculture en Indochine, Catalogue des Produits de L'Indochine (Plantes et produits Filamenteux et Textiles), 1919-1921

Crevost, Ch. & Lemarié, Ch.:— Catalogue des Produits de l'Indochine (Matières Grasses Végétales), 1922-1924

Jumelle, Henri:— Les Cultures Coloniales, 1927

Pétillot, Loÿs:— La Pêche et les poisson de Cambodge, 1911

Sarraut, Albert:— La mise en voleur des colonies françaises, 1923

年　　鑑

Charles-Lavauzelle & Cie:— Annuaire du Ministére des colonies 1926—1927

G. G. I.— Annuaire administratif de l'Indochine

G. G. I.:— Annuaire economique de l'Indochine 1926-1927

G. G. I.:— Annuaire statistique de l'Indochine 1913—1922 (Supplement 1923—1926)

Larousse, Librarie:— Annuaire Général

Valois,, Péristyle de:— Annuaire Colonial, 1927

邦文圖書

滿鮮見聞錄　南洋遊記

臺灣總督官房調査課　南支那及南洋調査書

註　G. G. I. は印度支那總督府發行に係るもの

雜

滿

本編採用の年號（本編四三四頁下段參照）

本編の年號呼稱　西　曆　遲　曆（佛曆）

一九二七年度	自一九二七年四月一日	二四七〇年
	至一九二八年三月末日	
一九二六年度	自一九二六年四月一日	二四六九年
	至一九二七年三月末日	
一九二五年度	自一九二五年四月一日	二四六八年
	至一九二六年三月末日	
一九二四年度	自一九二四年四月一日	二四六七年
	至一九二五年三月末日	

遲　羅

地　理

位置・面積・境界　遲羅王國は東南亞細亞の彤大なる獨立國であつて北緯約五度より二一度、東經九七度より一〇六度の間に介在し、約五一八、一六二平方粁（約三三、六一二平方里―佛蘭西本國に略同じ）を包有してゐる。南北の長さ約一、六四〇粁、東西の幅員最廣部分約七七〇粁である。北部は佛領老撾及緬甸と境し、西は南部緬甸及ベンガル灣に臨み、半島最南境に於ては英領馬來と接し、半島東部は支那海及遲羅灣に面してゐる。本土の南方には遲羅灣深く口入し、東部はメコン河を隔てゝ佛領老撾及柬埔寨に臨んでゐる。但し北部のリュアン・プラバン地方の境界のみはメコン河の西側にある。遲羅は便宜上北部遲羅、中部遲羅、東部遲羅、南部（馬來）遲羅の四部に分割される。北部遲羅はメナム・チヤヤ・プイア（Menam Chao Phya）の上流地帶を指稱し、中部遲羅はメナム・チヤヤ・プイア河畔の沖積平原及び遲羅灣東海岸を含み、東部遲羅は東北方のコーラート平原（Korat）一帶、南部遲羅は遲羅領馬來半島を指稱する。

第一表　遲羅各州別面積表

出所＝一九二六年度統計年鑑

州名	平方粁	平方哩	平方里
Krung Thep	一、七九七	一、一七九	一九八
Ayutthya	五、九八九	三、七四三	一、〇〇一
Prachinburi	九、四四一	五、八四一	一、五八五
Nakon Chaisri	六、〇七七	三、七四七	一、〇二三
Raiburi	三、七九九	二、三五五	六四二
Nakon Sawan	四、一八一	二、六〇一	七〇五
Pitsanulok	四、一九一	二、六二七	七〇九
Bayap	九、八四一	六、一〇八七	一、六五二
Uttorn	七、〇三七	四、五二一	一、二二五
Nakon Rajsima	九、九二一	六、二六五	一、七〇九
Chantiaburi	二、三三六	一、四七六	三八五
Nakon Sridamarat	四、五八一	二、八三四	七七九
Bluket	一、六七三	一、〇八八	二九三
Pattani	一、四二四	九二三	二四九
合計	五一八、一二一	三三、六一二	一三、四四一

備考　該統計年鑑には平方哩及平方粁數字が表れてゐる。

山系　最北部國境の一部をなし、サルウキーン（Salwin）河及メコン河間に分在してデン・ラーオ山脈（Den Lao）がある。該山脈は破れて一般に北東の走向を有する數多平行山脈となり、メ・ピン河西國境に沿りてタノン・トン・チヤイ山脈（Tanon Tong Chai）があり、遠く馬來半島に連續してその背骨をなしてゐる。其東方にクン・タン山脈（Kun Tan）ありてメ・ピン、メ・ワン兩河に分水し、其又東方にピー・パン・ナム山脈（Pi Pan Nam）と、東北國境上リュアン・プラバン山脈（Luang Prabang）がある。

北部遲羅諸峰の平均標高は一、六〇〇米、チエンマイ（Chiengmai）市は三〇〇米、チエンライ（Chiengrai）で三七八米である。タノン・トン・チヤイ山脈は、中部遲羅に入りて三小山脈に分れてゐる。其西方山脈をテナツセリム山脈（Tenasserim）と稱して、北緯一六度より一一度に至る遲・緬國境を形成

し、標高七〇〇—一、五〇〇米で鬱蒼たる森林に被はれてゐる。メクローン(Mekong)河の支流クエ・ヤイ(Kwe Yai)の東西に延びたる二支脈は、一、三〇〇米に達する石灰岩の裸山より成つてゐる。東方には東埔寨の國境より西方に延びアユテイア(Ayutlya)市近くに及べるサンカムペン(Sankampeng)山脈、其遙か南方チヤンタブリー州の北境にチヤンタブリー山脈、其東方國境に沿うてはバンタド(Bantat)丘陵山脈がある。東部暹羅には、西方にメナム・パーサク(Menam Pasak)上流附近にペチヤブーン(Petchaburi)山嶺と、ドン・パヤー・エン(Dong Paya Yen)と稱する平頂の塊狀山嶺(標高八〇〇—一、三〇〇米)があり、南部にはサンカムペン(Saikambeng)山脈及東埔寨國境上にドン・レク・スカープ(Dong Rek Soap)四〇〇—七〇〇米)があつて、中央に高原を挾んでゐる。テナツセリム山脈は半島暹羅に暹羅國境をなし、メナム・クラ(Menam Kra)河に分割されて更にプーケット(Puket)或はBiuket)山脈起り、西海岸に沿ひ南走してプーケット島に及んでゐる。ナコン・スリタマラート山脈(Nakon Srithamarat)はナコン・スリタマラート市の北方に起り、南走して暹羅領の西南隅に及び、之よりカーラーキリー(Kalakiri)の名の下に國境を東南に走る。この他主山脈に平行して數多の小從屬山脈がある。サム・ロイ・ヨード(Sam Roi Yod—三百峰の意)は其主要なるものであつて、プラーン河(Pran)の南方に孤立せる三〇〇—六〇〇米の一連の石灰岩裸山である。

第二表 暹羅主要山岳及標高表

出所＝暹羅陸圖其他

山岳名	標高(米)	所在地
北部暹羅		
Doi Angka(Doi Intanon)	二、五七六	Chiengmai 市西南方五〇粁
Doi Chiengdao	二、一八五	同市北方
Doi Pa Cho	二、〇一二	同市東北方
Doi Step	一、六七六	同市西方
中部暹羅		
Kau Soi Dao	一、六四〇	Chanthaburi 山脈
Kau Prabad	一、〇七八	同
東部暹羅		
Kau Iem	一、三二八	Ayudiya 市東方八〇粁
半島暹羅		
Kau Luang	一、七八六	暹領最狹部
Kau Panom Bencha	一、四〇四	Kau Luang 山西方
Kau Luang	一、二四七	Nakon Sritamarat 市西方

河系 北部國境に蟠居せる山脈より發して、西よりメ・ピン(Me Ping)、メ・ワン(Me Wang)、ケン・ターン山脈を挾みて南流し、メ・ヨム(Me Yom)メ・ナーン(Me Nan)はヒー・パン・ナム山嶺中より流出し、各途中で合流しつゝ更にパークナムポー(Paknampo)に到つて、メナム・チヤオ・プイア(Menam Chao Phya)なる一河となり、南方に直流して盤谷を過ぎ暹羅灣に注いでゐる。メ・ピン、メ・ワンは、急流にて淺く氾濫し易く吃水淺き船を通ずるのみであるが、メ・ヨム、メ・ナーンは、水流緩徐で深く水量の增減も一定せる爲め、大吃水の米穀船を以て航行することが出來る。滿水期にはパークナムポーの上流一九〇粁迄大吃水の汽船を以て航行し得る。メナム・チヤオ・プイアは、パークナムポーの下流三五哩のチヤイナート(Chainat)にて、メ・スパン河(Me Supan or Tachin)なる分流を生じて毋河と竝行流下して暹羅灣に入り、チヤイナートより僅か下流でメナム・ノイ(Menam Noi)を西側に、約三〇餘粁下流にて更にロブブリー(Lopburi)水道を東側に發して竝行南流し、アユテイア附近にて再び會流してゐる。盤谷より以南は一、五〇〇噸以下の航洋汽船は自由に航行し得る。尙右の外ペチヤブーン山嶺中に發源するメナム・パーサク(Menam Pasak)の支流があり、アユテイア附近にて、ロブブリー水道と會流してゐるが、會流點より上流約四〇粁は小蒸汽船其他舟筏の航行に適してゐる。メ・パーン・パ・コン河(Me Pang Pa Kong)はパタト山脈(Petat)の北部國境近く發源し、最初北流、次に西流、最後に南流してメナム河の東方に注いでゐる。ナコン・ナーヨク河(Nakon Nayok)、サイ・チエン河(Sai Cheng)、タパン・ヒン(Taphan Hin)、サイ・ヤイ(Sai Yai)等の支流を有し、ペトリュウ迄は航洋汽船の航行可能である。北緯一六度當りの國境近くタノン・トン・チヤイ山脈中に發するクエ・ヤイ(Kwe Yai)河及其西方に略々竝流せるクエ・ノイ河(Kwe Noi)が一四度に於て合流してメ・クローン河となり、ラージブリー(Rajburi)の町を過ぎて暹羅灣西北隅に注入する。メナム・コン・カ河(Menam Kong Ka or Bankat)は南部暹羅第一の大河で、ナコン・スリタマラート山脈の約八度半の地點より發し、北流してバンドーン(Bandon)灣に注ぎ河口より八〇粁は小舟の航行に適する。メコン河の本流は佛領印度支那との國境の一部をなし、東部暹羅の殆んど全地を灌漑せるナム・ムーン(Nam Mun)河を北緯十五度二十分の點で合流してゐる。ナム・ムーン河は數多の支流を有し、ナム・シー河(Nam Si)最も大である。

尙メコン河の支流としては最北部國境附近を東北流するナム・コー(Nam Koh)ナム・イン(Nam Ing)兩河がある。

暹羅には湖沼少く、ソンクラー(Songkla)のタレ・サープ內海を湖水と見る時は、東部暹羅の國境に近く一小流に依つてメコン河に接續されてゐるナウン・ラハーン(Nawng Lahan)の外總て經濟的價値なき小湖である。

平野 メナム・チヤオ・プイア及其姉妹河たるパーン・パコン、メクローン

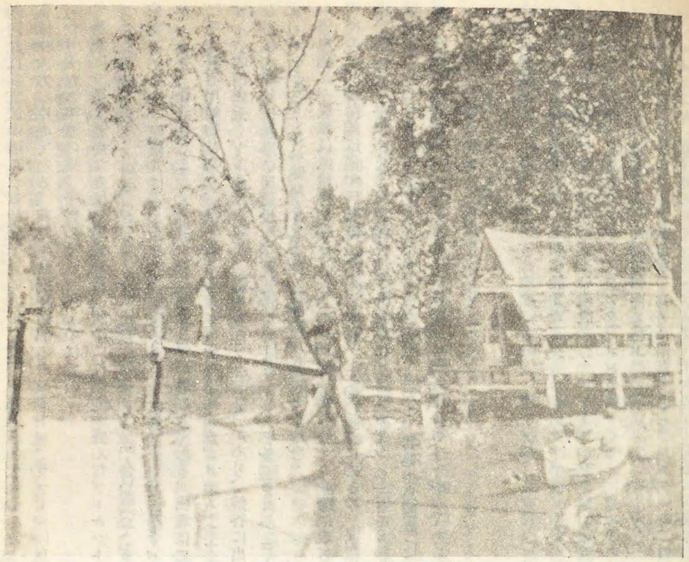

中部暹羅の風景

雨河竝に其支流の灌漑せる沃野千里の大平原は、中部暹羅の大部分をなし、當國生産力の中心である。其他半島暹羅南部のパンドーン、ラコーンに亘る可なり大なる平原の外、平野の見る可きものはない。

島嶼　最も重要なるは、馬來半島の西岸には錫鑛業盛んなプーケット島(Puket又はBhuket―別名 Chalang 又は Ujong Salang、歐人は誤つてJunk Ceylonと云ふ)がある。半島西岸では コー・パンガン(Koh Pangan)、コー・サムイ(Koh Samui)が最も大である。後者は二六〇平方粁有用植物に富み、世界最良の古々椰子を生産する。メナム・チヤヤ・プイアの河口近くコー・シーチヤン群島(Koh Sichang)があり、盤谷に出入し得ぬ大船舶は此處にて荷役をする。其他コー・チヤン(Koh Chang)、コー・クート(Kohkut)等の險阻なる諸島が暹羅東岸に聳立してゐる。

海岸線　暹羅は暹羅灣を抱き、半島暹羅西岸に於てベンガル灣に覗げるのみにて、海岸線は僅かに約二、一〇〇粁(約一、三〇〇哩)に過ぎぬ。暹羅沿岸は概して平坦にて、良港少く、半島東岸にチュムポーン(Chumporn)、パンドーン(Bandon)、ソンクラー(Songkla)、パタニー、其他半島西岸に二、三の小良港を有するが、貿易港としては灣頭に盤谷港を有するのみである。

歷史

年代史摘要

一二五七年　スコータイ王朝建設
一三五〇年　アユティアに新王朝建設
一五九年　コンスタンチン・ファウルコン來暹
一六六九年　最初の對外條約を和蘭と結ぶ
一七六七年　アユティア緬甸軍の爲めに陷落
一七八二年　現王朝の祖チヤクリー盤谷にて登位
一八五一年　モンクット王登位
一八六八年　チュラローンコーン王登位
一八九三年　メコン河以東の老撾を佛國に割讓
一九〇七年　對佛新條約締結、バッタムバンを佛國に割讓
一九〇九年　對英新條約締結、ケランタン及トレンガヌを英國に割讓
一九一〇年　チュラローンコーン王崩御、ヴヂラヴヅト王登位
一九一七年　獨・墺に宣戰布告
一九一八年　歐洲遠征軍派遣
一九二一年　對米新條約締結、初等教育條例漸及的に實施
一九二四年　日暹條約調印
一九二五年　佛國・英國・獨逸・丁抹・葡萄牙・西班牙・和蘭・瑞典と新條約締結、英國と仲裁々判條約調印、チュラローンコーン王崩御、プラジャティポック王登位、最高顧問會議創設
一九二六年　財政緊縮、行政改革
一九二七年　英國と新仲裁々判協定調印、伊太利及白耳義と新條約締結新關稅定率、移民法及樞密院法實施、刑法改正、內地通過稅廢止

一　自古代至十八世紀末葉

タイ族南下獨立迄　今日の暹羅領土は、西曆紀元の初に於ては三強國の勢力下にあり、東部メナム盆地はクメール王國(Kalemlang)の領有で西部はモン族の支配下に、馬來半島はスマトラのパレムバン王國の宗主權下にあつた。當時タイ族は倘雲南にあつて勢力ある南詔(ナンチヤオ)王國を建設してゐたが、漸次チヤオ・プイア河及メコン河流域の沃原に移下して獨立するに至つた。

スコータイ王朝時代(一二五七―一三五〇年)　北部に於ては、チェン・セン(Chieng Sen)及チェン・ライ(Chieng Rai)王の子孫たるマーライ(Mangrai)が、ラムプーン(Lampoon)よりモン族を驅逐してチエンマイ(Chiengmai)市を建設し、プラ・ルアン(Phra Ruang or Rama Khamlong)はクメール族と勝戰して、スコータイ(Sukhothai)に最初の暹羅王朝を建設し(一二五七年)、メナム・チヤヤ・プイア流域の全地及六昆(ナコン・スリタマラート)以北の半島を征略した。該王朝は一世紀の繁榮を見たが、アユティアの新王朝に蠶蝕された。此頃タイ族は暹羅のみでなく、佛領及英領の印度支那半島及南支那の大部分に蔓延し、本質的に一樣なる言語を使用し、夙に特殊なる字母の發達を見た。

アユティア首都時代(一三五〇―一七六七年)　ラーマ・ティボディー(Rama Thibodi)はスコータイ王朝を蝕滅してアユティアに王朝(一三五〇年)を建設してより朝を重ねること三、プラ・ナレスヴラ(Phra Naresuara 一五九〇―一六〇五年)王治下に於ては暹羅は曩古の膨脹を見た。十七世紀初葉より外人殊に歐洲人は初めて暹羅に貿易所を置き貿易を開始したが、プラ・ナライ王(Phra Narai 一六五六―一六八八年)の治世に於ては、一希臘人コンスタンチン・ファウルコン(Constantine Faulkon)は宰相となりて權勢を振ひ、ルイ十四世と相通じて暹羅上下を基督教に改宗せしめんと企圖したる爲め、同市に革命勃發し、王及右宰相は一掃された。

アユティア陷落と盤谷遷都　アユティアは、十五世紀より絕えず干戈を交へたる緬甸軍の爲めに陷落し(一七六七年)、首都は破壞され、諸記錄は湮滅した。玆にプイア・タク・シン(Phya Tak Sin)起つて暹羅の獨立を回取し、首都を盤谷(メナム・チヤヤ・プイア西岸)に遷したが、彼は王位に上らず、從つて彼の治世は空位期を形成した。

二　自十八世紀末葉至現代

チヤクリー王朝と歷代王　前王朝の一朝臣の子チヤヤ・プイア・チヤクリー(Chakri)王朝第一世となり、後にプラ・プッタ・ヨード・ファー・チュラローク(Phra Buddha Yod Fa Chulalok と呼び、ラーマ一世(Rama I)と稱するに至つた。

チヤクリー王朝系圖―

1782―1809　Phra Buddha Yod Fa Chulalok (Rama I)
1809―1824　Phra Buddha Loes da Nobhalai (Rama II)
1824―1851　Phra Nang Klao (Rama III)
1851―1868　Phra Chom Klao Mala Mongkut (Rama IV)
1868―1910　Phra Chula Chom Klao Chulalongkorn (Rama V)
1910―1925　Phra Mongkut Klao Mala Vajiravudh (Rama VI)
1925―　Phra Taramindra Mala Prajadhipok

近世史摘要　ラーマ三世治下に於て暹羅の藝術はクライマックスに達し次帝モンクット王は、對外關係を確立し、貿易交通を開放し、內治各方面に改善を加へ、富强强兵に力むる所大であつた。次帝チュラローンコーン王は爪哇・印度及歐洲諸國に外遊し、封建制度を漸廢し、奴隸廢止を敢行し(一八八九年)、通信を開發し(一八八五年)、リュアン・プラバン(Luang Prabang)の反亂(一八八六年)、及チーク林地の土民一揆(一九〇二年)を鎭定し、公開賭博場廢止(一九〇五年に開始し、一九一八年三月限り全廢された)に著手したる外、政治・軍事・敎育・財政に大革新を行つた。佛・英は夫々一九〇七年及一九一〇年に治外法權を撤回したが、一八九三年の暹佛事件に因りてメコン河以東の老撾領を失ひたる上、更に治外法權撤廢の代償として英國にケランタン及トレンガヌ二州を、佛國にバッタムバン州を割讓した。同帝崩御と共に、ヴヂラヴヅト王登極(一九一〇年十月二十三日、翌年十二月戴冠式擧行)あり、前帝の施政方針を繼承し、猛虎隊を設置し且 Ramakiripati を現王朝名とし一九一一年、財政研究の爲め三委員會を設置し、國庫貯蓄銀行を

創設、灌漑計畫を續行、姓の創用、曆の改正、國民教育組織の確立を行ひたる外、富籤及公休日に於ける骨牌の自由賭博を禁止（一九一六年）し、強制種痘に關する法律を發布したが、尙衛生に關する進歩も著しきものがあつた。以下年代を逐ふて重要事項を列擧する。

一九一七年―最後の公開賭博場の閉鎖、六月二十二日獨・墺に宣戰を布告し、歐洲戰線に遠征軍を派遣することに決定す。

一九一八年―六月十九日運羅歐洲派遣軍出發、賭博阻止に關する法律の發布、七月一日には彼南迄の直通列車開通す。

一九一九年―歐洲派遣軍の歸國あり、新人頭稅法を發布して官吏の免稅を廢し、食料騰貴の爲め七月無免許の米穀輸出を禁止した（平年の米價は擔當り六―七銖であるが、禁止前は三十五銖に騰貴した）。

一九二〇年―商業促進委員會（Board of Commercial Development）を創設する外航空界の發達顯著なるものがあつた。

一九二一年―九月一日には對米新條約の批准を交換し、次で十月一日初等教育條例を數郡に實施して男女兒童に義務教育を施すことゝした。因に該條例は漸次的に全國に實施されつゝある。

一九二二年―正月彼南行新列車運逓（三十四時間を要す）を、十一月北方線に一週二回の急行列車運逓（盤谷よりチエンマイ間二十六時間を要す）を開始した。又八月初旬盤谷州を內務大臣の管下に移し、十二月には惡習慣の原因たる藥劑取締法の發布を見た。

一九二三年―民商法々典の第一編、醫師法發布。

一九二四年―三月日運條約調印、度量衡法發布、右民・商法々典第一編を改正し（一九二五年發布、一九二六年一月一日より實施し、醫藥としての酒精販賣を阻止する爲めに消費稅法を改正した。

一九二五年―佛國・英國・獨逸・丁抹・葡萄牙・西班牙・和蘭・瑞典諸國と新條約を、又英國と仲裁々判條約を調印し、以て裁判權及關稅の自主權を獲得した。卽位第十五年十一月二十六日ラーマ六世崩御、故王唯一の正弟プラジヤテイポツク陛下王位を繼承し、先づ國政に經驗深き近親の諸殿下を網羅して最高顧問會議（Supreme Council of State）を創設した。

一九二六年―二月二十五日に新帝の戴冠式擧行さる。先づ豫算の均衡を圖取せん事を圖る。而も新課稅に依ることなく只管經費節減を斷行し、新帝自ら多數の皇室費を節減され親しく範を垂れさせられた。一省を廢して二省を合併し、州縣の數を減少した。

一九二七年―二月には英國と新仲裁々判協定を調印し、又三月に入りては伊太利及日耳曼と新條約の批准を交換し次いで舊條約撤廢に因り必要を生じたる新關稅定率が發布され、四月より實施された。七月には移民法及之に關する省令發布され、九月に於ては檳榔院法の實施を見、動亂暴動を取締る爲め立法の形式にて刑法に大改正を加へられ、書籍・新聞及印刷物條例を發布して、之等の印刷・發行及賣買を取締り、多年內國貿易の發展を阻害してゐた內地通過稅を廢した。

氣候

氣候及雨量　一年を乾季、雨季の兩季に分つ。乾季は十一月より初まり翌年四月に終り、東北の季節風乾燥せる空氣を送つて晴天が多い。十二月、一月に至ると氣溫華氏六〇度に低下することがあり、一年の最好季節である。二月末より漸次炎熱を增し、四月に至つて其極度に達する。時に徐々西南季節風に變じ雨を齎す。大抵五月より十月に至る間は日毎に一時乃至三時間の沛然たる驟雨を見る。

季節風　運羅灣の季節風は、一月に入りて風力を低減し東風多く、二月には東南及東北に變じ、稍には靜穩なる日を見るが、三月は概して軟南風となり、四月に至れば時に微風を感ずるに過ぎない。五月中旬に至れば定西南風起り、七、八月に入りて最も風力強く、時に暴風雨となる。九月には西南及び偏北西風に轉じ、更に十月に入りては西及北に變じて風力甚だ減衰し、十月に入りては定北風となり、十一月初旬には東北風起り、十一月、十二月は猛烈なる偏東北風及東風が連續する。

第三表　運羅盤谷月別氣溫・雨量表

盤谷　東經一〇〇度二九分五二秒、北緯一三度四四分二八秒

月別	氣溫（攝氏）平均溫度	平均最高溫度	平均最低溫度	毎月平均極差	絕對最高溫度	絕對最低溫度	雨量 平均雨量（粍）	平均降雨日數
一月	二五・二	二九・九	一九・九	一〇・二	三二・二	五・七	一八・八	一
二月	二七・〇	三一・四	二一・八	九・八	三二・八	六・三	一六・五	三
三月	二九・〇	三二・九	二四・一	八・九	三四・〇	九・九	四八・八	五
四月	二九・八	三三・二	二六・七	六・五	三四・七	一二・二	一四四・七	一三
五月	二九・六	三三・六	二五・一	八・五	三四・六	一一・五	一二〇・五	一五
六月	二八・九	三三・六	二四・八	七・八	三四・六	一〇・五	一六八・一	二〇
七月	二八・三	三三・八	二四・六	七・二	三四・六	一〇・二	一六八・一	二〇
八月	二八・二	三三・六	二四・七	八・八	三四・七	一一・五	一四四・七	一三
九月	二七・七	三三・〇	二四・〇	六・七	三四・〇	八・九	二九九・一	二二
十月	二七・二	三二・四	二三・四	六・八	三三・七	八・四	二五五・二	一八
十一月	二六・八	三二・一	二〇・三	六・八	三二・六	九・四	六四・五	六
十二月	二六・二	三一・五	二〇・三	八・一	三二・六	一一・四	一七・七	三
年平均	二七・七	三二・五	二三・三	八・一	三二・八	一〇・九	一二五・一	一一

出所＝一九二六年度統計年鑑

備考　本表は一九一七―二六年十箇年の平均數字である。

第四表　暹羅ランシット月別氣溫・雨量・濕度表

Fonsit（クルン・テープ州）東經一〇〇度三七分、北緯一三度五八分五〇秒、高度四・〇八米

月別	氣溫（攝氏） 平均溫度	平均最高溫度	平均最低溫度	每月平均極差	絕對最高溫度	絕對最低溫度	雨量 平均降雨量（粍）	平均降雨日數	平均濕度（%）
一月	二五・九	三二・〇	一九・九	一二・一	三五・一	一七・〇	九五・五	一	七五・七
二月	二六・九	三二・八	二一・九	一〇・九	三五・二	一九・八	六五・五	三	八〇・二
三月	二八・〇	三三・九	二三・九	一一・〇	三六・七	二〇・二	九四・五	一	七八・七
四月	二九・七	三四・九	二四・一	一〇・五	四一・四	二一・三	一八・五	一	六五・七
五月	二九・三	三四・〇	二四・六	一二・六	四一・七	二二・一	一八四・四	九	七三・五
六月	二九・四	三四・八	二四・七	一〇・一	三七・四	二二・三	四一・三	一五	七二・五
七月	二八・八	三四・八	二四・三	一〇・五	三六・七	二二・八	四五・六	一〇	七五・三
八月	二八・八	三三・九	二四・四	九・五	三六・七	二三・五	四五・六	一五	八一・五
九月	二八・六	三二・八	二四・五	七・三	三四・二	二三・二	七五・一	一二	八五・四
十月	二八・五	三二・〇	二四・六	六・八	三四・九	二二・一	四四四・二	一六	八四・九
十一月	二八・三	三一・八	二三・五	八・三	三五・一	二一・一	八一・六	三	七八・八
十二月	二六・九	三一・二	二一・九	九・三	三五・二	一九・六	九三・〇	五	七四・七
年平均	二八・五	三二・五	二三・四	一〇・一	三五・二	一七・〇	（計）二九四八・六	一〇〇	七七・四

備考　本表は一九二六年のみの數字である。

雨量　暹羅各州に於ける平均雨量を擧ぐれば次表の通りである。但し本表は一九二二―二六年の平均である。

出所日局前表

第五表　暹羅各州・月別平均雨量表

州名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
Krung Thep	二四・七	一二・三	三七・七	六二・七	一一二・〇	一〇〇・一	一五八・五	一四・八	二一・四	八九・四	二一・四	八・四	五六一・四
Ayudhya	一五・八	一六・二	三七・七	六二・〇	一一二・四	一四九・九	一七〇・九	二六・五	二八・三	一五五・〇	二六・〇	一〇・四	六五七・九
Chandhaburi	四〇・六	四二・三	一一〇・五	九八・四	二一五・〇	三八一・四	四八九・二	一四・八	二一・四	一四〇・五	三一・七	一〇・四	九四四・二
Surashtra(a)	七五・六	三一・七	九四・二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五四・九
Nakon Chairi	一〇・一	一五・〇	三三・五	七八・三	一〇七・二	一一二・三	一五八・五	二一・八	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	六四七・一
Nakon Rajasima	二一・八	二六・〇	四七・六	七九・八	一四一・三	一二四・〇	一七〇・九	二四・五	二四・五	一五〇・〇	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Nakon Sawan	一一・四	一五・〇	三八・五	五九・六	八九・一	一三六・〇	一五八・五	二一・八	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	六四七・一
Nakon Sritamarat	一四八・一	四八・九	一〇六・〇	一三四・八	一三五・三	九七・四	一四一・八	二四・五	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Pattani	一七四・九	九八・五	一二五・〇	一四九・四	一三五・三	八七・七	一四一・八	二四・五	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Prachinburi	一八・八	一六・八	五七・七	八七・一	一三五・四	一八七・七	二四〇・九	二四・五	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Pitsanulok	一七・五	一〇・四	三三・二	五九・四	一一一・四	一三一・三	一七〇・九	二四・五	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Bayap	一二・七	三・五	二九・六	六五・〇	一〇〇・二	一四八・九	一五八・五	二一・八	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Maharashtra(b)	七・四	六・九	四三・八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五四・九
Bhuket	四九・二	三四・四	一一五・九	一四五・〇	三一・九	四三・五	二七三・〇	一一・五	一四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Rajburi	一六・五	一二・二	二八・三	五九・四	八三・八	九九・八	一四八・九	二四・五	二四・五	一四〇・五	二六・〇	一〇・一	七一四・八
Ubon(c)	一一・三	一一・三	四七・一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五四・九
Roi Et(d)	一五・二	一五・八	四一・七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五四・九
Udorn	一二・六	八・四	四一・九	八七・三	一八六・一	二五〇・八	二八六・二	一九三・三	六三・〇	一三・四	一九・〇	一〇・九	一一五九・七・八

註　一九二六年四月　(a)はナコン・スリタマラート州に　(b)はバヤープ州に　(c)(d)はナコン・ラージャシマー州に各合併

出所日局前表

第六表　暹羅盤谷月別平均氣壓運年比較表　單位＝標準バロメーター　一粍＝一粍

出所＝國勢表

月別＼年次	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年
一月	七五九・九八	七五九・一五	七六〇・二三	
二月	七五九・二〇	七五七・六四	七六〇・一六	
三月	七五九・二三	七五八・〇九	七五七・七七	
四月	七五八・二四	七五六・五九	七五七・九八	
五月	七五五・四六	七五五・四八	七五五・二三	
六月	七五四・一六	七五四・七四	七五四・四五	
七月	七五五・〇一	七五四・四九	七五五・八三	
八月	七五五・一八	七五四・三四	七五四・九二	
九月	七五六・〇六	七五五・二五	七五五・四八	
十月	七五八・〇六	七五七・七三	七五六・五二	
十一月	七五八・三九	七五九・一〇	七五八・七三	
十二月	七五九・六三	七六〇・一〇	七五九・一四	
年平均	七五七・二	七五七・五四	七五七・五二	七五七・〇九

人口

概說　暹羅に於て始めて全國に亙る國勢調査が行はれたのは一九〇九年度で、一九一〇年度にその數字の修正を爲し、別に一九一〇―一一年度二箇年間の出生・死亡數を基本として、千人に付十一人といふ自然增加率を算出した。爾後一九一八年度迄は、一九一一年度の人口數を基準として、右增加率に依り推定加算し來つたものであるが、一九一九年度の暹羅人口總數は一九二〇年度の數字に據つてゐる。

年度	人口總數	年度	人口總數
一九一一年	八、二六六、〇〇〇	一九二三年	九、八一八、〇〇〇
一九一九年	九、二〇五、〇〇〇	一九二四年	九、七四四、〇〇〇
一九二一年	九、三〇八、〇〇〇	一九二五年	九、八三二、〇〇〇
一九二二年	九、四一〇、〇〇〇	一九二六年	九、九三九、〇〇〇

第七表　暹羅人口總數連年比較表　出所＝一九二六年度統計年鑑

參照〻九二〇七、〇〇〇人といふ右增加率に依らない全然新しい數字が發表せられた。當局に於ては本數字が比較的正確なものとされてゐる樣である。以後今日迄年々大藏省統計年鑑には新數字が出てゐるが、その依つて來る基準に就ては何物をも見出し得ない。玆には唯同書所揭の數字を其儘揭げるこゝとする。尙一九二八年度には再び國勢調査が行はれた筈であるから、その內容に接すればよりよく正確な新數字が得られる譯だが、未だそれを入手してゐないのが殘念である。

備考　暹羅の年號は釋迦入滅の翌年を紀元元年と定めた佛曆に依るもので、一九二八年は暹曆二四七一年に相當する。而して暹曆の一年は毎年四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終るを以て、暹曆二四七一年は西曆一九二八年四月より一九二九年三月末日迄をいふ。併しこの暹曆で表しては、讀者がその年次を想像するに煩雜の嫌ひがあるから、本編にては特に年度なる辭句を附して之に代ふることゝした。例之暹曆二四七一年を西曆に直せば、一九二八―二九年の兩年に掛る譯であるが、それを一九二八年度なる呼稱で代表せしめたのである。以下總て本編に於ける暹曆年號は此呼稱を用ひてゐるから、豫め讀者の諒解を得て置きたい。尙本呼稱に由る年度を暹曆に直すのには、本數字に五四三を加ふれば得られる。

次の第八・九表は右一九一九年度の數字に據つたが、ルソン・テープ州のみは一九二〇年度の數字に據つてゐる。

第八表　暹羅各州體性別人口・密度及增減表　出所＝國勢表

州名	總人口	男	女	男千人に對する女子數	密度 方粁當	密度 方里當	前年度に對する增減 數	前年度に對する增減 %
Krun Thep	六六六、七九	三四二、五一七	三二四、二七二	八三九	二一八	三三六		
Ayudhya	七〇五、一四五	三五一、三四九	三五三、七九六	一、〇〇六	四六	一七	一七、八四四	(+) 二五・七
Prachinburi	四〇八、三三	二〇四、四〇四	二〇四、九二九	一、〇〇二	一七	二七	四、八四二	(+) 一二・一
Nakon Chaisri	三五七、四三三	一七〇、三九九	一八七、〇三四	九九八	一七	二七	一三、二〇	(+) 三八・五
Bajburi	四七、一四三	二三、四八一	二三、六六二	一、〇〇一	四四	六七	一三、二〇	(+) 三八・五
Nakon Sawan	三六五、七〇五	一八三、九〇九	一八一、七九六	九八九	一三	二三	九、三三五	(+) 二・五
Pitsanulok	三九、六五四〇	一九八、六〇一	一九八、九三九	一、〇〇七	八	一一	一三、二一〇	(+) 三・五
Bayap	一、三四一、九三六	六七〇、二一〇	六七一、七二六	一、〇〇二	一四	三六	七、三五八	(+) 一・八九
Udorn	八二六、九八八	四〇七、八四九	四一九、一三九	一、〇一八	一二	三一	八五二、八	(+) 一・〇四
Nakon Rajasima	二二六、一二九	一〇九、〇七九	一一七、〇五〇	一、〇七四	九三	二四	一三、二八九	(+) 〇・五九
Chainathaburi	一五〇、三九七	七三、八四五	七六、五五二	一、〇四〇	三	七	一〇二一	(+) 〇・八六
Nakon Sritamarat	七一、一三七	三五、六四八	三五、四八九	一、〇一四	一七	四四	八六二	(+) 〇・九
Blukot	二四二、四八三	一一六、七三三	一二五、七五〇	一、〇七九	一三	三四	二、四四七	(+) 〇・〇一
Pattani	二九九、八八八	一四九、五一八	一五〇、三七〇	一、〇〇七	一九	四九	二、九八三	(+) 〇・九八
合計	九、二〇七、三五五	四、五九九、八六二	四、六〇七、六九三	一、〇〇二	一八	四七		

右表に據れば女子の數は男子より八、〇三一人を超過し、ナコン・ラージャシマー及ウドーン兩州は殊に著しいが、之は右兩州がラオ出稼人足の本場たるに歸因してゐる。其反對の現象を示せる諸州は多く地方出稼人、又は支那移民の集合に因る。下表の如き多數の支那移民を有しつゝ、尙右の如き女子數の超過せることは、東洋諸國にては頗る珍奇な現象で、蓋し過去に於ける不斷の戰役又は一夫多妻の弊風が之に原因して大に力あるものと思はれる。

人口密度　密度は甚だ稀薄である。一部の山岳河沼を控除すれば、悉く肥沃なる原野であるから、全國を隈なく開發するには、尙數百萬を收容する

可能性がある。日本の方粁當りの人口密度約一二四人弱（大正十四年國勢調査による）に比すれば格段の相違がある。

人口增加率　一九一八年度クルン・テープ州の人口數は確實なるものを得ないが、其他の諸州より推察する時、人口增加率は上記千人に付十一人より增大せるもの丶樣である。尙衞生局報告に據れば、最近は千人當り十三人と記逃せられてゐる。

尙ほ出生・死亡人口統計に就ては衞生の部、宗教別人口に就ては宗教の部、教育別人口に就ては教育の部參照ありたし。

第九表　暹羅各州人種別人口表

出所II同前表

州名	暹羅人	支那人	印度人及馬來人	緬甸人	柬埔寨人	日本人	歐米人	計	合計
Krung Thep	五八、一二三	一二九、〇九	二六、一七一	五〇八	四〇九	二一〇	一四五八	六八、六七、一九	八、三九七、八八九
Ayudiya	六七九、六四九	一三、三一一	一、八六三	九	五	一	一九	七〇五、一四五	二一、三四一
Prachinburi	三七三、一八七	一八、六三三	九、九二一	二九	五〇四	二	一〇	四〇、八三三	一、九九二
Nakon Chaisri	三三三、三七五	一〇、三五一	一七三	一	三三二	一	一一	三五七、一三三	一七、三四一
Rajburi	四三三、八四三	三〇、一一〇	九九三	一五	六一五	一	三〇	一、三七、八五	一九、九五三
Nakon Sawan	三五、八四七三	五、一四四	一九五	一二四	四一	二	四	一、三七、八五	一九、九五三
Pitsanulok	三九三、一三	三〇一三	五三	五	五	一	一二	四三、七〇五	二、一九八
Bayap	一、三〇八、五九八	三、六一六	九〇三	二八、八九八	二	三	七〇一	二、八六、〇四	一三、三四一
Udorn	八二、八〇八三	六五四	一〇	一二	八	一	一五	九二、八九八	四、三四一
Nakon Rajsima	二、一八、八四一一	五五、八七	九九	七二、七三三	二	一	一九	五九、一〇八四	二、八四一
Chandhaburi	一四二、三三六	二、八二八	四三一	二、八六	四八四〇	一	五	一五〇、三九七	七、四四一
Nakon Srithamarat	六四九、五三八	九、七七一	五一、八六七	九	七三	一五	五四	五二、七三三	二、四四一
Bluket	一四八、四八四	二四、五九七	六八、八九八	一四	三三	二	五九	二四、八三三	一、二四一
Pattani	四八、五七五	三、七三五	二四九、五八三	四三二	一	六	九	二九、八八八	一、四四一
合計	八、三九七、八八九	二八〇、一四四	四二、四一九	三一、九五七	九三〇、三九〇	二八五	一、八二二	九、〇〇、三五五	

註　本表示外の外人七一九人を含む

支那人數は右表より遙かに多きは疑ひの餘地がない。彼等の多くは數代以前に來暹雜婚して全然暹羅化し、且暹羅人として登錄して居り、因に暹羅人の四、五割は支那人の血を混有するものと云はれてゐる程である。

入・出國者　東部及北部國境出入者の數字を得ざる爲め、次揭諸表は盤谷港及南方國境 Padang Besar, Singgei Golok よりの入・出國者數を表したものである。但し左の諸表には船員數を含んでゐない。

第一〇表　暹羅出入國者連年比較表

出所II同前表

年度	入國者 パダン・ブサルより	スンゲイ・ゴロクより	計	出國者 パダン・ブサルより	スンゲイ・ゴロクより	計	入國者超過數
一九二二年	二三、九六〇	一六、二二九	四〇、一八九	二九、四四七	一八、八四〇	四八、三一七	一六、八七二
一九二三年	二九、四四七	一八、八四〇	四八、三一七	三九、二二七	二三、九二一	六三、一四八	一三、五九五
一九二四年	三九、二二七	二三、九二一	六三、一四八	四九、九四五	三一、四五〇	八一、三九五	一七、二二七
一九二五年	四九、九四五	三一、四五〇	八一、三九五	四三、〇八五	二六、〇〇三	六九、〇八八	一二、〇九九
一九二六年	四三、〇八五	二六、〇〇三	六九、〇八八	(一)	四〇、九九九	四〇、九九九	四〇、九九九

第一一表　暹羅陸路出入國者數連年比較表

出所II同前表

年度	入國者	出國者	入國者超過數
一九二二年	二六、五五七	九九、八七六	二六、八二
一九二三年	一五、八八三	一〇三、六〇三	五五、二五八
一九二四年	一五、〇一一	一〇九、〇三九	四一、一七
一九二五年	一〇、三五	一〇一、一三三	四八、二三三
一九二六年	一八、二五八	一四一、七二三	二五、八五五

第一二表　暹羅體性別海路（盤谷港經由）出入國者數連年比較表

出所II同前表

年度	入國者 男	入國者 女	入國者 計	出國者 男	出國者 女	出國者 計	入國者超過數
一九二二年	七七、五二九	一四、一三〇	九六、四一九	四七、九四三	一六、八八九	六三、八三二	二八、四七三
一九二三年	五四、〇四三	一四、一三〇	六八、八九九	六三、七〇一	一九、一三〇	八二、八三一	一四、九三八
一九二四年	五三、四八六	一四、一三〇	六七、六一六	五三、四八六	一四、一三〇	六七、六一六	一〇、五四六
一九二五年	八九、一〇〇	二一、四四六	一一〇、五四六	九八、五八八	二一、四四六	一二〇、〇三四	九、四八八

註 (a)中の九七%は支那人デッキ・パセンヂャーである。

第三表　運羅國籍別海路(釜谷港經由)出入國者數進年比較表

出所＝同前表

國籍名		入國者數						出國者數					
		二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二		二一年九度二	三一年九度三	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二	
日本人	來	四〇六	五〇一	五三三	四七五	四五一		五三五	六九〇	五三三	四七五	四五一	
	渡	四〇六	五〇一	五三三	四七五	四五一		五三五	六九〇	五三三	四七五	四五一	
	歸												
印度人		四七八	五八五	四七七	四三四	四〇〇		五〇八	五八六	四七七	四三四	四〇〇	
米國人		二三六	二三六	二一四	二〇五	一七〇		二一四	二一四	二一四	二〇五	一七〇	
英國人		四〇六	四〇一	三六六	三三四	二八六		四〇七	四〇一	三六六	三三四	二八六	
佛國人		一〇	一〇	九	一一	一二		一〇	一〇	九	一一	一二	
支那人	計	八四一	八七九	七四九	六九四	五九三		八五八	八七九	七四九	六九四	五九三	
	男	七三五	七六四	六四四	六〇一	五一三		七四五	七六四	六四四	六〇一	五一三	
	女	一〇六	一一五	一〇五	九三	八〇		一一三	一一五	一〇五	九三	八〇	
暹羅人		一〇四	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇		一〇四	一〇一	一〇〇	一〇一	一〇〇	
其他		三四六	三四一	三一四	二九二	二七四		三四六	三四一	三一四	二九二	二七四	
計		一七二六	一七三九	一五二九	一四二五	一二七四		一七四八	一七三九	一五二九	一四二五	一二七四	

註 一一は世界觀光圖を含んでゐる。
二の中二二人は和蘭人、二〇人は諸威人及瑞典人、一一人は瑞西人、二六人は露西亞人、三一人は伊太利人、五七人は丁抹人

第四表　運羅在住邦人地方別及職業別人口表

一九二七年(昭和二年)日本外務省調査に據れば、在住邦人總數三〇八人にて、之を前述の如くやゝ少きも、一日現在である。但し本表は昭和二年十月一日現在である。

職業別＼地方別	盤谷		其他		計	
	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族
大工、左官、石工、ペンキ職	一二	一四九			一二	一四九
染色、洗濯業	一	一			一	一
器具製造業						
冶金業						
製鹽業						
園藝業						
畜產業						
採鑛業						
機械製造業						
洗濯業						
農耕、牧畜業	一				一	
漁業						
戶總數	三三	一四九			三三	一四九
僧侶	三一	一五五			三一	一五五
朝鮮人						
本邦人						
內地人	二	二五			二	二五
合計	三三	一七四			三三	一七四
客本業者	二三				二三	
家族		一七六				一七六
計	二三	一七六			二三	一七六

第五表　運羅在住邦人職業別表

職業別	本邦內地人	朝鮮人	本邦合計人	支那人	其他	計
醫務	一八		一八	二七	一	四六
教育	二		二	五		七
宗教	四		四	一		五
官公吏	二		二	一		三
道路、橋梁、港灣、鐵道、水道、電氣、瓦斯等ニ關スル事業	四		四	一		五
其他ノ交通業	二		二	一		三
理髮業	二		二	五	七	一四
藝妓、娼妓、酌婦、女給、其他ノ風俗營業				二		二
旅宿、料理、貸席、遊戲場業	二		二	一		三
會社員、銀行員、商店事務員	一三		一三	四		一七
周旋人、仲買人、問屋、商店員、使用人(官廳ノ雇員ヲ除ク)ノ業	二三		二三	一四	一	三八
貿易品販賣業	一四		一四	一		一五
印刷、製本業	一		一			一
其他ノ製造業	一一		一一	一		一二
畫家、彫刻家、音樂家、寫眞師業	一		一			一
其他ノ有業者	一一		一一	一		一二
無業者	一一		一一	一		一二
計	一一四		一一四	一一四	一四	二四二
家族	一四二		一四二	一三五	一	二七八
計	二五六		二五六	二四九	一五	五二〇

其他の有業者	家事被傭人	學生、練習生	無職者
二一	一一	一	二
一	一	一	一
三	二	一	一
一	一	三	四
一	一	一	一

外人の數及勢力　在住外人中最も優勢なるは英國人にて、領事館に對する在留民の届出を任意としてゐる爲め、正確なる數を得ないが、同國籍民總數約七、八萬、その中、純粹の英國人は約一千に上るものゝ如く、且地理的關係竝に其國民性に依り、夙に經濟的勢力を扶植し、銀行業・森林業・鑛山業及大商店の大部分を經營してゐるのみか、當國政府の外人傭聘者約一七〇名中英人は顧問以下約一〇〇名を占めてゐる。尙當國皇族貴族等英國にて教育を受けたるもの多きことも相俟つて英人の今日に與る所大なるものと思はれる。佛蘭西人は、佛本國人二二八、同保護國民二三、〇〇〇にて、在留民多きと地理的關係と司法・教育方面に顧問以下數十名の傭聘者を有することに依り、英人に亞ぐ勢力を占めてゐる。亞米利加人は同國總領事館に登錄せられたるもの一八三人（在住米人全部を含まず）にて、近來主として通商方面に活躍し、政府傭聘者約一〇名に上る。伊太利人は美術工藝方面に勢力を有し、政府傭聘者一五名、在住民九五人、丁抹人は當國に於ける歐州貿易の先驅者にて、林業海運等に財政的大勢力を有し、海軍其他に於ける政府傭聘者五、六名、在住者一九五名である。獨逸人は近年貿易方面に相當の成績を擧げ、在住者一九二七年十一月現在七一名、支那人は當國商業上の實權を握り且精米所の大多數を占めてゐる。其他暹羅在住外人には、葡萄牙人五〇、同保護國民八〇〇以上（一九二三年）、和蘭籍民は和蘭市民五二、支那人一二五及爪哇人竝に馬來人四、四〇〇があり、其他は各一〇名以下に過ぎぬ。

住民

暹羅國民は多數の種族よりなり、タイ族（Thai 所謂暹羅人）其中樞をなしてゐるが、之を種族別に略記すれば次の如くである。

人種別	種族別推定人口	占居地	備考
一、ネグリトー或はスマン族（Negrito—Semang）	六、〇〇〇	チヤイヤー（Chaiya）、ソンクラー（Patani）背後の山中	未開にして當に諸所を轉住する
二、モン・アナム族（Mon Annam）			
チヤオ・ナム族又はオラン・ラウト（Chao Nam—Orang Laut）	極少數	プーケツト附近の海岸	小帆船を住居とし、天候季節に從ひ漂浪する、未開族にて、漢たる精靈崇拜をなし、馬來・ジヤクン及暹羅語の混合語を話す
馬來族	四〇、〇〇〇	殆んど南部暹羅少數アユテイア以南に散居	五百年前移住したるもので、暹羅人に類似し、同々教を奉じ、農業及漁業に從事する

クメール族（Khmer）	四五〇、〇〇〇	ナコン・ラージヤシマー州、プラチンブリー州	東暹羅より捕虜として入來したもので、服裝、習慣、宗教は暹羅人と同樣。暹羅語を話し得る
モン族或はタライン族（Mon—Talaing）	二〇、〇〇〇	盤谷附近の海岸、ラージブリー、ナコン・チヤイスリー州にも散居	半島緬甸より捕虜となり、又は亡命して遁來したもの〻子孫にて、暹羅語を話し、佛教を奉ずる、當稍なる種族にて、體軀長大なる外暹暹人に異らない
ユアン族（Yuang—安南人）	六、〇〇〇	主としてチヤンタブリー少數は盤谷附近	チヤンタブリーの該族は安南より遁來せし羅馬加特力教徒の子孫、盤谷附近のものは捕虜として入來したもの末裔で、大部分は加特力教徒である。容貌は暹羅人に似てゐるが、宗教上より同化したもの〻如くである
ラワー族（Lawa）	不明	西及西南の國境山地	暹羅人より體軀の劣少黑色にて、精靈崇拜、巫法及佛教を混信し、陸稻を作り金物小道具を製作する。貧困にて臆病なる人種
カチエー族（Kaoïe）（カムク、カメト、ラメト、カビツト、カホク、バイの諸種族）	同	北部暹羅の東部ムアン・ナーン（Muang Nan）山中	
チヨン族（Chong）	同	主としてチヤンタブリー北方山地	樹脂、木油、籐の如き林產物を集めて物々交換をなし、原始生活をなす。信仰、習俗、言語共に右族に共通
三、西藏—緬甸族			
メアオ族又はメヨオ族（Meo）		北部暹羅山地	森林を伐採して農作し、精靈を崇拜し、支那曆及支那文字使用
ムーソー族（Muli-So）カウキ族（Kawi 又はタウキ・ラフーシ族）		主としてパーヤップ州の北部ムアン・ファン（Muang Fang）	雲南より流下居住したもので、山地農作に從事し、活物崇拜をなし、幾分佛教を混入し、文字を有しない
カウ族（Kaw—アカ族）		北部國境のムアン・ファン、チエンセン、チエン・カウン（Chieng Kaw-ng）の諸郡	右族と密接なる種族的關係がある
リシヨウ族（Lishaw）	二—三〇〇		ムーソー及カチエー族に酷似し、精靈特に祖先の靈を崇拜する
ヤオ或はヤオ・イン族（Yao, Yao-Yin）		北境山地	風俗習慣は雲南下層民に、言語はムーソー族に酷似し、支那語をも話し、農業、鍛冶、銀細工に長じてゐる
ラオ・タイ族（Lao-Thai）		後記	メコン河東方より移住せしもので、ジヤングルを開きて農作し、精靈を崇拜する
タイ族卽ち暹羅人（Thai）			

ラ　オ　族（Lao）		
(a)ラオ・プン・ダム族（Lao, Pung Dam）	三六五、〇〇〇	北部運羅全地、ナコン・サワン、アユテイア、ナコン・チヤイスリー
(b)ラオ・プン・カオ族（Lao, Pung Klao）		東部運羅、ピツトサヌローク、ナコン・サワン、ラージブリー
シヤン族（Shan―シギヨウ・タイ・ヤイ族）	二五〇、〇〇〇	北部運羅
リ　ユ　ー　族（Lü）		北部運羅（ナーン縣）
サム・サム族		南部運羅西海岸
所屬不明の族		
カリエン族（Karien―アレン族）	二〇、〇〇〇	四及び西南山脈中

備考　人口は一九二〇年度の調査に依る概數。右の中ラワー、カチエー、リユヲ等の山地蠻民を併せて六〇〇、〇〇〇人。支那人外人等は人口の部參照

タイ族（運羅人）

起源―歷史の部參照

容貌―甚だ蒙古人的特色を有し、頭は幅廣く後頭部平たく、顎出張り、鼻は鼻孔部廣大にて、眼長斜、頬骨秀で、皮膚は概して黑色である。體格は概ね發育佳良であるが、下肢の發達上體に伴はず、平均身長は男五呎一吋、女四呎十一吋である。

衣服―腰より膝の直下迄を、七呎×二・五呎の長布にて捲き、兩端を燃つて股間を通じ後方に摸じ込む。之をパヌン（Panung）と言ひ、著物の主要部であつて、多くは綿布を用ひ、習慣上毎日使用する色合を決定してゐる。其他短きジヤケツトを着用するものもあるが、多くは上體は裸出してゐる。男女共一般に頭髪を一・五―二吋に剪り、男兒は外國製の帽子を頂く。但し都會の上流男女は次第に歐風に染むの傾向がある。

誕生より青春期迄―冤除けを行ひたる產室にて分娩すれば、嬰兒（テンDek）に產湯を施して放任し、產婦は幅廣き板に俯臥せしめて炎火の熱で暖める。產兒は一箇月にして剃髪の儀を行ひて披露し、歩行するに至れば易者を招きて命名式を擧げ、二歲前後にて離乳する。四、五歲にて頭頂に毛を伸し、七、八歲にして小學校に入學する。十歲乃至十三歲の頃、佛教・婆羅門教混合の儀式を以て結髪を切りて靑春期に入り、二十歲前後にて僧門を叩きて一時出家する（宗教の部參照）此間女子の多くは家事手傳をする。

結婚―男女は普通二十一、二歲、女子は十五、六歲にて結婚し、戀愛事件を見ることは尠い。兩親に於て息子の欲する女が社會的に釣合ふものと見れば一老婦を賴みて、先方兩親の意志を確かめ、運勢を占ひて婚約を定める。結婚式及披露の賀宴は花嫁の家にて行ひ、花聟は先方の父へ贈物をなして、特設された別屋に入り、爾後兩人當分の生活費たる持參金贈呈式を執行する。

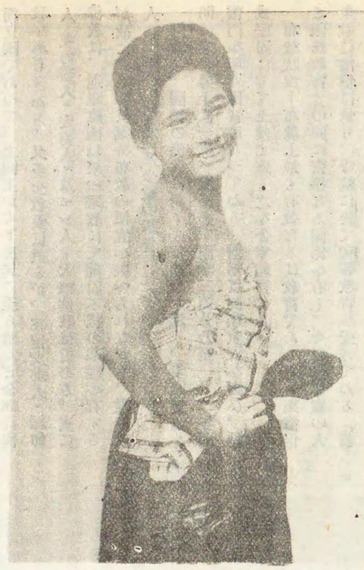

運羅の婦人

賓客は主屋に於て盛宴を張り、僧侶は經典を讀誦する。暫時の後新郎新婦は宴席に現れて膝下すると、賓客は米と水とを兩者に灑布する。翌日は僧侶を饗應し夕刻初めて前記特別室にて夫婦共同の生活に入り、蜜月を送る。又時に斯かる儀禮を省略する場合もある。一般に經濟の許す範圍にて多妻をなし、時に妻妾同棲するが、正妻は之等の統制權を有し、其子供は遺產分配上庶子よりも恩典がある。離婚に就ては、正妻の場合は其同意を得て財產の分與を要し、第二夫人以下は夫の意志一つで自由に離婚し得る。

死亡―死者は水にて洗ひて白布に包み、淨土の通門料と共に入棺する。此間僧侶は讀經及說教をなし、樂隊は惡靈を驅逐する。時に泣手を屋ふことがある。次に棺に乘せて安置し、近親者は一晝夜乃至二晝夜之を見守り、爾後寺院に運んで火葬に附するか、又は火葬費の集るまで此處に預け置く。盤谷にては四五月が火葬期にて、此際前一年に死亡した者の葬儀を一時に行ふ。死者の近親者は數多の知人を案內し、死體を取出して棺屋に安置し、特設した假小屋にて宴會、音樂、芝居等を行ひたる後（二日目）棺屋に點火する。其際景品付の抽籤を行ひ、夜間は煙火を揚げ、一隊の僧侶は經文聖歌を讀誦し、名家にては出來る丈多くの僧侶を饗應する。死者は出來る丈盛大な火葬を望み、遺族も亦之を望むが故に斯かる儀禮の爲め全財產を蕩盡するものさへあると云ふ。皇族の火葬は二、三年毎に一回行はれ、一種の社會的祭禮をなし、時に一箇月に亘ることがある。

宗教―宗教の部參照

食物―米、魚を主食し宗教上より獸肉を用ふることは稀である。勿論野菜類熱帶果物等をも使用する。食物は凡て小皿に盛り盆上に竝べて指にて食し、食後に水を飲用する。度數は朝夕二回にて、都會では中食を攝るものもある。

住居―河又は運河の畔を選び、五、六呎の抗上に、正方形の三方に三つの長方形の家屋を繋き合せて作り。殘りの一方にはプラットフォームを作り、地上に梯子を架けたるものが、運羅特有なる家屋である。屋下には雞々家畜を飼養する。材料は竹藩又はチーク材で、屋根は草葺（ニツパ椰子）或は瓦葺である。河又は運河上にある都會地の浮家は、普通チーク材を以て作り、ニツパ椰子を葺きたる二箇の長方形の屋根の後方に更に一つの小屋根を添付し、

西部支那のラオ・タイ種族より分出したもので、昔時は小藩に分れ、交互に隷壓、緬甸或は運羅の政令下に藩主之支配してゐたが、彼等は現今名目上の權力を有するに過ぎぬ。タイ族より白色にて言語に小異を認むる外タイ族に酷似之と同一視される場合が多い。活物崇拜の色彩を帶びた佛教を信じ、銀細工、彫刻、刺繍、繪畫等には運羅人に讓らない

緬甸のシヤン・ステートより北部に移住したものである

骨格稍大なる外、ラオ族に似、佛教と共に精靈及鬼神を信ずる

上記地方に住する混血運羅人にて、馬來人と選ぶ所がない（但し同々教を信じない）

緬甸より流入した種族にて、運羅に居住するものはプウオー・ブウエーである。山地農作をなして衣食を自給し、他は少量の錫、鹿角等と物々交換をなして充足する。佛教信者は少數にて、他は單純なる精靈崇拜者である。

二乃至三艘の平底船上に建築してある。通常河方に向けて繋留され、この方面より出入する。

宗教

概說　暹羅は事實に於て佛教を國教とする世界唯一の獨立國であつて、上國王から下庶民に至る殆んど全部は佛教を奉じてゐる。又多少教義は異るが、在留支那人・緬甸人・柬埔寨人・安南人・及モン人も大概佛教徒である。實に佛教は、暹羅建國以來の宗教にて確固不拔の基礎を有するが故に、他宗は案外布教の便宜を與へられながら、唯印度人・馬來人の回教徒及少數の基督教徒を見るのみである。

佛教　國民の佛教に對する信仰頗る篤く、貴賤貧富を問はず、男子は一生一度は必ず雨季三箇月乃至一、二年間僧門を叩く風習になつてゐる。僧侶は圓頂黃衣を纏ひ、持戒堅固にして王侯と雖も之を合掌禮拜する。

布教狀況―布教上最も有效なるは教育である。古來僧侶と國民教育との間に密接なる關係を有し、今日尙學童の大多數は僧侶に依り、寺院に於て初等教育を受けてゐる。（教育の部參照）。之等學童は讀佛歌及讀經の一通りを授教されるのみならず、基督教私立學校以外の官立竝に私立學校は、佛教の教理を簡述した修身教科書を使用してゐる。尙前述の如く男子一生一度は必ず僧門に入る習慣があり、壯齡（二十歲）にして佛門を潛らざれば、社會的信用なきのみならず一門の恥辱とする。出家には幼年にして、沙彌僧（Samanera, 二十歲未滿の僧侶を云ふ）となり、兵役を了へて再び出家するものと、滿二十歲にして初めて出家するもの（比丘 Bhikkhu, 二十歲以上の出家を云ふ）とあり。年限は雨季とも三箇月乃至一、二年で、此間普通の佛教々理を聽見する。

尙月四回は各寺院にて佛教講演を行ふ外、說教或は印刷物配布に依りて極力布教に力めてゐる。

佛教祭日―幾の部休祭日の項參照

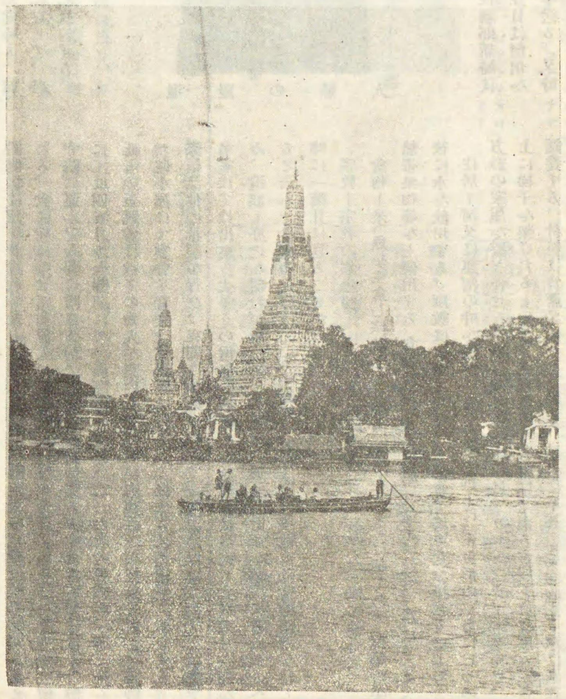

ワツト・チヤン寺院（盤谷）

第一五表　暹羅各州別寺院及僧侶數連年比較表

州名	一九二三年度 寺院數	一九二三年度 僧侶數	一九二四年度 寺院數	一九二四年度 僧侶數	一九二五年度 寺院數	一九二五年度 僧侶數	一九二六年度 寺院數	一九二六年度 僧侶數
Krung Thep	六二一	一二、六六九	六二一	一二、六六〇	六二一	一二、五五九	六三二	一二、七九〇
Ayudhya	一、三四九	一五、八三四	一、三七九	一五、七三一	一、三八八	一五、八三九	一、三九二	一六、〇四七
Prachinburi	六七五	七、三三一	六八八	七、五一〇	六九九	七、六六九	七〇一	七、七一六
Nakon Chaisri	四一四	六、三九三	四一〇	六、三六五	四一三	六、三六五	四一三	六、七八〇
Rajburi	五四八	九、五五七	五五四	九、五八〇	五五四	九、五八〇	五五四	九、五九七
Nakon Sawan	五六二	六、二七七	五六一	六、二八二	五六一	六、二八二	五六一	六、八六七
Pitsanulok	六九三	五、九四八	七〇九	五、九四八	七〇九	五、九四八	七〇九	六、三二四
Bayap	一、八四	八、〇六四	一、八四	八、〇六四	一、八四	八、〇六四	一、八四	八、〇六四
Udorn	一、九三八	八、三五八	一、九三八	八、三五八	一、九三八	八、三五八	一、九三八	九、一七九
Nakon Rajasima	四、〇三九	一七、二一六	四、〇三九	一七、二一六	四、〇三九	一七、二一六	四、〇三九	一七、二一六
Chandheburi	二六〇	二、七一四	二六〇	二、七一四	二六〇	二、七一四	二六〇	二、九一五
Nakon Srisamarat	八八五	八、一〇八	八八五	八、一〇八	八八五	八、一〇八	八八五	八、二二九
Bhuket	二四	一、〇七三	二四	一、〇七三	二四	一、〇七三	二四	一、〇七三
Pattani	九四	一、〇九五	九四	一、〇九五	九四	一、〇九五	九四	一、〇九五
合計	一五、〇六〇	一一九、九七	一五、〇六〇	一一九、九七	一五、〇六〇	一一九、九七	一五、〇六〇	一二〇、一四七

出所＝一九二六年度統計年鑑

管理—現今文部省内に宗務局(僧侶、巴梨語教典の二課がある)があつて、宗教に關する庶務を司り、州總督及縣知事も亦之を分掌する。寺院の管理は、佛教入來當初より劃然と確定されてゐる。國王は三寶の護持者を以て自ら任じ、管督の實務に當れる最高僧に管長(Sangkharaja)なるものを置き、四名の管事(Samdet Phra Chao Raekkana or Chao Kana Yai)中より國王之を選任する。管事は無數の官寺の院主中より選擧する者にて、全國を四大教團に區劃し、一人は暹羅北半の、一人は同南半の宗教事務を擔任し、一人は信仰の純化及戒律の單一化に獻身せる Kana Chammayutika を、今一人は山僧(修徳の爲め僻地に隱遁せる僧にて、以前は甚だ多數に上つたが、現今は減少した)を管督してゐる。又管事は各副管事を有し、一九〇三年の宗教法の規定の下に、之等八高僧を以て會議を組織し、宗教に關する一切の問題を解決し、宗教事件の最高の控訴院をなしてゐる。又管事の監督下にありて Chao Kana Monthon は各州内の Chao Kana Changwat は州内各縣の Chao Kana Kweng は縣内各部の僧徒及寺院を管督する。各寺院には僧・見習僧(Nanè)及雜僧(Sishajo)ありて住持之を監督する。

僧侶の教育—僧侶の教育は巴梨語教典の事講で、初級(Nak Damma 一、二年生)、三級(Barien Tri 三、四、五年生)、二級(Barien Tò 七、八年生)一級(Barien Ek 九年生)の四階級に分れ、大教長自ら委員長となつて年一回皇帝臨御の席に於て擧行する。初級を通過し三級三年に編入されたるものはマハー(Maha)の稱號を受ける。

其他の宗教　半島竝に盤谷、アユテイアに在住する馬來人及印度人は、同々教徒であり、又支那移民には祖先崇拜又儒教を奉じ(暹羅混血兒は多く母方の宗教を奉ずる)てゐる者がある。基督教は夙に十六世紀より布教され、羅馬加特力教徒は盤谷、下暹羅及東部に約四萬あり、前世紀初葉に輸入されたる亞米利加長老派の信徒に、北部(主としてチエンマイ及ラムパーン—Lampang)に約二萬を有する。

政治

略史　暹羅王國は往時約六〇のムアン(Muang とは縣の謂で、現今はチヤンワツト—Changwat—と改稱してゐる)に分劃され、領主を派遣して兵權をも司らしめ、各縣は盤谷に臣屬してゐた。而して北部及東部諸縣は内務省に、西部は陸軍省に、沿岸諸縣は外務省に屬し、盤谷縣は Krom Muang(幾甸省)の管下に置いた。然るに一八九二年度に變革があり、四乃至五縣を州(モントン Monthon)とし、盤谷州は幾甸省、其他を内務省の所管とした。更に一九一五年憲兵隊を内務省より幾甸省に、幾甸・内務兩省の財政事務を大藏省に、一九二一年森林局を内務省より農務省に、檢事局を司法省より内務省に移管し、幾甸内務兩省を合併し、遂に全國地方行政權を内務省に統一した。其後一九二六年(現帝登極後)官署を廢止合併し、州及縣の數を減少して全國を十四州、七九縣とし、三乃至四州を監督した地方最高官たる總監(ウパラート Uparat)を廢止した。

一行政

中央行政　暹羅は古來絶對君主專制の國にて、現今中央には外務、内務、陸軍、海軍、大藏、農務、商務・遞信、宮内、司法、文部の十省を置き、國王親ら之を統御し、各省大臣其他の重要官吏を任命して政務を分掌せしめ、且之に省令發布の權を與へてゐる。

國王諮詢機關　國王は下記諸機關に諮詢して政務を總攬する。

最高顧問會議(Supreme Council of State)—新帝は年少の故を以て、一九二五年十一月二十八日、政治的手腕を有する皇族五人を網羅して、本會議を創設し、重要政務を諮詢することゝした。本會議は、顧問會議と雖も、實際は非常なる勢力を有し、毎週二回は開催され、正に高等政策發源地と認められる樞密院(Privy Council)—一八七四年の創設に係るが、一九二七年九月二日新樞密院法の發布を見た。本法に據れば、樞密顧問(直接陛下に報告或は意見奏上を許されてゐる)の數は無制限であるが、其中四十名を以て樞密院委員を組織し、審議に附されたる國事に就て、陛下の諮詢に應へ之を輔佐する。樞密顧問の任期は、任命されたる國土御在世中及其後六箇月間、委員の任期は三箇年である。但し滿期後も國王は任意に再任することを得る。

其他の會議　十大臣よりなる閣議の外、一九二六年創設の五人よりなる財政會議(Financial Council)、一九二五年に設置され、委員五名よりなる阿片委員會(Opium Commission)、委員六名より成る土地政策委員會(Land Policy Commission)、委員三名より成る市制研究委員會(Municipal Commission)、海岸地方開發委員會(Seaside Development Scheme)等がある。

中央官衙　各省組織の大要を省別に列記すれば、次の如くである。

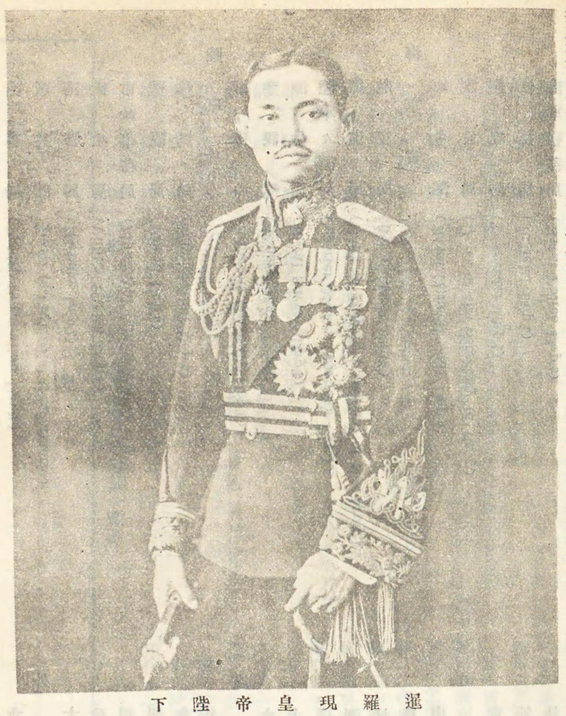

現皇帝陛下

宮内省—
- 總務部 (Central Administration)
- 會計部 (Dep't of Comptroller)
- 式部職 (Dep't of Ceremonies)
- 侍從職 (Dep't of Household Attendants)
- 大膳職 (Lord Steward's Dep't)
- メイジア・ドモ局 (Major Domo's Dep't)
- 近衛隊 (Royal palace Guards Regiment)
- 皇后職 (H. M. The Queen's Household)
- 車馬寮 (Royal Motor Cars & Boats Dep't)
- 邦樂部 (Siamese Music Division)
- 洋樂部 (Royal String Band Division)
- 主馬寮 (Dep't of the Master of the Horse)
- 内帑部 (H. M's Privy Purse Dep't)

内務省—
- 總務局 (Central Dep't)

- 保健局 (Royal Naval Medical Dep't)
- 需品庫 (Royal Naval General Store)
- 水路局 (Royal Naval Hydrographic Dep't)

外務省
- 大臣官房 (Cabinet of Minister)
- 政務部 (Political Diplomatic)
- 法律領事部 (Judicial & Consular)
- 記錄部 (Archives)
- 會計部 (Accounts)
- 顧問室 (Office of the Adviser in Foreign Affairs)

農務省
- 水產局 (Dep't of Fisheris)
- 土地登錄局 (Land Records Dep't)
- 灌漑局 (Royal Irrigatiou Dep't)
- 測量局 (Cadastral Survey Dep't)
- 鑛務局 (Royal Dep't of Mines & Geology)
- 農務局 (Agricultural Dep't)
- 山林局 (Royal Forest Dep't)

司法省
- 會計局 (Accountant Dep't)
- 法令審查局 (Dep't of Legislative Redaction)
- 法律教育會 (Council of Legal Education)

文部省
- 大臣官房 (Cabinet of Minister)
- 敎育局 (Education Dep't)

- 會計局 (Accounts Dep't)
- 行政事務局 (General Administration Dep't)
- 檢事局 (Public Prosecution Dep't)
- 憲兵部局 (Local & Provincial Gendarmerie)
- 港務局 (Harbour Dep't)
- 衛生局 (Public Health Dep't)
- 市政事務局 (Municipal Affairs Dep't)
- 監獄局 (Prison Dep't)
- 移民局 (Immigration Dep't)

陸軍省
- 軍務部 (Adjutant General's Dep't)
- 參謀部 (General Staff Dep't)
- 測量局 (Royal Survey Dep't)
- 軍需局 (Quarter Master General's Dep't)
- 監察總監部 (Dep't of Inspector General of the Army)
- 航空局 (Aeronautical Dep't)

海軍省
- 軍令部 (Naval General Staff Dep't)
- 副官局 (Dep't of the Secretary of Navy)
- 經理局 (Paymaster Dep't)
- 法務局 (Judicial Dep't)
- 海軍警務局 (Naval Police Dep't)
- 鑛夫谷鎭守府 (Bangkok Naval Station)
- 海軍工廠造船局 (Royal Naval Workshop & Dockyard)
- 兵器局 (Ordnance Dep't)
- 宗務局 (Ecclesiastical Dep't)

商務運信省
- 大臣官房 (Cabinet of Minister)
- 商業促進委員會 (Board of Commercial Development)
- 產業組合局 (Co-operative Dep't)
- 鐵道局 (Royal State Railways of Siam)
- 私設鐵道監督委員會 (Board of Railway Commissioners to Control Private Railways)
- 商業登錄局 (Dep't of Commercial Registration)
- 官立研究所 (Govenment Laboratory)
- 植物調查課 (Botanical Section)
- 郵便電信局 (Post & Telegraph Dep't)

大藏省
- 總務局 (Central Dep't)
- 統計局 (Dep't of General Statistics)
- 會計檢查局 (Office of the Comptroller General of Finance)
- 關稅及消費稅局 (Custom & Excise Dep't)
- 收稅局 (Revenue Dep't)
- 阿片局 (Opium Dep't)

地方行政　行政上全國を十四州に分ち、州は三乃至九の縣(Province)に、縣は數多の郡(District 即ちアムパー Ampur)一郡の中には更に小郡(キン・アムパー King Ampur)に分割されてゐるものがある一に、郡は數多の村(タムボン Tambon)に、村は更に幾十の區(ムー・バーン Mu Ban)に、各區は更に十乃至十の家族(Familly)に分割され、各家族は十乃至二十の民よりなる。

府市(City)はナコーン(Nakorn)、町はムアン(Muang)と呼稱する。

州の首長には總督(Lord Liet. 即ち進稱の Samuha Tesa Bhibaln)を置きて各州に駐在せしめ、クルン・テープ州には Lord Prefect(Samuha Phra Nakorn Baln)を置く。縣には知事(Governor— Puh Wa Rajakarn Changvat)を、各郡には郡長(Nai Ampur)を置きて、夫々總督及縣知事の職務を分掌する。小郡には小郡長(Palat Ampur)を置く。各家族には家長(Chao Baln)區には人民の選擧に依り區長(Phu Yai Baln)を置き、區長は更に村長(Kamnan)を選擧してタムボンの首長とし、一、〇〇〇—二、〇〇〇人の民を監督させる。

府バーヤップ州のチェンマイ、ナーン、ラムパーン、ラムプーンの四縣にはChao Phu Krawng Changvat, Palat Monthon Pracham Changvat, Khaluang Phuchuai の三官より成る Kao Sanam Luang なる縣會があつて、諸般の政務を議定施行する。

中央政府は、毎々各州總督を招集して、施政方針を訓諭すると共に諸般の打合せをする。

第十六表　暹羅州別縣名及同縣・郡・村數一覽表

出所＝同前書

州名	縣名	縣數	郡數	村數
中部 Krung Thep	Bangkok(Phra Nakon), Thonburi, Nontaburi, Minburi, Phra Pradaeng, Samud Prakan(Paknam)	六	四〇	四四

Ayudhya	Ayudhya (Phra Nakon), Lopburi, Saraburi, Sinburi, Pratum Thani, Thanyaburi, Angthong	七	一八	二七〇
Prachinburi (Prachin)	Prachinburi, Nakon Nayok, Jolburi (Bang Pla Soi), Chaxoeng Sao (Petriu)	四	一一	一六一
Nakon Chaisri	Nakon Pathom, Supanburi, Samud Sokon (Pachin)	三	一五	一三〇
Rajburi	Rajburi, Kanchanaburi (Kanburi), Petchaburi, Samud Songkram, Prachuab (Koh Lak)	五	一三	一六六
Nakon Sawan	Nakon Sawan, Chainat, Tak (Raheng), Utaitani (Udaya), Kampengpet	五	一四	一四四
Pitsanulok	Pitsanulok, Pichit, Utaradit, Sukhothai, Sawankalok, Petchabun, Lomsak	七	一三	一二五
北部				
Bayap	Chiengmai, Lamphun, Chengrai, Mae Hongson, Prae, Nan, Lampang	七	五〇	五七四
東北部				
Udorn	Udorn, Nongkai, Nakon Panom, Khonkaen, Sakol, Nakon Luey	六	一〇	四一八
Nakon Rajasima (Korat)	Nakon Rajasima, Chayapum, Buriram, Roi Et, Mahasarakam, Kalasin, Ubon, Khukhan, Surin	九	六一	六七四
東南部				
Chandhaburi	Chandhaburi, Rayong, Krat	三	一一	一三九
南部				
Nakon Sritamarat	Songkla (Singora), Nakon Sritamarat, Patalung, Satul, Surat (Bandon), Langsuan, Chumporn	七	三三	四五五
Bhuket	Bhuket, Renong, Takua Pa, Panga, Trang, Krabi	六	一三	一一三
Pattani	Pattani, Yala, Naradhivas (Bang Nara), Saiburi (Taluban)	四	一〇	一一八
合計		七五	四一三	五,一一〇

外務省別冊面積ニ地番ノ部参照

駐外公使

第二七表　暹羅駐外公使、總領事及領事名並ニ駐在地ハ左表ノ如クデアル。

駐外公使、總領事及駐在國（地）"The Siam Directory" 一九二八年版ニ據レバ、

瑞典、諾威、和蘭、日本、英國、佛國西、獨逸、佛太利、西班牙、葡萄牙、丁抹、白耳義、米國

國名	氏名	駐在國
英國	H. S. H. Prince Varnvaidyakara	白耳義、和蘭
佛國西	H. H. Prince Charoonsakdi Kritakara	
獨逸	缺員	
伊太利	Phya Sarnbakich Prija	西班牙、葡萄牙
丁抹	H. S. H. Prince Vipulya Svasti Vongs	瑞典、諾威
北米合衆國	Phya Vijita Wongsvudhikrai	
日本	Phya Chamnong Dithakar	

駐外總領事・領事・副領事

國名	駐在地名	氏名	以上總領事又ハ領事
英國	Gibraltar	{M. H. J. King M. F. J. W. Porral	副領事
	Glasgow	M. J. W. Murray	領事
日本	香港	J. T. Bagram	同
	大阪	安住伊三郎	領事
	Hull	Sir James Bell	副領事
	Liverpool	M. J. S. Esplen	領事
	孟買	M. Geoffrey L. Winterbotham	同
	倫敦	缺員	總領事
	Calcutta	M. B. E. G. Eddis	總領事
	Malta	M. A. W. Micallef Evnaud	領事
	Cardiff	Sir James German	領事
	Mauritius	M. H. Goupille	同
	Colombo	M. A. N. L. Clark	領事
	Moulmein	M. W. B. H. Taylor	同
	Capetown	缺員	總領事
	彼南	Khun Bhasha Biraj	副領事
	檳榔嶼	M. F. H. Wroughton	副領事
	新嘉坡	Phra Sri Saymkich	副領事
	馬來聯邦州	Phya Pradibadha Bhubal（新嘉坡駐在）	副總領事
	Swansea	M. W. A. Jenkins	副領事
	Sydney	M. Gordon Macleod	領事
	Vancouver	M. W. W. Armstrong	領事
白耳義	Antwerp	M. P. Cateaux	同
	Brussels	M. P. R. Hymans	總領事
	Ghent	M. R. F. Ramlot	領事
	Liege	M. A. Delvaux de Fenffe	領事
丁抹	Copenhagen	{M. Etatsraad H. N. Andersen M. C. Sveistrup	副總領事
佛國西	Marseilles	M. R. Vimont- Vicary	領事
	巴里	缺員	總領事
	海防	Joseph Rene Elie Mercadier	領事

諸威	Oslo	M. S. Hesselberg	總領事
葡萄牙	Lisbon	M. F. P. Basto	副總領事
		M. E. L. F. P. Basto	領事
	Oporto	M. J. de Oliveiro Calem	領事
	澳門	M. B. de Senna Fernandes	同
瑞典	Stockholm	M. Axel. A. Johnson.	總領事
合衆國		M. Helge A. Johuson	領事
	布哇	Brig. Gen. N. W. Mac Chesney	總領事
	馬尼剌	Water C. Brune	領事
	紐育	M. C. W. Atwater	副領事
		M J. C. Harland	領事
	Philadelphia	M. W. E. Goodman	事務官
	桑港	M. H. C. W. Dinkelspiel	副總領事
		M. M. J. Dinkelspiel	領事

二　司法

沿革　現今の裁判組織は比較的近來の設定に係り、其以前は何等の統一なく、事件、事務、人種、各省に依り各別の裁判所雜糅を存して、各獨立に審理判決をなして、其運用も動もすれば權勢の威壓を蒙ること多く、又手數料收得を許されたる爲め、金力權力に左右されること尠しからざりしが、一八九二年（明治二十五年）初めて司法省を設け、各種裁判所の統一をなし、先つ盤谷より始めて地方に漸及せしめ、一九〇七年に至り遂に整然たる司法制度を見るに至つた。

司法權關　盤谷州以外の諸州には各縣に縣裁判所を設け、十箇年以内の自由刑又は係爭價格一〇〇〇錢を超ゆる民事々件を取扱ふ權能を有し、三人の判事の定員一名である。各州都に州裁判所があり、前記縣裁判所の二審判決をなし、主席判事は州内の縣裁判所を監督する。而して旅の

獨逸	西貢	M. H. P. H. Rousseau	領事
	伯林	M. Hans Albers	總領事
	Bremen	M. O. Bernhard	領事
	Cologne	H. W. Blancke	同
	Dresden	M. Richard Hammer	同
	Frankfort a/m	M. Udo Rousselle	領事
	漢堡	M. Martin Pickenpack	總領事
	Hannover	M. Louis Gropke	領事
	Leipzig	M. F. Hans Derlien	同
	Munich	E. Schlemmer	同
	Stuttgart	A. Schweyer	同
伊太利	Florence	M. V. Zeggio	領事
	Genoa	M. E. Caprile	副領事
		Marchese Dottore Azostini	領事
	Messina	缺員	事務官
	Milan	M. A. Facheris	領事
	Naples	M. G. Pierce	總領事
	羅馬	M. S. A. Neppi	領事
	Turin	缺員	事務官
和蘭	Amsterdam	M. D. H. P. Mackay	總領事
	The Hague	M. F. G. E. Horstman	領事
	Rotterdam	M. C. J. Van Schardenburg	領事
	Batavia	M. A. W. G. Luke	同
	Samarang	M. Thomas Hogg	同
	Sourabaya	缺員	事務官

なし、三人の判事の定員一名である。各州都に州裁判所があり、前記縣裁判所の二審判決をなし、主席判事は州内の縣裁判所を監督する。而して旅の

職名	氏名
Supreme Council of State, Members.	
	H. R. H. Prince Bhanurangsi
	H. R. H. the Prince of Nagor Svarga
	H. R. H. Prince Narisra
	H. R. H. Prince Damrong
	H. R. H. the Prince of Chandhaburi
Privy Council Committee, Members.	
	Phya Adhikorn Prakas
	H. S. H. Prince Alongkot
	H. S. H. Prince Amoradat
	Phya Anubhab Traipoh
	Phya Baisal Silpasatra
	Phya Bejrada
	H. H. Prince Bidyalongkorn (President)
	H. E. Chao Phya Bodin
	Phya Boribun Rajasombat
	H. S. H. Prince Bovoradej
	Phya Chaloem Akas
	Phya Chasaenvabodi
	Phya Chinda Bhirom (Vice President)
	Phya Choduk Rajasresthi

如き州裁判所にはアユタイア、バーキンナ、ラーシアリー、プラチンアリーの州都にのみ存し、其他諸州は訴訟事件絶き爲め、州裁判所に代ふるに三所のポリスマー（Borispah）を置き、自由刑六箇月未滿の犯罪、係爭價格二〇〇錢を超過せざる民事々件を司り、又同時に輕罪犯の糺審延ては構成す。該裁判所の權限以上の事件は、バーケナム、プラ・プラテン、ノンタブリー、ミンブリーにある各縣裁判所、及盤谷に民事裁判所、刑事裁判所、外國事件裁判所にて之を受理し、又各裁判所よりの控訴を取扱ふ爲め盤谷に控訴院を設けてある。控訴院は之を二部に分ち、一は各州裁判所、他は州内各裁判所よりの控訴を受理する。大審院としてデイーカー（Dika）裁判所あり、官制上司法省の管下にあるが、由來特殊の歷史を有し、司法上不可侵の權威を有してゐる。

國際裁判所制度は一八八三年の對英條約に依つて北部諸件の爲め設立され、爾後一九〇七年の對佛條約、一九〇九年の對英條約、一九一三年の對丁抹條約に依つて擴延されたが、現今一九二六年の對佛條約に擧げたる諸事件に對してのみ存してゐる。尤も諸法典の施行を見たる曉は全然撤廢されることゝ思惟される。現今縣裁判所は全國を通じて約八十、州裁判所は十七、司法官は數四百人である。司法官は盤谷市に在る司法省直轄の法律學校に依り養成されてゐる（教育の部參照）。

司法省　司法省は會計局（執行支部、破產管財支部）、法令審査局の二局及法律教育會、法律學校を監督し、手形交換所に分割され、法律の制定、裁判官の任免等司法行政の任に當る。

三　立法

立法機關　一八九五年立法會議を創設されたが、現今は最高顧問會議、閣議、樞密院及司法省内の法令審査局等之に代りて立法に當つてゐる。

„ (to be continued)	H. S. H. Prince Damras (Secretary)
	Phya Deb Arajun
	Phya Deb Hasdin
	Phya Deb Vidura
	H. E. Chao Phya Dharmasakti
	H. H. Prince Dossiriwongse
	Phya Komarakul Montri
	Phya Mahosot
	Phya Manavaraj Sevi
	Phya Manopakarn
	Phya Padet Dulbodi
	Phya Rajanakul
	Phya Rajawangsan
	H. S. H. Prince Siddhiporn
	H. S. H. Prince Srethsiri
	Phya Sriddhamadiraj
	Phya Srisuriya
	Phya Subhakorn Barnasarn
	Phya Suphan Sombati
	Phya Surindra Raja
	Phya Suriyanuvat
	H. S. H. Prince Thavara
	H. S. H. Prince Upadabongse
	Phya Visutra Sagoradith

	H. E. Chao Phya Wongsa Nuprabadh
	H. E. Chao Phya Yomaraj
Financial Council.	H. R. H. The Prince of Chandhaburi (President)
	H. R. H. Prince Narisra
	H. R. H. Prince Damrong
	H. H. Prince Subhayoga Kshem
	Chao Phya Mahidorn
His Majesty's Private Secretariat.	
His Majesty's Principal Private Secretary:	Chao Phya Mahidhara
Ministry of the Royal Household.	
Minister:	First Grand Court Officer, Chao Phya Vorabongse Bibadhna
Department of Comptroller, Comptroller:	Second Grand Court Officer, Phya Dhanaratnapati
Department of Ceremonies, GrandMaster of Ceremonies:	Third Grand Grand Court Officer, H. S. H. Prince Jotiros
Department of Household - Attendants, Grand Marshal of the Court:	Secnd Grand Court Officer, Phya Deveravongse Bivadhna
H. M. The Queen's Household, Director:	Third Grand Court Officer, Phya Devadhiraj
Royal Motor Cars & Boats Dep't., Director:	Third Grand Court Officer, Phya Jatidej Udom
Siamese Music Division, Master of Music:	Second Court Officer, Phya Pradab Duriyakich
Royal String Band Division, Band Master:	Second Court Officer, Phra Chen Duriyanga

Lord Steward's Department, Lord Steward:	Third Grand Court Officer, Phya Borihar Rajmanob
Major Domo's Department, Major of the Palace:	Third Grand Court Officer, Phya Baijayontadeb
Department of the Master of the Horse, Deputy:	First Court Officer, Phra Prab Polasan
H. M. S. Privy Purse Department.	
Central Office, Keeper of H. M. S. Privy Purse:	First Grand Court Officer, Phya Boribun Raja Sombat
Ministry of Interior.	
Minister:	General, H. R. H. The Prince of Lopburi
Central Department (a) Secretariat, Director:	Phya Suriya Nuwongse
Asst. Director:	Luang Kajendramatya
Accounts Department, Director:	Phya Sri Sahadhep
General Administration Department, Director General:	Phya Chasaenyapati
Public Prosecution Department, Director General:	Phya Dhep Vidhura
Local and Provincial Gendarmerie, Director General:	Lt. General H. H. Prince Kamrob
Harbour Department, Director General:	Phya Visutra Sagoradith
Public Health Department, Director General:	H. S. H. Prince Sakol varnakara
Municipal Affairs Department, Director General:	Phya Surintaraja
Prison Department, Director:	Phya Surdhaan

The Administrative Division of the Country,	
Circle Lord Lieutenant	
Krung Thep	Chao Phya Surabadin
Ayudhya	Phya Borahn Rajadhanin
Chandhaburi	Phya Kraibejra
Nakon Chaisri	Mom Chao Dhamrong Siri
Nakon Sawan	Phya Mahindra Dejanuvat
Nakon Rajasima	Phya Bejrada
Nakon Sritamarat	Phya Sridharmaraj
Pattani	Phya Udom Pong Pen Sawat
Prachinburi	Mom Chao Upabatana
Pitsanulok	Phya Bejra Pani
Bayap	Phya Rajanakul
Bhuket	Mom Chao Srisdidej
Rajburi	Phya Arthakaryapati
Udorn	Phya Adulayadej
Ministry of War.	
Adjutant General's Department, Under Secretary & Adjutant General:	Lieut.-General Phya Siharaj Riddhikrai
General Staff Department, Chief of the General Staff:	General H. S. H. Prince Bavaradej
Royal Survey Department, Director:	Major-General Phya Bhakdi Budhorn
Quarter Master General's Department, Quarter Master General:	Lieut.-General H. S. H. Prince Srethsiri

Department of Inspector General of the Army, Inspector General:	Lieut.-General H. S. H. Prince Alonkot
Aeronautical Department, Director-General:	Major-General Phya Chaloem Akas
Ministry of Marine.	
Minister:	Admiral H. R. H. Prince Krom Khun Singha Vrkrom Krieng Krai, A. D. C.
Naval General Staff Department. Chief of General Staff:	Rear-Admiral Phya Rajawangsan, A. D. C.
Department of the Secretary of the Navy, Under Secretary of State for Marine:	Rear-Admiral Phya Damrong Raja Balakan
Paymaster Dep't, Accountant:	Comdr. Phra Samruat Hirany araks
Naval Police Dep't, Asst. to the Chief of Military Police:	Comdr, Phra Nigora Asa
Bangkok Naval Station, Commander-in-Chief:	Captain Phya Harn Klang Samudh
Royal Naval Workshop and Dockyard, Director:	Captain Mom Chao Charoensuk Sophakya
Ordnance Dep't, Director:	Captain Phya Vijit Jaladhi, A. D. O
Royal Naval Medical Dep't Surgeon General:	Rear-Admiral H. S. H. Mon Chao Thavara Mongalwongse, M. R. C. S., L. F. C. P.
Royal Naval Central Store, Director:	Rear-Admiral Phya Prajoom Balakhand
Royal Naval Hydrographic Department, Director-Gen.:	Captain Phra Niyom Yudha Navi
Ministry of Foreign Affairs.	
Minister:	H. H. Prince Traidos Prabandh
Cabinet of Minister, Chief of Cabinet:	H. S. H. Prince Nikor Devan
Division of Political Affairs, Director-General:	Phya Maitri Virajkritya
Bureau of Diplomatic Affairs, Chief:	Luang Vudhi Atnetiguna
Bureau of Consular Affairs, Chief:	Luang Udom Kosha
Dirision of Protorol, Chief:	Phya Abhibal Rajamaitri
Office of the Adviser in Foreign Affairs, Adviser:	Mr. Raymond Bartlett Stevens
Ministry of Lands & Agriculture.	
Minister:	H. E. Chao Phya Baladeb
Dep't. of Fisheries, Director:	Dr, Hugh McCormick Smith
Land Records Department, Director-General:	Phya Surakasetr Sobhon
Royal Irrigation Department, Director-General:	Phya Jolamark Bhicharana, B. Sc., Edin.
Royal Department of Mines and Geology, Direector:	Phya Bidaks Lohapitra
Agricultural Dep't., Director:	Phra Siddhi Kosiyabandhu
Cadastral Survey Department, Director:	Phya Wibark Bhuwadol
Royal Forest Department, Chief Conservator of Forests:	Phya Daruphan Pitak
Ministry of Justice.	
Minister:	Phya Chinda Bhiromya
Accountant Department, Chief:	Phra Dhanakitch Kosol
Department of Legislative Redaction, President:	Phya Chinda Bhiromya
Council of Legal Education, President:	Phya Chinda Bhiromya
Ministry of Public Instruction	
Minister:	H. H. Prince Dhani Nivat
Ecclesiastical Department, Director-General:	(Vacant)
Ministry of Commerce and Communications.	
Minister:	General H. R. H. Purachatra, Prince of Kambaeng Bejra
Board of Commercial Development, President:	General H. R. H. Purachatra, Prince of Kambaeng Bejra
Co-operative Dep't. Registrar:	Phya Pipit Sombatti
Department of Commercial Registration, Director-Gen.:	H. S H. Mom Chao Thong Chuer
Govenment Laboratory, Director:	A. Marcan, F. I. C., M. I. M. M.
Botanical Section, Director:	A. F. G. Kerr, M. D.
Central Administration, General and Chief Engineer:	General H. R. H. Purachatra, Prince of Kambaeng Bejra, Inspector General of Engineer Services. Royal Siamese Army. M. Inst. T., Hon. M. Inst. C. of Great Britain, M. S. I. C. of France
Board of Railway Commissioners to Control Private Railways, President:	The Commissoner-General of State Railawys (H. R. H. Purachatra Prince of Kambaeng Bejra)
Post & Telegraph Department, Director-General:	Phya Prakit Kolasastra B. SC. A. M. I. C. (actg.)
Ministry of Finance.	
Minister:	H. H. Prince Subhayoga Kshem
Central Department, Under-Secretary:	Mom Chao Viwat
Financial Adviser's office, Financial Adviser:	Sir Edward Cook, C. S. I., C. I. E.
Department of General Statistics, Director:	(Vacant)
Office of the Comptroller General of Finance, Comptroller General:	Phya Komarakul Montri
Customs and Excise Department, Director-General:	H. H. Prince Brom Bongs Adhiraj
Opium Dep't., Director General:	Third Grand Councillor Phya Phiphat Thanakorn
Revenue Dep't., Director-Gen.:	Phya Indra Montri (F. H. Giles)

國防

陸軍

沿革　一九〇二年のシャン人暴動に鑑み、當時歐洲に軍事見學中なりし皇族の歸朝を共に新陸軍を編成、一九一八年四月改編し、一九四四年始めて徴兵令を實施し、一九一七年之を改正した。既に其翌年本國飛行隊及輜重隊は歐洲大戰に參加して偉功を立てゝゐる。

徴兵制度　二十一歳に達した壯丁は、悉く召集されて兵役に服するの義務を有し（一）二年間は現役に（二）爾後七年間は第一期讀備役（年々最長二箇月の召集を受けて服務する）（三）爾後十年間は第二期讀備役（年々最長三十日の召集を受けるゝ）（四）更に其後六年間は第三期讀備役に服するものとされてゐる。

教育　士官候補生養成の爲め鐘谷に士官學校があり、各科の兵學を教授する。各聯隊には下士養成の爲め教導團を置き、其他歩兵學校、砲兵學校、

工兵學校、飛行學校、陸軍大學校、軍醫學校及獸醫學校がある。共に體育に重きを置き、新式武器及裝具を採用してゐる。

軍制　暹羅陸海軍は國王陛下大元帥として統率し給ふ所にて、一九二八年四月改變の陸軍編成は左の如くである。

第一軍團―司令部所在地：盤谷　總司令官：Phya Phra Krisnarakcha 中將
　第一近衛師團　司令部所在地：盤谷
　　チユラローンコーン王第一近衛歩兵聯隊：盤谷　第二近衛歩兵聯隊：盤谷
　第二師團　司令部所在地：プラチンブリー
　　歩兵第三聯隊：チヤクセン・サオ、歩兵第四聯隊：ラージブリー
第二軍團―司令部所在地：アユテイア、總司令官：Phya Ram Ronarong 少將
　第三師團　司令部所在地：コーラート
　　歩兵第五聯隊：コーラート、歩兵第六聯隊：同上
　第四師團　司令部所在地：ナコン・サワン
　　歩兵第七聯隊：ナコン・サワン、歩兵第八聯隊：チエンマイ

歩兵聯隊は三箇大隊編成にて、前記各所在地の外ペチヤブリー、ッホン、ローイ・エット、ウドーン、ピサヌローク、デンチヤイ及ラムパーンに大隊を配置してゐる。

右の外砲兵四箇聯隊、騎兵二箇聯隊（四箇中隊）、工兵二箇聯隊があり、騎兵の一團はサラブリーに駐屯してゐる。

陸軍省　本省は軍務局（徴兵、法務、醫務、會計の各課）、參謀部（作戰、教育の各課）、陸軍大學校、士官學校、經理學校）、測量局、陸軍々需局（兵器廠、倉庫、被服廠、陸軍工廠）、總監局（歩兵、騎兵、砲兵、工兵各課及歩兵學校、砲兵學校、工兵學校）、航空局（航空機工場）の諸局及盤谷衞戍司令部より成り軍政を司る。

二　航空軍

艦船　海軍用艦船は、一〇〇噸以上二〇隻、五〇〇噸以上一〇隻を有し、此外約一〇〇隻の小汽艇（沿岸及河川勤務の報告船）、五〇〇噸の運送船三隻、一〇〇噸以下の河川勤務の汽艇及ランチ五、六〇隻を有してゐる。

設備　海軍工廠は、長さ船臺四七四呎、全長五一三呎、入口の幅五六呎九吋、高潮時の水深一六呎の乾渠、全艦體の修繕に差支なき新式機械設備を有してゐる。又盤谷及シンゴラに無線電信局あり、晝間三〇〇哩夜間六〇〇哩の通信能力を有し、其他驅逐艦三隻及砲艦四隻にも各無線電信の設備がある。

海軍省　本省は現下左記より成り軍政を司る。軍令部（軍務、史料、無線電信の三課及海軍大學校を管轄）、副官局、經理局、法務局（海軍醫務局之に屬す）、盤谷鎭守府（プラ・チユーラ・チヨム・クラオ要塞及ピア・サムット要塞之に屬す）、海軍工廠及船渠、兵器局、醫務局、海軍倉庫、水路局。

教育

概況　略史―往時教育なるものは僧侶の掌中にあり、僧侶は一般家庭より子弟を引受け、庵室に於て餘暇に讀み書き算術及倫理を教授した。今日所謂教育なるものは、チユラローンコーン陛下治世の初葉一八七一年に、高級官吏の關係者に對し、暹羅語、算術及官廳服務法を教授したるに創まる。次いで同帝は國民教育普及の聖旨に依り首都及其周圍諸郡の寺院に學校を設け、僧侶を教師とし、俗人をして之を援助せしめ、暹羅語及算術を教授した。一八八七年教育局を創設し、後之を文部省の管下に置き、一八九二年には必要に迫られて教員養成所を創立し、成績見るべきものがあつた。越えて一八九八年には詔勅に依り一般智識及倫理をも教授し、地方官吏は之が援助をなすことゝなつた。ラーマ五世の晩年より六世の初年（一九〇九―一二年）に亙り、各州縣に教育主任官吏を派遣し、諸中心地に模範學校を創設し、學科目も先進國の夫れに全國の必要を加味して定めた。斯くて一九二一年初等教育條例の發布を見るに至つた。

民度　當國は、國民教育未だ普及せず、一般民衆は殆んど無智蒙昧の徒にて、有識階級は悉く王侯貴族、其他少數の支配階級、即ち軍人官吏等のみと云ふも過言でない。試みに左表に示すが如く、總人口に對し讀み書き可能なるもの一割餘に過ぎず。而も之は單に讀み書きし得るもの多く、その中教育を受けたるものを示せば更に割合小である。尤も左表には、比較的教育の普及せるクルン・テープ（盤谷）州を含ます、且一九一一年度の數字であるから、現今は多少長き歩合を示せる事と思はれる。

第一八表　暹羅州別及體性別民度表　調所は一九二二年度統計年鑑

州名	男 讀書し得る者	男 讀書不能の者	女 讀書し得る者	女 讀書不能の者	計
Ayuthiya	一一七、一三九	一五二、八一七	九、六四七	二六、五六二	五四、八一五
Prachinburi	六八、六三	九四、〇九二	一九、二五六	三五、二七二	一九三、二二一
Nakon Chaisri	四五、七八八	九五、九六二	一四、〇〇四	二八、七六二	一九三、二二一
Rajburi	七六、五二五	一三四、五〇九	二二、三三九	四二、八三五	二八三、三五九
Nakon Sawan	四九、三四〇	九三、三六〇	一一、一八	一四三、八三二	二八七、六八八
Pitsanulok	四八、五一六	七三、二八一	一、六二〇	一二、六四九	二四九、八四九
Bayap	一九、九六三	六二、二四八	五八四	六、四四〇	一二、七八三
Udorn	一七、八九七	三〇、九三五	二、九二一	三、六八九	六六、四〇五
Nakon Rajasima	一六、七〇三	七七、八一二	二、〇一五	一〇、四八六	一九五、七一五
Chandiaburi	三三、五九九	三六、二九六	三、〇一九	六、三九八	一三六、四六五
Nakon Sritamarat	一四八、〇四〇	一七三、四五五	一六、二四	三〇、〇一九	六四四、六八八
Bhuket	三、一一〇八	九四、〇一九	九六、二一五	九九、六八五	一三〇、〇三七
Pattani	一四、七九五	一三、七九一	一、七八二	二、七三二	二七、六九五
合計	八三三、九三二	一、二七八、二四	八八、七五六	一、二三五、七三七	四、二三四、七五九

教育行政　中央に於ては文部省内に、大臣官房（總務、會計、技藝、醫學校の諸課）及宗教局と併せて教育局があり、普通教育、專門教育、教科書編纂、檢定等の諸課を置き、教育行政を司る。又地方に於ては州に州學務課長（Chief Officer of Public Instruction）ありて、州總督の監督下に、縣及郡にありては縣及郡學務課長を置きて、夫々縣知事及郡長の監督下に各文部省の事務を分掌する。

第一九表　巡羅州別教育行政費連年比較表

出所は所管吏員より一九二六年度末報告書

州名	教員 二一年度	教員 二二年度	全費 二一年度	全費 二二年度	局費 四一年度	局費 四二年度	督費 三一年度	督費 三二年度	生徒 二一年度	生徒 二二年度	頭割 四一年度	頭割 四二年度	額割 五一年度	額割 五二年度	額 六一年度	額 六二年度
Krung Thep	五九六	六〇五	六〇二	六〇五	五九六	六〇五	四〇〇	四〇〇	一四四	一四四	四一七	四一七	四・八	四・八	三六三	三六三
Ayudhya	五一八	五一九	一〇一八	一〇一八	一四八	一四八	八四	八四	四〇八	四〇八	八八	八八	一・一八	一・一八	一・三五	一・三五
Prachinburi	四〇九	四〇九	一〇〇三	一〇〇三	九四三	九四三	四〇	四〇	一・九一	一・九一	五・九九	五・九九	八・八三	八・八三	二・三〇	二・三〇
Nakon Chaisri	三七五	三七五	一〇〇四	一〇〇四	九四四	九四四	三六	三六	一・三五	一・三五	七・八九	七・八九	八・〇四	八・〇四	二・三七	二・三七
Rajburi	四〇五	四〇五	一〇一七	一〇一七	九五〇	九五〇	四六	四六	二・三二	二・三二	五・五〇	五・五〇	七・七三	七・七三	一・四二	一・四二
Nakon Sawan	四一四	四一四	一〇五九	一〇五九	九五九	九五九	五〇	五〇	二・三〇	二・三〇	七・五九	七・五九	七・七三	七・七三	二・〇九	二・〇九
Pitsanulok	四六四	四六四	一〇六〇	一〇六〇	九五五	九五五	五〇	五〇	二・〇八	二・〇八	七・〇六	七・〇六	七・八三	七・八三	一・八七	一・八七
Bayap	五五三	五五三	一〇四六	一〇四六	九四六	九四六	五〇	五〇	一・三一	一・三一	六・四一	六・四一	八・〇五	八・〇五	二・三九	二・三九
Udorn	四四九	四四九	一〇三七	一〇三七	九三七	九三七	五〇	五〇	二・〇三	二・〇三	七・三四	七・三四	八・五五	八・五五	二・二四	二・二四
Nakon Rajasima	二九二	二九二	一〇一四	一〇一四	九二四	九二四	五〇	五〇	二・〇六	二・〇六	三・六二	三・六二	三・一八	三・一八	〇・九三	〇・九三
Chandhaburi	二五〇	二五〇	九八四	九八四	四九三	四九三	三四	三四	一・八八	一・八八	九・八五	九・八五	一三・一三	一三・一三	四・〇二	四・〇二
Nakon Sritamarat	五七〇	五七〇	一一〇四	一一〇四	一〇五六	一〇五六	四六	四六	一・九一	一・九一	二・九八	二・九四	二・九四	二・九四	二・三三	二・三三
Bhuket	六四六	六四六	七七五	七七五	七〇二	七〇二	三〇	三〇	二・五六	二・五六	七・七四	七・七四	七・七二	七・七二	二・〇〇	二・〇〇
Pattani	四六四	四六四	八四四	八四四	七九九	七九九	四五	四五	一・一九	一・一九	八・〇〇	八・〇〇	一〇・〇五	一〇・〇五	二・〇五	二・〇五
合計	一、三五九	一、三九五	九四四・三	九四四・三	八四四・三	八四四・三	三五〇	三五〇	一、四四三	一、四四三	五・三四	五・三四	五・三三	五・三三	三・六六	三・六六

教育統計　官立學校一全然文部省の支拂等轄に係る學校を云ひ、一般に機能學校と認められ、州の官立學校の主なるものは州の行政中心地に位置し、其他少くとも各部に一校を置いてゐる。此種學校職員の大多數は有資格者である。有志生徒に初等教員として養成され、卒業後は公立小學校に來騰するが、其他少くとも各部に一校を置いてゐる。此種學校職員の大多數は有資格者である。有志生徒に初等教員として養成され、卒業後は公立小學校に來騰するが、其他

運羅：教育

小學校に該當するを以てそれが就學を省略する。

私立學校　私人又は個人團體に依つて設立され、單に授業料のみに依つて經營される學校にて、文部省に登記し、又一九一九年の學校登記令に規定せる條例に從ふことを要する。同令に依り文部省は全私立學校を訪問檢視するの權利を有してゐる。

文部省管轄以外の學校　上記文部省の維持に係る學校以外、他省に依り官費にて維持される特種の學校がある。文部省學校との區別上文部省の報告には特に之を Departmental School と稱し、主要なるものは首都にある。

初等教育　初等教育機關に小學校 (Prathom) がある。男兒童は五年、女兒童は三年にて、一九二一年の初等教育條例に規定せる最小限度の義務初等教育を施す。尤も男兒にして中學校に進むものは三年にて修了する。男兒は最初三年間は一般教育を受け、殘餘二年は補習科でおつて一般教育に、所在郡に適當なる職業（普通農業又は手藝の學科を加味する。上記條例に依り入學年齢は七歳に一定されてゐるが、地方の事情に依り八一十歳に引上げ得る。修了年齢は十四歳であるが、之も巡羅語の讀方書方に於て所要最低標準に達せざる兒童は、其以上に進むも學校に停留せしめ得る。又諸町村に公立學校の設立を見たる爲め、官立小學校を從來通り普及する必要もなく、現今は其儘通り續設學校に止めてゐる。云ふ迄もなく盤谷に於ては官立學校が優勢を占めてゐる。

普通中等教育　中學校 (Matyom) は八年にて終了し、卒業方針た大學入學程度とする。前期（三年）、中期（三年）、後期（二年）の三期に分劃され、前者二期に於ては國語を以て教授し、第一外國語英語を最初より教授するが、後期二年間は課目の多くは英語にて教授し、獨・佛語等の第二外國語を教へる。九、十歳にて前期に入學し、十二、三歳にて中期に、十五、六歳にて後期に進むことゝなし、後期の卒業試驗にては年々數多の在外研究給費生を選拔

運羅：教育

し、首府二人には滿十八歳を限り王室奬學金を授與する。

實業專門中等教育　三期に分劃されるが、各期の年限は專科目に依つて長短がある。一般に小學校教育を了へた學生は前期に進級し得、直接中期又は後期に入學せんとする男子は、普通中等教育の前期又は中期を及第するを要し、實業教育の後期を眞成績にて及第した男生徒が、更に大學に入學せんとする場合は、入學試驗現今は一般中等教育後期の卒業試驗に及第するを條件とする。

文部省所轄の實業教育の種類は (一) 教員養成 (二) 美術工藝 (三) 商業 (四) 看護婦及産婆養成である。教育當局は、出來得る限り有資格者の教員を以て教育に從事せしめんとし、盤谷に男女師範學校 — Primary Teachers' Training College (Wat Bavaraives), Suan Kularb Teachers Training College — を設立してゐる。巡羅は農業國なるが故に農業專門家の養成は最も重要ずる所で、爲めに文部省に Pratuab Girikan 縣下 Bangsapan に中央農業教員養成所を設き、其卒業生は各自州に歸つて農業教員養成所の教師となり、後者卒業生は州内諸校の農業教師となつてゐる。文部省は美術工藝方面にも留意し、中央美術工藝學校を設立して、(一) 圖畫教師 (二) 籐細工教師 (三) 印刷工 (四) 工匠 (五) 指物師 (六) 金銀工 (七) 木彫工を養成してゐる。

高等教育及其他　盤谷にチュラロンコーン (Chulalongkorn University) 大學校、海軍大學校、巡兵養成所、法律學校、師範學校等があり、各專門の學科目に依つて長短がある。一般に小學校教育を了へた學生は前期に進級し得、直接中期又は後期に入學せんとする男子は、普通中等教育の前期又は中期を及第するを要し、實業教育の後期を眞成績にて及第した男生徒が、更に大學に入學せんとする場合は、入學試驗現今は一般中等教育後期の卒業試驗に及第するを條件とする。

文部省所轄の實業教育の種類は (一) 教員養成 (二) 美術工藝 (三) 商業 (四) 看護婦及産婆養成である。教育當局は、出來得る限り有資格者の教員を以て教育に從事せしめんとし、盤谷に男女師範學校 — Primary Teachers' Training College (Wat Bavaraives), Suan Kularb Teachers Training College — を設立してゐる。巡羅は農業國なるが故に農業專門家の養成は最も重要ずる所で、爲めに文部省に Pratuab Girikan 縣下 Bangsapan に中央農業教員養成所を設き、其卒業生は各自州に歸つて農業教員養成所の教師となり、後者卒業生は州内諸校の農業教師となつてゐる。文部省は美術工藝方面にも留意し、中央美術工藝學校を設立して、(一) 圖畫教師 (二) 籐細工教師 (三) 印刷工 (四) 工匠 (五) 指物師 (六) 金銀工 (七) 木彫工を養成してゐる。

高等教育及其他　盤谷にチュラロンコーン (Chulalongkorn University) 大學校、海軍大學校、巡兵養成所、法律學校、師範學校等があり、各專門の學科目に依つて長短がある。一般に小學校教育を了へた學生は前期に進級し得、直接中期又は後期に入學せんとする男子は、普通中等教育の前期又は中期を及第するを要し、實業教育の後期を眞成績にて及第した男生徒が、更に大學に入學せんとする場合は、入學試驗現今は一般中等教育後期の卒業試驗に及第するを條件とする。

チュラロンコーン大學はチュラロンコーン (King Chulalongkarana's Civil Service College) を、一九一七年三月二日の勅令にて大學組織したもので、盤谷市ソース・ヨース路の西側一平方哩の地積に跨つてゐる。

護婦及産婆養成所、看護手學校之に附屬し、又醫學實習研究に備へて、シリラージ(Siriraj)病院及スリーラージ(Sriraj)病院がある。

醫科一科科美術科と共にロックフェラー奨學基金の援助にて組織され、看

理科美術科一(一)文學(二)理學、商木科に附屬して藥學校がある。

工科一(一)土木(二)機械

政治科一(一)法律及政治學(二)財政商業及經濟學

第二〇表　暹羅官・公立學校々數・在籍者數・教員數連年比較表

出所二一九二六年度統計參照

年度	官立學校			公立學校			小學校			中學校			實業及專門學校		
	校數	兒童數	教員數	校數	兒童數	教員數	校數	兒童數	教員數	校數	生徒數	教員數	校數	生徒數	教員數
一九一一年															
一九一二年															
一九一三年															
一九一四年															
一九一五年															
一九一六年															
一九一七年															
一九一八年															
一九一九年															
一九二〇年															
一九二一年															
一九二二年															
一九二三年															
一九二四年															
一九二五年															
一九二六年															

第二一表　暹羅寺院設立學校數連年比較表

出所二同前表

年度	寺院數	學校ある寺院數							
		官立學校	公立學校		私立學校		計		
一九一一年									
一九一二年									
一九一三年									
一九一四年									
一九一五年									
一九一六年									
一九一七年									
一九一八年									
一九一九年									
一九二〇年									
一九二一年									
一九二二年									
一九二三年									
一九二四年									
一九二五年									
一九二六年									

第二二表　暹羅一九二六年度州別官・公立學校々數・生徒・教員數表

出所二同統表

州名	官立學校						公立學校					
	學校數		生徒數		教員數		學校數		生徒數		教員數	
	六一年度二校	年前五箇年平均	六一年度二校	年前五箇年平均	六一年度二校	年前五箇年平均	六一年度二校	年前五箇年平均	六一年度二校	年前五箇年平均	六一年度二校	年前五箇年平均
Krung Thep	一五	一四	一一〇四一	一五〇七	六五	六九	二六	二五	一〇四一	一〇六一	四二	五
Ayudhya	四	四	二〇一	二七五	一〇四	一二六	三五	三五	二六〇六	二六〇八	七六	五四
Prdchinburi	一〇	一一	一〇四五	一七九五	六一	六一	一九〇	一七一	一五一〇	一五一八	一五五	一二七
Nakon Chaisri	一六	一五	八〇	一〇九五	四七	五九	一六一	一五一	一一四五	一一四一	一〇一	一二六
Rajburi	一六	一六	一〇五五	一〇四五	七七	八五	一五一	一五七	一一〇〇	一一六五	一五四	一五六
Nakon Sawan	一五	一五	一〇八九	一一四五	九六	八六	一五一	一五一	一一〇〇	一一五九	一六一	一六一
Pitsanulok	一六	一四	一〇四〇	一一六六	七四	七六	一五一	一五一	一一〇一	一一〇五	一六〇	一六五
Bayap	一五	一四	一〇五六	一一四六	一一五	一一九	一六一	一五七	一四七一	一四一九	一〇一五	一〇一〇
Udorn	一七	一八	一〇四一	一一九一	七六	七五	一四一	一五一	一五一六一	一五一四一	一〇一五	一〇五一
Nakon hajasima	一四	一六	一〇四七	一一四〇一	一〇一	一一九	一〇五一	一〇五一	一一〇一六	一一〇一四	一五六	一五一九
Chandhaburi	一六	一五	八四九	一一一四	五七	四七	八一	六五	六一五	五一六四	一四一	一一〇
Nakon Sritamarat	一〇	一五	一〇四五	一一四六	九五	一一五	一五六	一五七	一四一六	一四一六	一五五	一五四
Bhuket	一九	一一	一〇一一	一一五七	八五	七一	一四四	一四六	七九七〇	七九六〇	一〇一	一二〇
Pattani	一〇	一四	七六四	一〇四一	五五	五〇	一一四	一一七	八一六五	七九五五	一一七	一二七
計	四八四	五七四	三一六七三	四四五六	一七六〇	一八六七	四一八六	四四八七	五四一七六	四九七六三	一〇一九	九三八

第二三表　暹羅文部省直轄外諸邦校生徒・教員數連年比較表

出所二同前表

校名	生徒總計					年度末に卒業せし生徒數					教員數				
	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度		一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度		一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	
一、法律學校（司法省所轄）	八九一	一一二九	一〇三四	一〇八三		三一	四九	五一	二八		一九	一八	二	一五	
二、陸軍諸學校	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
幼年學校	一三二	三六四	三一六	三七五		八五	五一	五〇	三九		四八	四七	一九	一三	
士官學校															
教導團	三〇六	一〇八	九三	一一九		一〇五	一三八	一一七	一一〇		六八	六七	三三	五一	
三、海軍諸學校	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
兵學校	一三	八五	六五	四八		八	八	九	二		一	一	一	一	
機關學校	八四	四一	三一	二六		三	七	四	一八		一	一	一	一	
四、憲兵及警官學校（內務省所轄）	六四	四六	六五	六一		七	七	八	三		一	一	一	一	
五、郵便電信學校（商務遞信省所轄）	三一	二六	一五	三六		—	—	—	—		—	—	—	—	
計	二一〇三	一九一五	一八四五	一八四六		二四六	二八三	二四〇	二五九		四八	四五	三一	二五	

備考　教員數中右の數字は特派巡回教師及講師である

學藝調査機關

國立圖書館　一九〇五年の創設に係るが、一九二六年四月十九日の勅令にて國立文學考古美術院（Royal Institute of Literature, Archaeology and Fine Arts）の設置と共に、改組して其一部をなすに至つた。從來本館は二部に分れ、一はヴアジラナナ（Vajiranane）圖書館と稱して手記書類及蒐集藏置し、國立博物館（後述）の一棟にあり、他はヴアジラヴット（Vajravut）圖書館と稱して印刷書類を藏しヲット・マハータット寺院の前面にある。前者には東埔寨巴梨の手記類、經文、其他佛教關係書類、文學、歷史、法律及古代石文彫刻等を數多蒐集藏有し、世界に其比類を見ない。又後者は、暹羅書籍及外國書籍（歐洲、支那、サンスクリット等）の二部に分ち、數多の書籍を藏有する外、各種の地圖、繪畫、寫眞の類を有し、內外新聞雜誌閱覽室の外數箇の閱覽室があつて、無料にて一般閱覽を許してゐる。

國立博物館　圖書館と同じく右文學考古美術院の管下にあり、舊副王（ウパラージ）の宮殿を其儘使用してゐる。入口第一の建物は右ヴアッラナナ圖書館に當て、右側の建物には美術品を藏してゐる。室の中央には錫蘭にて古代に鑄造されたブタシインの像を安置し、其後方には各種の信者奉納品を陳列してゐる。其後方の建物には、印度婆羅門佛、柬埔寨及暹羅鑄造佛等青銅佛のみを藏置し、暹羅美術の變遷及樣式が伺はれる。最後の建物には近代暹羅美術品の逸作たる、玉座、乘物、家具、武器、面、樂器、布類等を收め、其ヴエランダには、大佛像及印度・爪哇より入來せし參考品を陳列し、又前者の建物との間の小室には各種佛像の破片を藏置してゐる。

其他　商務遞信省內に官立研究所、植物調査課がある（行政の部參照）。

衞生

總說　抑々暹羅に歐風式醫療方法が紹介されたのは、十七世紀の初め暹羅に在留せるジエスイツト派宣教師に依るもので、其後十九世紀の前半來暹したる米人宣教師等は間もなく醫療事業を起し、其一は北部の都會チエンマイに置き、今では此處が暹羅に於ける醫業の中心地たらんとしてゐる。先づ宣教師等は、一八四〇年蔓延せる天然痘に對し弘く種痘を施し、又彼等はチエンマイに癩療養所を設置した。現在に於ては政府より若干の補助金を得て優秀なる成績を擧げてゐる。此の外盤谷附近プラ・プラデンに、暹羅赤十字社の經營する癩療養所がある。次に一八九〇年醫學校の開設の結果、醫務教育は一新紀元を劃した。之れが進歩發達は、ロツクフエラー財團の醫務教育部の協力帮助に俟つものにして、保健竝に醫療事業の發展に缺くべからざるものとして認められてゐる。斯くて暹羅赤十字社、萬國保健委員會及ロツクフエラー財團醫務教育部は、近世暹羅に於ける醫務保健界の進展上重要なる地位を占してゐるのである。此後間ゝなく、保健に關する法律が一八九七年通過なした。是れが盤谷に於ける衞生上の根本法と成つてゐる。檢疫に關する勅令は一九〇一―一九〇五年間屢々發布を見、遂に永久的の海港檢疫所がコー・プラ（Ko Si Chang）島に設けられた。時を同じうして文部省內に政府種痘研究所が出來たが、後內務省に移管せられ、一九一一年新設パストゥール・インステイチユートに併合された。五箇年後暹羅赤十字社がこれを經營するに至り、此基礎の下に現在のソーラバア皇后記念館が新築せられ、暹羅政府の種痘及血清試驗所と成つてゐる。一九一八年勅令によつて現在の保健局成立し、盤谷に於ける保健醫務事業と共に從來地方長官によつて行はれてゐた萬般の衞生事務をも管轄するに至つた。

如斯政府は比較的着實に、而も年々施設上の進歩改良を行ひつゝあるが、人民の衞生思想は頗る幼稚なるのみならず、一方多數の下級支那人、印度人の雜居する等公衆衞生に無頓着なる彼等に對しては千の豫防心得も百の取締規則も雲煙看過せられ、例之ペスト、コレラの傳染病患者を出しても、出來得る限り之を隱蔽する者多く、其排出汚物は運河溝渠に投棄せられつゝある狀況で在る。從つて、今後は一方之等文化低き住民の疾患に對する傳統的風習思想を除去すると共に、政府の施設補助と相俟つて衞生方面は次第に開かれ行くものと思惟すべきであらう。

暹羅に於ける醫師會は、主として醫師藥劑師等の免許狀下附及取消竝に登錄等の事務を司る團體にして、一九二三年度醫師法に基きて內務省より右の權限を委任せられ、醫師會の會員は衞生局長の權限によりて、暹羅に於ける各階級の醫師の代表者たらしむる事を得るも未だ完全に實施せられざる所である。

衞生行政　衞生局には、衞生局長の下に同次長あり、其下に會計、藥品貯藏、習慣性麻藥、市衞、技術、精神病、醫務、衞生普及、保健、發表、監督の諸課ありて、衞生各般の事業を管掌す。總經費は年九十三萬錢、此內俸

給は五十九萬五千餘に上る。又全國二十二箇所にある市役所の全收入は三十九萬餘、而して支出三十六萬餘の中公衆衞生及醫藥の費用は十萬二千餘を計上してゐる。從つて運羅政府の公衆衞生及醫藥費用全額は赤十字病院、チェンマイ癩療養所及醫科大學等に與へる補助金を除き約百三萬二千餘に達し、全人口の一人當り十七弗餘（一弗は我八・八七五厘に達する割合である。

衞生機關　政府の經營に屬する病院は次の通りである。

地方	盤谷市
病院數	一〇　二
藥局數	七八　一
入院患者數	六、九六二　二、〇五七
外來患者數	二四、〇〇〇　三六、〇五五

其他盤谷市には次の七病院がある。

一、醫科大學シラチヤ病院（政府補助）

二、運羅赤十字社チュラローンコーン記念病院

三、佛國カトリック教セン・ポール・デ・シャルトウル尼僧の經營するセン・ルイ病院（Hangk ik Nursing Home）

四、運羅赤十字社經營プラ・プラデン癩療養所

五、運羅政府の精神病院

六、支那病院

七、支那病院

尙地方にはシラチヤ、シンゴラ等に私立病院あり。盤谷には教育附屬病院十二あり。又運羅內地方面には多數醫官を派遣してゐる。

主要傳染病　國內に發生する主なる傳染病は、ペスト、天然痘、コレラ及腦脊髓膜炎の四である。

ペスト―一時運羅の中心市コーラート市には年々發生して熄まざるが爲めに巳むを得ず同市全部を燒却したることあり。一九〇八年には每日の發生數三十五名に及び一九一二年の如き一乾季中に八百名以上の死亡者を出し、一九一七年に於ては其流行最も猛烈にして凡そ七千名に達したる狀態であつた。

コレラ―次にコレラは一九一九年を最初として、二箇年間實に一萬八千の患者を出し、今日に於ても每年各地に散布的に發生してゐる。最近には、地方に於ける發生數一萬の中死亡者七千、盤谷では患者三千、此內死亡千八百を算してゐる。

マラリアー每年四、五萬人の死亡者あり。一村の半數を冒され又は一家全滅せるものあり。然し現今キニーネの配布位のものにて格段解決方法皆無の有樣である。

海港檢疫　曩に運羅に於てはコー・プラに海港檢疫所を設定したることは、既に述べたる所である。現時に於ては之れは使用せず、當國政府國境の困難なる問題の一を爲してゐる。但し外來船舶に對しては、時間節約の爲めパークナム（Pakoam）に於て檢疫を實施してゐるが、目下適當の地を物色中である。

阿片に就て　阿片は專賣に屬し、國內に栽培せらるゝものは無い。從前は請負制度なるも、一九〇七年より盤谷其他の二、三州に專賣を施行し、其後漸次に各州に及ぼした。何人も官廳の許可無くして、粟罌粟を栽培し若しくは其種子を所持することは出來ず、又阿片及阿片屑は次の場合の他輸出入を禁止せられる。

一、本法によりて免許狀を得たる場合。

二、阿片屑は政府阿片製造所に於て製造したる以外のものを所持するを得ず。

又煙膏を吸煙せんとする者は、只だ煙館に於てのみ許可せられ、吸煙者は煙館免許者の供給する煙管を使用し、煙館を去る時は、之等器具を返屆さなければならない。吸煙者にして煙館に赴くこと能はざる者若しくは赴く事を欲せざる者は、所轄官吏に其旨を出願し、官吏が之を適當と認むる時は、官よりこれを賣下げて出願者の家に於て吸煙を許可される。斯かる吸煙を特別許可と云ふ。次に醫師藥劑師等が醫藥上阿片を必要とする者は、衞生局に出願して阿片賣捌官より免許狀（買取）を得なければならない。何人に拘らず、政府に於て納めた容器から他の容器に移すことは堅く禁ぜられ、若しこれを犯したる者は本法規定以外の阿片と見做されて所罰を受ける。

第二四表　運羅出生・死亡者數連年比較表

出所は運羅鐵道部情報課發行案內

年度	出生數	死亡數	人口千人當出生率	人口千人當死亡率
	男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計
一九一一年	二三四、七四四	一八五、一〇二	二八	二二
一九一二年	一四三、九五〇	一三五、九五九	三〇	二八
一九一三年	一五二、四八三	一四一、二八七	三一	二九
一九一四年	一四九、八三四	一三八、五〇九	三一	二八
一九一五年	一六三、一〇一	一五〇、二〇四	三四	二八
	二五八、〇九二	二四七、九〇九	一七	一七
	一四四、九五九	一三五、七三五	一七	一七
	一四一、二八七	一三二、〇〇八	一七	一七
	一三八、五〇九	一二七、七〇四	一七	一七
	一五〇、二〇四	一四一、八五六	一七	一七
	三一三、四〇六	二九一、三六〇	一七	一七
	一四四、六二五	一三四、六二五	一七	一七
	一五九、七三五	一四七、七三五	一七	一七
	一五七、七〇四	一四七、七〇四	一七	一七
	一五七、七〇四	一四八、五五六	一七	一七
	一五八、一六三	一四八、一六三	一七	一七
	三一六、四〇六	二九四、六二五	一七	一七

本表によれば、全國に於ける人口の自然增加數平均は千人當り約十四人となる。

第二五表　運羅盤谷市出生・死亡者數及幼兒死亡率連年比較表

出所は同前表

年度	出生數	死亡數	人口千人當出生率	人口千人當死亡數	幼兒死亡數	幼兒千人當死亡率
一九一一年	一〇、九八	八、〇五九	三三	二四	二、五六	二二一
一九一二年	一一、五二三	八、〇二三	三〇	二一	二、八〇九	二四四
一九一三年	一二、七一八	一一、二四三	二九	二六	三、〇一二	二六一
一九一四年	一三、四〇二	一一、七五〇	三〇	二六	三、三一二	二四九
一九一五年	一三、四二七	一二、〇五八	二八	二五	三、四八四	二五九

前表を見らに、右五箇年間に於ける幼兒死亡率（出生千人當り）の平均は二四一である。今參考の爲め、運羅國內に於て猛獸毒蟲其他不時の災害に基づく死亡數を表示すれば、左の如くである。

第二六表　運羅野獸・毒蟲其他事故死亡者數表

出所は同前表

年度	溺死	毒蟲咬傷	虎・鰐	象及家畜	其他	合計
一九一一年	六九九	五三	五〇	七三	七七一	一、六四五
一九一二年箇年平均	六七七	五一	六五	八四	五三〇	一、四〇八

右表中虎及鰐に害せられた者の中、六六%はマハラドル（Mahalasit）一州に於て猛虎の犧牲となりたるもので、鰐の被害中六二%はナコン・スリ

タマラート及ブーケット二州のみに據つたものである。

第二七表 遷羅傳染病患者・同死亡者數連年比較表

種別		一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度 四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
ペスト	患者	一九五	一九一	三二一	二一二	二八	三	一〇	一六	二三	四六	三三	六	九	二	二三	四三	二三五
	死亡	一五〇	一五〇	二八一	一七八	二一三	三	九	九	一四	三九	二五	四	九	一	一六	一四	一七六
コレラ	患者	三九二六	一四七	一三五	二三五	九一	二七	三六	二	一	七	六四	一四八三	一五七二	六七九	六八〇	一六〇七	六二九
	死亡	二五五〇	五五	七三	一一	六一	一四	三一	一七	一	四	三三	九五〇	一〇七九	四七九	四五三	一一五五	四二三五
天然痘	患者	八九	三七	三六七	一六三六	三六三	三九	一八	六二	一								
	死亡	二七	九〇	八四	七〇五	一四一	九	三	一九	二								
腦脊髓膜炎	患者			三	四一	二八	二	一	二	一								
	死亡			一	一五	一三												

第二八表 遷羅盤谷市傳染病患者・同死亡者數連年比較表

種別		一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度 四月	一九二五年度 五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
ペスト	患者	四二	八八	三六	七三	一四三	一〇七	二三	六	五	四	三	一	一	一	一	一	四八
	死亡	一四五	一四〇	九一〇	五二	一二	八	一八	四	四	三	一	一	一	一	一	一	四四
コレラ	患者	四四〇一五五	五三九七八八	九九一六二六	八七	四三八三三	四七六八三	五四	五	三	二	一	一	一	一	一	一	二九六七
	死亡	九二	五四九	一五	一二五	八三	五〇	三五	二	二	一	一	一	一	一	一	一	二九六一
天然痘	患者	四	三	一	一	六四	五四	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
	死亡	一	一	一	一	四	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
腦脊髓膜炎	患者	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇
	死亡	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一四〇

出所II頁前表

第二九表 遷羅及盤谷市種痘統計連年比較表

出所II頁前表

年度	遷羅全州 種痘數	遷羅全州 感效率	盤谷市 種痘數	盤谷市 感效率
一九二一年	四〇〇、一五五	九二%	二七、九〇五	七二%
一九二二年	五三、九七八八	八七	四七、三八三	五八
一九二三年	九九、二〇六	八三	四五、八三三	六二
一九二四年	七五、六三九	七七	一四、六一七	六四
一九二五年	一〇四、七四〇	七五	一三、五六七	五二

遷羅赤十字社 世界各地に存在する赤十字社と類似の基礎の下に成立せる團體で、且又赤十字聯合の一員にして國際赤十字委員會より遷羅赤十字社として認可せられたものである。國内的には國王の保護監督を受け、社長副社長は共に國王の任命する所である。社の經營は社長及副社長並に理事會員三十名より成り、委員會によりて行はれ、委員會員は二箇年毎に交代に其半數を改選す。社の本部及各部の本部は之を盤谷市に置く。同社の事業は病院部、救助部、保健部、學術部、少年赤十字部の五部に分れてゐるが、同社の活動に就いては既に前段總説に於て概述したるを以て玆には省略する。尚學術部には在盤谷外國人の寄附に係る毒蛇研究所がある。

ロックフエラー財團國際保健局の活動 「人類の三敵即ち疾病、饑餓、戰爭の中最も恐るべきは疾病なりとの宣言の下に口氏財團が當國に活動を開いたのは十年以前の事である。現在に於ては前記遷羅赤十字社、國際保健局及文部省衛生局と協力して專ら、(一)十二指腸蟲事業 (二)癩療養事業 (三)公衆保健看護所等の事業に從事してゐる。右の外特記すべきは醫科大學の設定、又マラリア、ペスト、インフルエンザ、コレラの邊防及遷羅醫師會の設置等各種衛生事業に攜はらざるなき狀態で、今日遷羅が衛生上各方面に進歩の著しきを見るは本財團に負ふ所甚大である。別して十二指腸蟲撲滅に於て然りである。尚既往に於て該患者治療總數は百萬人を超ゆと云はれてゐる。

財政

沿革 遷羅に於て豫算を編成し國庫の歳出入を公表したるは、四曆一九〇一年以降に屬し、以前は同國財政機關としての大藏省は甚だ微弱なる官廳にて、同省直轄の租稅としては唯關稅及請負制度を採用するに、三稅を致したに止まり、一般租稅の徴收は寧ろ内務及畿甸(内務省に合併)兩省により取扱はれてゐたが、西曆一八九六年英人財政顧問 Bolvin Jacquemyns 氏の招聘と共に會計檢查局を創設し、各省獨立の會計を廢し、歳出入の監督權及徴稅權を大藏省に回取し、同省は玆に始めて財政上の實權を掌握するに至つた。

財政機關 財政機關は大藏省に依つて代表されてゐる。同省の組織は、總務局、顧問室、統計局、會計檢查局(會計・檢查・通貨及金庫の諸課)、稅關及消費稅局(統計・分析・鑑定・輸出入の諸課及消費稅に關するものには總務室・登錄及酒類輸送・監視・法務の諸課)、阿片局(事務課及工場)、收稅局(主計・漁業稅及會計の諸課)よりなる。

歳計總説 一九二〇年度以前十箇年許りは、年々歩からざる決算剩餘金を生じ健全なる發達を見たが、最近四箇年は不足額繰越の爲め財政上頗る困難なる狀態を呈した。然るに一九二六年度は、右四箇年間の豫算の不均衡を一掃して剩餘金を出すに至つたのは大いに特筆すべきである。顧るに一九一六―二五年度の十箇年間に於ける當國財政は、歳入僅か二〇・四%の增加を見たるに反し、歳出は實に四三・四%の增大となし、而も歳出の大部分は一般納稅者に直接福利を齎らさざる項目に支出された。玆に於て政府は專ら經費節減によつて歳出を減少するこさに決し、財政委員を任命して專ら考究したる

第三一表　運羅歳目別歳入決算額過年比較表

出歴作一歳一九二三年度財政顧問部及同年度年報参照

歳目	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
一、直接収入				
官有財産収入				
官有財産拂下代	一八四七四	一八四七四	一八四七四	一八四七四
官有財産賃貸料	三一〇五三	三九一〇〇	四六八八	四六八八
鑛山林	三七五九	三五八四	三五九〇	三五八〇
森林	三七五九	三五八四	三五九〇	三五八〇
官有財産収入				
計	八九二三三	七七〇八一	七七四五四	八七八〇五
官業事業収入				
郵便電信・電話	八五七八	八九八四	八〇七八	八〇八八
電信・電話	一一八九六	一二一〇三	一二一〇九	一二一〇四
通運	三六八三	四〇〇三	四一〇五	四一〇五
水道	四四三五	五二四四	五四〇五	五四〇五
セメント製造所	九六三五	一	一	九六三五
ゴム精製所	四四三五	五二四四	五四〇五	五四〇五
鑛泉浴場	一八九九	一九一〇	一九一〇	一九一〇
官業事業収入				
計	一五三八九	一八〇八五	一八九二四	二〇七〇四
利子及手数料	一八〇九五	四五七四一	四五七四一	四五七四一
雑収入	四三五	一〇一五	一〇一五	九七九
計	一八四四七	三四五三三	四五七四五	四五八一五

歳目	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
二、租税				
直接税				
地租	一一一一九	一一一一九	一一一一九	一一一一九
人頭税	一〇〇〇五	一〇〇〇五	一〇〇〇五	一〇〇〇五
計	一一一一四	一一一一四	一一一一四	一一一一四
関税	一〇五五七	一一一五四	一一一五四	一一一五四
輸出税	四八五九	五四八八	五四八八	五四八八
輸入税	五六八〇一	六一一〇二	六一一〇二	六一一〇二
雑収入	一四四五	一〇〇一五	一〇〇一五	一〇〇一五
其他の租税				
阿片専賣収入	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇
水道税	一〇一五	一〇一五	一〇一五	一〇一五
消費税	一〇一〇一	一〇一〇一	一〇一〇一	一〇一〇一
地方通過税	一〇〇一	一〇〇一	一〇〇一	一〇〇一
阿片専賣収入	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇	一一四〇〇〇
特許料及手数料	一四五	一四五	一四五	一四五
印紙税	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
登記料	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
船舶税	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
鉱区税	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
罰金及没収品	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
司法手数料	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
計	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
歩合収入に約すべき額	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一
直接収入合計	一一一一	一一一一	一一一一	一一一一

第三〇表　運羅経常歳出入歳入・決算額過年比較表

出歴作一歳一九二三年度財政顧問部及同年度年報参照

年度	歳入 豫算	歳入 決算	歳入 過不足	歳出 豫算	歳出 決算	歳出 過不足	決算差額
一九一一年	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一
一九一二年	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一
一九一三年	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一
一九一四年	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一
一九一五年	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一
一九一六年	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一	一一一一一一

運羅經常歳出入歳入・決算額過年比較表ニ於テ著シク減少ヲ見タル事實ハ實ニ新帝ノ大英斷ト云ハサルヲ得ナイ。

歳入ノ主要歳入項目ヲ擧ケ、ソノ沿革ヲ叙述スレハ次ノ如クデアル。

關稅　關稅ハ一八五五年ノ英暹條約ニ依ツテ創設セラレタモノデ、一八九八年英人ウイリアムス氏(Williams)及同氏ノ後ヲ受ケテアムブロース氏(E. Ambrose)ガ顧問トシテ來任スルニ及ビ其形體ヲ備フルニ至ツタ。當關稅ハ一八五五年ノ英暹條約ニ依リ創定セラレ、輸入品ニ對シテハ均一ニ從價三分ヲ課シ、米其他ノ輸出物産ニ對シテハ低率ナ輸出稅ヲ賦課シタニ止マツタガ、其後物價ノ騰貴、全國官民工業ノ發展ヲ相呼應セザルニ至リ、一九二七年遂ニ全部ノ通商條約改正サレ、關稅自主權ヲ獲得シ、同年五月新關稅定率ノ發布ヲ見タ。曰ク本邦ノ終了ニ挿入シタ關稅率ガソレデアル。

消費稅　本稅ハ阿片專賣收入ト相並ンデ政府主要財源ノ一デアツテ、現在ハ酒造稅及飮料免許稅ノ如キモノガアルガ、以前ハ一八八三年ノ消費稅法ニ依リ、釀造ノ條件ヲ嚴重ニシ、且ツ釀造稅ノ代リニ消費稅ヲ採ツテヰタガ、其後本制度ハ次第ニ多クノ地方ヲ廢止シ、現在ハ一九二七年三月ノ新關稅率ノ發布ト共ニ修正サレタモノガ賦課セラレテヰル。

阿片專賣　ハ歳入項目中最大ナルモノデ、之ヲ以前ハ原料ヲ政府ガ輸入シテ、煙膏製造ハ請負制度ニテ入札シ、落札者ハ製造販賣ノ獨占權ヲ有シタガ、一九〇七年大藏省内ニ阿片局ヲ新設シ政府ノ直營トシ、其ノ範圍ヲ漸次擴張シテ一九〇九年遂ニ請負制度ヲ廢止シタ。當時ハ政府收入ニ一時的減少ヲ見タガ、其後價格ノ引上ケ其他ニ依リテ著シク增加シ、前記決算表ニ見ルガ如ク、收入項目中ノ首位ヲ占ムルニ至ツタ。

鹽　右ノ外往時ハ、賭博稅及常藏發行許可(請負制)ニ依ル收入アリタガ、何レモ其弊害ヲ認メ、現時ハ何レモ廢止シテヰル。前者ハ歳入約七百萬鎊後者ハ三百五十萬鎊ノ歳入ガアツタ。

五、行政費

目	計	中央政府								地方								
		內務	外務	大藏	司法	遞信	商務	農務	國務	總督府	警察	保健	衛生	地方事務	檢察	地方監獄	港灣	營繕
三年度	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇																
四年度	七、六六六、〇〇〇	七、六六六、〇〇〇																
五年度	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇																
六年度	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇																

四、公債費

目	利子	償還
三年度	五、六六六、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇
四年度	七、六六六、〇〇〇	七、六六六、〇〇〇
五年度	七、六六六、〇〇〇	七、六六六、〇〇〇
六年度	九、六六六、〇〇〇	九、六六六、〇〇〇

運輸

財政

歲出

目	計	那役所手數料	漁業特別稅收入	屠獸場手數料	留多場及賭物稅	鑛業稅（警察手數料ヲ含ム）	通行稅	河川使用料	其他ノ收入
三年度	八、六六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇
四年度	一〇、七一三、三三三	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇
五年度	一〇、七一三、三三三	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇
六年度	一〇、七一三、三三三	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇

歲出

目	計	鹽	鳥巢園	龜卵場稅	計	租稅收入合計	步合入ニ對スル額	頭割額	戶數割額	三、雜收入	歲入總計	戶數割	一、歲入徵收官吏報酬費
三年度	八、六六六	三、三六六	三、三六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	八、六六六	七、三三六	八、六六六	八、六六六	八、六六六
四年度	一〇、七一三	三、三六六	三、三六六	一、八三三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	七、三三六	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三
五年度	一〇、七一三	三、三六六	三、三六六	一、八三三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	七、三三六	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三
六年度	一〇、七一三	三、三六六	三、三六六	一、八三三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三	七、三三六	一〇、七一三	一〇、七一三	一〇、七一三

歲出

目	計	森林稅	消費稅	阿片專賣	稅關	二、歲入徵收官吏報酬費	計	雜收入	三、雜收入	計	道路局	水產局	遞信局（郵便電信ヲ除ク）	三、關稅徵收	計	道路局	水產局	遞信局（郵便電信ヲ除ク）
三年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
四年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
五年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
六年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇

六、陸・海及空軍費

目	計	陸軍	海軍	空軍
三年度	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四年度	四、九三三、三三三	二、六六六、六六六	二、六六六、六六六	六六六、六六六
五年度	四、九三三、三三三	二、六六六、六六六	二、六六六、六六六	六六六、六六六
六年度	四、九三三、三三三	二、六六六、六六六	二、六六六、六六六	六六六、六六六

七、王室經費

目	計	王室經費
三年度	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
四年度	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
五年度	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
六年度	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇

會計及會計檢查

目	計	會計檢查院	會計及公債費
三年度	二、六六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	
四年度	二、六六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	
五年度	二、六六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	
六年度	二、六六六、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	

運輸

財政

歲出

目	計	那役所手數料	漁業特別稅收入	屠獸場手數料	留多場及賭物稅	鑛業稅（警察手數料ヲ含ム）	通行稅	河川使用料	其他ノ收入
三年度	八、六六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇
四年度	一〇、七一三、三三三	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇
五年度	一〇、七一三、三三三	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇
六年度	一〇、七一三、三三三	七、三三六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇

歲出

目	計	龜卵場稅	鳥巢園稅	森林稅	消費稅	阿片專賣	稅關	一、歲入徵收官吏報酬費	計	雜收入	三、雜收入	計	道路局	水產局	遞信局（郵便電信ヲ除ク）	三、關稅徵收	計	道路局	水產局	遞信局（郵便電信ヲ除ク）
三年度	八、六六六	八、六六六	三、三六六	三、三六六	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	八、六六六	七、三三六	八、六六六	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
四年度	一〇、七一三	一、八三三	三、三六六	三、三六六	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	一〇、七一三	七、三三六	一〇、七一三	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
五年度	一〇、七一三	一、八三三	三、三六六	三、三六六	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	一〇、七一三	七、三三六	一〇、七一三	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
六年度	一〇、七一三	一、八三三	三、三六六	三、三六六	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	一〇、七一三	七、三三六	一〇、七一三	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇

歲出

目	計	水產局	道路局	水力電氣事業費	水力電氣	電話	郵便電信	二、官營事業費	計	雜收入	三、雜收入	計	道路局	水產局	遞信局（郵便電信ヲ除ク）	三、關稅徵收	計	道路局	水產局	遞信局（郵便電信ヲ除ク）
三年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
四年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
五年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
六年度	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇	三、三六六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇

第二表　歲出

運輸費目別歲出決算額連年對比表

費目	三年度	四年度	五年度	六年度
一、歲入徵收官吏報酬費	八、六六六、〇〇〇	一〇、七一三、三三三	一〇、七一三、三三三	一〇、七一三、三三三
二、官營事業費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三、關稅徵收費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
歲入總計	九、七六六、〇〇〇	一一、八一三、三三三	一一、八一三、三三三	一一、八一三、三三三
歲入頭割額	一〇、一五〇、〇〇〇	一〇、一五〇、〇〇〇	一〇、一五〇、〇〇〇	一〇、一五〇、〇〇〇
步合入ニ對スル額	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
租稅收入合計	二五、九一五、〇〇〇	二七、九八三、三三三	二七、九八三、三三三	二七、九八三、三三三
三、雜收入	七、三三六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇	七、三三六、〇〇〇
歲出總計	四三、〇〇〇、〇〇〇	四七、一三三、三三三	四七、一三三、三三三	四七、一三三、三三三

鐵道及運輸事業に使用されたものである。

第三四表　運羅政府公債償却額連年比較表　明治四十一年度末現在

公債名	三一年九二度	四一年九二度	五一年九二度	六一年九二度	七一年九二度
三一年百六十九百九萬九千九百九萬九千九百九萬九千

備考　該免稅品中には、眞實に使用されたる個人に屬する荷物を含む

九、織糸又は布帛の製造に適する生糸

十、性質形狀に何等の變化なくして五箇年以内に再輸入され、且輸出の時再輸入證書を取り置きたる輸出物品

輸出關稅―各一擔に付き、一、粗一三・〇士丹、二、カーゴ米一八・五士丹、三、カーゴ碎米及同粉米九・五士丹、四、白米、白碎米及白粉米一七・五士丹

關稅定率修正―一九二八年十二月五日右定率は修正されて、五%以上の無水酒精を含有する香水に、四〇%以上を含有するものは一立に付二・五〇銖又は從價五%、以下のものは一・五〇銖を、未製造煙草に從價二割五分を課することゝし輸出稅は各〇・一士丹を減少した。

消費稅　は一九二七年三月二十七日發布の修正法に依り、次の如く決定さる。卽ち酒精飲料、葡萄酒、參酒の消費稅は、無水酒精毎立二・二五銖（Gay Lussac 氏酒精計に依る測定）で、毎バル立に最低六三士丹を賦課す。

人頭稅　內外の別なく、暹羅法權に服する滿一七歲以上六〇歲未滿の男子に賦課する。官吏、軍人、僧侶其他二、三の例外があるが稅額は地方民の生活程度を標準とし、州により多少の相違あるが、最低二銖最高六銖である。

其他の稅　地租（農業の部參照）、教育稅（教育）部參照）、漁業稅（漁業の部參照）、桑園稅、煙草栽培稅、甘蔗稅、砂糖椰子稅、鹽田稅、建築物稅、鑛業稅、木材伐採稅、屠殺稅等がある。

金融

幣制及通貨流通高　沿革―銀の市價暴落し、國庫の損失甚大なりしに鑑み、一九〇二年勅令を發し、銀貨鑄造は金貨を提供したる者に限り、且政府の公定爲替率一磅對暹貨十七銖の割合に於てのみ鑄造に應ずることゝし、以て銀貨の自由鑄造を廢止した。之によりて從來世界銀市場の變動に左右されてゐた暹羅貨幣は其變動の範圍を縮少し、主として盤谷に於ける貿易關係を標準として高低するに至つたが、爾後銀相場は次第に騰貴し、政府が當初に定めたる決定率を超過するに至つたので、政府は銀貨保護の爲め遂に一磅對十三銖の割合に爲替率を引上げ、一九〇七年金爲替本位制設定の法律を發布するに至つたが、最近「二四七一年（一九二八年度）通貨條令」發布され貨幣單位をバート（銖）卽ち純金〇・六六五六七瓦と定め、通貨は左の加く定められた。

第三五表　暹羅通貨種類・純分・重量表　出所Ⅱ一九二八年駐盤谷及通商ディレクトリー

金屬種類	貨幣名稱	標準 重量	公差 純分	重量	公差 純分
銀	バート（銖）	一バート貨	九〇〇	千分の三	九厘
銅		千バート貨	一〇〇		二五厘
銀	五十サタン	五十サタン貨	六五〇	千分の五・五	八厘
銅		五十サタン貨千枚ニテ	三五〇		二五厘
銀	二十五サタン	二十五サタン貨	三七五	同	五五厘
銅		二十五サタン貨千枚ニテ	三五〇		六厘
ニツケル	十サタン	十サタン貨	五五		二〇厘
同	純ニツケル	純ニツケル	二		一五厘
五サタン		五サタン貨	九五		一五厘
青銅	一サタン	一サタン貨	五（亞鉛一、錫四）		二五厘

通貨の單位はバート（テイカル―鉄―Tical）と同じであるが、後者は外來語で暹羅語ではない）にて、一〇〇サタン（士丹）に分割される。一バート貨は、紙幣と共に其額に關係なく無制限法貨として通用され、五〇士丹及二五士丹貨は五バート迄、白銅貨及青銅貨は一バートを限り法貨として通用する。

一九〇八年の舊制では、右バート貨、白銅貨及青銅貨の外、ドス貨（Dos 重量六・二〇瓦、純分金九〇〇銅一〇〇、重量公差一ドス貨二厘、純分公差千分の一・五にて、一ドスは一〇バートに當る）、二サルン貨（Salung 重量七・五瓦、純分銀八〇〇銅二〇〇、重量公差一貨に付き八厘、純分公差千分の四にて、二サルンは半バートに當る）及一サルン貨（重量三・七五瓦、重量公差一貨に付き五・五厘にて、純分公差右に同じく、四分の一バートに相當する）の三種を規定してゐた。

紙幣發行―從前當國政府は紙幣發行の特權を香港上海銀行其他の外國銀行支店に特許し、之等銀行より發行せし紙幣は盤谷にては事實上法貨同樣に認められてゐたが、一九〇六年前記各銀行の發行權を取上げ、政府自ら紙幣の發行を開始した。然るに政府發行の紙幣は民間に於て頗る好評を博し、何等强制手段を採ることなくして銀行券と交替し、全國に流通するに至つた。

第三六表　暹羅紙幣發行額及準備金運年比較表　單位Ⅱ銖　出所Ⅱ各年度財政顧問報告書

	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	一九一七年度
總發行額	九二、八三五、六七九	一一五、八〇三、四五〇	一一六、八〇〇、四七八	一三七、七六八、一六六	一三六、九五八、五一〇	
純流通額	七七、五二七、九三〇	一〇〇、三四七、三五	一〇〇、九八七、七二七	一一九、八三〇、七一八	一〇九、九〇〇、九一〇	
（右との差額は大藏省に保有）						
準備金						

通貨流通高―硬貨・紙幣別各年度流通高を左に揭ぐ。

第三七表　暹羅通貨流通高連年比較表　單位Ⅱ銖　出所Ⅱ一九二六年度財政顧問報告書

	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	一九一七年度
一、硬貨						
銖	五九、六四九、八一〇	五四、八四九、七六九	五三、八七六、七〇二	五四、三三五、九二〇	五三、八〇二、三八六	
二サルン	二一、五七、七八	三、四五一、四六六	三、一七七、八七八	二、八三五、一二〇	二、八三二、一二六	
新一サルン	二、六三〇、四七	二、七五八、六二一	二、九四六、四八〇	三、一六〇、九三八	三、一八〇、八二	
銀貨計	六四、四三五、六四五	六〇、八四四、八五六	六〇、〇〇〇、九八八	六〇、四四〇、七八二	五九、八三五、九四二	
其他	六、一八八、九三一	六、六一〇、五一七	七、三五一、七四八	八、二九四、八八八	九四三、八七九三	
小計	七〇、六四四、五六六	六七、五二五、二六六	六八、七三二、六三八	六八、七三二、六七〇	六六、一二三、八六二	
頭割額	七四二	七〇二	六三三	六九九	六九六	
二、紙幣						
一銖	一二、六三一、七〇四	一五、七六〇、二〇五	一六、八一八、八六六	一〇、八九四、二五五	一〇、八三五、二五五	

自國銀行一

第三九表　邏羅所在主要金融機關一覽表

銀行名	創設年度	資本金及積立金	主要業務	支店所在地	備考
邏羅商業銀行 (The Siam Commercial Bank)	一九一三	準備積立金 一、〇〇〇、〇〇〇	國營鐵道郵便局為代理業務ヲ營ム	バンコック（Bangkok）ニ本店ヲ置キ、ペナン、シンガポール、ペグー、ラングーン、ペッチャブリー、ナコンパトム、ラジャブリー、ペッチャブン、ウドンタニ、ウボン、ナコンラチャシマ、ロッブリー、ナコンサワン、ピサヌローク、ラムパン、チェンマイ、ターク、ナコンシタマラート、ソンクラー、ヤラー、ナラティワート、パッタニー、ペラ、ジョホールバルニ支店ヲ有ス	
國庫貯蓄銀行 (Treasury Saving Bank)				バンコック	國庫ノ監督ニ屬シ、貯蓄銀行ノ業務ヲ營ム
香港上海銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corpn.)	一八六五	資本金 一〇、〇〇〇、〇〇〇弗 積立金 一〇、〇〇〇、〇〇〇弗 拂込資本金 四、〇〇〇、〇〇〇弗	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
渣打銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China)	一八五三	資本金 四、〇〇〇、〇〇〇磅 積立金 二、〇〇〇、〇〇〇磅	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
印度支那銀行 (Banque de l'Indochine)	一八七五	積立金 一、〇〇〇、〇〇〇弗 拂込資本金 四、〇〇〇、〇〇〇弗	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
有利銀行 (The Mercantile Bank of India)	一八五六	積立金 一、二五〇、〇〇〇弗 拂込資本金 二、五〇〇、〇〇〇弗	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
印度支那不動產銀行 (Credit Foncier de l'Indochine)	一九一三	資本金 五、〇〇〇、〇〇〇弗	不動產抵當貸附	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
廣東銀行 (Bank of Canton)	一九一四	資本金 八、〇〇〇、〇〇〇弗	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
四海通銀行 (Sze Hai Tong Bank)	一九一四	資本金 二、〇〇〇、〇〇〇弗	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
順利成銀行 (Soon Hok Seng Bank)	一九一四	資本金 一、〇〇〇、〇〇〇弗	一般銀行業務ヲ營ム	バンコック	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ

第三八表　邏羅國庫資金產高連年比較表

單位 千分ノ一弗

頂綫通貨流通額	頂小額計	千百五十十錢	備考
一九二、三五六、四五〇	九、六五二	二〇五、三四四、〇五〇	但シ地方金庫ニ保存セラルヽ七、九〇〇、〇〇〇錢ヲ控除ス
一九、四	一三、〇三	二三七、九〇三、〇四〇	
一八、四四三、〇五六	一一、〇一	二三七、〇〇〇、〇〇〇	
二一、〇三	一四、〇八	二五、八〇〇、〇〇〇	
二〇、四三、一九六	一三、四八	二五、〇〇〇、〇〇〇	

金融機關

國庫貯蓄額一九二六年十二月末ニ於ケル總額ハ、有利子預金一三、四〇二、九〇八、無利子預金二六、七七二、二六四、計三〇、一七五、一七三錢ヲ示ス。

第三九表　邏羅所在主要金融機關一覽表

銀行名	所在地	三一九二四年末	三一九二五年末	三一九二六年末
邏羅	倫敦	九、二一一、六八五	一〇、〇五〇、四七六	一〇、三四七、四七六
其他ノ諸國		一、七五一、三四三	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四
計		一〇、九六三、〇二八	一一、三九一、九四〇	一一、六八八、九四〇
方谷	邏羅	三、六四五、七三二	三、八八一、〇四四	三、八八一、〇四四
地總羅	倫敦	九、二一一、六八五	一〇、〇五〇、四七六	一〇、三四七、四七六
計		一二、八五七、四一七	一三、九三二、五二〇	一四、二二九、五二〇
法ノ諸國	海峽植民地	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四
比ノ諸國	海峽植民地	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四
克ノ諸國	海峽植民地	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四
馬ノ諸國	海峽植民地	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四
米國	海峽植民地	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四
留ノ諸國	海峽植民地	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四	一、三四一、四六四

銀行名	所在地	本店資本金及積立金	營業年度開始	支店所在地	備考
香港上海銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corpn.)	香港	積立金 一〇、〇〇〇、〇〇〇弗 拂込資本金 四、〇〇〇、〇〇〇弗	一八六五	香港、上海、橫濱、神戶、孟買、カルカッタ、ラングーン、コロンボ、ペナン、シンガポール、ジャカルタ、スラバヤ、マニラ、サンフランシスコ、ロンドン、リヨン、ハンブルグ、ベルリン	香港ニ本店ヲ有シ、極東ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
渣打銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China)	倫敦	積立金 二、五〇〇、〇〇〇磅 拂込資本金 四、〇〇〇、〇〇〇磅	一八五三	孟買、カルカッタ、マドラス、コロンボ、ペナン、シンガポール、ジャカルタ、スラバヤ、香港、上海、漢口、天津、北京、ロンドン、リヨン、ハンブルグ、ベルリン	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
印度支那銀行 (Banque de l'Indochine)	巴里	積立金 一、〇〇〇、〇〇〇弗 拂込資本金 四、〇〇〇、〇〇〇弗	一八七五	巴里、リヨン、マルセイユ、ボルドー、ル・アーブル、ストラスブール、ニース、ロンドン、ニューヨーク、ボンベイ、カルカッタ、ラングーン、コロンボ、ペナン、シンガポール、ジャカルタ、スラバヤ、香港、上海、漢口、天津、北京	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
有利銀行 (The Mercantile Bank of India)	倫敦	積立金 一、二五〇、〇〇〇弗 拂込資本金 二、五〇〇、〇〇〇弗	一八五六	孟買、カルカッタ、マドラス、コロンボ、ペナン、シンガポール、ジャカルタ、スラバヤ、香港、上海、漢口、天津、北京、ロンドン、リヨン、ハンブルグ、ベルリン	邏羅ニ於ケル最大ノ銀行ニシテ、邏羅ノ對外貿易ノ大部分ヲ取扱ヒ、且ツ邏羅ノ國庫金ヲ取扱フ
印度支那不動產銀行 (Credit Foncier de l'Indochine)	巴里	資本金 五、〇〇〇、〇〇〇弗	一九一三	同同	同同
廣東銀行 (Bank of Canton)	香港	資本金 八、〇〇〇、〇〇〇弗	一九一四	同同	同同
四海通銀行 (Sze Hai Tong Bank)	新嘉坡	資本金 二、〇〇〇、〇〇〇弗	一九一四	同同	同同
順利成銀行 (Soon Hok Seng Bank)	香港	資本金 一、〇〇〇、〇〇〇弗	一九一四	同同	同同

ろが故に、一般に邏民は貯蓄心に乏しく殊に下層民は金錢上の餘裕を有せざるが爲に、容易なる官吏は高利貸を營むもの多く、甚だしきは月一割餘の暴利を貪ることさへある。

高利貸　一般に邏民は貯蓄心に乏しく殊に下層民は金錢上の餘裕を有せざるが爲に、容易なる官吏は高利貸を營むもの多く、甚だしきは月一割餘の暴利を貪ることさへある。

邏羅……金融

の場合其擔保品を被告者に返還の責務なき利金を有してゐる。

時其檢查を受けるる。故に右官邏書記の給料を貢贈する代りに、賄賂攝取當

箇月五〇錢を前納し官邏書記一名を雇入れる外、常に警察と連絡を取り、國

れ、專ら中流階級の金融機關をなしてゐる。殆んど支那人經營にて營業稅一

他の金融機關一例當（質屋）盤谷市中一定の區所ヲ限リ、營業ヲ許サ

利ヲ貪ラざるごとくである。

銀莊　支那人金貸業にて各四、五千錢乃至一萬錢の資本にて、一般商人に

高利貸　信局ノ行ふ。

信局　私設郵便局さも云ふべきもので、殆んど支那商人の副業に行ひ、信

書發行の外移民より受けたる送金依賴を取扱ひ、外國銀行を通じて之を香港

に送り、同地より各名宛人に送付するを業としてゐる。

信用組合　農業國たる邏羅の農民は從來農民間の貸金に、高利貸に仰ぎ高利に苦

しみつゝあるが故に、農民をして之等負債を返済せしめ、更に土地農具を購入せしむるの目的を以て、政府は一九一六年農民間に信用組合運動を起し同年羅商業銀行に對し、同運動の運轉資本用として、三〇〇、〇〇〇錢の限度内の貸付に保證を與へた。翌一九一七年最初の信用組合が創設され、現在合計七十七組合を算す。因に該制度は農民の物質上の救濟のみならず、多分の道德的教育的要素を含んでゐる。既設組合は羅曆二四五九年組合法の下に設立されたが、最近（一九二八年五月二十二日）新開紙の報導に依れば右法を廢止し、新たに「羅曆二四七一年産業組合條例」が發布された。

金利　羅の金融繁閑は專ら米輸出の能力及時期に依つて左右される。米取引は例年十一、十二月頃より開始されて翌年五、六月頃に略終了し、二、三月が最も繁忙である。從つて上半期は金融繁忙で、下半期は閑散であり、金利も之に應じて幾分の上下をなすが、元來當國の金利は倫敦市場利子に基いてゐるが故に變動極めて少く、目下六乃至七分見當である。今銀行利子を示せば—

預金	當座預金	一分
	小口當座預金	一十丹
	定期預金　三箇月四分、六箇月四分五厘、一箇年五分	
貸付	貸出金、割引手形、利付爲替手形	八—九分
	當座貸越	七—八分

右當座預金利子は甚だ低率に見えるが、前述の如く同國金融の繁閑は單に米輸出に支配され、爲替操縱上不便なる爲め、自然銀行に多額の遊資を生ずる時と反對に大逼迫に遭遇する時とを生ずるが故に、組合銀行は右に協定して利息の平準を保つてゐる。

外國爲替　羅は古來農業國にて、商業方面は多くを外人に委ねてゐる爲め、自國金融機關の發達遲れ、國内の資金移動は今尚人力、機械力に依る狀態にて、信用制度たる爲替業務は未だ普達を見ない。故に當國にて爲替と云ふは多く外國爲替を指稱するものである。

今當國外國貿易額を一九二一—二五年度の五箇年平均に徴するに、年額輸入一五七、八八〇、一四四錢、輸出二〇〇、六八八、五七九錢、計三五八、五六八、七二三錢に達してゐる。然し當國にて有力なる貿易業者は主として多く精米業を兼營する支那人にして、羅より輸出する米穀に對し、香港・新嘉坡より雜貨、爪哇より砂糖を輸入する等所謂物々交換にて計算するものあるが故に、右額中外國爲替として決濟せられるものは輸出入差額即ち總貿易額の約一割と認めて差支へあるまい。

爲替相場の建方　組合銀行の協定に依つて建てられ、各地に對し百錢（倫敦のみは一錢に付き何程として受取勘定を採用し、大藏省公定倫敦賣買相場に依り、各地の倫敦宛賣買出來相場を標準として査定する。但し香港・新嘉坡宛相場は、同方面に特種の勢力を有する香上銀行建相場に據るようである。今倫敦宛銀行計算の相場の建方を示せば次の如くである。

錢の純分量は

1 gram = 15.432 grains

X = 0.66567 × 15.432 = 10.27261944 grains

次に磅の純分量は

£ 1 = 123.275 grains

£ の出位 = 916.213 (= 11/12)

∴ X = 123.275 × 11/12 = 113.0021 grains

上記二式より次の方程式が得られる。

X (Tical) = £ 1

£ 1 = 113.0021 grains

10.27261944 grains = Tc. 1

∴ X = Tcs. 11.0003

卽ち英貨と羅貨との比價は、英貨一磅に對し羅貨一一・〇〇三錢に該當する。倫敦宛爲替相場は多くの場合上記法定平價を標準として上下するものである。

第四〇表　羅羅對外國爲替相場表

倫敦・新嘉坡・香港及印度に對する爲替相場　(D. D.)

年度	倫敦 最高	倫敦 最低	倫敦 平均	新嘉坡 最高	新嘉坡 最低	新嘉坡 平均	香港 最高	香港 最低	香港 平均	印度 最高	印度 最低	印度 平均
一九二三年	1/10	1/9 5/8	1/9 13/16	87 1/2	75 1/2	77	77 1/4	76 1/4	76 3/4	130	120 1/8	125 1/16
一九二四年	1/10 3/32	1/9 31/32	1/10	77 3/4	77 3/4	77 3/4	79 1/4	77 3/4	79	128	125	125
一九二五年	1/10 5/32	1/10 5/32	1/10 5/32	78 3/4	78 1/2	78 5/8	81 1/2	79 1/4	80 1/2	120	120	120
一九二六年	1/10 5/32	1/10 5/32	1/10 5/32	78 3/4	78 1/2	78 5/8	81	77	79	121 1/2	121	121 1/4
一九二七年	1/10 5/32	1/9 11/32	1/9 3/4	79 1/2	76	78	97	80	85 1/2	122 1/2	121 3/8	121 3/4

（當銀建）

一九二五年度（羅曆二四六九年）月別對各地爲替相場　(D. D.)

（當銀建）

月別	倫敦 最高	倫敦 最低	倫敦 平均	新嘉坡 最高	新嘉坡 最低	新嘉坡 平均	香港 最高	香港 最低	香港 平均	印度 最高	印度 最低	印度 平均
四月	1/10 5/32	1/10 5/32	1/10 5/32	78 3/4	78 3/4	78 3/4	83	79 3/4	82	122	122	122
五月	1/10 5/32	1/9 11/32	1/10 3/32	76	78 3/4	78 3/4	81	79 1/4	80 1/2	122	118	121 7/8
六月	1/9 29/32	1/9 11/32	1/9 23/32	76	78	78	80	78	79	121 3/8	118	121

七月	1/9 29/32	1/9 29/32	1/9 29/32	78 1/4	78 1/4	78 1/4	78 1/4	81	79 1/2	80 1/4	121 3/8
八月	1/9 29/32	1/9 29/32	1/9 29/32	78 1/4	78 1/4	78 1/4	78 1/4	83	81	82	121 3/8
九月	1/10 1/32	1/9 29/32	1/9 31/32	78 3/4	78 1/4	78 1/2	78 1/2	88	82 1/4	84 1/8	121 1/2
十月	1/10 1/32	1/10 1/32	1/10 1/32	78 3/4	78 1/2	78 3/4	78 5/8	97	87	90 3/4	121 1/2
十一月	1/10 1/32	1/10 1/32	1/10 1/32	79	78 1/2	78 3/4	78 3/4	94	89 3/4	92	121 1/2
十二月	1/10 1/32	1/10 1/32	1/10 1/32	79 1/2	78 3/4	79 1/4	79 1/4	93	91 3/4	92 1/8	121 1/2
一月	1/10 5/32	1/10 5/32	1/10 5/32	79 1/2	79 1/2	79 1/2	79 1/2	93	86 3/4	90	122
二月	1/10 5/32	1/10 5/32	1/10 5/32	79 1/2	79 1/2	79 1/2	79 1/2	89	86	88 3/4	122
三月	1/10 5/32	1/10 5/32	1/10 5/32	79 1/2	79 1/2	79 1/2	79 1/2	92	89	50 3/4	122

農業

總說　暹羅は由來農業國にて、古來暹民の殆んど全部が農業に從事せる所以は、蓋し諸條件に因るものである。一、メナム・チヤオ・プイア竝に其姉妹川の主流及支流の灌漑せる一望千里の膏沃なる平原其他に數多の平地を有すること。二、而も當國の土質は、大體肥沃なる粘土質にして、特に米作に適し、水田農作に施肥する者なし。三、熱帶に屬する爲め年中氣溫高く、最近十箇年の平均に徴するに一年の平均氣溫（攝氏）二七・七度、十二月一月の最涼季にて一五度、最高溫度を示す四月に於ては三〇度を示す。四、最近十箇年平均の年當り總雨量は一三八一・六粍にて、農耕に十分なる雨量の供給があり。但し一年の中乾・雨兩期があり、十一月より越えて四月に至る六箇月間は乾期にて殆んど降雨を見ず、此間の總雨量は十箇年平均僅かに約二三〇粍餘なるに反し、五―十月は雨季にして殆んど毎日の如く一―二時間の驟雨を見、右六箇月間の總雨量十箇年平均一一五〇粍餘に上るが故に、旱・水雨害を蒙ることが尠くないが、然し灌漑其他の人工を以て大いに緩和し得べき性質のものである。

農業者　未だ職業別人口の調査を見ないが、商業・漁業其他の雜業に從事せる支那移民及暹支混血人の一部を控除すれば、官吏軍人の外は凡て農民にて、國民の大多數を占めてゐる。如何にも奇異に感ぜられる事實は、林業・鑛業・商業其他は殆んど外人に奪取されながら、農業特に米作は依然として暹人の手中にあることである。

農作地

第四一表　暹羅州別主要農產物植付面積運年比較表　單位＝粍　出所＝一九二六年度統計年鑑

州名	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
Krung Thep	八三〇・四八〇	八八〇・一八〇	一、〇〇五・一六二	九三五・四五〇	九四七・四九五
Ayudhya	三四五・五六〇	三七〇・八一〇	三七〇・八一〇	三七〇・八一〇	三七九・八〇九
Chandiaburi	二一〇・八〇八	二一六・三一八	二一三・五六八	一七八・一五六	一〇〇・四四四
Nakon Chaisi	一四八・六一〇	一四三・六六一	一五二・七一〇	一五三・七五一	一五三・七五九
Nakon Rajasima	二八八・九一四	二九八・一四〇	三〇七・八六〇	二九九・一〇一	三〇一・一四〇
Nakon Sawan	三一三・〇九八	八五〇・一一七	八四六・三四	九三五・八九四	一〇三・二六五
Nakon Sritamarat	八〇一・七四九	一〇〇・九二一	九六四・二四一	八八八・四一六	九六・九六〇
Pathani	三一二・七八六	三五・八九一	二七一・六八〇	二五四・四六一	三一〇・五〇〇
Prachinburi	一三三・五三七四	一四六・四五七	一六三・八四五七	一七〇・八五八	一七・〇五八
Pitsanulok	七九六・八三五	八一・九五九	八六〇・七四九	八五二・九七四	七九八・一四〇
Bayap	一四〇・九三五	一三四・九七七	一三七・三九一	一三七・三九一	一三四・六五〇
Bhuke	二一〇・五〇四	三一五・九〇七	三一〇・七五八	一九五・一〇八	一六三・一八五
Rajburi	五〇一・三三八	五〇一・一一七	六一〇・二五七	五六三・二六〇	八二九・八二七
Uttorn	一〇一・九四二	一〇九・一四八	一一四・一四八	一三三・八八二	一三三・五八八
計	一五、九九二・三五	一六、九五九・八一七	一七、五四八・五三一	一八、六八九・五八一	一八、六八七・七〇

第四二表　暹羅主要農產物別植付總面積表　一九二一―二二年度五箇年之平均　單位＝粍　出所＝同前記

農產物名	植付面積	農產物名	植付面積
米	一六、六五四、〇六二	胡麻	九四四、三七五
煙草	八〇、二七	胡椒	二、六九三
玉蜀黍	四四、五〇四	合計	一六、八三二、三五四
棉	二八、八二六	暹羅總面積	三二、八四九、三七五
豆類	三二、五九九	總面積に對する割合	五一・九%

暹羅の總面積は上記の如く、二〇〇、一四八平方哩即ち三二、八四九、三七五呎（一呎は一、六〇〇平方米、約一段六畝に當る）にて、上表主要農產物の耕地面積の之に對する比率は五一%である。全國總耕地面積（總耕地面積の正確なる數字を缺くも假りに二千萬呎とするも總面積の六・一七%に過ぎない。故に殘餘の地積の中、山岳、湖沼、河川等を除き、過半數の農耕に適する土地は林野として殘つてゐる譯で、將來交通灌漑の利便完成の曉は農耕上著しき發展を見ることゝ期待される。因に當國の耕地可能面積は總面積の三八乃至四〇%と推定せられ、而も方粁當りの人口は一八人に過ぎないのである。

農業に關する特別施設　暹羅は農業立國にて、特に米作は當國の經濟的生命を握れるが故に、一九一三年英人技師 Sir Thomas Ward を聘し、灌漑局を新設して灌漑工事を起し、次で信用組合を促進し、以て耕地の改善增加及農民の保護に資する政策を遂てた。

灌漑工事―Prasak 南運河（既成工事）　右技師最初の計畫にして主として、Rangsit 一帶の改善を目的とし、一九一六年起工、政府水道丈は一九二二年に竣工、所要經費は機械其他を含めて一千五百萬銖であつた。

將來の計畫―

事業別	見積費	目的
※Bang Hia 排水計畫	四、三〇九、七〇〇	Bangsit 一帶の排水、同時に右排水と Pragah 南運河の剩水を鹽水に惱める Bangsit 南方一帶に給水
※Liengrak 排水計畫	三〇、六九〇、〇〇〇	アユティア平原の給水調節
※Prasak 北運河計畫	一二、五〇〇、〇〇〇	プラサク河北岸に於てプラサク南運河既成工事を可成的廣範圍に利用
Nakon Nayok 計畫	八、〇三四、六〇〇	ナコン・ナーヨクの河水を調節し所要灌漑に利用し、剩水を他に導き、又同河水を Bangsit 南方二三、七五〇哩を灌漑し、又はバーン・ヒア排水計畫に包含される一帶の灌水供給を增大
メナム・ノーイ計畫	一、八〇〇、〇〇〇	
スパン引水計畫	一二、四九四、〇八四	スパン流域の改善
パーヤップ山地灌漑	一、〇〇〇、〇〇〇	北部諸縣の灌漑改善
計	三一、一六、三一二	

註 ※は既成工事の補足的計畫事業である

一 米

概說 運羅に於ては、米は運羅民の主食物たるのみならず、米作は當國産業中の大宗である。其他多くの用途に供する外、餘剩米の輸出は總輸出の七割以上を占め、依て米の豐凶は實に當國の經濟的生命を握つてゐる。當國にては新石器時代既に米作を行ひたるものゝ如く、古來戰役の多くは要するに豐饒なる米田を得んが爲めに行はれたもので、同國歷史上に於ても米は重要なる要素をなしたものと見られてゐる。

産地・植付面積 何れの州にも廣く米作が行はれてゐるが、就中メナム・チヤオ・プイア竝に其姉妹河のパーン・パーコン、メクロンの三河及其支流の灌漑する六七、〇〇〇平方哩の濕地たる中部大平原が最も盛んである。該地域には所謂畿內七州たるクルン・テープ、アユテイア、ナコン・チヤイスリーラージブリー、ナコン・サワーン、ピトサヌローク、プラチンブリーの諸州を包有し、之を米の主要輸出州又は "Garden of Siam" と稱され、輸出米の殆んど全部を供給してゐる。中にもアユテイア州は全國最大の産米州であつて、其收穫狀態は米質易見越の指數とされてゐる位である。其他の諸州は僅かに地方消費を充たすに過ぎない。

州名	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
Krung Thep	八一八、〇六〇	八〇、一八〇	一〇〇、四一〇	九二五、一六〇	九四七、八〇〇
Ayudhya	三四〇、五〇〇	三七六、六七〇	三六、九〇〇	三六六、一六〇	三七七、一〇〇
Prachinburi	一三七、三六〇	一四六、二六〇	一六三、三四〇	一六六、九一〇	一七四、八四〇
Nakon Chaisi	一四七、九四九	一四三、三五〇	一五六、三五〇	一五〇、八六〇	一五三、一三〇
Rajburi	四七、三〇〇	四八、二一〇	五九、七一〇	五四、七一〇	八〇、八〇〇
Nakon Sawan	七一、四九〇	八四、七一〇	九三、九四〇	九三、八五〇	一〇一、七四〇
Pitsanulok	七六、七九〇	七八、七九〇	八三、一五〇	八三、一五四〇	七八、八一〇
中部七州計	九〇七、八五〇	九六五、七九〇	一〇七、六一〇	一〇七、九一〇	—
Bayap	一、三五、六三〇	一、三八、五四〇	一、九一、四八〇	一、二九、一四三〇	一、三一、六一〇
Udorn	一、〇一〇、一五〇	一、〇七、八五〇	一、一二、一八〇	一、一四一、八九〇	一、一四〇、八一〇
Nakon Rajsima	二、八三八、〇五〇	二、九五六、一一〇	三、〇三五、一二〇	二、九九八、八九〇	三、一二四、五一〇
Chantiaburi	一九五、五三〇	二〇五、二九〇	二一三、六二〇	二一九、一六〇	二一九、一六五〇
Nakon Sritamarat	七九七、三六〇	九九八、七三〇	八三四、九六〇	八三四、三六〇	九四九、七八〇
Bhuket	二一〇、一〇〇	二一四、七八〇	二一六、一一〇	一九四、一一〇	一八二、一三〇
Pattani	三〇九、三一〇	三〇四、三一〇	三〇九、六八〇	二五九、九八〇	三二五、九八〇
其他の州計	六七、六三〇	七一、三二〇	七一、四五一〇	六九、一一〇	—
合計	一五、七九五、四〇〇	一六、七九二、二五〇	一七、三五六、一一〇	一七、一〇三、三〇	一八〇、九一七〇

右表に依れば、米の植付面積には大體年々增加の傾向があり、特に畿內七州に於て著しきを窺はれる。政府が目下鋭意努力してゐる水利工事の完成と相俟て、今後の增加は刮目して見るべきである。

種類 運羅の米種は七百乃至八百に上ると云はれてゐるが、之を大別すれば糯米と粳米との二種となる。前者は粗大なる赤、紫或は暗色の穀粒にて、調理すれば粘着性強く、北部及東部運民の主要食物であるが、後者は其他地方民の主要食物であると共に輸出米の大部を占めてゐる。

又栽培上成熟期間の長短に依つて次の三種に分つことが出來る。

早熟種（カオ・バオ Khao Bao）栽植後二箇月半にて成熟

中熟種（カオ・クラーン・ビ Khao Klang Pi）栽植後三、四箇月で成熟

晚熟種（カオ・ナク Khao Nak）栽植後五、六箇月で成熟

環境により特種なる性向を有する種類がある。一、二をあげて參考に供する。或變種は、苗代に於て或一定の大さに成長する時は全然健康體の儘でびつたり生長を止め、豪雨があり移植し得るに至れば再び平然成長を初める。故に降雨不規則勝な地方には好んで栽植せられるものである。又或變種は最初は普通と異らないが、一旦洪水に見舞はれる時は增水に連れて成長速度を增し、莖は輕大にて浮子となり頭部を水面に保つ。減水に連れて水面に橫ほり、多くの側面吸枝と小纖維根を出し、前者には穗を付け、後者は生長過多の爲め地根供給にて不足なる養分を吸收する。然し產米は生長過多の爲め劣質を免れない。

栽植法 撒播法、移植法、穴植法の三種がある。撒播法（ナー・ワーン Na Wan 又はナー・ムアン Na Muang）―給水不規則で時に洪水襲來し、人口稀薄なる地方に採用する栽植法である。通常雨季の初め（五月）、來雨の爲め土地充分に濕潤軟化するに至れば、急ぎ鋤耕し、臺灣の牛耙に似て稍々大なる耙を以て之を耕破平均する。豫め水漬にしたる種粳を其上に播布し、今一

暹羅に於ける稻の植付

度鋤耕し、掘返へした土を以て種粿を被覆する。發芽期の排水に備へる爲め、爾後更に一間毎に畝を作る。種粿は撒播後直に發芽し、放置しおけば自ら成長するが、降雨激しく氾濫長期に亙る時は、枯死し再播を要するに至る。該法は一に其地方の降雨如何に左右され、植付は簡易であるが、收穫は少量にて產米は劣質である。

移植法（ナー・ダム Na Dam）又はナー・スアン Na Suan）―河水の氾濫を利用し難き高地にて、栽培期間中適量且一樣なる給水が維持される人口稠密なる地方に行はれる方法で、水田に水を湛ふる必要上七、八月の豪雨を待つて著手し、十月末乃至十一月に移植を行ふ。灌漑の便なきか、又は雨量少き時は撒播法を採用する。苗代を仕立て、水田に移植する等、該方法は日本又は臺灣の夫と大同小異であるが、種粿を水漬することなく、苗代は三四寸に延びれば水を當てずして根の强健を圖り、五、六寸乃至一尺にて移植する。苗取り（暹語タウン・クラ）は頗る亂暴にて、幾百本かを兩手で摑んで引拔き、脚に叩付けて根の泥を除去し、之を板上に拋出して束ねるが故に、根は著しく損傷される。挿秧も日本の如く整然と行はぬ爲め、移植の除草手入は不可能にて、移植を終れば全然田仕事は中絕され、唯時折の畦見廻り、穀倉の準備、成熟時の鳥威しを行ふに止る。本方法が撒播法より生産的なるは言を俟たない。

穴植法（ナー・パ Na Pa）―ジャングル清掃地にて、山地蠻民の採用せる千古傳來の米作法である。該法は雨季前にジャングルを伐倒し、之を乾燥して燒却する。之を鍬にて掘返して除草を行ひ、其上に種粿を撒播するか、又は棒にて穴を開け五、六粒づゝ蒔く。本方法は、植付後も數度の除草を要する許りでなく、地力を直に疲弊せしめる等、最も非生産的なる方法である。

植付期間及氣候　稻の成熟期間に長短ある爲め、植付期間は甚だ長期に亙るを常とし、且地方に依つて一樣でない。中部平原にては五月に開始して十月に及び、北部及東部暹羅にては六―十月の間に行はれ、南部暹羅にては七―十二月の間に行ふ。從つて收穫も前者地方にては九―一月に、中者地方にては十一―二月に、後者地方にては一―五月に行はれる。植付に理想的な氣候としては、中部平原にては三月は輕雨、四月は乾燥、五月は輕雨、六月は一層輕雨、七、八、九月豪雨、十月一層豪雨。爾後無雨を理想とし、東部及北部は之と同樣であるが、南部諸州は之に反し十―三月がモンスーン期、十月に輕き夕立、十一―一月に豪雨、二月輕雨が理想的氣候である。

米作適應性―暹羅殊に上記畿內七州の米作に好適なる所以は、（一）土地平坦にて大農制度に適し、（二）土質柔軟重粒にして耕作に適しないが、稻作に支障なく、却て肥料保存並に灌漑溝を造るに便、（三）殆んど人工的施肥の必要なく、（四）暴風雨蟲害を見ず、（五）植付期間長く且つ勞働者の供給多く而も勞銀低廉、（六）耕用水牛及牛豐富にて、（七）稅金低廉なる等の諸事である。

農耕祭（Raek Na）―Raekは最初の義、Naは田の義即ち初耕を意味し、盤谷郊外プイア・タイに於て現今農務大臣司祭の下に歲々五月初旬に執行され、農民は之を耕作のシグナルとしてゐる。其大略を示せば、佛教及婆羅門教の僧侶の淨めたる鋤及種米を使用し、豫め花環及諸種の魔除け札を以て裝飾したる米田の周圍に三重の畝を鋤き、之に聖水を振灑いで其上に種粿を撒布して式を終る。

刈入・打穀・篩別　通常高き切株を殘して刈取り、小束にして篩別場に運搬する。篩別場は田の中又は村落附近にて、堅固に叩上げ平滑にした圓形の小地面である。打穀法としては搬來したる稻束を之に撒布し、二頭の牛を一緒に軛を掛け、中央の杭に繫いで其周圍を追ひ廻して踏みこなす。穀粒が悉く離脫すれば、簡單なる風撰にて篩別を行ふ。之等の方法は全國殆んど同樣であるが、洪水地方にては舟上より刈取る。用具にも亦多少の相違があり、北部、東部及中部にては稻の下部を鎌にて刈取り、南部暹羅にては掌にナイフを握つて一つ一つ穗を摘取し之を束ねて運搬する。

產額・被害面積　上記植付面積に對する被害面積及收穫面積を示せば次表の如くである。

第四四表　暹羅米作被害面積及收穫面積暹羅米作連年比較表　單位＝粁　出所＝同前表

年度	植付面積	被害面積	植付面積に對する比率	收穫面積	植付面積に對する比率
一九一一年	一五、七九五、四〇〇	七八二、一四〇	四・九五%	一五、〇一三、二六〇	九五%
一九一二年	一六、七九一、二五〇	二、〇一二、八一〇	一二・九一	一四、七九九、四四〇	八八
一九一三年	一七、三五八、一一〇	一、三六七、二三〇	七・八八	一五、九八八、八九〇	九二
一九一四年	一七、三五八、一一〇	二、一八五、四九〇	一二・五	一四、九一七、八九〇	八七
一九一五年	一七、一〇三、六八〇	六八六、九六〇	三・八〇	一七、四四四、八二〇	九六

第四五表　暹羅州別產額量連年比較表　單位＝擔　出所＝同前表

州名	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
Krung Thep	三、一八〇、〇	三、三六三、七一〇	四、七五六、三六〇	四、一〇一、九一〇	三、五三七、六一〇
Ayuthya	一六、三一六、九七〇	一五、八八一、〇五〇	一七、七四四、一三〇	一二、四五四、三三〇	一八、八六二、四五〇
Prachinburi	四、九三八、六三〇	四、六〇、八三〇	五、六八八、〇一〇	五、三四一、七〇〇	六、七〇一、五七〇
N.Kon Chaisri	六、九九〇、五六〇	六、三二九、九三〇	六、八一四、一三〇	五、三六八、八二〇	七、五二九、六五〇
Bajburi	二、三五〇、九五〇	二、一八〇、〇四〇	二、五五五、七一〇	二、五一〇、三八〇	二、四四七、六八〇
Nakon Sawan	二、八七四、七一〇	二、六七一、一〇〇	四、六七二、三三〇	三、九八九、九〇〇	五、五四五、九五〇
Pitsanulok	三、三三六、八六〇	三、三七〇、三五〇	五、五七六、八六〇	三、五六七、五八〇	四、四八二、四四〇
畿內七州計	三九、九二六、七三〇	三六、八八八、二一〇	四七、九八六、四六〇	三七、一二六、七七〇	五一、一七四、三一〇

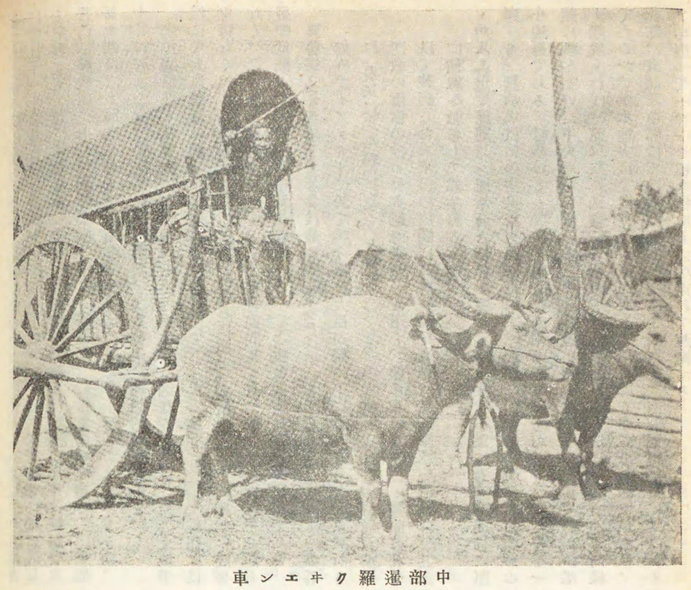

中部運羅クキエン車

州名	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
Krung Thep	三八一	三八一	四・七五	四・四五	三・七三	六・〇三
Ayudhya	四・七三	四・二一	四・八一	三・三一	五・〇〇	四・三七
Pracchinburi	三・六〇	三・一五	三・四七	三・一五	三・八三	四・一六
Nakon Chaisri	四・七一	二・五九	四・三六	三・四四	四・九一	四・四四
Rajburi	四・九五	三・八九	四・二八	四・五七	五・五九	六・六七
Nakon Sawan	四・〇二	四・三五	五・五八	四・二八	五・三九	四五一
Pitsanulok	四・三四	四・七七	六・六六	四・二九	四・二九	五・七一
畿内七州平均	四・三一	四・八六	四・六三	四・二九	三・九二	四・八八
Bayap	八・九九	八・七〇	八・五五	八・四〇	八・四〇	七・九二
Udorn	四・六三	三・九三	四・八四	四・〇八	五・四〇	五・七七
Nakon Rajasima	二・三四	一・四九	二・四六	二・一五	二・一五	二・四一
Chandhaburi	六〇	七・六三	六・八九	六・三五	五・七四	八五一
Nakon Sritamarat	三・八三	三・七五	五・七五	七・三五	五・九〇	六・三五
Bluket	九五〇	一〇・六三	一〇・六三	一〇・四〇	九・三〇	七・二三
Pattani	一・六八	一・三六	九・〇八	八・四三	八・四三	九五四
其他の州計	三・四一	三・六五	三・五九	三・五八	三・七九	三・八〇
總産粗量	七二、三四一、一〇	七三、三八、七五〇	八二、三五九、五五〇	六九、八九四、〇五〇	三五、九八五、一八〇	八七、一〇〇、六一〇

備考　五箇年平均總産粗量は七三、六八八、三七二擔である。

第四六表　運羅州別植付面積噸當産粗量連年比較表　單位日譯出所日岡前表

州名	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
Krung Thep	三八一	三八一	四・七五	四・四五	三・七三	六・〇三
Ayudhya	四・七三	四・二一	四・八一	三・三一	五・〇〇	四・三七
Pracchinburi	三・六〇	三・一五	三・四七	三・一五	三・八三	四・一六
Nakon Chaisri	四・七一	二・五九	四・三六	三・四四	四・九一	四・四四
Rajburi	四・九五	三・八九	四・二八	四・五七	五・五九	六・六七
Nakon Sawan	四・〇二	四・三五	五・五八	四・二八	五・三九	四五一
Pitsanulok	四・三四	四・七七	六・六六	四・二九	四・二九	五・七一
畿内七州平均	四・三一	四・八六	四・六三	四・二九	三・九二	四・八八

Bayap	六・七四	六・四六	六・四一	六・三二	六・〇三	四・五八
Udorn	四・五九	三・八三	三・九三	四・四二	四・三七	四・三七
Nakon Rajasima	四・四一	五・二一	四・〇一	三・八二	四・一六	四・一六
Chandhaburi	三・〇八	三・〇〇	三・二三	三・三九	四・四四	四・四四
Nakon Sritamarat	四・九二	六・三三	七・七二	六・六五	六・六七	六・六七
Bluket	四・五一	四・〇八	五・一四	四・六五	四五一	四五一
Pattani	三・四五	四・四八	三・五六	三・〇二	三・〇二	三・〇二
其他の州平均	四・五三	四・七八	四・八六	四・六三	四・七四	四・七四
全國平均	四・五八	四・三七	四・七四	四・〇九	四・八一	四・八一

一九二五年度に於て二百二十萬噸に近き被害を見たるは旱魃に因るもので産粗量の上にも其影響が何はれるが、然し一般に之を觀れば産粗量も逐年増加の傾向を辿つてゐる。

地價　一九二四年三月調印の日暹條約に依つて日本人も當地にて土地を自由に獲得し得るに至つた。地價は交通灌漑其他地味等の如何に依りて異るべきで確知し得ないが、農民が耕地に抵當權を設定したる場合は悉く之を登記することゝしてゐるが故に、今此登記面積及價格に依るに、抵當權設定耕地の噸當り價格は一九二四年度は約二〇銖、一九二五年度は約二五銖である。故に耕地一噸の價格は二〇―二五銖（上田にて三〇―四〇銖内外）と推定される。

地租　地租は徴税上肥瘠如何に依つて五等地に分れ、一噸當りの産量七擔を一等地、六・二五擔を二等地、五・五〇擔を三等地、五・二五擔を四等地、四・七五擔を五等地とする（實際は水・旱害等にて右標準額は得られないとの事である）。又課税方法に Kuko, Fang Loi の二種があり、前者は地券記載の價格面積に基いて、年々定額を納付するもので、後者は年々の實際作地面積に對して課税するものである。前者は納税者に苛重の嫌があるので、近來は漸次後者を採用し、前者は唯收穫確實で永久性ある土地にのみ實施してゐる。次に地租價格は地券下附濟の地にて、一、二、三、四、五等地夫々一銖、〇・八〇銖、〇・六〇銖、〇・四五銖、〇・三〇銖、地券下附手續未濟の地にて夫々一・二〇銖、一銖、〇・八〇銖、〇・六〇銖、〇・四〇銖である。

第四七表　運羅等級別米作面積連年比較表　單位日譯出所日岡前表

		一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
一等地	Kuko	六六	六七	六七	六七	六七	六八
	Fang Loi	二九五	二七〇	三一〇	三一一	三一一	三五一
計		三六一	三三七	三七八	三八八	四一九	
二等地	Kuko	一八一	一九九	二二〇	二二一	二二一	二三一
	Fang Loi	三五二八	三四二三	三八五四	三九四九	四〇二四	四〇二四
計		三七〇九	三六二一	四〇七四	四一八一	四二九三	
三等地	Kuko	一	一	三五	三九	四三	
	Fang Loi	三五二九	三九四四	四〇〇七	四一二一	四一七九	
計		三五二九	三九四五	四〇四二	四一〇一	四一八二	
四等地	Fang Loi	一八〇	二一二	二一八二	二一四五	一五六八	
五等地	Fang Loi	五〇八	五二五四	五三〇七	五三一一	五八四三	
總計		一四、四九五	一五、二八八	一五、九九二	一六、一七六	一七、九三三	

小作料　從來地主は、小作人に農具食料を供給し收穫高を兩者等分したが、現今邊隅の一小部に殘存するのみにて、他は凡て小作料を徵收する。小作料は土地及所に依りて異るが、地租小作人持として普通一噸當り三銖見當である。

勞力　以前は各地方の農家共同して勞力を提供し、植付刈入をなす風習があつたが、現今は田舍の諸地に限られ、大地主の出現及農民の經濟的智識は、年々山地より出稼する數多のラオ人苦力を使用せしめてゐる。ラオ人苦力は常に五月より翌年二月に至る一米作期極めにて年期奉公をなし、其年期契約勞銀は衣食住(約五十銖)を支給して平均百銖である。彼等は米作を耳にし、水牛一頭及農具を給與すれば、一人撒播法にて三十噸、移植法にて二十噸を耕作するとの事である。普通各家族を雇用するが、家人も亦農作に從事し、女も水牛を使役する。因に東海岸竝に半島運羅以外はラオ人雇用は容易である。

農具　當國農民は今尙千古傳來の幼稚なる農具を使用し、新式農機は從來使用して眞に有用なるものなく、殊に車輛を有する農用トラクターの如きは、運羅の土壤及氣候と相容れぬものがあり、未だ使用を見るに至らない。尤も運民が新式機具を使用せざる原因は、彼等の貧困及保守氣質に負ふ所が多く、政府の指導、文化の進步、信用組合の發達等に依り、漸次採用を見るに至ることゝ思はれる。

米作費　百噸の米作收支を見積れば次の如くである。

勞働者四人の給料	(一人當り百銖として)	四〇〇銖
食料	(一人約月八銖として)	三二〇銖
種籾百擔代		三〇銖
農具損料		三〇銖
勞働者衣服費		二〇銖
水牛五頭		一二〇銖
地租	(一等地として)	一二〇銖
建物修繕費		五〇銖
臨時雇用人夫五十人		五〇銖
雜貨		五〇銖
借地料	(一噸三銖として)	三〇〇銖
支出計		一、四九〇銖
百噸よりの收穫三三クヰエン(一クヰエン七十銖と見て)		二、三一〇銖
收入計		八二〇銖
差引殘高		

然れども、他國人にして米作に從事するには言語其他の風習に習熟すべきは勿論、自家耕地用灌漑設備及產籾賣買方法等にも大いに考慮を要すべきで相當の資本と研究とが必要である。

籾の販賣　一般に現金の貯蓄は危險多き爲め籾の儘貯藏し、金錢の必要あるに際して、栽培者及精米業者の間に介在する仲買人(主として支那人にて平常は農家相手に雜貨商を營む)に分賣する。籾の取引量目單位は通常クヰエン(Kwien 卽ち大牛車にて、其搭載量を云ふ)を使用する。クヰエンは貿易上記してCoyanと呼ばれ、地方に依り相違あるが、通常一クヰエンは八〇籠にて籾は一六擔、玄米は一二擔、白米は一三擔(一擔は一三三・五封度、從て我が一六・一二七貫に當る)である。一九二四年の度量衡法に依れば二、〇〇〇立に一定されてゐる。

精米業　米が當國の重要物產なる爲め自然精米業も最重要なる事業なし亭々として當國上空に聳立せる煙突は、殆んど精米所の夫れであると推定して過言でない。從前同事業は盤谷に限られてゐたが、近頃の鐵道及鐵路の完備につれ、現今地方にも數多建設されつゝあり、爲めに盤谷の精米業者は可なりの打擊を蒙りつゝある。精米業經營者は殆んど支那人にて使用人も亦支那人である。現今盤谷には七十六箇所あり、殆んどメナム・チヤオ・プライアの河岸に臨んでゐる。其中六十六箇所は蒸汽力、八箇所は發動機力、二箇所は電力に依つて操業されてゐるが、同地にては精米所數餘りに多く、各所打揃つて精米に事ず從る程の仕事なき爲め夫々苦境にある。地方精米所は近時駸しく增加し、現今二百餘箇所と見られ、多く發動機力に依りて運轉し、汽力に依るものも多少ある。精米能力は大なるものにて、一日三五〇噸內外、小なるものは十噸があり、平均日當り約一三六噸である。資本は百噸能力のものにて約五十萬銖と云はれる。

籾の品位　精米業者は自己の便宜上、買入籾を次記の品位に類する。

カオ・ナー・スアン(Khao Na Suan)—所謂園地米にて London and China Express紙には屢々'Garden Siam'として記載してゐる。精米業者には最良質のもの。穀粒は細長く脂肪に富み(半透明)、强健にて破碎步合甚少、籾殼は薄い。主として盤谷に近きナコン・チヤイシリ、ランシット(Rangsit)の諸郡及Bakao Krang郡より產出され、早・中・晩熟種又は栽植法の何れを問はず之に分類される。

カオ・ナー・ムアン(Khao Na Muang)—所謂野地米にて、精米業者の取扱ふ籾の中最劣質である。穀粒は短く脂肪を欠ぎ(不透明)、硬質で破碎し易く(成熟不充分なれば殊に甚しい)、籾殼は粗厚である。晩熟種之に屬し、多くは河水の汎濫深き土地に撒播される。米粒は大部分淡紅色を呈し、主としてアユテイア、アーン・トーン(Angthong)・パク・ハイ(Pak Hai)及其近傍諸郡より產出する。

カオ・サーム・ルアン(Khao Sam Ruang)—三穗米の意にて、カオ・ナー・ムアンよりは稍良質で略夫れと同樣なる性質を有するが、幾分長粒を含有し、淡紅色粒を含有する歩合は比較的小である。悉く撒播法により產出される。

カオ・バオ(Khao Bao)—カオ・サーム・ルアンより更に良質で、長粒の含有歩合大で、淡紅色粒を全然混有しない。移植、撒播兩法に依つて栽培されゐ。栽培業者の所謂カオ・バオ(早熟種)とは全然別個のものである)。

カオ・ニオ(Khao Nio)—精米業者の所謂糯米で、北部地方で主食せる粗大な赤・紫又は帶黑色の米種でなく、國內諸州にて栽培される優秀なるものを指稱し、地方消費又は新嘉坡及蘭領印度への少量輸出向として小精米所にて精米される。價格は最良質のカオ・ナー・スアンと同等であるが、獨得の芳香堅度殊に豐かなるものは右より高價である。

右分類には高級なる專門的智識を要する上、而も一取引中にも屢々數地方の產米を含む爲め仲々困難である。

品位　白米(White Rice)—

	碎米混有步合	支那商の使用するもの
最上品(Super)	五%以下	—
特等品(Special)	一五%以下	一等品(No. 1)
普通一等品(Ordinary No. 1 or Europe quality)	二五%以下	二等品(No. 2 or Europe quality)
普通二等品(〃 No. 2)	五〇%以下	三等品(No. 3)
普通三等品(〃 No. 3)	七五%以下	四等品(No. 4)

備考　㈠歐商の云ふ普通一等品及支那商の二等品は、歐洲向需要大なるに依り Europe quality と稱する。㈡上段は東運歐商間に決定使用するもの、下段は在盤支那商之を使用するものと云ふ。

白碎米(White Broken Rice 七五%以上の碎米を混有する白米)—

A.1 米粒二つ割れ　C.1 米粉三つ割れ　C.3 米粒四つ割れ
C.4 最小のもの

備考　㈠ A.1は歐洲向需要大なるを以て Europe quality と云ふ
㈡該等級は歐商支那商共通に使用すると

尙右粒形の差違の外品質をも併示する爲め、更に右等級に No. 1, No. 2… 等を附して A. 1; No. 1, No. 2 或は C. 1; No. 1, No. 2 と呼ぶ。粉米(Meal)—白粉米(White Meal)及カーゴ粉米(Cargo Meal)の二種がある。

籾摺歩合及精白歩合

籾百斤の籾摺歩合	玄米百斤の精白歩合	
玄　米	白　米	四二・五斤
五分入玄米	碎　米	四八・〇斤
二割籾入玄米	米　糠	九・五斤
七三斤		
七四斤		
七七斤		

包裝及容量　輸出米の包裝は悉く上等ガンニー袋(四三吋×二九吋を有する青入線)を使用し、一袋の重要は正味白米二四〇封度(七・二斗入)、玄米二一三封度、碎米二〇〇封度にて、風袋の重量二・五封度である。尙ガンニー袋は精米所持にて、歐洲向二重袋は外俵のみを買方持としてゐる。

價格　相場建値は精米所棧橋渡し一擔建何錢(輸出稅及ガンニー袋精米所持)にてなし、歐洲向は多くハンドレッドウエイト(一一二封度)を使用すると云ふ。

第四八表　遲羅米各品種別擔當卸價格連年比較表　單位1磅　出所1同前表

年度	普通一等品	普通二等品	碎米 A・1	碎米 C・1	碎米 C・3	白粉米
一九二二年	七・九	六・六	五・三六	四・六八	四・二八	六・六二
一九二三年	八・三七	七・八六	六・三五	五・七七	五・二九	六・四五
一九二四年	九・二五	八・八七	六・八五	六・二三	五・八五	七・四九
一九二五年	九・〇八	八・六二	六・九四	六・三一	五・八三	七・三二
一九二六年	九・五二	八・九五	六・九三	六・二六	五・九三	七・〇二

遲羅米市場及輸出高　內國市場—卸賣は價格、品質、引渡時期及所要數量を約定せる契約にて行ひ、通常賣手が米を引渡す。水運の便のみに依る地方では、小賣商人は通常小舟にて遲河沿岸の各家庭に賣廻る。國內消費米は普通一等米及普通二等米である。尙北部遲羅にては糯米を消費するは前述の如くであるが、近時粳米を代用する傾向を生じた。

外國市場—精米業者は香港、新嘉坡又は其兩港に代理商を有し、契約にて積出すが故に、右兩港との米貿易は大部分精米業者の手中にあるが、對歐貿易は殆んど賣商に依りて行はれる。取引は見本に依り約定は通常先物である。精米業者と是等外商との取引にありては精米所倉庫にて商品の受渡を行ふが、價格は精米所棧橋渡しに協定せられるが故に、精米所にて棧橋迄の運賃を負擔し、代金は精米所が百噸を精米する毎に支拂ふ。主要輸出米の品質は白米(上記五品質)、白碎米(上記四品質)、カーゴ米、白粉米、カーゴ粉米、半熟米及糯米であるが、糯も少量の輸出を見る。南部の地方貿易を除けば、遲羅米の積出は盤谷に於て行はれる。此際河口の砂洲を橫切り得る汽船は、直接盤谷に航來し河岸の精米所棧橋にて荷役をなすが、大船はコ・シーチヤン島にて盤谷より浮船にて搬來する米を積取る(交通の部參照)。

第四九表　遲羅米一九二六年度月別・品種別擔當價格表　單位1磅　出所1同前表

月別	普通一等品	普通二等品	碎米 A・1	碎米 C・1	碎米 C・3	白粉米
四月	九・七二	九・二三	六・九〇	六・四一	六・〇三	三〇五
五月	九・九一	九・三九	七・〇五	六・四一	六・〇九	三〇五
六月	一〇・三二	九・七八	七・一九	六・六八	六・三八	三二三
七月	一〇・一四	九・六六	七・二八	六・九八	八・八一	三二〇
八月	一〇・〇八	九・二八	七・一七	六・七一	六・五〇	三一四
九月	九・七一	九・三三	七・一三	六・三〇	六・一三	三二四
十月	九・三四	八・九六	七・一〇	六・二三	五・七九	三一三
十一月	八・八九	八・五一	七・〇八	六・二二	五・七七	三〇八
十二月	八八二	八・四〇	六・九六	五・九六	五・五八	二八四
一月	八・八二	七・九七	六・八四	五八四	五・五三	二七四
二月	九・二九	八・五二	六・八三	五・七五	五・四五	二六九
三月	九・五二	八・九五	六・三八	五・七五	五・三一	二六二

第五〇表　遲羅米及糯輸出高連年比較表

年度	買位	白米	白碎米	白粉米	カーゴ米	カーゴ碎米	カーゴ粉米	糯	計
一九二二年	擔	九五八・九五八	七四八・九四四	一五七・三二九	一三三・〇八	五七・〇一四	一一八五六	二一〇七九五六四	
	鉄	七三七・七八一・二七	三七七・七一九・七〇三	一六四・九八八・五	八四・五七三	九・七四九・八八五	六・七四四・二四三	四四・六四〇・八八七	
	一擔當	七・七一	五・〇四	一・〇五	一・五七	一・二三	一・五九	一・七三	
一九二三年	擔	一〇四九一・八九八	七六〇・二三三	一四九・一五	一四二・一〇三	一一九三・一五九	一二三・一五九	二九九六四	
	鉄	八六二・九二一・六二一	四二三・三二四九一	二三・二三	一五・五一	四・九五五・四九〇	二・七三	四四七四九四八六三	
	一擔當	八・二三	五・〇四	一・八九	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・二五	
一九二四年	擔	八四二・七〇三	七三五・〇六〇三	一五七・二一八	一三三・三七八	一四五九・〇三〇	一二五・〇三	二五四四	
	鉄	七九〇・六〇八	四五五・四八一・五一	一七・一八	一五九七・二一六	八・九八八	三・五三	一三四八七六三〇三	
	一擔當	九・三八	六・一八	一・一二	一・一二	一・一〇	一・一二	一・一〇	
一九二五年	擔	一〇二三・八六八・九	八二〇・三八八・九	一七九・〇〇七	一四八・〇六	一四二・八五五	一四・六六	二一二・四九七・〇三五	
	鉄	九八四・四七七・九〇九	五五一・一四一・三九四	一九・八八	二・九八	一・八五四・二九八	四・〇二	一八六・四九〇・八〇八	
	一擔當	九・七三	六・八一	二・九八	二・〇一	一・八二	二・〇一	一・七九	
一九二六年	擔	一一五七・九七三	七八九・八八五	一五七・三二九	一三三・〇八	五七・〇一四	一一八五六	二一〇七九五六四	
	鉄	八六四・九八八・二七	四〇七・九一九・七〇三	一六・八九	一五・五一	四・九五五・四九〇	二・七三	四四七四九四八六三	
	一擔當	五五・八一	五・〇四	一・八九	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・二五	
一九二七年	擔	一一五七・九七三	八〇四・九八八	一五七・三二九	一三三・〇八	五七・〇一四	一一八五六	二一〇七九五六四	
	鉄	八六四・九八八・二七	四〇七・九一九・七〇三	一六・八九	一五・五一	四・九五五・四九〇	二・七三	四四七四九四八六三	
	一擔當	五五・八一	五・〇四	一・八九	一・二〇	一・一〇	一・二〇	一・二五	

出所1一九二六年度統計年鑑

第五一表　運羅米仕向地別輸出高連年比較表

仕向地	單位	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	五箇年間平均
アンキサン・ドリ	俵						
英領印度	俵						
佛領印度支那	俵						
葡領東阿弗利加	俵						
南阿聯邦	俵						
丁抹	俵						
伊太利	俵						
和蘭領印度	俵						
英領馬來諸州	俵						
英領北ボルネオ	俵						
英領ボルネオ	俵						
英領ホンコン	俵						
英領海峽植民地	俵						
英領ビルマ	俵						
英領ブルネイ	俵						
英領サラワク	俵						
英領セイロン	俵						
英領ソロモン	俵						
英領太平洋諸島	俵						
英領ニューギニア	俵						
英領ニュージーランド	俵						
英領ハワイ	俵						
英領フィジー	俵						
英領ブリティッシュ・ホンジュラス	俵						
英領ブリティッシュ・ギアナ	俵						
英領ブリティッシュ・ソマリランド	俵						
英領ベルギー	俵						
英領ベルギー領コンゴー	俵						
英領ベルギー領ルアンダ・ウルンジ

第五三表　運羅米一九二六年度品別及仕向地別輸出高表

出庫ニ噸表

仕向地	品別	白米	白砕米	白粉米	カーヂ米	カーヂ砕米	カーヂ粉米	糀	計
英領印度	錫	一、三六八、六三七	一、四三〇、五〇〇	一、四四四、〇〇〇	一、三五一、四五五	一、〇五〇、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三六八、六三七
	増	九、七三二、四〇〇	一、四三〇、五〇〇	一、四四四、〇〇〇	一、三五一、四五五	一、〇五〇、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、〇〇〇	九、七三二、四〇〇
英領馬来諸州	錫	一、三五八、三五五	一、四二四、〇〇〇	一、四四四、〇〇〇	一、三五一、四五五	一、〇五〇、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三五八、三五五
	増	九、七三二、四〇〇	一、四三〇、五〇〇	一、四四四、〇〇〇	一、三五一、四五五	一、〇五〇、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、〇〇〇	九、七三二、四〇〇
英領印度	錫	一、三五八、三五五	一、四二四、〇〇〇	一、四四四、〇〇〇	一、三五一、四五五	一、〇五〇、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三五八、三五五

赤黍（チャイ・デーン）、在來種（チャイ・ダイ）、竹派（チャイ・チーン）の三種である。畦畔は地力如何に依るが、盤谷附近にては地米高きが故に一一三間に排水灌漑溝を設け、畦幅約一米を置き、一尺七、八寸の間隔をもつて挿植する。故に該地方にては一噸の収量二一〇〇〇―一三、〇〇〇本、卽ち二五、

第五三表　暹羅砂糖及糖蜜輸入高進年比較表

年度	砂糖			糖蜜			計		
	數量	價額		數量	價額		數量	價額	
右平均	二八六、四〇九	五四〇、六六		一四三、七〇五	三六、四六		四三、三七五	五七、〇七一	
一九一一年	三七六、〇二三	六二、一三五	噸	一七四、一三六	四五、九〇五	噸	五四、一五九	六七、〇四一	銖
一九一二年	三〇五、五六四	四三、四九九	〃	八七、七一五	二四、一五八	〃	三九三、二七九	六七、六五七	〃
一九一三年	二五九、八九六	三五、九八九	〃	一二五、四八三	三四、六二九	〃	三八五、三七九	七〇、六一八	〃
一九一四年	二四五、二七九	三四、〇六二	〃	一四三、六六六	三九、五一四	〃	三八八、九四五	七三、五七六	〃
一九一五年	二八〇、〇四九	三八、八四二	〃	一四三、六六六	三九、五一四	〃	四二三、七一五	七八、三五六	〃

備考　最近二箇年の仕出國は爪哇、香港、新嘉坡の順位にて、二箇年の平均輸入額は夫々五、九凹六千銖、三九九千銖、二六六千銖である。

出所同前表

第五四表　暹羅砂糖輸出高進年比較表

年度	數量	價額	
一九一一年	四七、〇七九	六、三〇八	噸 銖
一九一二年	二六、三五三	三、五九九	〃 〃
一九一三年	二四、六九二	三、四〇二	〃 〃
一九一四年	二四、六九二	三、四〇二	〃 〃
一九一五年	二四、六九二	三、四〇二	〃 〃
右平均	二七、〇五四	三、六九二	

出所同前表

三　棉花

概說・栽培地・栽培方法

暹羅に於ける棉花は古くより栽培され、地方及家内消費以上の生産を見たるは、一九一九年以降に屬してゐる。勿論雨季乾季の雨季を有する上當國の地方には來だ棉作に最も好適なる大面積の地が未耕地の儘存在するが故に交通の發達、人口增加及農民の農業上の智識の進歩と相俟つて、將來廣汎に栽培さるべきことを期待されゐる。當國が諸種の點より棉作に好適なるに、今日迄其發達を見ざる原因は、㈠土人は高價多額の資本を要する面倒なる栽培法を忌むこと、㈡棉花の市價不定なること等であらうと思はれる。今栽培狀況を次の二地方に分つて示せば

一、高地（チェンマイ、サワンカローク、ナコン・ラージャシマー、其他の地方）

兩季の利めに土地を整理して點播し、約二尺に達すれば摘心する。播種後三箇月內外で乾季に入れば最も成績良好である。二、三年株出を試みるものがあるが、病蟲害（一種の蝨又は Bad Back の被害署しいが甚だしい。

低地（ヒトサヌローク、ヒナンドゥ、スコータイ等湄南河畔、サドーンのメコン河畔）普通雨季の終り河水氾濫に雜草を刈りて水中に沒入せしめ、芽生すれば間引く。收穫は三月より四月中に終了し、運賃の關係上六月以降に出荷する。

棉花は一部を種子を取り繰棉にするが、他は實棉の儘販賣し、竹籠に入れ棒にて堅く壓搾して俵造りする。

品種・生產量・栽培面積・生產量及輸出

第五五表　暹羅棉花種類及纖維比較表

種類	Fai Tai		Fai Tet		Fai Kamen		Fai Noi		Fai Daang	
纖維長短	短	長	短	長	短	長	短	長	短	長
纖維太細	堅	柔	堅	柔	堅	柔	堅	柔	堅	柔
纖維强弱	弱	强	弱	强	弱	强	弱	强	弱	强
纖維分量	三五%	三九%	三五%	三九%	六%	六%	三五%	三九%	三%	三%

出所同前表

第五六表　暹羅土地整理引換棉種撒布收穫竹莖除草收穫代造收穫肥料代總計地價農具損料一噸當生產費表

年度	收穫面積	收穫量	一噸當生產費		總計	地價	農具	竹莖代	除草人手間	收穫人手間	肥料	
一九一一年度	二一九	三〇四	噸	三六、〇四	銖	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	銖
一九一二年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一三年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一四年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一五年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
右平均	二一九	三一二		三六、〇四		一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	

出所同前表

第五七表　暹羅棉花種付面積及產量進年比較表

年度	種付面積	收穫量	一噸當生產費		總計	地價	農具	竹莖代	除草人手間	收穫人手間	肥料	
一九一一年度	二一九	三一二	噸	三六、〇四	銖	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	銖
一九一二年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一三年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一四年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一五年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
右平均	二一九	三一二		三六、〇四		一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	

出所同前表

備考　最近二箇年の主要仕向地は新嘉坡、香港の順位にて、二箇年の平均輸出額は夫々一六三千銖及二〇四千銖である。

三　棉花

概說・栽培地・栽培方法

暹羅に於ける棉花は古くより栽培され、地方及家内消費以上の生産を見たるは、一九一九年以降に屬してゐる。勿論雨季乾季の雨季を有する上當國の地方には來だ棉作に最も好適なる大面積の地が未耕地の儘存在するが故に交通の發達、人口增加及農民の農業上の智識の進歩と相俟つて、將來廣汎に栽培さるべきことを期待されゐる。當國が諸種の點より棉作に好適なるに、今日迄其發達を見ざる原因は、㈠土人は高價多額の資本を要する面倒なる栽培法を忌むこと、㈡棉花の市價不定なること等であらうと思はれる。今栽培狀況を次の二地方に分つて示せば

一、高地（チェンマイ、サワンカローク、ナコン・ラージャシマー、其他の地方）

兩季の利めに土地を整理して點播し、約二尺に達すれば摘心する。播種後三箇月內外で乾季に入れば最も成績良好である。二、三年株出を試みるものがあるが、病蟲害（一種の蝨又は Bad Back の被害署しいが甚だしい。

低地（ヒトサヌローク、ヒナンドゥ、スコータイ等湄南河畔、サドーンのメコン河畔）普通雨季の終り河水氾濫に雜草を刈りて水中に沒入せしめ、芽生すれば間引く。收穫は三月より四月中に終了し、運賃の關係上六月以降に出荷する。

棉花は一部を種子を取り繰棉にするが、他は實棉の儘販賣し、竹籠に入れ棒にて堅く壓搾して俵造りする。

品種・生產量・栽培面積・生產量及輸出

第五五表　暹羅棉花種類及纖維比較表

種類	Fai Tai		Fai Tet		Fai Kamen		Fai Noi		Fai Daang	
纖維長短	短	長	短	長	短	長	短	長	短	長
纖維太細	堅	柔	堅	柔	堅	柔	堅	柔	堅	柔
纖維强弱	弱	强	弱	强	弱	强	弱	强	弱	强
纖維分量	三五%	三九%	三五%	三九%	六%	六%	三五%	三九%	三%	三%

出所同前表

第五六表　暹羅土地整理引換棉種撒布收穫竹莖除草收穫代造收穫肥料代總計地價農具損料一噸當生產費表

年度	收穫面積	收穫量	一噸當生產費		總計	地價	農具	竹莖代	除草人手間	收穫人手間	肥料	
一九一一年度	二一九	三一二	噸	三六、〇四	銖	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	銖
一九一二年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一三年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一四年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一五年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
右平均	二一九	三一二		三六、〇四		一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	

出所同前表

第五七表　暹羅棉花種付面積及產量進年比較表

年度	種付面積	收穫量	一噸當生產費		總計	地價	農具	竹莖代	除草人手間	收穫人手間	肥料	
一九一一年度	二一九	三一二	噸	三六、〇四	銖	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	銖
一九一二年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一三年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一四年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
一九一五年度	二一九	三一二	〃	三六、〇四	〃	一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	〃
右平均	二一九	三一二		三六、〇四		一一、三七〇	一一〇	二	一四三	三四	六、〇〇〇	

出所同前表

第五八表　暹羅州別棉花植付面積及産量連年比較表

州名	植付面積（畝）				産量（擔）				噸當り産量（擔）			
	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	一九二七年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	一九二七年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	一九二七年度
Nakon Rajasima	一三二、九九	一三二、九四	一〇〇、〇一七	一〇〇、〇一七	二八、八五	二八、八五	一四、三四五	一四、三四五	一五	一五	一四三	一四三
Nakon Sawan	七四	七五	一五〇	一五〇	一九	一九	一三〇	一三〇	一五	一五	八七	八七
Piksanuloke	三四五五	二八五〇	二一〇七	二一〇七	五八九五	四八七四	五八九六	四八七四	一七	一七	二五五	二五五
Bayap	七五二二	七九九六	四〇五二	四〇五二	七三七四	二三五九六	六三三五	二三五九六	一七	一七	一六三	一六三
Udorn	三七〇七	五二三二	四〇六四	四〇六四	九四七二	二二九四四	六八八九	二二九四四	二五	二五	二四七	二四七
合計	二七九九七	三二一五七	二〇三七〇	二〇三七〇	五一八八六	五五二八	三二八三五（本邦）	三二八三五（本邦）	一八五（同）	一八五（同）	一七二（同）	一七二（同）

第五九表　暹羅棉花輸出高連年比較表　出所＝一九二六年度ハ國勢調及海關年報

年度	數量	價額	右平均
一九二二年	六四三四 擔	七七、九九七 ₰	六二四八
一九二三年	三二五五	四一六二六	
一九二四年	六七〇二	八九五四	
一九二五年	九一三六	八九八三	
一九二六年	六三二二	九一〇八	

四　護謨

英領馬來に接觸し乍ら、暹人の護謨事業の眞價を覺りたるは、最近にて、同事業は暹羅に於ては全く新事業に屬する、從來當國には護謨栽培適地なきものと思惟されてゐたが、投資家がヘヴイア種栽培にはあらゆる方面より絕好なる數多の適地が南部暹羅に存するを發見してより栽培を初め、一九二〇年迄には五萬英反以上の栽培面積を見てゐる。然し爾後市況不振の爲め殆んど休止せるもゝ如くであるが、最近再び護謨熱の擡頭と共に今後同業の著しき擴張あるものと期待される。栽培地は南部諸州及チヤンタブリー州が有望である。北部暹羅及南部暹羅にては護謨を產する Ficus Elastica の變種が野生し、山間民は價格裏好なる時は護謨を採集して地方商人に賣却し、商人は之を盤谷の輸出業者に轉賣する。

第六〇表　暹羅護謨及護謨代用品輸出高連年比較表　出所＝同前表

年度	價額	年次	價額
一九二二年	三七、七二三 鎊	一九二五年	二四五、七二四 鎊
一九二三年	六六、四六〇	一九二六年	二一二、六二〇
一九二四年	七九、八一八	右平均	二三二、二九八

五　胡椒

概說　胡椒栽培は暹羅に於ける最も古き歷史を有する農業の一つで、十七世紀時代は年額約三千噸を產出し、一擔四・五〇鎊の高價を唱へたるものゝ如く、爾後一榮一衰今日に及んだが、價格の衰落及栽培法の非科學的なるに因り、漸次減退を辿つてゐる。現今チヤンタブリー州最多く栽培されプーケツト州は近時護謨栽培に傾き、昔日の面影を漸失しつゝあり、栽培者は殆んど全部支那移民である。本業は相當資本と可なり緻密なる注意とを要する農業なる上、乾季中灌漑の便なる地に限るが故に栽培地には制限がある。

栽培法　栽培法の大體を示せば、多く苗床に挿穗して樹苗を仕立て之を移植する。本田は原生林を清掃して燒き、地を十分に耕耘して數呎置きに支柱（胡椒の壽命三十年間取替へる必要なき樣硬木の心を用ひる）を立て、雨季は其根に二、三本の苗を對植する。蔓は支柱に纏繞しつゝ生長し、三年目にして多少の收穫があり、八年乃至二十年が最盛である。此間灌水及空地の除草、病害蟲に絕ゑず注意を要し、二、三月頃收穫を終れば、牛馬の下肥、燒土、木葉の類を施肥する。收果は仲買人の手にて輕重を分ち、未熟なるものは所謂黑胡椒にて其儘販賣するが、黑き外皮を有して外觀劣惡である。熟果は一、二晝夜清水に浸し、後水を切り席を掩ふて醱酵せしめ、表皮の柔軟となりたる時桶に入れて踏み、果皮を去り水洗した後陽乾する。之を白胡椒と稱し、專ら海外に輸出される。

第六一表　暹羅胡椒栽培費見積表　出所＝在暹日本人會調查事情

森林一噸の伐採費	四鎊
右燒拂費	四鎊
右切株掘返し費	一二鎊
耕耘費（一尺以上）	八鎊
苗木（八百本代）	六―一〇鎊
支柱（四百本代）	四〇〇鎊
合計	四三六鎊

第六二表　暹羅胡椒植付面積及產量連年比較表　出所＝一九二六年度統計年鑑

	單位	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
植付面積	噸	一五八三	九五八	九四三	九二七	九〇五六	
產量擔	擔	四一九〇	二五二四〇	一九八八七	二五〇一七	二四六二〇	
噸當り產量	同	二六五	二六二	二一二	二七一	二六四	

第六三表　暹羅州別胡椒植付面積及產量連年比較表　出所＝同前表

州名	植付面積（畝）				產量（擔）				噸當產量（擔）			
	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度
Chantaburi	八七二八	八五四八	八四四四	七七〇	三二五七	二一〇二	二七二	二七二	三八一	三八一	三八一	三八一
Nakon Sritemarat	一四九	一四九	四四七	四一九	七二八	五〇〇	二八八	二八八	四八九	四八九	四八九	四八九
Bluket	五四四	五四〇	一七〇	一三三	一八五	三五	二四五	二四五	四四一	四四一	四四一	四四一
合計	九四三一	九〇三八	九八八七	八五〇七	三四八六〇	二二一二	二七二	二七二	三八四	三八四	三八四	三八四

六　古々椰子

概説・栽培本數　椰子は一時緯谷の周圍及中部邏羅にも盛んに生育したが、蟲害の爲め過去四、五十年の間に一時に其影を沒した。南部邏羅沿岸は生育良好にて、從來住家の周圍に少數椰子樹の栽植を見たが、近時緯谷實本家にして同地方に可なり廣範圍に亘り栽培を企業するものあるに至つた。元來椰子は輕鬆なる砂質土を好むが、南部沿海地には好適なる栽培地多く、識者の所言に據れば、半島東岸沖のコー・サムイ島は世界市場に恥かしからざる實類を產し、附近の半島諸地にも可なり實類を產出するとの事である。同地に於ては普通一畝二五株を栽植し、土質良好なれば五、六年頃より結實し、七、八年頃より一畝當り五〇〇顆を收穫し、土民栽培者は收類を若んど家庭消費又は時に家庭用品との物々交換に用ひ、稀に過多のストックを有するが、ヨーロッパ製として最寄の支那商人に半值以下にて販賣するに止まる。

第六四表　邏羅椰子輸出高進年比較表

出所＝商務局

年	數量	價額
一九一一年	一、四〇〇、〇〇〇箇	一五、八〇〇弗
一九一二年	一、二五〇、〇〇〇箇	一三、二〇〇弗
一九一三年	一、三〇〇、〇〇〇箇	一四、〇〇〇弗
一九一四年	一、二〇〇、〇〇〇箇	一三、〇〇〇弗
一九一五年	一、一〇〇、〇〇〇箇	一二、〇〇〇弗
一九一六年	一、〇〇〇、〇〇〇箇	一一、〇〇〇弗
一九一七年	九〇〇、〇〇〇箇	一〇、〇〇〇弗
一九一八年	八〇〇、〇〇〇箇	九、〇〇〇弗
一九一九年	七〇〇、〇〇〇箇	八、〇〇〇弗
一九二〇年	六〇〇、〇〇〇箇	七、〇〇〇弗
一九二一年	五〇〇、〇〇〇箇	六、〇〇〇弗

最近二箇年の主要仕向地は香港、英國、新嘉坡で、二箇年の平均輸出額左の如し。

仕向地	平均輸出額
香港	一、五八五弗
英國	一、四〇〇弗
新嘉坡	八〇〇弗

一九一九年の輸出額は一、三二三千弗、一九二〇年は一、二三千弗である。

第六五表　邏羅各州別古々椰子栽培本數進年比較表

出所＝同前表

年度及結實未結實別	ブーケット州	リヤン州	タヨン・スラート州	パタニー州	ブラチン州	ラーノン州	計
一九一六年 結實するもの	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
一九一六年 結實せざるもの	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
一九一六年 計	六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二〇〇、〇〇〇
一九一五年 結實するもの	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
一九一五年 結實せざるもの	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
一九一五年 計	六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二〇〇、〇〇〇
一九一四年 結實するもの	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
一九一四年 結實せざるもの	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇
一九一四年 計	六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、二〇〇、〇〇〇

七　煙草

概説・栽培面積・生產量　乾季中米田に栽培する地方もあるが、メナム・チャオ・プラヤ及其支流の上流地方に於ける河岸又は中洲の輕鬆肥沃なる沖積土最も良作にて、北部邏羅にては米に亞ぐ主要農產物となしてゐる。從つてバーナッツ州最も多量に產し、ラージブリー、ヒトサヌローク州之に亞ぐ。常國產煙草は風味辛烈であるが、カーンチャナブリー（ラージブリー州及ペチャブリー）ヒトサヌローク州の產品は稀々良質で、殆んど全部地方消費用である。

移植し、栽培手入等本邦の栽培と大差がないが、全然施肥を行はず、土葉を天葉を最も貴ぶ。成長したるものより漸次摘取して最後に採種用に供する。摘取したる葉は暗室に入れて一夜醱酵せしめ、生葉の儘にて刻み、或は竹簀に並べ陽光にて乾燥し、爾後露に曝らして稍々濕氣を帶びるに至つて卷いて半斤束さする。新葉は臭氣が強に伸買人は船底又は室內に積重ねて時々上下に積換へながら藏置し、六箇月以上を經過し初めてこれを賣出す。品の程度に達するは容易なるものと認められる。

第六六表　邏羅煙草植付面積及產量進年比較表

出所＝同前表

年度	植付面積 畝位	產量 噸	噸當り產量 同
一九一二年度	七、八〇〇	二、五〇〇	一、三六
一九一三年度	八、二〇〇	二、七五〇	一、三六
一九一四年度	五、二〇〇	二、九三〇	二、二四
一九一五年度	五、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇
一九一六年度	六、〇〇〇	三、二〇〇	二、六六

第六七表　邏羅州別煙草植付面積・產量・噸當產量進年比較表

出所＝同前表

州名	植付面積（畝） 一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	產量（噸） 一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	噸當り產量 一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
Ayndhya	五〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八三
Chandhaburi	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇・八三	〇・八三	〇・八三
Nakon Chaisri	三、六〇〇	三、六〇〇	四、〇〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	三、二〇〇	〇・七八	〇・七八	〇・八〇
Nakon Rajasima	一、九〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	〇・七四	〇・七四	〇・八〇
Nakon Sawan	二、八〇〇	二、八〇〇	三、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、四〇〇	〇・七九	〇・七九	〇・八〇
Nakon Sritamarat	一、三〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	〇・七七	〇・七七	〇・七九
Pattani	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	九〇〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・九〇
Prachinburi	五〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	〇・八〇	〇・八〇	〇・八三
Pitsanulok	二、七〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	〇・七八	〇・七八	〇・八〇
Bayap	一、六〇〇	一、六〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、六〇〇	〇・七五	〇・七五	〇・八〇
Rajburi	一、四〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	〇・七一	〇・七一	〇・七五
Udorn	二、七〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	〇・七四	〇・七四	〇・七三
合計	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	六四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	〇・七四	〇・七四	〇・七五

第六八表　邏羅煙草輸入高進年比較表

出所＝外國貿易及關務報告

年度	葉卷 數量	葉卷 價額	紙卷 數量	紙卷 價額	製造煙草 數量	製造煙草 價額
一九一一年	四〇、〇〇〇斤	二五、〇〇〇弗	四六、七〇〇斤	四三、二〇〇弗	四、〇〇〇斤	五、〇〇〇弗
一九一二年	四二、〇〇〇斤	二六、〇〇〇弗	四八、〇〇〇斤	四四、〇〇〇弗	四、二〇〇斤	五、二〇〇弗
一九一三年	四四、〇〇〇斤	二七、〇〇〇弗	五〇、四〇〇斤	四六、二〇〇弗	四、四〇〇斤	五、四〇〇弗
一九一四年	四六、〇〇〇斤	二八、〇〇〇弗	五二、九〇〇斤	四八、五〇〇弗	四、六〇〇斤	五、六〇〇弗
一九一五年	四八、〇〇〇斤	二九、〇〇〇弗	五五、四〇〇斤	五〇、八〇〇弗	四、八〇〇斤	五、八〇〇弗
一九一六年	五〇、〇〇〇斤	三〇、〇〇〇弗	五八、〇〇〇斤	五三、二〇〇弗	五、〇〇〇斤	六、〇〇〇弗

第七一表 暹羅州別胡麻植付面積及産量連年比較表

州名	植付面積(畝) 四一年九度二	植付面積(畝) 五一年九度二	植付面積(畝) 六一年九度二	産量(噸) 四一年九度二	産量(噸) 五一年九度二	産量(噸) 六一年九度二	時價産量(鎊) 四一年九度二	時價産量(鎊) 五一年九度二	時價産量(鎊) 六一年九度二
Ayudhya	三七三	三八〇	一六五	九一三	九〇〇	三三八	一・四三	一・四三	一・四三
Prachinburi	八九	四〇〇	一三六	八九	二000	一三六	一・00	一・00	一・00
Nakon Chaisri	一四四	一10四	五三	一四五	二六六	三一三	一・00	一・九四	一・00
Rajburi	一0六	六九	四0七	四00	七一一	0・九八	一・一	一・一	一・八
Nakon Sawan	五一0	一二九	四四七	六四三	一五六	二・九三	四・九六	一・八五	
Pitsanulok	一六八	一四三	一四三	三九一	一四10	二四三	二・三七	一・九六	一・七0
Bayap	三一四八	四八六	一一五六	二0一八	一一四一八	三七五10	二・三五	二・三五	二・三五
Udorn	四二一	八四一	七五四	三五五	一0六	七五	一・0六	一・0五	
Nakon Rajasima	七九	一七八	一一0四	一0八	一三七	一四三	一・三一	一・三一	
Nakon Sritamarat	一	五0	一八五	一	五00	一100	一0・00	一・0六	
合計	一三四一	10七九	10一六	三七一五	四六五	五八六八	二・三三	二・三六	一・五四

九 豆類

概說・栽培面積・生産量・輸出量 雨季の終りに播種し、翌年一月、二月頃收穫し、種類は黒小豆、南京豆、大豆、小豆にて、前二者最も多く、後二者之に亞いで生産せられる。菓子並に豆腐の原料として、大部分は內國消費に當てられるが、一部は輸出せられる。生産・輸出狀況を表示すれば次の如くである。

第七二表 暹羅豆類植付面積及産量連年比較表

種類	植付面積(畝) 四一年九度二	植付面積(畝) 五一年九度二	植付面積(畝) 六一年九度二	産量(噸) 四一年九度二	産量(噸) 五一年九度二	産量(噸) 六一年九度二	時價産量(鎊) 四一年九度二	時價産量(鎊) 五一年九度二	時價産量(鎊) 六一年九度二
黒小豆	一四一	一四一	一四一	一一四	一一四	一一四	一・一0	一・一0	一・一0
南京豆	一四一	一四一	一四一	一一四	一一四	一一四	一・一0	一・一0	一・一0
大豆	一四一	一四一	一四一	一一四	一一四	一一四	一・一0	一・一0	一・一0
小豆	一四一	一四一	一四一	一一四	一一四	一一四	一・一0	一・一0	一・一0
前二者	一四一	一四一	一四一	一一四	一一四	一一四	一・一0	一・一0	一・一0
後二者	一四一	一四一	一四一	一一四	一一四	一一四	一・一0	一・一0	一・一0

第七三表 暹羅豆類輸出高連年比較表

年度	數量	價額
一九一一年度	三六五四	三六五四
一九一二年度	三六五四	三六五四
一九一三年度	三六五四	三六五四
一九一四年度	三六五四	三六五四
一九一五年度	三六五四	三六五四
一九一六年度	三六五四	三六五四
右平均	三六五四	三六五四

面して主要仕向地は新嘉坡である。

一〇 玉蜀黍

栽培面積・生産量 可なりの植付面積を見るが、國內消費用のみに栽培されてゐる。

第七四表 暹羅玉蜀黍植付面積及産量連年比較表

種類	植付面積	畝	産量 噸	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
黒小豆	一四一	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
南京豆	一四一	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
大豆	一四一	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
小豆	一四一	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
前二者	一四一	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
後二者	一四一	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四

第六九表 暹羅煙草輸出高連年比較表

年度	數量	價格
一九一一年	三六五四	三六五四
一九一二年	三六五四	三六五四
一九一三年	三六五四	三六五四
一九一四年	三六五四	三六五四
一九一五年	三六五四	三六五四
一九一六年	三六五四	三六五四
平均	三六五四	三六五四

平均輸入額は大々二・七百萬銖、二・三百萬銖、一・一百萬銖である。

八 二五 主要仕向國は新嘉坡及英領馬來諸州にて、二箇年の平均輸出額前者は八千銖、後者は九一千銖である。

胡麻

概說・栽培方法・栽培面積・生産量 胡麻の栽培は近來大いに奬勵せられ、栽培面積も增加しつゝある。種子は手力又は牛力にて木製壓搾器にて油分を搾取し、料理、殊に燈火用として使用し、殘滓は家畜飼料及肥料とする。支那に少量の輸出があり、同地にては多く菓子混合物用に供する。佛領白・黑・黃色の三種あり、油分搾取用としては價値少きものゝ如くである。

第七〇表 暹羅胡麻植付面積及産量連年比較表

時價産量 常りの産量	植付面積 産量	噸	單位	二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
同	增	噸		二三七	一三九	一三八	一三七	一三六
一・五四		七七		一・五四	一・五四	一・五四	一・五四	一・五四
一・四六		八七		一・四六	一・四六	一・四六	一・四六	一・四六
二・三		三四七		二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
二・三八		四七七		二・三八	二・三八	二・三八	二・三八	二・三八
一・五四		一0八		一・五四	一・五四	一・五四	一・五四	一・五四
合計		一三四一		一0七九	一0一六	三七一五	四六五	五八六八

排水良好なる地にては屈指を問はず生育する。

二 糯稲子

糯稲子は全國的に生産せられ、南部暹羅にては地方需要を充たし、餘剰を國内の他地方又は新嘉坡及彼岸に輸出せる地方がある。盤谷郊外も亦き其料學的農園を見ない。該樹は三年末より結實し、通常年一回（所に依つては二回）一〇〇―一五〇〇顆を結ぶ。

一三 其他の農産物

ヌピカ、宿根類、穀等の雑穀、茄子、大根、瓜、瓜類、唐辛子、印度大麻、黄麻、ラミー、龍腦、沸荷、唐辛、鳳梨、ドリアン、マンゴスチン、マンゴー（Okrong と稱する最良種を産する）、多種の柑橘類、朱欒（ナヨン・チャイスリー州最も有名）、龍眼肉、芭蕉實、其外數多を産し、布しくも熱帶植物にて栽培に適せざるものはない。

牧畜業

牛 林野に放牧し、夜間は畜中に安眠せしめるが、晝間は水草を追ふて自ら食し、殆んど飼料を與へない。高原地に於ける輸送用、食用及其外少數を耕作用に供する外新嘉坡方面に輸出する。

第七七表 暹羅州別飼養牛頭數連年比較表

出所＝同前表

州名	二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
Krung Thep	（調査廢止に付き係數無し）				五六
Ayudhya	九六、三四〇	一〇、〇四四	一〇、〇七四	一一、〇八八	一一、二八八
Chandhaburi	五二、三三三	五七、八一八	五八、八八八	五九、〇三三	六〇、八八八
Nakon Chaisri	九五、〇三五	一〇、〇七七	一〇、一七五	一一、二七八	一一、四八六
Nakon Rajasima	一四、〇〇〇	一四、一七〇	一四、二七〇	一四、三七〇	一四、四七〇
Nakon Sawan	一一、〇七〇	一一、一七〇	一一、二七〇	一一、三七〇	一一、四七〇
Nakon Sritamarat	一〇、八〇三	一〇、九〇三	一〇、九〇三	一〇、九〇三	一〇、九〇三
Pattani	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
Prachinburi	一四、〇〇〇	一四、一〇〇	一四、二〇〇	一四、三〇〇	一四、四〇〇
Pitsanulok	一〇、一〇一	一〇、二〇一	一〇、三〇一	一〇、四〇一	一〇、五〇一
Bayap	一、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇
Bhuket	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Rajburi	一〇、八〇〇	一〇、九〇〇	一一、〇〇〇	一一、一〇〇	一一、二〇〇
Udorn	一〇、〇〇〇	一〇、一〇〇	一〇、二〇〇	一〇、三〇〇	一〇、四〇〇
合計	九〇、三五九	九五、〇四〇	九五、三四〇	九五、六四〇	九六、〇四〇

二 カポック

從來土民自家用として、始んど全國的に栽培されたが、最近主として東部の投資になる三、四のシンヂケートの栽培を見る樹の栽培に大なる變動を與へた。當國に栽培されるものには Ngaw, Ngiw, Nun の三種があり、前二者は諸地に自生し、メンは多く栽培用に供せられる。共に强健なる性質を有し

第七六表 暹羅州別主要蔬菜植付面積・産量連年比較表

出所＝同前表

州名	植付面積（畝） 四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二	産量（噸） 四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二	時常産量（噸） 五一年九度二	六一年九度二
Krung Thep	三五	三七〇	四三五	九三五	一、六五四	一、八三〇	二五二	二、二〇
Ayudhya	六二七	七、〇九九	七、八八八	三四、五四九	三八、四四四	三八、八四四	一、九九	二、〇〇
Chandhaburi	一、七五	一、九八	二、〇五〇	五二、八八	四三、三三	八八、八八	二、九九	二、四四
Nakon Chaisri	一、三三	一、五八八	一、七七七	三四、九五七	三四、四四四	三五、〇九〇	二、八六	二、八六
Nakon Rajasima	二、〇九〇	二、四三〇	二、七八〇	三、八七五	四、四三五	五、〇七七	二、四四	二、四四
Nakon Sawan	一、四九〇	一、六四四	一、七五〇	二、八五〇	三、三四四	三、五五〇	二、二五	二、二五
Nakon Sritamarat	一、七七	一、九〇〇	一、九一一	一、九九九	二、一七六	二、一八八	一、四四	一、四四
Pattani	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、〇〇	一、〇〇
Prachinburi	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	二、〇〇	二、〇〇
Pitsanulok	二、九九六	三、四四九	三、四九八	二、四四〇	二、八八〇	二、八八〇	一、七七	一、七七
Bayap	五、二八三	五、三七七	五、四七一	四、八八八	四、八八八	四、八八八	二、八八	二、八八
Bhuket	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、〇〇	一、〇〇
Rajburi	四、三三	四、三三	四、三三	四、三三	四、三三	四、三三	二、〇〇	二、〇〇
Udorn	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、三五	一、〇〇	一、〇〇
合計	三四、七三五	三五、四四〇	三六、一四〇	一〇七、三四〇	一一四、四四〇	一一五、一四〇	三四、七四	三五、四四

第七八表 暹羅州別飼養牛輸出高連年比較表

出所＝同前表

州名	二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
Krung Thep					
Ayudhya	一、六三九	三、二八〇	三、〇一〇	三、〇一〇	三、〇一〇
Chandhaburi	一、四六八	七、六八三	七、〇八三	七、〇八三	七、〇八三
Nakon Chaisri	一〇、六四四	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
Nakon Rajasima	三四、一〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇
Nakon Sawan	三、九一一	三、七五七	三、四四四	三、五五〇	三、五五〇
Nakon Sritamarat	一〇、六三一	一、四四一	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
Pattani	四六、九六六	四七、一四八	四七、四四八	四七、四四八	四七、四四八
Prachinburi	一七、六五八	一三、四一一	一四、四四四	一四、四四四	一四、四四四
Pitsanulok	一〇一、四五六	二八、六五五	二七、四四一	二七、九八六	二七、九八六
Bayap	三五、〇八五	二五、七四四	二七、九八六	二七、九八六	二七、九八六
Bhuket	一一、七四一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
Rajburi	二、八二九	三四、〇四一	三四、四四一	三四、四四一	三四、四四一
Udorn	四四、〇八六	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
合計	四四一、八四六	三四、八四〇	三四、四四〇	三四、四四〇	三四、四四〇

馬 高原地方に於ける乘馬用、都市に於ける馬車用等に供し飼養は（缺）盛んでない。

第八〇表 暹羅州別飼養馬頭數連年比較表

出所＝同前表

州名	二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
Krung Thep					二四七
Ayudhya	一、六三九	三、二八〇	三、〇一〇	三、〇一〇	三、〇一〇
Chandhaburi	一、四六八	七、六八三	七、〇八三	七、〇八三	七、〇八三
Nakon Chaisri	一〇、六四四	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
Nakon Rajasima	三四、一〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇
Nakon Sawan	三、九一一	三、七五七	三、四四四	三、五五〇	三、五五〇
Nakon Sritamarat	一〇、六三一	一、四四一	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
Pattani	四六、九六六	四七、一四八	四七、四四八	四七、四四八	四七、四四八
Prachinburi	一七、六五八	一三、四一一	一四、四四四	一四、四四四	一四、四四四
Pitsanulok	一〇一、四五六	二八、六五五	二七、四四一	二七、九八六	二七、九八六
Bayap	三五、〇八五	二五、七四四	二七、九八六	二七、九八六	二七、九八六
Bhuket	一一、七四一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
Rajburi	二、八二九	三四、〇四一	三四、四四一	三四、四四一	三四、四四一
Udorn	四四、〇八六	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
合計	四四一、八四六	三四、八四〇	三四、四四〇	三四、四四〇	三四、四四〇

水牛 種牡の外は、去勢して專ら農耕用に供し、各農家は二、三頭乃至十數頭を飼養する。獸疫流行の際等は他より輸入して不足を補ふ。

第七九表 暹羅州別飼養水牛頭數連年比較表

出所＝同前表

州名	二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
Nakon Rajasima	四二、〇五五	四五、五五五	五〇、〇七七	五〇、〇七七	一、五四八、一四〇
Nakon Sawan	一、九六三	二、〇五五	二、一五五	二、二五五	二、三五五
Nakon Sritamarat	二、七〇〇	二、七四四	二、七八八	二、八三三	二、八七七
Pattani	二、七七六	二、八二二	二、八六七	二、九一一	二、九五六
Prachinburi	四、二七五	四、三八八	四、四九八	四、六〇八	四、七一八
Pitsanulok	三、六六六	三、七七七	三、八八八	三、九九九	四、一一一
Bayap	三、三三三	三、四四四	三、五五五	三、六六六	三、七七七
Bhuket	二、三四五	二、四五六	二、五六七	二、六七八	二、七八九
Rajburi	四、三三三	四、四四四	四、五五五	四、六六六	四、七七七
Udorn	一、三五五	一、四〇〇	一、四四五	一、四九〇	一、五三五
合計	七〇、〇五九	七四、〇四〇	七八、〇二一	七八、四四〇	一、六四八、一四〇

牛車 運搬用として重要なる地位を占め、其數は馬匹に比し遙かに多く、一般に使用せられ、其數は左の如し。

第八一表 暹羅州別牛車數連年比較表

出所＝同前表

州名	二一年九度二	三一年九度二	四一年九度二	五一年九度二	六一年九度二
Krung Thep	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Ayudhya	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Chandhaburi	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Nakon Chaisri	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Nakon Rajasima	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Nakon Sawan	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Nakon Sritamarat	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Pattani	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Prachinburi	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Pitsanulok	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Bayap	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Bhuket	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Rajburi	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
Udorn	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
合計	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇

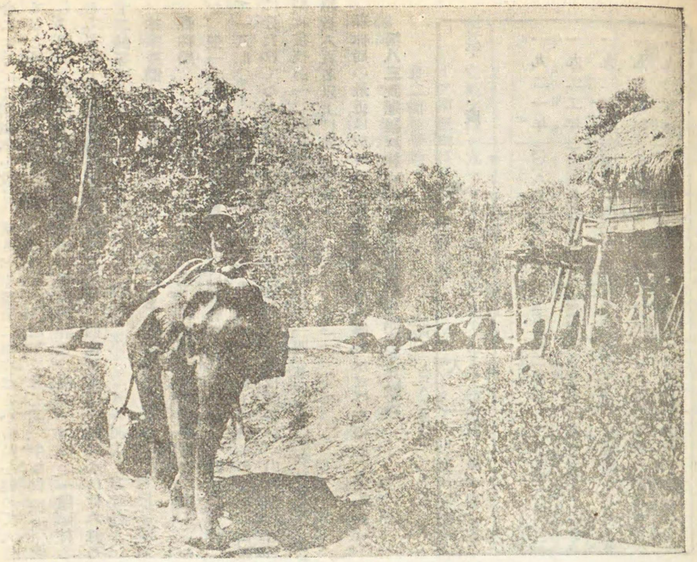

チーク搬出中の象

部分即ち全面積の五〇―六〇%は鬱蒼たる森林を以て蔽はれ、而も熱帶的氣温、異常なる山嶽、多種類の植物を包有し、千變萬化の林相をば呈してゐる故に頗る有用材に富んでゐるが、殊にチークの産出を以て有名である。運羅の森林を大別してチーク森林帶、常綠森林、他樹森林に大別し、常綠森林は更に多種類の森林に分割されるが、特に經濟的價値あるは熱帶常綠森林並に海濱及濕地森林である。チーク森林は主として北緯一七度より北部國境に至る間及東經九七度三〇分―同一〇一度二〇分の間にあり、熱帶常綠森林は北部運羅の諸所に主として河川附近の濕潤なる低地に散在し、中部、東部兩運羅の間に橫臥し、半島及東南部運羅全森林面積の約七五%を被覆する。又海濱及濕地森林は所謂マングローヴ沼澤地に生じ、暹南河口、半島東海岸、東南部運羅の一部、半島西海岸の全地に渡りて存し、他樹森林と稱せられるは、チーク森林の外周に位置せる森林を呼稱し、當國全面積の過半を占めてゐる。

森林法摘要　運羅の林業はチークに依りて代表せられる。チークは北運羅に産しチーク材の全面積は約千二百五平方哩を算し、其殆んど全部は英國及丁抹等の會社に依りて借區せられ今や新規企業の餘地は殆んど無い有樣である。チーク以外の雜木林業は尙充分事業の餘地有りと言はれる。官有林は相當の資力を有するものに限り適當の手續を經れば借區し得る。雜木は之を分ちて無制限種及制限種の二種とする。無制限種は何等の制限無く伐採收益に供する事が出來るが、制限種は更に之を保護樹、有價の樹木及その他の樹木に三分され、保護樹は如何なる場合にも當該官吏の許可あるに非ざれば、之が剪枝伐採を禁ぜられてゐる。他の二種は許可を受け納稅の後之を伐採する事が出來る。之等の制限樹を伐採せんとするものは、必ず伐採許可書を得なければならない。伐採樹木の大さ、稅率等は各州により種々異つてゐる。チークは保護樹にして最も嚴重なる監督を受ける。即ち大要は(一)貸付年限を十五箇年とす(二)借區者の便宜により相互に租借山林の交換を許可し、又場

州名	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
Chanthaburi	九、一〇	一、五八三	一、五五一	一、五五七	一、五六二
Nakon Chaisi	九、三八八	一、四七一	一、四二〇	一、五一一	一、五九四
Nakon Rajasima	一、四七八	二、一九四	二、一九八	二、四九八	八、八九〇
Nakon Sawan	一〇、六八二	一、九七〇	一、九九六	一、九九五	二、〇四七
Nakon Sritamarat	一、三四一	一、六四八	一、七五一	一、七六一	三、八〇一
Pattani	三八	二五〇	二八四	二八三	二八一
Prachinburi	一、八三一	一、八八九	一、九〇九三	一、九六〇一	一、九八八八
Pitsanulok	九、四〇	二、一五九一	二、一四三一	二、一四三一	一、四四二一
Bayap	九、〇一九	一、四三八	一、五四八四	一、七一三五	二、四五三一
Bhuket	一、三八	一、五一〇	一、五四四	一、五四九	一、四八七
Rajburi	五、七一九	八、三〇一	八、五五八	八、七一〇	八、九三三
Udorn	一八、七一九	二、五六〇五	二、八一九	三、一三四	三、〇五四
合計	一二、五七八	三、三一〇一	三、三一八三	三、四一、五八	三、五六、〇四一

豚　盤谷及地方都會附近にては支那人の棚飼に依り、其他は放牧により て飼養し、又食用に供する。種類は支那の早熟種にて、約十箇月にて屠殺する加工用には不向なるが、頗る脂肪に富む。飼養頭數は不明、百萬頭を越ゆと云はれてゐる。

第八一表　運羅飼養豚輸出高連年比較表

出所日一九二六年度行商稅及海關年報

	單位	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
頭數	頭	一九六五七	二五五	一、四二五	一、五〇八	二、二三三
價額	錢	二五、六九五	五五、〇〇〇	一、五二、八〇〇	一、四二、八四〇	二、五五、一四六四

家禽　家鴨及鵞鳥、特に前者の飼養盛んで、家鴨は海岸地方は產卵用に他は屠殺用に供し、卵は少額の輸出がある。

林業

總說　中部大平原其他の米作に使用する小面積を除き、賸餘の地域の大

象　象が飼養畜類として數へられるのは恐らく運羅の特徴であらう。

第八二表　運羅州別飼養象頭數連年比較表

出所日一九二六年度統計年鑑

州名	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
Ayudhya	五	三	三	五	五
Chanthaburi	二	一	一	一	一
Nakon Chaisri	一	—	—	—	—
Nakon Rajasima	四〇	五〇	五一	五四	八九
Nakon Sawan	三九	五七	五四	五八	六〇
Nakon Sritamarat	二八	二八	二三	二八	一五一
Pattani	二五	二六	二三	二八	二七
Prachinburi	二	二九	二九	二九	三五
Pitsanulok	五一	五四	六四	六八	七九
Bayap	一二六	一五〇	一五五四	一六六四	三九一
Bhuket	二五	二七	二七	二八	二九
Rajburi	八〇	九七	一〇七	一〇六	一一〇
Udorn	二一	三八五	三八八	三九一	三九七
合計	六七〇七	七八〇七	八一五〇	八三八九	八七九五

林業

合によりては閉鎖林を設け、成るべく諸所に散在せる小借區を纏めて大借區となし以て整理に便ならしむ　(三)大借區は之を二分し其一半を伐採區域とし、向後十五箇年間導ら此區域内の伐採を許し、他の一半は之を豫備材となして次の十五箇年間の採伐區域に充用す　(四)林税率は普通一本に付六錢乃至十二錢等である。

林業勞働者は北部は多くはラオ族にして東部は安南人である。

森林局　一九二〇年度末に至る迄、森林局は内務省の監督に屬してゐたが、翌一九二一年度初期に農務省下に移管せられた。而して該局は大體に於て一八部(チーク地帶の林政を含む)より成り、尚此下に數多の支部及出張所に分たれてゐる。卽ち林務局長、林務顧問、林業技師各一、山林檢查官二、副林務技師一、森林主事一一、森林副主事一四、其他の下級森林官吏を合せ、總員六百名以上に達してゐる。

森林局の最近に於ける、森林收入、支出等を示せば左の如くである。

第八三表　運羅森林局收入・支出及利益額連年比較表

單位ルピー
出所ビルマ一九二八年運羅ディレクトリー

年度	收入 チーク	收入 雜木雜收入	收入 計	支出	利益
一九二一年	二、〇一、九三、七一	一、〇三、八九、三一	三、〇五、八三、〇二	二、一〇、三九、四二	九四、四三、六〇
一九二二年	一、七三、〇、八九	九二、一四、九一、三二	二、七五、一四、八〇	二、一八、五七、六〇	五六、五六、二〇
一九二三年	二、三九、一六、三二	一、〇七、七六、五	三、四六、九三、三四	二、三八、一〇、八八	一、〇八、八三、四六
一九二四年	一、八四、〇、五五	一、三八、〇四、二	三、二二、四四、八三	二、三五、八八、八二	八六、五五、八一
一九二五年	一、八三、八五、九五	一、三〇、三九、〇	三、一四、二五、八二	二、六二、〇五、三五	五一、八六、四七

第八四表　運羅チーク搬出徑路別伐出數量連年比較表

單位本
出所ビルマ運羅森林局報告

年度	メナム・チャオ・プライア河を流下せし本數(カド及サルウキーン河を流下せし本數(パー經由マルメイン經由メナム・チャオ・プライア河を流下せし本數(カドナムポー經由盤谷へ)	メコン河を流下せし本數(パー經由マルメイン經由盤谷へ)	計
一九二一年	七六、四七六	二二、三六	一〇七、〇五五
一九二二年	七七、五四四	一三、九五五	九九、二四五
一九二三年	一〇〇、八五〇	二五、五二五	一四五、〇三三
一九二四年	九八、〇八四	一三、三四〇	一二六、三七三
一九二五年	九八、四四八	一六、九五〇	一二八、三五五

概說　チーク森林はその森林地帶四一、〇〇〇平方哩中、約一〇、〇〇〇平方哩と見積られてゐる。同樹は落葉性喬木で、灰色の薄皮と長さ一—二呎の倒卵形大葉を有し、其好なる狀態の下にては亭々たる圓壔形樹幹となりて直立する。同地方にては生育世界最良と目され、現今最大なるものは胸通り二九呎五吋、全樹の高さ一五一呎に達するものがあると云ふ。産材は液材少くして心材多く、心材は適度の硬度と香氣を有し、伸縮の度極めて少き上耐久力に富み、鐵材を腐蝕せしめざる特性がある故に、造船用には欠くべからざる用材である。

伐採　伐採すべきチーク樹は先づ選定、次に測量し、番號を附して後、手幅の幅員及深度に樹周を裏ぶに切付け(所謂ガードリング)二、三年間放置して除々に枯死乾燥せしめ、流下に必要なる浮游性を與へると共に材の破裂を防ぐ。次に雨期土地の軟化せる時(伐倒の際及牽引するに材を損傷しない爲め)出來る丈地面近くに鋸を入れて伐倒する。

產量

第八四表　運羅チーク搬出徑路別伐出數量連年比較表　單位本　出所ビルマ運羅森林局報告

年度	メナム・チャオ・プライア河を流下せし本數(パー經由マルメイン經由メナムポー經由盤谷へ)	メコン河を流下せし本數(カド及サルウキーン經由マルメイン經由盤谷へ)	計
一九二一年	七六、四七六	二二、三六	一〇七、〇五五
一九二二年	七七、五四四	一三、九五五	九九、二四五
一九二三年	一〇〇、八五〇	二五、五二五	一四五、〇三三
一九二四年	九八、〇八四	一三、三四〇	一二六、三七三
一九二五年	九八、四四八	一六、九五〇	一二八、三五五

經由別	丸太平均體積 立方呎	本當り特許料平均額 盤	本當り林稅平均額
メナム・チャオ・プライア	七四七〇	九九九	三〇四
サルウキーン	二二一	一一二九	徵收せず
メコン	四七三四	二五八	〇九二

備考　右數字は一九一一—二四年度平均である。體積はメナム・チャオ・プライア河經由は見積、他は測定。但しサルウキーン河經由の數字は過去二箇年平均。

搬出　チーク丸太の運出は水路に依つて行はれ、西部にてはサルウキーン河を流下して緬甸のカド(kalé)及マウルメインに、中部にてはメナム・チャオ・プライアを辿つて盤谷に、東部にてはメコン河を下して四眞に搬出される。伐材は一頭又は數頭の象に牽引せしめて最寄の溪流又は荷車路に搬出し、水運によるものは、六月より十月末の間に雨水の泥濘を利用して密集堆積を防ぎつゝ主流に流出する。主流も北部にては數多の早瀨を有する爲め一〇〇—二五〇哩は其儘流下せしめ、組筏地點(サルウキーン河にては Kyaukan、メ・ピン、メ・ソン兩河にてはラヘン、メ・ヨム河にてはサワンカローク及スコータイ間、メ・ナーン河にてはウタラデイツトに至る。該地にて流材を捕取して長筏(メ・ピン河にては各四〇〇—四五〇本、メ・ヨム河にては各約二〇〇本)を組み、攔坐を防ぎつゝパーグナムポー(Pakunampo)に下す。

近時右の如き搬材の外次記諸種の新式搬材法を採用する。一は乾季中(十二、一月より雨期の初め迄)右荷車路に引出されたるチークを最近の浮流可能なる流水軌道により荷車輸送をなす方法で、過去二十年程北部運羅一般に行はれ、地方民(主としてラオ人)が之に從事する。二は人工的に種々の河路を作り、或は溪流を清掃し、又は水面を引上げる等の方法を講じ、運材に備へる。三は軌道を設け、機械力に依る運材を行ふ。四は滑材用斜滿を設け(水力を利用するものと否とがある)運材する。

パークナムポー林稅所にて數量體積を計算して、林稅を納付したる後、不適材を選出して之を地方商人に卽賣し(地方又は內地市場向に)、殘餘は盤谷上流一五—四〇哩間に在る貯藏地に流下する。此際メ・ピン、メ・ソン河を流下せし筏は二〇〇本以下の小筏に改組する。

木材會社より派遣された專門家は、貯藏所にて丸太を愼重に吟味し、(a)角材用丸太　(b)厚板用丸太　(c)ハネ物、(角材・厚板・薄板を製出し得ざるもので、製材所にてはねられた丸太と共に盤谷にて販賣するもの)の三種とする。

現今斯くして運出されるチークの三〇—四〇%はパークナムポー又は盤谷にて販賣される。盤谷には通常市の北方河岸に居住する馬來移民に賣付け、この仲買人は之を數多の小製材又は支那人手挽所に販賣して地方用材を製出する。其他の材は貯藏所にて右種類別の筏とし又はマークのみを附して其儘製材所に渡される。

製材　運羅產チークは形量共に不整一なる爲め、先づ四側及兩端を切除し整一なる角材とする。右切片は背板と稱し、少し許りの厚板も採取されるが、主として薄板或は小割材に製出し、角材となし得ない大丸太は全然厚板又は小割材に製材する。厚板とは幅六吋厚さ二・五吋以上のものを云ひ、薄板は幅は六吋以上であるが厚さは二吋以下のもの、小割材は殘餘の大さのものを指稱する。然し小割材中にも甲板用板又は床板と稱するものを含むが、凡て厚板、薄板よりも幅員狹小である。右諸材及屋根板の如き小數雜品を出來得る限り採取したる餘片は薪として販賣し、鋸屑及鉋屑は製材所にて燃料に

消費する。又小割材を製出し得ざる薄き背板は其儘諸種の用途に販賣する。角材にて輸出するものは、通常木口を切除することなく之を藏し、積出直前に切除し、右木口よりは短かき厚板、薄板及小割材を製出する。盤谷には歐人經營の大チーク製材所が五箇所、支那人經營が二、三箇所あり、爾餘は支那人其他各國人の經營せる小製材所及手挽所である。大製材所と雖も、米國に於けるが如き最新式のものを見ないのは、材質の相異、使用勞働者の低級にして勞銀に著しき差違のあること等に因るものと認められる。大製材所は先づ輸出用材を製材するが、小製材所及手挽所にては地方消費材を製出する。

輸出及格付　遲羅産チークは、右内國消費を除き過半は輸出される。積出前老練なる格付を行ふが、然し遲羅チーク貿易には一定の標準なく、各輸出商社各自の標準を決定するものである。大體原則として歐洲向角材は二種の等級に、印度、其他東洋市場向は三種の等級に分け、厚板、薄板等も略々同樣に格付を行ふ。

第八六表　遲羅チーク輸出數量及同價額連年比較表　出所ll同前表

輸出市場

年度	數量	價額	噸當り價格
	噸		
一九一二年	五六、五四七・三	八七九、一〇七	一五、六〇
一九一三年	五八、三七八・二五	八、一九八、九七	一四、〇六
一九一四年	五六、二八四・二五	六、八九六、〇一五	一二、一八
一九一五年	四二、八四九・〇九	五、六三六、八六一	一三、二四
一九一六年	五九、三四九・〇〇	八、三一八、五八三	一四〇、一九

第八七表　遲羅チーク國別輸出數量歩合連年比較表　出所ll同前表

年度	總輸出量	印度及錫蘭	香港	支那	英國	日本	歐洲諸國	其他
	噸	%	%	%	%	%	%	%
一九一二年	五一八五六・三五	二七・四五	三八・七	一〇・三一	三・三	九・八五	三・四四	六・四一
一九一三年	五八三七八・二五	二一・六九	四四・一〇	一二・六四	三・七五	六・六九	四・六四	七・六九
一九一四年	五六二八四・二五	二三・二七	三六・七七	八四・一	三・九七	六・八〇	七・七三	九・七八
一九一五年	四二八四九・〇九	二三・四〇	一九・五七	一三・三四	三・九七	六・九七	一二・六二	一八・八二
一九一六年	五九三四九・〇〇	二七・二四	二九・二一	九・九三	一・七七	七・〇〇	五・八五	八・三五

林業會社　現在遲羅に於てチーク林有權者數は二十八件である。此外多數に小有權者存在するが、今主なる會社名を國籍別に擧ぐれば次の樣である。

英國人會社　The Bombay Burmah Trading Corporation, Ltd., The Borneo Company, Ltd.The Anglo-Siam Corporation, Ltd., Louis T. Leonowens, Ltd.

丁抹人會社　The East Asiatic Company, Ltd.

佛國人會社　East Asiatique Francaise

支那人會社　Lom Sam

而してチーク林經營請會社中約八五パセントは歐洲人會社、一四パセントは原住民の個人有權者により、殘余の一パセントが政府保有林である。

第八八表　遲羅チーク製材品別輸出數量・價額連年比較表　出所ll一九二六年度貿易年報

品名	單位	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度
角材	噸	二三五、六〇〇	二四七、一〇〇	二一九、四〇〇	一八五、三〇〇	二〇五、八〇〇
	錢	三、三六、一五四	三、四九、八〇四	三、一七、二〇四	二、七四、一〇四	三、〇四、二八九
板	噸	三、一〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、六〇〇
	錢	四四、一〇〇	四四、一〇〇	四〇、六〇〇	三四、八〇〇	三七、〇〇〇
屋根板	噸	一、八〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇
	錢	二五、六〇〇	二五、六〇〇	二二、八〇〇	一九、九〇〇	二二、八〇〇
丸太及木口材	噸	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一〇、〇〇〇	八、六〇〇	九、八〇〇
	錢	一六七、九〇〇	一六七、九〇〇	一四二、〇〇〇	一二二、三〇〇	一三九、三〇〇
小割材	噸	五、三〇〇	五、三〇〇	四、五〇〇	三、八〇〇	四、三〇〇
	錢	六四、二〇〇	六四、二〇〇	五四、四〇〇	四六、〇〇〇	五二、〇〇〇
其他	噸	一一、七〇〇	一一、七〇〇	一〇、〇〇〇	八、六〇〇	九、八〇〇
	錢	一四一、〇〇〇	一四一、〇〇〇	一二一、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	一一九、〇〇〇
計	噸	二五一、八五六・三五	二六三、八四九・二五	二三九、四八六・〇九	二〇一、四〇〇	二一八、四〇〇
	錢	三、五六七、八五九	三、七四、八〇四	三、四四、八〇四	二、九二、九〇四	三、二四、一八九

二　チーク以外の木材

遲羅には、此他チーク森林帶に生ずるチーク以外の木材が豐富に産出せられてゐるが、チークに比較して重要性を缺くを以て、次に簡單に材名別輸出數量價額表を揭げて參考に資する事にする。

第八九表　チーク以外の木材輸出數量及價額連年比較表　出所ll一九二六年度外國貿易及海運年報

材名	單位	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	一九一七年度
Agilla	噸	九四、〇四五	八九、一七〇	六三、六〇九	八〇、〇四	一三三、三一〇	不詳
	錢	一、三一〇	八〇四	八〇九	一、一九二	一、八一九	不詳
Chingchan	噸	※	※	※	※	※	一七、〇一〇
	錢	—	—	—	—	—	一三、一一〇

三　木材以外の林産物

ステイツクラック　ステイツクラックとはラック昆蟲（ラック介殼蟲）の分泌物にて染料と樹脂とを含有してゐる。以前は洋紅の代用品として前者のみを使用したが、アニリン發見後は其價値を減じ、後者を以て重要貿易品となるに至つた。遲羅にては現今ステイツクラック即ち生ラックのみを産出してゐるが、最近ガーネツトラック製造に努力しつゝある。

播種法―原生林にては、宿主植物の成育を充分ならしめる爲め寄生植物及古枝枯枝を除去し、防火の爲め下生を清掃する外、大害蟲たる蟻の發生を防ぐ爲め、接觸せる他樹の枝葉及附屬植物を除掃する。右準備は凡て播種前六箇月間に行ふ。次にラック虫の脫巢し初めたる時、最も大なる帶赤色の氣泡を有する外殼中より種ラックを選出して精洪に切取り、四―七日間以内に宿

厚板	噸	錢	噸	錢	噸	錢	噸	錢	噸	錢	噸	錢	噸	錢
	一二、八二二・四八	一四九、八四四	一、八八二・三三	一九、八二四・〇〇	一、一四〇・六〇	一四、一七二・四〇	一、一六〇・一〇	一四、一七二・四〇	一、一四〇・六〇	一四、一七二・四〇	一、一六〇・一〇	一四、一七二・四〇	一、一四〇・六〇	一四、一七二・四〇
屋根板	三一五・二二	三、六八六	二五、六八六	三、一七八	七、七六八	一〇〇、七一	七、七六八	一〇〇、七一	七、七六八	一〇〇、七一	七、七六八	一〇〇、七一	七、七六八	一〇〇、七一
丸太及木口材	一、八二二・七七	一八、七三二	一、八一八・七三	一八、七三二	三、七六四・〇〇	三〇九、九六五	三、七六四・〇〇	三〇九、九六五	三、七六四・〇〇	三〇九、九六五	三、七六四・〇〇	三〇九、九六五	三、七六四・〇〇	三〇九、九六五
小割材	五三〇・九〇	六四二・三四	六四二・三四	六四二・三四	一〇九・七一	一三二・七九	一〇九・七一	一三二・七九	一〇九・七一	一三二・七九	一〇九・七一	一三二・七九	一〇九・七一	一三二・七九
其他	五、一〇・六	四六、九六二	五、一〇・六	四六、九六二	一、四〇・六〇	一二、九六二	一、四〇・六〇	一二、九六二	一、四〇・六〇	一二、九六二	一、四〇・六〇	一二、九六二	一、四〇・六〇	一二、九六二
計	五、一八五・三五	六一九、六五九	五、一八・一五	六一九、六五九	五、三七八・一五	六四一、六五九	五、三七八・一五	六四一、六五九	五、三七八・一五	六四一、六五九	五、三七八・一五	六四一、六五九	五、三七八・一五	六四一、六五九

Mahlena	擔	錢	七、六七八	一〇、三一七	五四、六〇〇	一〇、三一〇	二、九五九・八	五、三一七	二、九五九・八	五、三一七	二、九五九・八	五、三一七	二、九五九・八	五、三一七
Playoong	擔	錢	六、三五五・七	一〇〇、〇八〇	七六、二三〇	一一四、六九〇	四九、二三八・九	七五、八八九	五八、八八・四	七、七三四	五八、八八・四	七、七三四	五八、八八・四	七、七三四
Foot	※	錢	—	—	三、一一七	七、一七二	二、一七九・四	三、一一七	二、一七九・四	三、一一七	二、一七九・四	三、一一七	二、一七九・四	三、一一七
Pradu	擔	錢	一五、〇一〇・八	五八、八三一	一九、八一一・七	七六、七八九	二、三五、三七一・二	八八、三〇	二、三五、三七一・二	八八、三〇	二、三五、三七一・二	八八、三〇	二、三五、三七一・二	八八、三〇
Sapan	擔	錢	九九、三四三・二	二、八一四	七四、四八三・二	一、九二〇	五、〇一二・八	一二、八四	七四、四八三・二	一、九二〇	五、〇一二・八	一二、八四	七四、四八三・二	一、九二〇
Yang	噸	錢	一五、八一五	一二、六七	一四、一八八	一二、六七	九四七・二	一二、六七	一四、一八八	一二、六七	九四七・二	一二、六七	一四、一八八	一二、六七
Yom Hom	噸	錢	六〇	一、一一二	五、六四九・二	一、一一二	一九七・三	一、一一二	五、六四九・二	一、一一二	一九七・三	一、一一二	五、六四九・二	一、一一二
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	※	錢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	噸	錢	六〇	一、一一二	五、六四九・二	一、一一二	一九七・三	一、一一二	五、六四九・二	一、一一二	一九七・三	一、一一二	五、六四九・二	一、一一二
	錢		八二、三〇一	七、一〇一	九七、七五五・一	一二、五〇八	三、四五一・四	一四、五〇八	九七、七五五・一	一二、五〇八	三、四五一・四	一四、五〇八	九七、七五五・一	一二、五〇八

註　※は其他に含まれてゐる、尙木材製品竝に品名無きものを省く

主樹の枝に定結する。外殻の密に被覆せざるものは二、三本の束となして接種する。斯くして二、三十日以内にラック蟲は完全に脫巢し、新しき枝に定着し呑針を以て樹汁を吸取する。漸次樹脂を分泌して枝を被覆し、幼蟲を育てゝ死滅する。幼蟲は五月頃再び脫巢して如上の生活を繰返へす。幼蟲は一年二回脫巢するが故に、播種方法は地方によりて相異する。東部にては十二月播種し、幼蟲の脫巢を待ちて收穫を行ひ、九、十月迄に再び新樹に播種する。バーヤップ地方に於ては一年唯一回卽ち十一、二月に播種し、九、十月採集する。

ラック採集、外殻を有する樹は之を切落し、一兩日天日で乾燥したる後、大なる外殻よりは木質を拔取り、再び十—十五日間乾燥して貯藏し、又はガンニー袋に詰める。

運羅に於けるラック培養狀況—運羅ラックはバーヤップ、ウドーン州又はウボン、ローイ・エット縣に培養され、ピトサヌローク州にも少量の培養がある。培養者は多く米作業者で、五—三〇樹の培養を副業的に行ふ。之に亞いで小商人の培養があり、四〇—一五〇樹を借入れて播種し樹木の持主に培養せしめ、其代償として收穫の半量を與へる。專門的培養者は料金を拂つて農民より宿主樹（多くは Pithecolobium Saman）五〇—四五〇本を借入れ、勞働者を雇傭して培養をする。

生産費—宿主樹（Pithecolobium Saman）百本の生産費見積

一〇〇本の借樹料	二〇〇—四五〇銖
種ラック（三擔）	二一〇—三〇〇銖
勞　銀	二五〇—二五〇銖
百本よりの收穫二五—四五擔として擔當り生産費	二〇—二六銖

第九〇表　運羅産地別ラック盤谷移出額連年比較表

年度	産地	コーラート	チェンマイ	パーツナム・ボー	ウタラデイト	デンジヤヤー	ナコン・ラムパー	其他	計
一九二一年		二二〇九六	一九二三	八四	四八七二	四七〇	八四八七	四三七	二七九八六
一九二二年		八四一七	四八〇五	一六八	三四九四	八八九	六三一七	二八二一	二六五二一
一九二三年		八三八〇	四二〇〇	—	三四七八	二二七七	六五六九	七二三	二四五二八
一九二四年		二一五八	七六七八	—	五〇五七	二一五九	一一四〇七	八八〇三	四五八一三
一九二五年		八七五四	五三三五	—	三五九五	二四八六	二二八八	二一〇八	四九四七六
合　計		六六一一	一、〇〇〇錢						

備考　Butea frondosa 及 Albizzia lucida は樹間距離遠く收穫少量である爲め生産費は右見積より高額となる。

宿主樹—ラック培養に適する樹木は當國内には約三〇種あり、多くは野生である。主なるものは Butea frondosa, Albizzia lucida, Pithecolobium Saman (A), Cajanus indicus (B), Combretum quatrangulare 等である。現今栽植されてゐるものは其中（A）及（B）で、其他の樹木は唯試驗期にある。（A）の栽培は現今廣く（特にチエンマイ地方にて）採用され、播種容易、成長迅速であつて、土質好適、溪流附近又は地下六米以内に地下水を有する脆弱なる土壤）ならば五年目より年々使用し得る。該樹は平均二五—四五カテイー（一〇〇カテイーが一擔のラックを產し、五、六年を經たる樹は一五—一〇〇カテイー、九、十歲となれば五〇—二〇〇カテイー、十五歲以上のものは五—七擔を產出する。該樹は著しく繁茂し、而もラック蟲は空氣と日光を必要とする關係上樹間距離を二〇米以上とするを理想とする。（B）はバーヤップ州にて採用され、播種容易で、（A）の如く特有なる土壤を必要としない（脆弱で多量の石灰を含有する土壤が良好）。樹齡は三、四年で、二歲以內に使用し得、手入充分なれば喫當り約二擔を產出する（緬甸式）。チエンマイ、プレー、ウタラデイット諸縣にては、樹間二米を置いて植樹し、六—十箇月以內に播種する。二回播種すれば切倒して新樹を再植し、喫當り約一〇—二〇カテイーを產出する（リユアン・プラバン式）。

產地及產量—北部及東部諸州に培養される。

產地別ラックの特性—

產地種別	生產狀況	宿主樹特性
チエンマイ・ラック	九〇%はチエンマイ縣より、殘餘はチエン・トウン、チエンライ、メホンソーン郡より產出	Butea frondosa Pithecolobium Saman Butea frondosa 國外にては其他 Cajanus indicus, Dalbergia spp. 等を使用する
チエンライ・ラック	地方產は約一〇%、其他は最寄の國外諸地より供給	
ラムパーン・ラック	地方產は約半量、他は大部分チエンライより供給	Albizzia Lucida
プレー・ラック	地方產七五%殘餘はナーン縣其他より供給	
ウタラデイト・ラック	產量極めて少量	
コーラート・ラック	地方培養は試驗中、ナーン、リユアン・プラバン及パク・ライ產品を中繼ウボン、ローイ・エット兩縣及ウドーン州より供給	Albizzia Lucida（ナーン）Cajanus Indicus（其他）主として Combretum quatrangulare 其他 Dalbergia spp., Cajanus indicus 等

入念に採集する爲め塵埃木質の混有部合極少、最良質

右より稍々多くの塵埃と木とを混有直接又はラムパーン、プレー、ウタラデイトを經由して盤谷へ移出、盤谷市場にて所謂ラムパーン・ラック

直接盤谷へ移出

チエンマイ・ラックと品質同樣

塵埃及木を多量に混有して最劣質

輸出―

第九一表　暹羅ステイツクラツク輸出高連年比較表　出所は一九二六年度外國貿易及海運年報

	單位	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
數量	噸	二七、九二一	二四、五〇七	三五、一六六	四五、三五四	三五、一六六	二九、三一一
價額	錢	一〇五、二五六、一九七	四五、三五、三八三	二四、五〇五、四一七	二六、二一、四一七	二九、三一、一六六	二九、三一、一六六
擔當り價格	同	七三、二八	七九、八七	八一、四三	七〇、二三	五六、六八	

第九二表　暹羅ステイツクラツク仕向地別輸出高連年比較表　出所は同前表

國別	單位	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	五箇年平均
新嘉坡	擔	二一、二〇一	一七、一三〇	二〇、一九〇	一七、四八一	一七、四八一	
	錢	一、四三六、七六二	一、二五、四五〇	一、三五、一〇四	九六、一七九、八	一、二七、一〇九	
米國	擔	三、〇三三	一、八六二	一、五四、一四	二〇、七四五	九、二八一	
	錢	二、九九、五三〇	一、二九、九一	一、四四、一〇〇五	二、一八、二五四	九三、八二、七五四	七三、六〇、六九
獨逸	擔	九九、七六	六三、五八一	一、四四、一九	二一、六五	四、七四	
	錢	八五、七六、二四	六二、五〇、六	一、八一、二五四	二一、六五、二四	四、七四、二一	二、一五、二三
英國	擔	二、〇〇五	二、九四三	九四〇	一、七九四	一、七二三	
	錢	二、八七、七二一	二、九四、八二八	一、二五、二四	一、七九、四〇	一、七二、三一	一、九四、二三
和蘭	擔	四一	—	一九三	五三、七二〇	一、八一、九四〇	
	錢	三三、六〇	—	一、九〇〇、八	五三、七二〇	一、八一、九四〇	四六、八四〇
印度	擔	三八、五	二、〇〇一	八、六〇〇	七、一九〇	九八、六四八	
	錢	二、一五、〇〇	二、一五、〇〇一	八、六〇〇	七、一九〇	九八、六四八	二七、九二、三
其他	擔	九	七一	七、五六	二四、二五二	二、一四	
	錢	三〇〇	二、一五、〇〇	七、五六、六	二四、二五二	二、一四、〇〇	五、六、八
計	擔	二一〇、二一	一七一、九〇	一三五、四〇五	一三五、一〇四	一三、八六七	
	錢	一、四三六、七六二	一、二九、九一	一、三五、四〇五	一、四四、一〇〇五	一、二七、一〇九	

備考　㈠本品は大部分輸出され、米、チーク、錫、魚類、家畜等に亞ぎ當國重要輸出品であつて、著しき增加を示してゐる㈡新嘉坡は中繼港である㈢輸出ラツクの用途は蓄音器レコード及絶緣材料（米國）、假漆製造（歐洲）で、內國にては漆器製造及生糸染色に當てられる

其他　野生護謨―彈力性ある野生ゴム、カタンカチユは多くコーラート方面の山林より產出し彈力性なき野生ゴム、カノンノツクは東海岸チヤンタブリー、其他コ・チヤーン等の島嶼より產出する。

樹脂類―藤黃、安息香、チヤン等數種類ありて、多く輸出せらる。

樹油―ヤン樹に穴を穿ち樹油の滴出したるものを採取し、清澄せしめ、鑵入として輸出す。ナムマンヤーンは卽ち是である。其沈澱物は、木皮、木葉を以て包裝し、附木又は燈火の代用となす、所謂ターイ（松明）と稱するものである。

樟腦―チエンマイの北部に產出し、粗製の儘盤谷市場に送らる。

種子類―主なるものは大風子、ホミカ等にして輸出せらるゝ。ミノバランも豐富であるが、乾燥極めて不完全なるが故に、未だ商品となるに至らず。

單寧科―マングローヴ皮、ロツクファー皮、シーシエット皮等の種類あり固形單寧も北部暹羅のチエンマイ地方に於て製造せらるれども純粹なるものなく、殆んど皆多少の土砂を混じ、製革用には用ひ難しと云ふ。

纖維類―麻黃麻に匹敵する數種の野生纖維植物及製紙原料樹皮等數多あり小莖蔻―深山幽谷に野生す。香味食料として重用せられ、多少輸出せらる。

蜜蠟―熱帶には多く養蜂なく、蜜蜂は林野殊に竹に巢を構ふ。是を採取して蜜を搾り、蜜蠟を製す。產出額は未だ內地の需要を充すに足らずと言ふ。

香木類―沈香、白檀等擧く全國に亘り產出す。

藤―全國に自生すれども、ボルネオ、スマトラ等に比し、採取數隆直ならざる爲、未だ商品として輸出せらるゝに至らず、馬來領地より切出す藤は從來新嘉坡市場に送らる。

漆―北部暹羅、チエンマイ地方より多く產するが、主として地方的塗物に消費せらる。其他コーラート、チヤンタブリー、チヤイヤー地方にも多少の產出あり。

第九三表　暹羅雜種林產物輸出數量價額連年比較表　出所は同前表

種別	單位	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度	七年度
ダマル	擔	三五、九二一	三六、九八一	三四、八〇五	三二、八五二	三六、〇六五
	錢	一、一〇一	一、一〇一	一、〇四、八〇五	一、一三、五二一	一、一四、八六〇
諸種の樹皮	擔	七一、一四〇	四一、八三四	三五、八三四	三五、八三四	三五、八三四
	錢	五二、三四〇	四一、八三四	三五、八三四	三五、八三四	三五、八三四
木炭	擔	六五、四一二	四〇、八四四	五五、九二八	六一、九八一	七五、七九一
	錢	四一、七一〇	三〇、八四四	五五、九二八	六一、九八一	七五、七九一
藤	擔	一〇三	—	一〇三	一〇三	一〇三
	錢	一一、七一〇	—	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇
油	擔	三五、三一〇	二四、九二一	二三、六六〇	二三、六六〇	二三、六六〇
	錢	三五、三一〇	二四、九二一	二三、六六〇	二三、六六〇	二三、六六〇
安息香	擔	三五、三一〇	二四、九二一	二三、六六〇	二三、六六〇	二三、六六〇
	錢	三五、三一〇	二四、九二一	二三、六六〇	二三、六六〇	二三、六六〇
ヤン油	鉢	八、六三三	八、六三三	八、六三三	八、六三三	八、六三三
	ガロン	九、八五九	九、八五九	九、八五九	九、八五九	九、八五九
籐	擔	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇

鑛業

沿革　暹羅政府が當國鑛業を直接管理するに至つたのは、蓋し十九世紀末に屬し、以前は其全權を知事が僭取し、鑛業地及租借權の獲得を濫許し、境界其他に關する係爭が絕えない狀態であつたが、一八九二年一月、鑛山局を創設し、歐人專門家及技師を招き組織的管理を初めたのである。一八九八年ブーケツトに、其後シンゴラ、ナコン・スリーダマラート、パタニー、ヤラー（Yala）、ペトン、スラーシュトラ、ランスアン及ラージブリー諸縣に支局を置いた。暹曆二四四四年（一九〇一年度）鑛業法を發布され、一九一八年右法を修正して現行鑛業法の發布を見るに至つた。因に右局は最初農務省に屬し、後大藏省に移轉（一八九六年度）したが、一八九九年再び農務省管下に置かれ、今日に及んでゐる。暹羅に於ける主要なる採鑛物は錫を主とし、金・石炭之に亞ぐ。

錫

第九四表　暹羅州・縣別錫鑛試掘權・採掘權數及同面積表　一九二六年三月末日現在　出所は一九二七年版盤谷及遠羅ディレクトリー

州・縣別	獨占試掘權 數	獨占試掘權 面積	採掘權 數	採掘權 面積
Bhuket 州	二四	三七、三六五	一四五	八、九九九
Bhuket 縣	一	三、〇〇〇	—	—
Sabul 縣	五	三四、一八	八〇	一〇、六〇二
Renong 縣	九	九八、一八	五五	一〇、六〇二
Takua Pa 縣	一七	三六、六六〇	七九	六、五九八
Panga 縣	八	二〇、九七一	八三	八、三三三
Trang 縣	八	二〇、九七一	八三	八、三三三
計	六四	二一二、二五	五四二	四四、七九八
Nakon Sritamarat 州				
Songkhla 縣	六七	一四六、八五三	九一	一二、四〇五

(イ) Hill Mining(Hm. Kra)、(ロ) Shaft Mining (Hm. Luang or Hm. Plong)、(ハ) Dredging、(ニ) Suction Cutter Dredge、(ホ) Hydraulic Pressure、(ヘ) Gravel Pumping

生産量

第九五表 暹羅州別錫生産高連年比較表

出所ニ一九二六年度農務省報

年度	ツプート州	マスナラリコン・トタニ州	パタニ州	ソアラリート州	計	增當り平均錫價
	噸	噸	噸	噸	噸	弗
一九一二年	九、六〇五	三、三六八	七、四〇八	一	一七、三七四	六六·〇
一九一三年	一〇、八〇八	二、七三六	八、四六八	七〇	一九、〇八四	一〇四·七
一九一四年	一〇、三四五	二、三六〇	七、四四五	一〇〇	一九、八五八	一三五·八
一九一五年	九、三九二	三、四九六	九、五八	五四	一三、〇七四	一三三·六
一九一六年	九、〇七二	二、五七五	七、六〇四	一、三五一	一三、三五二	一四九·四

第九六表 暹羅錫採鑛法別年産高連年比較表

出所ニ同前表

年度	淹漂法に依るもの 鈷鑛	淹漂法に依るもの 錫	其他に依る錫	計 錫
	噸	噸	噸	噸
一九一一年	五、六八六	四、六〇〇	一、三五八	一一、六四四
一九一二年	六、六九九	四、〇〇〇	一、三七〇	一一、九六九
一九一三年	六、六六一	四、〇〇七	一、四〇〇	一二、〇七八
一九一四年	五、七三八	五、三四六	一、三四〇	一二、四二四
一九一五年	六、六〇〇	四、五六八	一、三五〇	一二、五一八
一九一六年	五、六八六	五、三四四	一、三五〇	一二、四八〇

第九七表 暹羅州別錫生産高連年比較表

出所ニ同前表

州別	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年
	噸	噸	噸	噸	噸	噸
Pattani 州						
Pattani 縣	四	九五七				
Naradhivas 縣	一〇	一、九二九	三、五九九	三、九八一	三、九八一	三、九八一
Sailuri 縣	一			五	三八	三八
Yala 縣	一九	一、三三七	一、五七八	一、五七八	一、五七八	一、五七八
Betong (Yala) 縣	一四	一、三五三	一、三五三	一、三五三	一、三五三	一、三五三
計	五四	七、三五五	七、三五五	七、三五五	七、三五四	七、三五四
Rajburi 州						
Rajburi 縣	四	九六三	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
Kanchanaburi 縣	四	二、六三二	三	三	三	三
Prachuab Kirikhan 縣	三	三、六五一	一〇	一〇	一〇	一〇
計	一一	四、六四四	一、三六三	一、三六三	一、三六三	一、三六三
Nakon Rajasima 州						
Nakon Rajasima 縣	一	一、〇〇〇	一	一	一	一
全國總計	一三四	四四、〇五七	九四一	九、八四〇	九、八四〇	九、八四〇
Nakon Sritamarat 縣	一七	三、三七五	六一	九、〇一〇		
Surashtra 縣	一四	二、八〇一	五一	九、三五六		
Langsuan 縣	一	一、八〇〇	五一	四、三五五		
計	一〇一	一一、一三五	三七五	三、九六六		

採鑛法 (イ) Panning (淘漂法) (ロ) 運名 Hmüang Hab or Hm. Yai (煙捕)

第九八表 暹羅一九二七年度仕向地別錫及錫鑛輸出高表

出所ニ同前表

品別	地別	新嘉坡 數量	新嘉坡 價額	彼南 數量	彼南 價額	計 數量	計 價額
錫鑛		噸 八、一一三	弗 一、〇一〇、八一九	噸 一、三五一	弗 三一三、八八四	噸 九、四六四	弗 一、三二四、七〇三
錫		噸 三、五七九	弗 一、〇一〇、八一九	噸 一、三五一	弗 三一三、八八四	噸 五、二七九	弗 一、三二四、七〇三
錫（四、五、六、七號）		噸 三五	弗 二〇、九五			噸 三五	弗 二〇、九五

第九九表 暹羅錫製品輸入高連年比較表

出所ニ同前表

輸入	單位	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	一九一七年度
數量	瓩	三七、七三三	三二、四三一	八四、七九九	一七、一六四	二一、三九八	四九、〇五七
價額	銖	四四、〇五七	三八、八六六	一三、三七九、七五八	一、九三二、三七五	二、四九〇、五七九	四九、〇五七

第一〇〇表 暹羅一九二七年度仕出地別錫製品輸入高表

出所ニ同前表

輸入	單位	數量	價額
新嘉坡	瓩	六、五九八	四、〇〇二
香港		六、三六六	三、六八〇
米國		四二、〇五五	六三、〇七四
日本		三七、〇四五	六、八六三
關領印度		一〇、七八〇	二、五四五
獨逸		一、七七一	一、九八五
其他		一、〇一八	一、四〇五
計		一一三、九八八	四〇、五九九

鑛市場　總鑛業者は各鑛業中心地に代理商を有して自家鑛鑛を買取るものは Straits Trading Co., Ltd. 及 Eastern Smelting Co. にて、前者は新嘉坡に本店を、ブーケット其他諸所に支店を持ち、後者は主工場を彼南に、サンソン及ブーケットに代理商を有してゐる。暹羅鑛は殆んど全量原鑛の儘彼南（大部分）又は新嘉坡へ少量）へ輸出され、國内にて支那人のなぜる錫鑛は僅少である。

第九七表 暹羅鈷及錫鑛輸出高連年比較表

出所ニ一九二七年度英國貿易及關稅年報

年度	錫鑛 數量	錫鑛 價額	錫 數量	錫 價額	錫（四、五、六、七號） 數量	錫（四、五、六、七號） 價額
	噸	弗	噸	弗	噸	弗
一九一一年	一、六八四	三、三六八、〇五五	五、七七六	五、七七六、〇〇〇		
一九一二年	二、六六六	六、六六六、六六六	四、七四五	四、七四五、〇〇〇		
一九一三年	一、八六四	三、六六六、六六六	四、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇		
一九一四年	一、六六六	二、六六六、六六六	三、三三三	三、三三三、三三三		
一九一五年	二、六六六	五、三三三、三三三	三、三三三	三、三三三、三三三	三三三	二〇、九五
一九一六年	二、六六六	五、三三三、三三三	三、三三三	三、三三三、三三三	三三三	二〇、九五

第九八表 暹羅鈷及錫鑛輸出高表

出所ニ同前表

品別	地別	新嘉坡 數量	新嘉坡 價額	彼南 數量	彼南 價額	計 數量	計 價額
錫鑛		噸 八、一一三	弗 一、〇一〇、八一九	噸 一、三五一	弗 三一三、八八四	噸 九、四六四	弗 一、三二四、七〇三
錫		噸 三、五七九	弗 一、〇一〇、八一九	噸 一、三五一	弗 三一三、八八四	噸 五、二七九	弗 一、三二四、七〇三
錫（四、五、六、七號）		噸 三五	弗 二〇、九五			噸 三五	弗 二〇、九五

第九九表 暹羅錫製品輸入高連年比較表

出所ニ同前表

輸入	單位	一九一二年度	一九一三年度	一九一四年度	一九一五年度	一九一六年度	一九一七年度
數量	瓩	三七、七三三	三二、四三一	八四、七九九	一七、一六四	二一、三九八	四九、〇五七
價額	銖	四四、〇五七	三八、八六六	一三、三七九、七五八	一、九三二、三七五	二、四九〇、五七九	四九、〇五七

第一〇〇表 暹羅一九二七年度仕出地別錫製品輸入高表

出所ニ同前表

輸入	單位	數量	價額
新嘉坡	瓩	六、五九八	四、〇〇二
香港		六、三六六	三、六八〇
米國		四二、〇五五	六三、〇七四
日本		三七、〇四五	六、八六三
關領印度		一〇、七八〇	二、五四五
獨逸		一、七七一	一、九八五
其他		一、〇一八	一、四〇五
計		一一三、九八八	四〇、五九九

其他の鑛物　金―石炭と共に錫に亞ぐ鑛産であるが、工業としては尚其初期にあり、支那人及暹民により全國諸所の河床を洗滌して餘暇的に小規模採取を行つてゐる。砂金はペチヤブリーのバーン・サパン（Bang Sapan）、ワタナー（Wattana）、ムアン・ロム（Muang Lom）、ロブブリーのPu Kiriu 等が産地として知られ、又トモー（Tomo）―パタニー州）及クラビン（Krabin）に砂金及金鑛脈共に發見せられてゐる。數十年前外國企業家は採取を初めたが、失敗に歸した。

石炭―工業としては之も初期に在るが、金と共に重要視されてゐる。半島中央部トラン縣及スラーシュトラ縣下の産炭は Siam Coal Co.（一九二〇年政府援助の下に設立）によつて採掘されてゐるが、褐炭を産し暹羅セメント會社にて試用して成績良好であつた。

ウォルフラム―タサラ郡（Tasala―ナコン・スリタマラート州、サムイ島、シンゴラ縣、プーケツト縣等に多量に存するが、現今同鑛業は閉止されてゐる。

銅―チヤントウク（Chantuk）、カノン・プラ（Kanong Phra）及ロブブリー等に鋼脈が發見せられるが、現今尚試掘期にあり、市況と相俟つて有望なる企業をなすものと期待されてゐる。嘗て一丁抹人がチヤントウクの銅山を採掘して失敗した事がある。

寶石―チヤンタブリー州にルビー及サファイアを産出し、多く洗滌法に依りて採取する。一九二一年カーンブリー（Kanburi）縣にサファイア含有系統が發見され現今採掘中であるが、市況其化と相俟つて將來を有望視されてゐる。

鉛―パタニー州ヤラーに錫と結合して存在し、水選法にて分離し難いので地方にて鎔鑛して一種の白鑛とし鉛及錫の含有歩合に依つて五品等に分類する。カーンブリー其他にも方鉛鑛をなす錫が存在するが、商業的規模の採掘を見ない。

鐵―赤鐵鑛、チタン鐵鑛及磁鐵鑛となり當國到る所に弘く分布してゐるが、熔鑛用餅炭の存在せざる爲め、大規模の生産を見ず、僅かに地方消費を充たすに過ぎない。

水銀鑛―チヤンタブリー（又はチヤンタブーン）縣下に産出する。

安質母尼及モリブデン―前者はラムパーン後者はチヤンタブーンに産す。

鑛山收入　鑛山收入は大部分錫及錫鑛より徵收する鑛山使用稅で、殘部が試掘免許料である。錫の鑛山使用稅は所謂スライディング・スケールに基くもので、新嘉坡の時價に依つて算出する。

第一〇一表　暹羅政府鑛山收入連年比較表

出所＝一九二六年度統計年鑑及商工情報

年度	錫及錫鑛より收入	其他の收入	鑛山收入計	備考
	噸當平均價			
一九二二年	八六・六〇	一三四六・六〇一	二七五・四三〇	一・六三二・〇三一	弗
一九二三年	一〇九・八七	二・一〇二・八六八	四四八・四〇一	二・六五一・二八九	
一九二四年	一二三・五八	二・八四〇・一五五	六七二・〇〇一	三・五一五・一五七	
一九二五年	一三四・三二	三・三〇五・〇三七	五一九・九二一	三・八二五・一二八	
一九二六年	一四七・四二	三・六五三・八九一	六八四・七六二	四・三三八・六五三	

備考　鑛山使用稅徵收に付て、錫鑛の錫含有量標準を法律上七〇%とされてゐるが、上鑛は七二%を含有するものゝ如く、差額二%の同稅額は割戻金に相當する。

暹曆二四六一年（一九二八年度）鑛業法大要　全鑛物は國王に屬し、該法に據るに非ざれば採取其他の行爲を爲し得ない。右法施行前より斯業に從事せし者は一定條件の下に採鑛の權利を認める。試掘免狀に二種あり、一は普通試掘免狀にて一定の場所、而も原野に限りこを許可し、他は絕對試掘免狀にて三千噸以内の地域に限り試掘を許可するも兩者共、一年間有効）。採鑛免狀は二十五年間有効にて、鑛區又は鑛脈の場合は百噸以内、沖積鑛の場合は三百噸以内である。出願者は相當の資金を有することを要し、特種の事情なき限り二年中に一年以上の事業中斷を許さない。鑛業主は其區域内にて森林法に基き伐木の權利を有する。鑛業主は暹羅國内に住居し、鑛山局に事業主の姓名と共に住所を届出、年報を提出し、工場の安全を圖り、飲料水に害毒を及ぼさざる等の義務がある。

鑛業會議所　暹羅に於ける鑛業の利害關係者は、輓近礦谷に暹羅鑛業會議所（Siam Chamber of Mines）と稱する一協會を組織した。該協會創設の目的は、暹羅鑛業界の一般利益の保護及增進、團體として暹羅鑛業局との益々密接なる連絡、鑛業報告の蒐集分類及頒布、鑛業に關する問題の審議、暹羅鑛業に影響ある法制其他の諸項に關する立案、促進又は一般的討究、暹羅及其他の各所に於ける鑛業諸協會との間に鑛業事項に關する報告の傳達及交換をなすにある。同所は年々會頭副會頭及三名の普通會員を選擧し、同所の事務管理は月一回以上會合する會議に附せられてゐる。

水産業

概況　當國漁業一般を窺知する統計を缺くが、先づ當國に於ける漁業は頗る廣汎に亘る重要なる産業であること、當國産業の大宗たる農業の次位を占めること、沿岸民の主要職業であること、暹民の消費する主要食料品を生産すること及政府の重要なる財源であること等は斷言し得る事實である。收稅局長として永年漁業に關係を有せられたプイア・インドラ・モントリー（Piya Indra Montri）閣下の見積りに依れば、全國水産品年産額約二千五百萬銖臺であるが、之は輸出又は内國貿易に廻りたる額を基礎としたものであるから、是以外漁民間にて地方的に多額消費せられる水産品の價額を加ふる時、同上の數字は尚内輪な見積と認め得るであらう。水産業は斯の如く重要性を有するにも拘らず、佛教の然らしむる所以か政府の態度案外冷淡にて、從來收稅局内に稅務處理の爲め一課を置きたるに過ぎず、農務省内に水産局を設置し、米人技師 Dr. Hugh Maccormick Smith 氏を顧問とし、漁業調査に從事せしめたるは、蓋し比較的近年の事に屬してゐる。

當國漁業が、從來殆んど何等管理方法を講ぜらるゝことなくして尚國民の全需要を充たし來つた事實は、當國水産資源の如何に豐富にして、又如何に種類に富み、且供給を補足する自然力の如何に活潑なるかを物語るものである。況んや將來漁業を管理し、保護、人工增殖等の講ぜらるゝに於ては、その將來に於て益々多望なるものゝあることは儼に期待し得られる譯である。

漁撈方法　淡水漁業法―水・潮流迅き所では、水流に直角に二、三乃至三〇のボンパン（巾著網）を柵又は浮標に繋いで一連に布設するのが普通である。又竹簀を以て支流を横斷し或は沼澤を區劃して減水期又は旱魃時之に落ち來る魚を捕獲する。投網は到る處曳網、刺網（Nan）は物的條件頗好なる場所にて使用せられ、諸手の叉手網及掬網（暹名Chon Yai, Chon Pai, Yok Yaw 等）も博く用ひられる。

鹹水漁業法―主なるものは魚柵、揚繰、鍜鏘押掬網、鎚叩網、四手網、地引網等の諸漁業法に依り、ボー（暹語 Poh）魚柵も一般に行はれるが、大規模のもので、深海にては九、〇〇〇―一二、〇〇〇銖の設備費を要する。一九二二年度のボー魚柵數を示せば、ナコン・チヤイスリー州一三七、チヤンタブリー州一九五、プラチンブリー州一一七、ラージブリー州二六九、ナコン・スリタマラート州（スラーストを含む）三一〇、クルン・テープ州四〇、プーケツト州五七七、計一、六四五である。

漁業者・漁期　淡水漁業者及漁期―暹民の大多數は佛教徒なる爲め、大漁場投資者は在暹安南人及其系統のもの多く、又農民の大多數は一時的に漁業に從事する。漁期は普通減水期より著手し、十二月、一月最も盛んである。鹹水漁業者及漁期―溫度の差少く、潮流少き爲め、魚類の移動多寡を左右

Meo (Pla Hang Kai 魚骨), Pla Sua, Pla Nuad Fram, Pla Men, 魚骨), Pla Nuan Chai (Cirrhina), Pla Kasap (Hemipar), Pla Tong 魚骨), Pla Lin Ma, Pla Lin Kwai (魚骨), Pla Bu (魚骨).

Pla Kalee, Pla Solid, Pla Bet, Pla Hairfin (Osphronemidae) — 蓮羅科魚類に注ぶ。チャネ・マナタイ・ケトラ・ケトラ・ケトラ

品別	位單	三一年九二度	四一年九二度	五一年九二度	六一年九二度	七一年九二度
其他の鹽魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽乾魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚卵	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
外鹽魚の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚以外の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

第一〇五表　暹羅一九二七年度仕出地別水產物輸入表　出所日同前表

仕出地別	位單	合計	其他國	英領馬來	日本	支那	香港	緬甸	Koh Kong	印度	彼南	新嘉坡
鹽	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
魚以外の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
外鹽魚の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鯖	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰯	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰹	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鯖	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰯	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰹	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

第一〇四表　暹羅一九二七年度仕向地別水產物輸出高表　出所日同前表

品別	位單	合計	其他國	英領馬來	日本	支那	香港	緬甸	Koh Kong	印度	彼南	新嘉坡
鹽魚以外の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽乾魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚卵	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
外鹽魚の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鯖	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰯	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰹	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

品別	位單	三一年九二度	四一年九二度	五一年九二度	六一年九二度	七一年九二度
其他の鮮魚類	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
其他の鹽魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽乾魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚卵	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
外鹽魚の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鯖	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰯	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰹	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

第一〇三表　暹羅水產物輸入高連年比較表　出所日同前表

輸出・輸入

暹羅が鹽魚たるに過ぎず。尚產鹽の大部分は鹽坡に輸出す（工業の部參照）。

第一〇二表　暹羅水產物輸出高連年比較表　出所日一九二七年度外國貿易年報

品別	位單	三一年九二度	四一年九二度	五一年九二度	六一年九二度	七一年九二度
其他の鹽魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽乾魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚卵	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
鹽魚其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
外鹽魚の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鹽漬	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鯖	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰯	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌鰹	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
雌其他の鮮魚	錢	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	鐵	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五

産に關する法令　運羅には其昔ラタナコーシン暦一二〇年發布の水産税法あるのみにて、地方長官をして其施行を擔任せしめてゐるが、其大要を示せば次の如くである。一、漁獲區域は、水族蕃殖の爲めに設けたる禁獵區域と一般に許可されたる許可區域との二種とする（第五條）。二、水産税を左の六種とする　㈠市場に於ける鮮魚の賣買價格に從つて徴收するもの　㈡漁場の廣狹に據るもの　㈢或禁獵區域内に或特定人に限りて許す特許料　㈣或特許區域に於て特定人に或特定方法を以て漁業に從事せしむる特許料　㈤規定せられたる漁具に據るもの　㈥規定せられたる各種の漁具を使用する人數に據るもの（第六條）　前記㈠の徴税を行ふ地方にては、㈤、㈥の税を免除する。但し漁場遠く、鮮魚を市場に販賣することを不可能にて、徴税の途なきときは之を除き、又漁場によりては賣買價格の百分の十九を超えざる範圍内にて適宜に税率を定むることを得（第七條）　又㈢の許可は州總督の權限にあり、競走入札に付すも（第八條）　州總督又は當該主任官吏は、境界を劃し、漁業方法を定めしめ、漁業區域内に於て一人に漁業を許可する（第十條）　セナーボデヤーは百分の十以内の漁具税を定む（第十一條）　其他の漁具を使用するものには人數に從ひ許可税を定める（第十二條）　三、禁漁區域は、寺院の境内又は夫より五粁以内の漁業池（第九條）　四、河水氾濫し、若しくは魚族産卵期に於ける産卵場にての特定漁法禁止（第十四條）及漁場に毒藥投入の禁止（第十五條）　五、罰則

工業

精米業を除きては甚だ振はず、加工品は凡て之を海外に仰ぎ、造船建築材其他の原料品を輸出して貿易の均衡を維持してゐる。左に主なるものに就きて概説せん。

精米・製材業　前者に就ては農業の部、後者に就ては、林業の部參照

電氣事業　官營發電所及運羅電力會社の二社は孰れも盤谷市並に其郊外に點燈用電力を供給してゐる。後社は丁抹人の管理に係る白耳義會社で、其附屬會社も亦同市に電車の運輸をなす。

造船業　船渠會社には運羅會社及英國會社の二社があり、共に英人の經營に係り、小蒸汽船を造る上記二者は、造船の外二、三の建築請負業者と共に建築請負をも兼營してゐる。

セメント製造業　盤谷近郊に The Siam Cement Co., Ltd.（一九一三年創設現在資本金三百萬銖）があり、製造セメントは到底本邦品又は、丁抹品に及ばぬが、然し近來可なり優秀なるものを見るに至つた。殆んど全部國内にて消費されるが、一部新嘉坡に輸出して好評を博しつゝある。原料たる粘土及泥灰岩は國内に擇つてゐるが、用炭の多くは外國に仰いでゐる。該社は永久性ある最初の純製造企業會社であつて、現今年當り製造能力約二十萬樽と稱せられ、年々十萬樽以上を製造してゐる。

製紙業　盤谷近郊及北部運羅には無光澤粗製紙が製造される。原料は前者地方にては Koi（學名 Streblus asper）の樹皮、構（カヂ）（學名 Broussonetia papyrifera）の樹皮である。最近陸軍測量局は新式機械を以て小製紙工場を建設したが、近く全中央官廳用紙を十分に供給し得るに至ることゝ期待されてゐる。

陶器製造業　赤色の素燒土器は、地方消費用として多くの地方に製造され、盤谷北部に産する壺は僅少の輸出を見る。チエンマイ近邊にては綠色の釉藥をかけたるものを製造するが、生産少量にて廣く需要を充たし得ない。ウボン及チエンマイには白色粘土があり、白色素燒を製造する。

絹綿織業　東部運羅諸縣には生糸を産し、地方民は自己の常用着を紡織する。然し右の中にはスリーン縣ナーン・パウン（Nang Pawng）邨の諸村と同じく少しく長質のものを産し、陸路緬甸に輸出する。一九二四年に終る五箇年平均陸路緬甸向生糸輸出額は五〇八、九八三留比、絹織物七八九、〇七四留比、盤谷輸出生糸は一九二六年三月末迄の五箇年平均二二四、九二九銖である。

漆器製造　盤谷の該工業は一時盛大であつたが、現今は稍衰れ、主としてチエンマイに産し、國内大都市にて販賣されてゐる。同品は粗製品にて日本物には遠く及ばず、通常黒地を配し、時に生地を籠細工に擂り、又は眞珠母を鏤めることもある。漆の原料は北部運羅に産出する漉名 Mai Rak（學名 Melanorrhoea usitata）の脂油である。

金銀細工　運羅人支那人が從事してゐるが、運羅人の細工は通常支那人より精巧である。

籠類及マツト細工　從來主として運羅灣東岸チヤンタブリーに産出したが、近來パタニーの馬來人間にも行はれ、最近其製造學校迄設立された。原料はチヤンタブリーに産するマツト莚の外、半島にては寧ろ性羊齒に擇つてゐる。全部國内消費である。

製酒　專賣酒ラオ・ロン（原料は米）に免許されたる小賣人之を販賣し、盤谷には西河岸、地方には各大都市に蒸溜工場があり、各自地方の供給を計つてゐる。

製鹽業　海水より採鹽する外、北部及東部諸州には數多の鹹水井があり、其製鹽は印度支那に輸出する。又東北部運羅には盛んに地中より採鹽する。北部例へばナーンにては岩鹽が採取されるが、漸次天日鹽の侵蝕を受けてゐる（水産業の部參照）。

其他　製水・釘・石鹸・煙草・煙火・藥品・製革及牛車々體の各種製造工場等があり、就中製革業は主として支那人の掌中にある。

第一〇六表　運羅對諸外國別一九二六―二七年度セメント輸出入高比較表

出所＝一九二七年度外國貿易及海運年鑑

國別	輸入 一九二六年度 數量	輸入 一九二六年度 價額	輸入 一九二七年度 數量	輸入 一九二七年度 價額	輸出 一九二六年度 數量	輸出 一九二六年度 價額	輸出 一九二七年度 數量	輸出 一九二七年度 價額
新嘉坡	一四四、八五九 桶	九二四一 銖	三五、七二五 桶					
香港	八三〇五〇	一九五〇						
支那	—	—	—	—				
日本	一五四五七五二	四八六九四	四八六九四	三〇六五〇	一〇〇七 噸	六三五〇 銖		
英國	五七四〇一	二〇六五〇	二〇六五〇	四七〇五〇	—	—		
印度支那	一七〇〇、九八八	四七〇五〇	一七〇一〇〇〇	三〇六五〇	二一五二〇	六二五〇	一八四五〇	
丁抹	四、八〇九、八九〇	二六七、九三八	四、一〇六、二一〇	二七二四	—	—	—	
獨逸	四五〇六	六八二						